
庄内町地域防災計画

令和3年3月
庄内町防災会議

目 次

第1編 総則	1
第1章 総則	1
第2章 庄内町の特質と災害要因	2
第1節 自然条件.....	2
第2節 社会的条件.....	3
第3節 災害履歴.....	5
第4節 既往地震とその被害.....	5
第3章 予想される被害等の状況	12
第1節 河川災害の予測.....	12
第2節 地震災害等の予測.....	15
第4章 庄内町地域防災計画の基本的な考え方	29
第5章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱	35
第2編 震災対策編	51
第1章 災害予防計画	51
第1節 地震に関する調査研究計画.....	51
第2節 地震観測体制の整備計画.....	52
第3節 防災知識の普及計画.....	53
第4節 地域防災力強化計画.....	58
第5節 災害ボランティア受入体制整備計画.....	65
第6節 防災訓練計画.....	68
第7節 避難体制整備計画.....	71
第8節 救助・救急体制整備計画.....	78
第9節 火災予防計画.....	81
第10節 医療救護体制整備計画.....	84
第11節 地震防災施設等整備計画.....	88
第12節 防災用通信施設災害予防計画.....	91
第13節 地盤災害予防計画.....	94
第14節 孤立集落対策計画.....	100
第15節 都市防災計画.....	102

第16節	建築物災害予防計画.....	1 0 4
第17節	輸送体制整備計画.....	1 0 9
第18節	各種施設災害予防対策関係.....	1 1 4
第1款	交通関係施設災害予防計画.....	1 1 4
第2款	土砂災害防止施設災害予防計画.....	1 1 7
第3款	河川施設災害予防計画.....	1 2 2
第4款	農業用施設災害予防計画.....	1 2 4
第5款	ガス供給施設災害予防計画.....	1 2 6
第6款	上水道施設災害予防計画.....	1 2 9
第7款	下水道施設・農業集落排水施設災害予防計画.....	1 3 4
第8款	危険物等施設災害予防計画.....	1 3 8
第19節	食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画.....	1 4 1
第20節	文教施設における災害予防計画.....	1 4 3
第21節	要配慮者の安全確保計画.....	1 4 7
第22節	積雪期の災害等予防計画.....	1 5 3
第2章	災害応急計画.....	1 5 6
第1節	活動体制関係.....	1 5 6
第1款	災害対策本部.....	1 5 6
第2款	職員の動員配備体制.....	1 6 7
第3款	広域応援・受援体制.....	1 6 9
第4款	広域避難受入計画.....	1 7 5
第5款	自衛隊災害派遣計画.....	1 7 8
第6款	災害ボランティア活動計画.....	1 8 3
第2節	情報収集伝達関係.....	1 8 5
第1款	通信計画.....	1 8 5
第2款	地震情報等伝達計画.....	1 8 8
第3款	災害情報の収集・伝達計画.....	1 9 2
第4款	広報計画.....	1 9 4
第3節	避難計画.....	1 9 9
第4節	避難所運営計画.....	2 0 8
第5節	災害警備計画.....	2 1 9
第6節	救助・救急計画.....	2 2 2
第7節	消火活動計画.....	2 2 5
第8節	医療救護計画.....	2 2 8
第9節	遺体対策計画.....	2 3 2
第10節	交通輸送関係.....	2 3 5

第1款	輸送計画	235
第2款	道路交通計画	238
第11節	各種施設災害応急対策関係	241
第1款	土砂災害防止施設災害応急計画	241
第2款	河川施設災害応急計画	243
第3款	農地・農業用施設災害応急計画	245
第4款	ガス供給施設災害応急計画	247
第5款	下水道施設及び農業集落排水施設災害応急計画	250
第6款	危険物等施設災害応急計画	253
第12節	農林業災害応急計画	256
第13節	生活支援関係	259
第1款	集積配分拠点運営計画	259
第2款	食料供給計画	262
第3款	給水・上水道施設応急対策計画	265
第4款	生活必需品等物資供給計画	270
第5款	保健衛生計画	272
第6款	廃棄物処理計画	277
第7款	義援金品受入、配分計画	281
第14節	文教施設における災害応急計画	283
第15節	要配慮者の応急対策計画	288
第16節	応急住宅対策計画	292
第17節	災害救助法の適用に関する計画	301
第3章	災害復旧・復興計画	306
第1節	民生安定化計画	306
第2節	金融支援計画	315
第3節	公共施設等災害復旧計画	319
第4節	災害復興計画	325
第3編	風水害等対策編	329
第1章	災害予防計画	329
第1節	気象等観測体制整備計画	329
第2節	防災知識の普及計画	331
第3節	地域防災力強化計画	335
第4節	災害ボランティア受入体制整備計画	337
第5節	防災訓練計画	337

第6節	避難体制整備計画.....	338
第7節	救助・救急体制整備計画.....	349
第8節	火災予防計画.....	349
第9節	医療救護体制整備計画.....	349
第10節	防災用通信施設災害予防計画.....	349
第11節	地盤災害予防計画.....	350
第12節	孤立集落対策計画.....	356
第13節	都市防災計画.....	356
第14節	建築物災害予防計画.....	357
第15節	輸送体制整備計画.....	359
第16節	各種施設災害予防対策関係.....	359
第1款	交通関係施設災害予防計画.....	359
第2款	土砂災害防止施設災害予防計画.....	359
第3款	河川施設災害予防計画.....	359
第4款	農業用施設災害予防計画.....	360
第5款	ガス供給施設災害予防計画.....	360
第6款	上水道施設災害予防計画.....	360
第7款	下水道施設・農業集落排水施設災害予防計画.....	360
第8款	危険物等施設災害予防計画.....	360
第17節	食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画.....	360
第18節	文教施設における災害予防計画.....	360
第19節	要配慮者の安全確保計画.....	361
第2章	災害応急計画.....	364
第1節	活動体制関係.....	364
第1款	災害対策本部.....	364
第2款	職員の動員配備体制.....	375
第3款	広域応援・受援体制.....	377
第4款	自衛隊災害派遣計画.....	377
第5款	災害ボランティア活動計画.....	377
第2節	情報収集伝達関係.....	378
第1款	通信計画.....	378
第2款	気象情報等伝達計画.....	378
第3款	災害情報の収集・伝達計画.....	396
第4款	広報計画.....	396
第3節	避難計画.....	397
第4節	避難所運営計画.....	404

第5節	災害警備計画.....	404
第6節	救助・救急計画.....	404
第7節	消火活動計画.....	405
第8節	医療救護計画.....	406
第9節	遺体対策計画.....	406
第10節	交通輸送関係.....	406
第1款	輸送計画.....	406
第2款	道路交通計画.....	406
第11節	各種施設災害応急対策関係.....	407
第1款	土砂災害防止施設災害応急計画.....	407
第2款	河川施設災害応急計画.....	410
第3款	農地・農業用施設災害応急計画.....	413
第4款	ガス供給施設災害応急計画.....	415
第5款	下水道施設及び農業集落排水施設災害応急計画.....	415
第6款	危険物等施設災害応急計画.....	416
第12節	農林業災害応急計画.....	418
第13節	生活支援関係.....	419
第1款	食料供給計画.....	419
第2款	給水・上水道施設応急対策計画.....	419
第3款	生活必需品等物資供給計画.....	419
第4款	保健衛生計画.....	419
第5款	廃棄物処理計画.....	419
第6款	義援金品受入、配分計画.....	419
第14節	文教施設における災害応急計画.....	420
第15節	要配慮者の応急対策計画.....	424
第16節	応急住宅対策計画.....	428
第17節	災害救助法の適用に関する計画.....	436
第3章	災害復旧・復興計画.....	437
第1節	民生安定化計画.....	437
第2節	金融支援計画.....	437
第3節	公共施設等災害復旧計画.....	437
第4節	災害復興計画.....	437
第4章	個別災害対策計画.....	438
第1節	水害対策計画.....	438
第1款	水防管理団体等体制整備計画.....	438
第2款	洪水予報・水防警報・避難勧告等伝達計画.....	441

第3款	水防活動計画	445
第4款	応援計画	446
第2節	大規模土砂災害対策計画	447
第3節	火山災害対策計画	451
第4節	雪害対策計画	465
第1款	ライフライン等確保計画	465
第2款	雪崩防止計画	470
第3款	住民生活の安全確保計画	474
第5節	竜巻・台風・突風対策計画	479
第6節	航空災害対策計画	481
第1款	航空災害予防計画	481
第2款	航空災害応急計画	482
第7節	鉄道災害応急計画	485
第1款	鉄道災害予防計画	485
第2款	鉄道災害応急計画	487
第8節	道路災害対策計画	491
第9節	林野火災対策計画	494
第1款	林野火災予防計画	494
第2款	林野火災応急計画	498
第10節	原子力災害対策計画	501
第1款	総則	501
第2款	原子力災害予防計画	505
第3款	原子力災害応急計画	509
第4款	災害復旧計画	514

用 語 集

用 語	意 義
マグニチュード	<p>「マグニチュード」は、地震そのものの大きさ（エネルギー規模）を表す単位で、数値が大きいほど大規模である。</p> <p>マグニチュードの数字が1増えると、地震のエネルギーは約32倍に、2増えると1000倍となる。マグニチュード8の地震は、マグニチュード6の地震の1000倍ものエネルギーがある。</p> <p>また、「震度」は地震のゆれの大きさを表す。震度は、震源地に近いときには大きく、遠いときには小さくなる。震度は平成8年10月からこれまでの「震度5」、「震度6」を「震度5弱」、「震度5強」及び「震度6弱」、「震度6強」に分け、10階級となっている。</p>
住民（町民）	<p>町の地域に住所を有する者、他市町村から町の地域に通学・通勤する者及び災害時に町の地域に滞在する者等をいう。</p>
「自助」「共助」「公助」	<p>災害時の危機管理には「自助」「共助」「公助」の三つのレベルが想定される。</p> <p>「自助」は、住民一人ひとりが災害への備えをすることであり、大規模災害時には、救助の手が行き渡らないこともあり、特に負傷もせず独自行動をとれる人であれば、公の手を待つ前に自主行動すべきである。</p> <p>「共助」は、自治会や自主防災組織をはじめ、ボランティアなど各種の連帯組織なども含まれる。</p> <p>「公助」は、国、県、町など行政機関による対応。国としては自衛隊や海上保安庁、県では警察、町レベルでは消防機関や消防団などとなる。</p> <p>「自助」「共助」「公助」は、どれが欠けても実効性のある災害対策とはならない。それぞれ課せられた任務を忘れずに、危機管理の精神で災害に立ち向かわなくてはならない。</p>

用 語	意 義
減災	<p>災害に対する備えとして、「被害を出さない」ことを目指すのではなく、「災害による被害をできるだけ小さいものにとどめる」ことを目指す考え方。また、そのための一連の取組のこと。</p> <p>地震や風水害、津波などの自然災害は避けることが難しく、被害をゼロに抑えることは非常に困難であるが、被害を少しでも減らすことは可能であり、平常時から取組むことができる、という発想に基づいている。</p> <p>また、災害における地域の弱点を見出し、対策を講ずるとしても行政のみで対策をとるだけでは、減災は達せられないため、近年は行政と住民が協働で地域の防災力を向上させようという防災まちづくり事業が多く、市町村において取組まれるようになりつつあり、減災は防災まちづくりにおけるひとつの戦略として浸透しつつある。</p>
指定行政機関	<p>次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第3項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関 ・内閣府設置法第37条及び第54条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第1項並びに国家行政組織法第8条に規定する機関 ・内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項並びに国家行政組織法第8条の2に規定する機関 ・内閣府設置法第40条及び第56条並びに国家行政組織法第8条の3に規定する機関
指定地方行政機関	<p>指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第43条及び第57条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第17条第1項並びに国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第4項）</p>
指定公共機関	<p>独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、日本郵政公社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第5項）</p>

用 語	意 義
指定地方公共機関	地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和25年法律第218号）第4条第1項の港湾局、土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。（災害対策基本法第2条第6項）
公共的団体	町の区域内の関係機関、団体等として本計画では商工会、農協等の経済団体、医師会、歯科医師会、文化・福祉団体等をいう。
啓開	障害物などを除いて通行できるようにすること。
防災上重要な施設の管理者	町内の民間の病院、学校、福祉関係の施設の管理者のほか、工場、事業所等の管理者をいう。
要配慮者	災害が発生した場合、情報把握、避難、生活の確保等の防災活動を、迅速かつ的確に行いにくい立場におかれることの多い高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、乳幼児及び外国人等をいう。
DMAT（Disaster Medical Assistance Team 災害派遣医療チーム）	災害の急性期に活動できる機動性を持ち、専門的なトレーニングを受けた医療チームのことで、災害時における医療の空白を解消するため、専門的なトレーニングを受けた医師や看護師が医療資器材を携え現場に急行し、その場で救命処置等を行う。
トリアージ（Triage）	医療機能が制約される中で、一人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うため、傷病者の緊急度や重症度によって治療や後方搬送の優先順位を決めることをいい、次の4段階に分類する。 第一順位 最優先治療群（重症群）赤色 第二順位 待機的治療群（中等症群）黄色 第三順位 保留群（軽症群）緑色 第四順位 不処置群（死亡群）黒色
防災行政無線	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県防災行政無線： 都道府県、市町村等との間での地域防災計画に基づく災害情報の収集・伝達を行うために整備されている無線通信網 ・市町村防災行政無線： 災害が発生した場合、市町村が災害情報の収集を行うほか、地域住民に対して直接情報伝達を行うことを目的として設置される無線通信網
同報系防災行政無線	市町村庁舎と屋外拡声器や家庭内の戸別受信機を結び、市町村役場から地域住民への災害情報の伝達に活用する無線通信網のことをいう。

用語	意義
緊急速報メール、エリアメール	<p>気象庁が配信する緊急地震速報や津波警報、地方公共団体が発信する災害・避難情報などを受信することができる携帯電話向けサービスで、NTTドコモが提供しているエリアメールやKDDI/沖縄セルラー電話及びソフトバンクモバイルが提供している緊急速報メールがある。</p>
清潔方法	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）において、消毒を行う者、方法等が定められている。</p>
J-A L E R T (ジェイアラート)	<p>全国瞬時警報システム（通称：J-ALERT（Jアラート：ジェイアラート））のことで、大地震の際の緊急地震速報や、津波をはじめとする大規模災害、武力攻撃事態が発生した際に、国民の保護のために必要な情報を通信衛星を利用して、瞬時に地方公共団体に伝達するとともに、地域衛星通信ネットワークに接続された同報系市町村防災行政無線（以下、「防災行政無線」）を自動起動させ、サイレンや放送によって住民へ緊急情報を伝達するシステムである。</p>
山地防災ヘルパー	<p>山地防災に関する一定の専門的知識を有し、山地災害に関する情報収集活動に参加する者で都道府県知事から認定された治山事業の経験者や市町村の職員、林業関係団体の職員等のことをいう。</p>
防災士	<p>防災士とは、特定非営利活動法人日本防災士機構による民間資格のことで、機構が定めた資格取得試験に合格し、消防本部又は日本赤十字社等の公的機関が主催する「救急救命実技講習」を受け、その修了証又は認定証を取得した者に認定される。防災士証の有効期限や写真の書換え更新はなく終身の民間資格（資格称号）である。</p> <p>防災士の活動は、主として地震や水害、火山噴火、土砂災害などの災害において、公的機関や民間組織、個人と力を合わせて活動を行うとしている。</p>
M C A 無線 [技術] (マルチチャンネルアクセス無線)	<p>マルチチャンネルアクセス無線（Multi-Channel Access radio system）は、複数の無線局が複数の無線チャネルを共同使用し、電波帯域を有効利用する技術のことである。用途は、企業や団体の拠点間の災害通信用（水道・電力・ガス・通信事業者などの通信の確保等）、一斉同報通信や位置通報機能の必要なバス・タクシー・貨物自動車などの陸上交通事業、内航海運事業、メンテナンスや営業活動、食品・L P ガス・生協などの配送等に利用される。</p> <p>公衆交換電話網を利用していないので、災害時などの輻輳・障害に影響されず、また、公衆交換電話網へのアクセスもできビジネスホン等に接続して通話可能となっている。</p>

第1編 総則

第1章 総則

1 計画の目的

この計画は、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある地震災害、風水害、雪害、道路災害、林野火災、危険物等施設災害、鉄道災害、航空災害、火山災害及び原子力災害（以下「災害等」という。）に対処するため、災害等の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより、住民の生命、身体及び財産並びに町土を災害等から保護することを目的とする。

2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により庄内町防災会議（以下「町防災会議」という。）が策定する計画であって、庄内町（以下「町」という。）における災害等防災対策の基本となる。

3 計画の方針

- (1) この計画は、町をはじめ、山形県（以下「県」という。）、指定地方行政機関及び指定地方公共機関等の防災関係機関が災害等防災対策上とるべき総合的・基本的事項を定める。
- (2) 町防災会議は、都市化、過疎化及び少子・高齢化の進行等社会環境の変化及び大規模災害等による災害の経験を踏まえ、災害対策基本法第42条の規定により、この計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

4 山形県強靱化計画の目標を踏まえた計画

国土強靱化基本法（強くしなやかな国民生活を実現するための防災・減災等に資する国土強靱化基本法）第13条の規定により策定された山形県強靱化計画（平成30年5月一部改定）は、国土強靱化の観点から町及び県における様々な分野の計画等の指針となる、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有している。

このため、本計画の国土強靱化に関する部分は、山形県強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえる。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 町（県）及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 町民（県民）の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

5 用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- (1) 町防災計画（本計画） 庄内町地域防災計画をいう。
- (2) 本部 庄内町災害対策本部をいう。
- (3) 本部長 庄内町災害対策本部長をいう。
- (4) 町水防計画 庄内町水防計画をいう。
- (5) 水防本部 庄内町水防計画に定める町水防本部をいう。
- (6) 水防本部長 庄内町水防計画に定める町水防本部長をいう。
- (7) 県 山形県をいう。
- (8) 防災関係機関 県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
- (9) 県防災計画 山形県地域防災計画をいう。
- (10) 県本部 山形県災害対策本部をいう。
- (11) 県支部 山形県災害対策本部の支部（庄内総合支庁）をいう。
- (12) 県本部長 山形県災害対策本部長をいう。
- (13) 県支部長 山形県災害対策本部の支部長をいう。
- (14) 県警察 山形県警察をいう。
- (15) 法 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
- (16) 県災害救助法施行細則 山形県災害救助法施行細則（昭和35年県規則第4号）をいう。

第2章 庄内町の特質と災害要因

第1節 自然条件

1 地形・地質の特性

(1) 地形

町の地形は、北端を西流する最上川の河川堆積物からなる扇状地性平坦地と、霊峰月山をはじめとする山岳、丘陵地の2地区に分けられる。

庄内平野の東端に位置する平野部は、海拔約4m～20mで傾斜度は3度未満と小さく、肥沃な耕地は、大半が良質米生産地となっている。

東南の山岳・丘陵地は、南北に細長く、中央を、月山を源とする立谷沢川が北流し最上川に合流している。この中には田畑あり台地あり、山あり川あり溪谷ありと、非常に変化に富んでいる。

東南の山々は傾斜度が20～40度と急傾斜地がほとんどで、地形を活かした水力発電所が2箇所建設されている。西側は傾斜も緩やかで、畑や採草地となっている。

内陸と庄内地方の分岐点に位置する清川は、山々が、最上川にそそり出した溪谷となって、風（清川ダシ）の特に強い地形となっている。

町内の庄内平野東縁には庄内平野東縁断層帯がある。

(2) 地質

平野部の土壌は、大体第四紀新層壤土で、北部は砂質壤土、西南部は泥炭地であり、東南部は最上川及び立谷沢川の沖積土になっている。山林地帯は、第三紀層に属する水成岩で、月山一帯は冠石安山岩及びその変成物となっている。

2 自然災害要因

(1) 地盤の特徴

本町を含む庄内地域の特徴を「山形県地域防災計画震災対策編（平成31年2月）」にみると次に挙げるようになる。

ア 平野部

庄内平野では、海岸平野の特性を反映して未固結堆積物が厚く堆積しており、地震発生の際に液状化現象が広範に起こる可能性が高い。また、砂丘背後の湿地帯は軟弱地盤となっている。

イ 山地部

庄内平野南方の摩耶山系に見られる地すべりは、玄武岩（ドレライト）を主体とする火山岩類がその発生因子として関係している。

(2) 気象

本町は、地理的位置から日本海の影響を強く受け、湿潤な海洋性の気候で、気温の日変化は割合少なく、内陸地方に比べると温暖である。

風向は、年間を通じて南東風と北西風が多く、特に夏期の南東からの乾燥した強い風は「清川ダシ」の名で知られている。

アメダス狩川の観測では、平年で平均風速10m/s以上の風が吹く日が60日以上で、特に冬期間は北西の季節風が激しく、全国でも有数の強風地帯である。

積雪は平野部が0.6mから1m、山間部が約2m、奥地の月山北麓の集落は3m以上に達し、平野部では時折強風に伴う庄内地方特有の「地ふぶき」現象が発生する。

第2節 社会的条件

1 人口構成

国勢調査によると、平成27年10月1日現在、本町の総人口は21,666人、世帯数6,637世帯となっており、総人口、世帯数ともに減少傾向で推移している。1世帯あたりの人数は3.26人で、平成22年に比べ、0.16人の減少となった。

また、年齢3区分別でみると平成27年の国勢調査では老年人口の割合が、34.2%を占め、少子高齢化が進行している。

このようなことから、本町においても避難行動等に制約が多いと考えられる要配慮者への対策が重要となってくる。

年齢3区分別人口の推移

(単位：人、%)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	26,705	26,251	25,489	24,677	23,158	21,666
年少人口 0～14歳	4,802	4,257	3,785	3,404	2,968	2,518
構成比	18.0	16.2	14.8	13.8	12.8	11.6
生産年齢人口 15～64歳	17,305	16,399	15,305	14,257	13,111	11,742
構成比	64.8	62.5	60.0	57.7	56.6	54.2
高齢人口 65歳以上	4,598	5,595	6,386	7,012	7,079	7,404
構成比	17.2	21.3	25.1	28.4	30.6	34.2
年齢不詳	0	0	13	4	0	2
構成比	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0

資料：国勢調査（平成2年～平成27年）、（山形県統計企画課）

2 就業状況

国勢調査によると、就業構造は平成2年の第1次産業21.8%、第2次産業38.3%、第3次産業39.9%から、平成27年にはそれぞれ12.9、29.6、57.6%へ推移している。本町の産業を支える第1次産業も兼業化、高齢化、後継者不足等により減少し、第3次産業の就業者数が増加し、町外勤務者が増加するなど、生活圏の広域化に伴う昼間の留守家族の増加と生産年齢人口の町外流出による地域の防災力を弱める要因の一つとなっている。

産業別就業者人口の推移

(単位：人、%)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業者	14,147	13,665	12,787	12,135	11,182	11,152
構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
第1次産業	3,083	2,277	1,563	1,626	1,458	1,434
構成比	21.8	16.6	12.2	13.4	13.2	12.9
第2次産業	5,420	5,353	5,077	4,021	3,446	3,300
構成比	38.3	39.2	39.7	33.1	30.8	29.6
第3次産業	5,644	6,035	6,147	6,468	6,258	6,418
構成比	39.9	44.2	48.1	53.3	56.0	57.6

資料：国勢調査

第3節 災害履歴

1 自然災害発生状況

余目地域及び立川地域並びに庄内町の災害履歴は、資料編に災害事例を現象別に整理したとおりである。

2 大雨・台風による災害発生状況

大雨・台風による災害発生状況は資料編による。

3 災害発生の傾向

本町の自然災害発生の傾向として次のことがいえる。

- (1) 6月下旬から9月上旬にかけて、大雨による災害が発生しやすい。
- (2) 8月上旬から10月中旬にかけて台風による災害が発生しやすい。
- (3) 季節風による「地ふぶき」被害が発生しやすい。
- (4) 2月下旬～5月中旬、10月下旬～12月中旬にかけて、強風による災害が発生しやすい。
- (5) 干ばつ、冷害等による農作物被害が発生しやすい。

第4節 既往地震とその被害

1 地震の発生状況

山形県に起こった地震のうち、記録に残る最も古いものは、850年に起こった出羽（山形県北西部）地震である。その後も、しばしば地震が起こっているが、山形県及びその付近に起こった地震で、県内に大きな被害をもたらした主な地震としては、1804年の象潟地震、1833年の羽前・佐渡（庄内沖）地震、1894年の庄内地震、1964年の新潟地震、1983年の日本海中部地震をあげることができる。

本県及びその付近に起こった地震をみると、主に日本海東縁部に発生する地震と陸域の浅い地震に区分することができる。また、陸域の地震については、主に庄内平野東縁断層帯を南端として本県から秋田県の日本海の沿岸沿いに形成される断層帯付近、県中部の最上川の西側に沿った地域、蔵王山周辺で起こっている。（文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会編集「日本の地震活動－被害地震から見た地域別の特徴－」より）

出典：山形県地域防災計画震災対策編（平成24年1月）

2 主な地震記録と被害概況

番号	発生年月日	地震名又は地域名	震 央		規模 (M)	県内の震度及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
①	850年11月27日 (嘉祥3.10.16)	出羽	39.0	139.7	7.0	出羽国地大いに震い、国府井口(山形県飽海郡本楯村樋口)の地山谷所を易ふ。又、海波を颯げ圧死するもの多し。
②	1804年7月10日 22時 (文化元.6.4)	象潟地震 (羽前・羽後)	39.1	140.0	7.0	由利郡、飽海郡、田川郡の被害大。特に、象潟では潰れた家532戸、死者63人。この地震全体では、潰家5,500、死者333人。津波を伴い、余震多し。また、陸地隆起(最大2m位)して、象潟湖干潟となる。
③	1833年12月7日 15時 (天保4.10.26)	羽前佐渡 (庄内沖)	38.9	139.3	7.5	被害は庄内・佐渡で最も大きく、津波が発生した。山形県南部では水死38人、家屋流失158、船流失305、山形・新潟県境では潰家270戸、佐渡では家屋流失79、家屋全半壊460、津波は北海道から能登までに及んだ。
④	1894年10月22日 17時35分 (明治27)	庄内地震	38.9	139.9	7.0	被害は酒田付近が最も大きく、山形、本荘にまで及んだ。被害は、死者726人、負傷者1,060人、家屋全壊3,858戸、半壊2,397戸、破損7,863戸、焼失2,148戸、余震多し。
⑤	1896年8月31日 17時6分 (明治29)	陸羽地震 (羽後・陸中境付近)	39.5	140.7	7.2	被害は、屋根瓦墜落や石灯籠の転落、土蔵の壁亀裂等で軽微だったが、山形では庄内地震より強く感じた。
⑥	1897年2月20日 5時50分 (明治30)	宮城県沖	38.1	141.9	7.4	天童で住家小被害。
⑦	1933年3月3日 2時31分	昭和三陸 沖地震	39.2	144.5	8.1	震度：山形県下一円3。軽微な被害、家屋損

番号	発生年月日	地震名又は地域名	震 央		規模 (M)	県内の震度及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
	(昭和8)					壊7(庄内4、村山3)、その他軽被害。
⑧	1939年5月1日 14時58分 (昭和14)	男鹿地震	40.1	139.5	6.8	震度：酒田4、山形2。弱い津波あるも被害なし。
⑨	1944年12月7日 1時27分 (昭和19)	左沢地震	38.3	140.1	5.5	震度：山形3(震源地付近震度：6)大江町本郷菰野付近で納屋倒壊1、このほか、土蔵の破損多数、家屋の傾斜や異常数戸あり。左沢で煙突折損、山崩れ、地割れあり。地鳴りを伴い余震多数。
⑩	1964年5月7日 16時58分 (昭和39)	男鹿半島沖	40.3	139.0	6.9	震度：酒田4、新庄2、山形1。秋田山形県境の小砂川～女鹿間の線路に地割れ、列車一時不通、弱い津波発生。
⑪	1964年6月16日 13時1分 (昭和39)	新潟地震	38.4	139.2	7.5	震度：鶴岡6、酒田5、新庄5、山形4。被害は、県全域に及んだが、庄内地方ほど大。津波も発生したが、被害はほとんどなし。県内の被害は、死者9人、負傷者99人、住家全壊512戸、半壊1,283戸、床上浸水16戸、床下浸水23戸、一部破損42,074戸、非住家被害1,772戸、水田流失埋没787箇所、道路損壊185箇所、橋梁流失4箇所、堤防決壊6箇所、山崩れ35箇所、鉄道被害22箇所、通信被害458回線、船舶破損4艘、被災世帯1,505件、被災者概数7,331人。
⑫	1968年5月16日 9時48分 (昭和43)	十勝沖地震	40.7	143.6	7.9	震度：酒田4、山形3、新庄3。被害は、非住家被害(中山町)1、

番号	発生年月日	地震名又は地域名	震 央		規模 (M)	県内の震度及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
						停電（上山市、中山町） 約1,800戸。
⑬	1972年8月20日 19時9分 (昭和47)	山形県中部	38.6	140.0	5.3	震度：酒田3、新庄3、山形1。鶴岡市でコンクリートアパートの壁剥落や停電6,000戸等の軽被害。
⑭	1978年6月12日 17時14分 (昭和53)	宮城県沖地震	38.2	142.2	7.4	震度：新庄5、山形4、酒田4。被害は、交通障害、電話回線の不通等の広範囲にわたる。このほか、負傷者1人、住家全壊1戸、一部破損非住家被害2戸、道路損壊4箇所、停電19万戸に達し、被害総額は5億円を超えた。
⑮	1983年5月26日 11時59分 (昭和58)	日本海中部地震	40.4	139.1	7.7	震度：酒田4、山形3、新庄3。被害は、建物一部破損1戸、道路損壊1箇所、船舶沈没9艘のほか、文教施設23戸、停電（酒田市）560戸、水道管破裂や電話不通等の被害があった。（秋田県内で県人2人死亡）
⑯	1996年8月11日 3時12分 (平成8)	秋田・宮城県境	38.9	140.6	5.9	震度：新庄4、酒田・金山3。負傷者（最上町）12人、住家一部破損（最上町・尾花沢市）8戸、道路損壊6箇所、河川1箇所の被害があった。
⑰	1999年2月26日 14時18分 (平成11)	秋田県沿岸南部	39.2	139.9	5.1	震度：遊佐5弱、酒田、八幡、平田4。住家一部破損217戸、公共施設一部損壊13施設（遊佐町12、酒田市1）、道路損壊7箇所、河川被害1箇所、停電1,038戸（酒田市）、断水113戸の被害があった。（公共施設

番号	発生年月日	地震名又は地域名	震 央		規模 (M)	県内の震度及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
						1施設と停電以外はすべて遊佐町に被害が集中)
⑱	2003年5月26日 18時24分 (平成15)	宮城県沖	38.8	141.7	7.1	震度：中山町5強。村山市、最上町5弱。負傷者（山形市3、中山町1、山辺町1、村山市2、尾花沢市1、大石田町1、新庄市1）10人、住家一部破損2棟、非住家一部破損85棟、文教施設60箇所、道路損壊14箇所、河川1箇所などの被害があった。
⑲	2003年7月26日 7時13分 (平成15)	宮城県中部	38.4	141.2	6.4	震度：中山町、村山市、新庄市、最上町4。負傷者（山形市、山辺町）2人の被害があった。
⑳	2004年10月23日 17時56分 (平成16)	新潟県中越	37.3	138.9	6.8	震度：村山市、山辺町、中山町、河北町、川西町、小国町、酒田市4。人的、物的被害なし。
㉑	2005年8月16日 11時46分 (平成17)	宮城県沖	38.2	142.3	7.2	震度：上山市、村山市、天童市、東根市、尾花沢市、山辺町、中山町、河北町、新庄市、最上町、舟形町、大蔵村、戸沢村、米沢市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、酒田市、庄内町、藤島町、三川町、遊佐町、松山町、平田町4。負傷者（天童市）1人家屋一部破損1棟、非住家一部破損3棟、文教施設一部破損3箇所などの被害あった。
㉒	2007年7月16日 10時13分 (平成19)	新潟県中越沖地震	39.1	138.	6.8	震度：上山市、山辺町、中山町、西川町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町4、鶴岡市、酒田

番号	発生年月日	地震名又は地域名	震 央		規模 (M)	県内の震度及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
						市、山形市、米沢市ほか 15市町村3 被害なし。
㊸	2008年6月14日 8時43分 (平成20)	岩手・宮 城内陸地 震	39.2	140.53	7.2	震度：最上町5弱、鶴 岡市、酒田市ほか20市町 村。 県人3名が宮城県栗原市 内で死亡、ほか2名が行 方不明。県地内での被害 は重傷者1、住家1、非 住家3、道路被害5、に ごり水7地区、180戸断 水、教育施設一部損壊5 など。
㊹	2008年7月24日 0時26分 (平成20)	岩手県沿 岸北部	39.7	141.6	6.8	震度：鶴岡市、酒田 市、村山市、中山町、最 上町4、山形市、米沢 市、新庄市ほか25市町村 3重傷者2、非住家被害 1。
㊺	2011年3月11日 14時46分 (平成23)	東北地方 太平洋沖 地震 「東日本 大震災」	38.1	142.9	9.0	震度：上山市、中山 町、尾花沢市、米沢市5 強、鶴岡市、酒田市、新 庄市、村山市、天童市、 東根市、南陽市ほか13市 町村5弱、山形市寒河江 市、長井市ほか8町村 4、県人2名が山形市 内、南相馬市内で死亡。 余震：宮城県沖震源M 7.2(2011年4月7日) 最大震度5弱：新庄 市、最上町、舟形町、大 蔵村、村山市、東根市、 中山町、河北町、尾花沢 市、大石田町) 県人1名

番号	発生年月日	地震名又は地域名	震 央		規模 (M)	県内の震度及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
						<p>が尾花沢市内で死亡。</p> <p>余震：福島県浜通り震源M7.0（2011年4月11日）</p> <p>最大震度5弱：上山市、山辺町、中山。町、白鷹町5弱</p> <p>その他重傷者10、軽傷者35、住家被害（半壊14、一部損壊1,279）、非住家124などの被害があった。</p>
②⑥	2019年6月18日 22時22分 (令和元)	山形県沖	38.6	139.5	6.7	<p>震度：鶴岡市6弱、酒田市、三川町、大蔵村5弱、米沢市、新庄市、上山市、庄内町ほか18市町村4、山形市、寒河江市、天童市ほか5市町3</p> <p>重傷者3名、軽傷者25名、住家半壊4棟、一部破損940棟の被害があった。</p>

出典：山形県地域防災計画震災対策編（令和2年度）

第3章 予想される被害等の状況

第1節 河川災害の予測

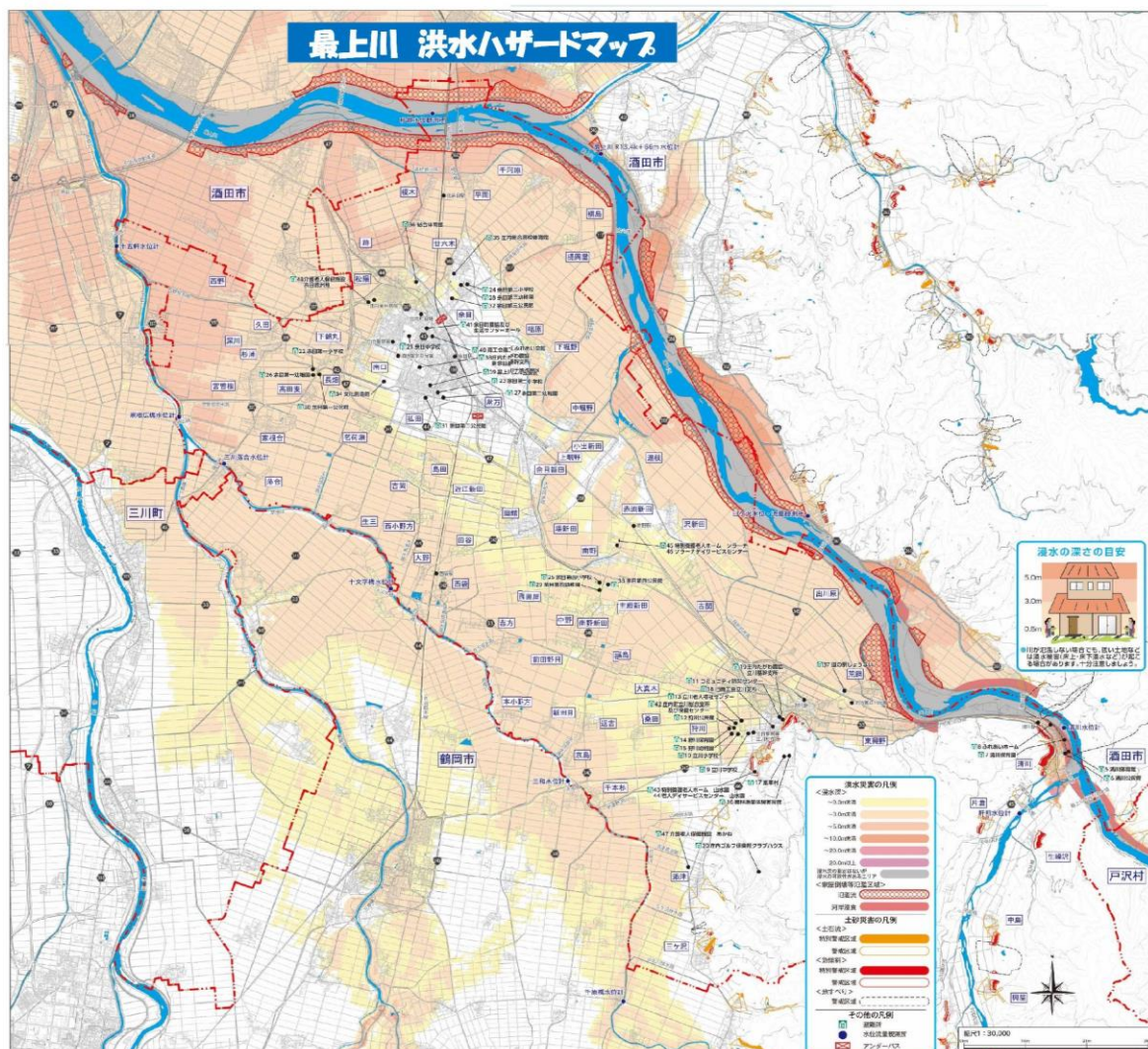
町では、想定し得る最大規模の降雨があった際の洪水浸水想定を基に、最上川、京田川、立谷沢川のそれぞれの洪水ハザードマップを、令和元年度に作成している。

1 最上川洪水ハザードマップについて

<浸水想定元データ> 国土交通省酒田河川国道事務所 平成29年調査

<想定雨量> 最上川流域の2日間総雨量252ミリメートル

<想定詳細> 最上川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により最上川が氾濫した場合の浸水状況を予測している。なお、実施にあたっては、支川の（決壊による）氾濫や内水による氾濫等を考慮していないので、想定区域外における浸水の発生や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合も考えられる。

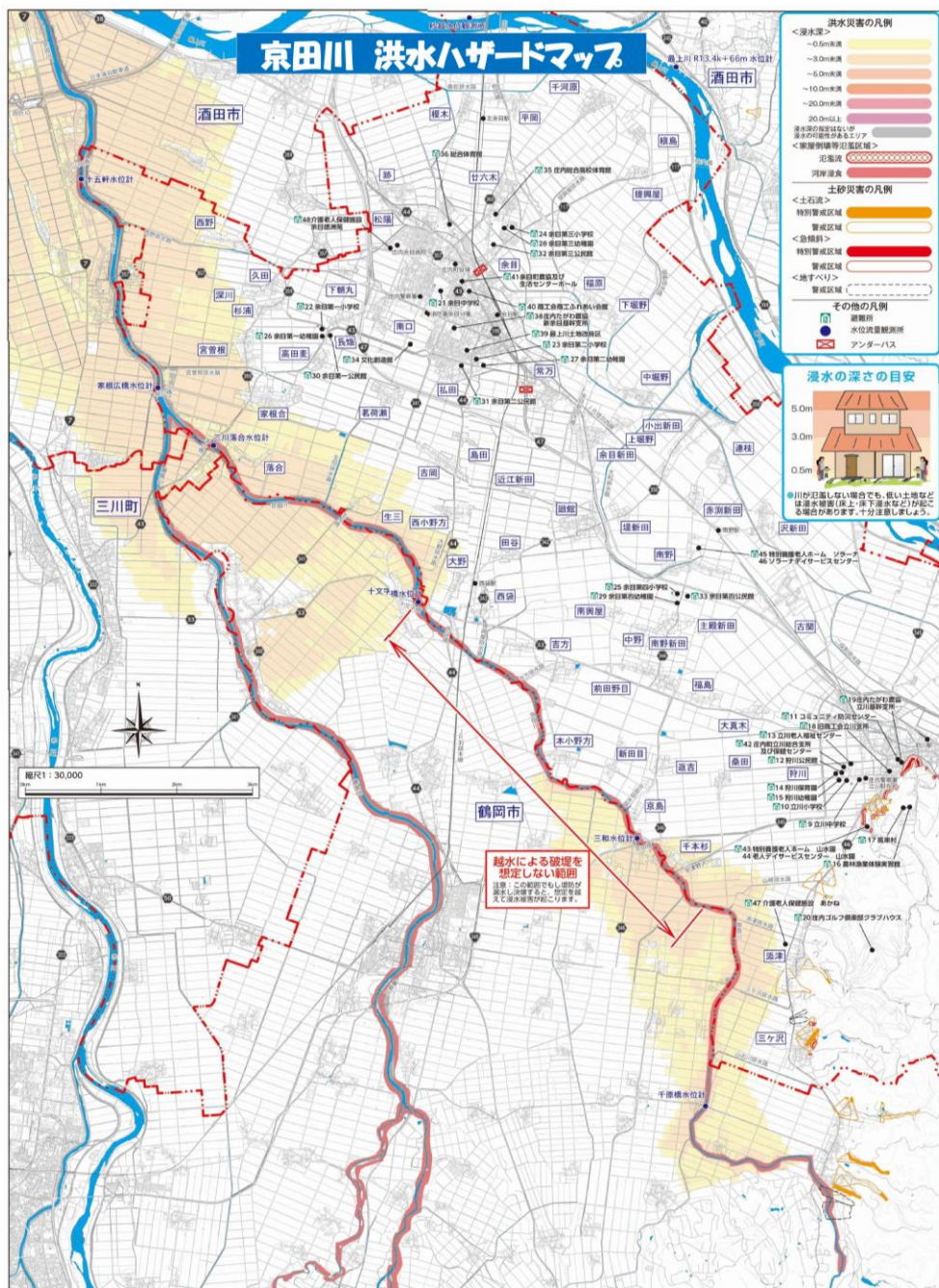


2 京田川洪水ハザードマップについて

<浸水想定元データ> 庄内総合支庁 平成30年調査

<想定雨量> 最上川流域の2日間総雨量252ミリメートル

<想定詳細> 京田川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により京田川が氾濫した場合の浸水状況を予測している。なお、実施にあたっては、支川の（決壊による）氾濫や内水による氾濫等を考慮していないので、想定区域外における浸水の発生や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合も考えられる。

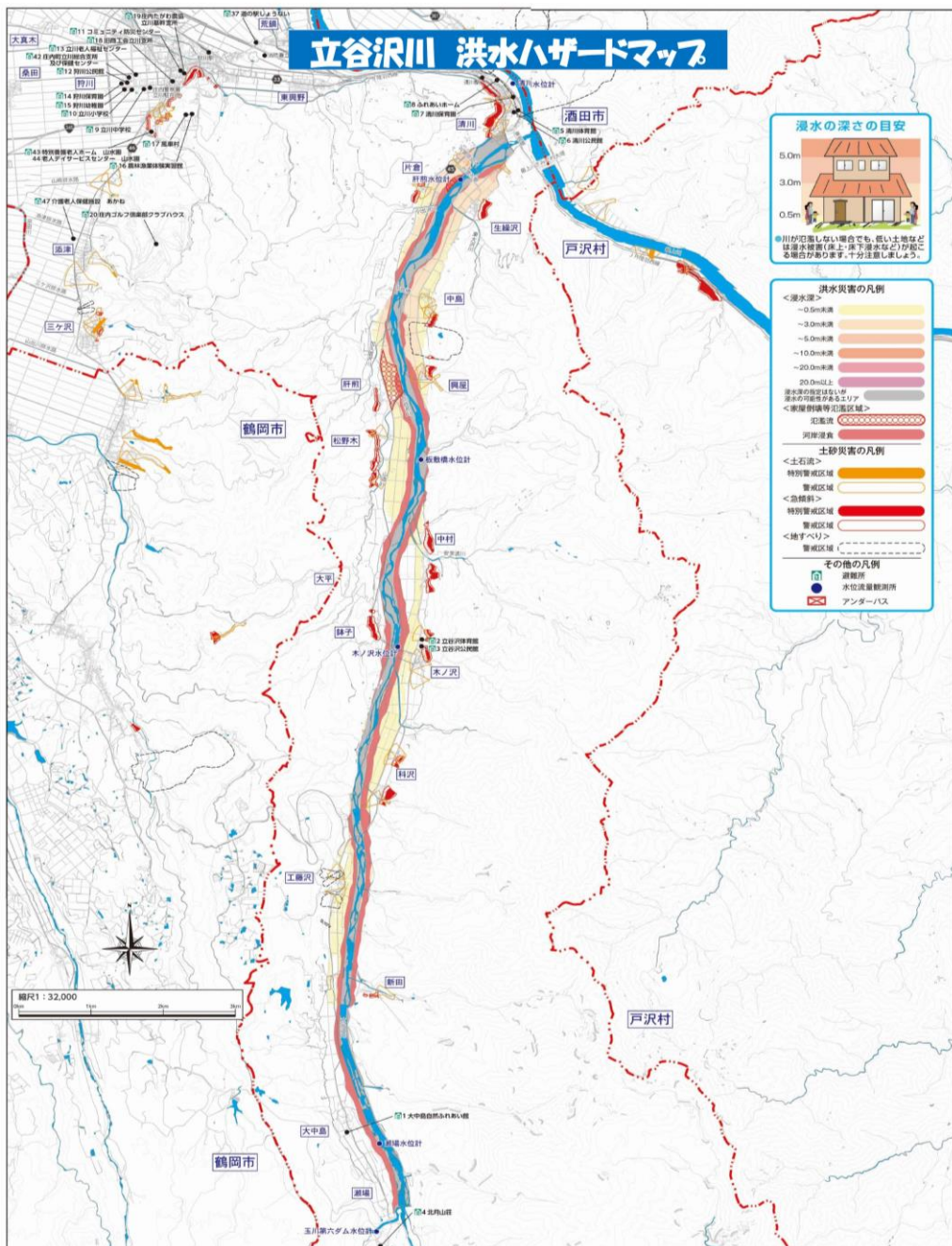


3 立谷沢川洪水ハザードマップについて

<浸水想定元データ> 庄内総合支庁 平成31年調査

<想定雨量> 最上川流域の2日間総雨量252ミリメートル

<想定詳細> 立谷沢川の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により立谷沢川が氾濫した場合の浸水状況を予測している。なお、実施にあたっては、支川の（決壊による）氾濫や内水による氾濫等を考慮していないので、想定区域外における浸水の発生や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合も考えられる。



第2節 地震災害等の予測

県における地震に関する調査は、平成8年度～9年度に、内陸型4ケース（村山・最上・置賜・庄内の各地域）及び海洋型1ケース（本県西方沖）を震源域とした大規模な地震が発生した場合の被害想定と防災対策上の課題を明らかにするための調査を実施したほか、平成9～13年度には庄内平野東縁断層帯、新庄盆地断層帯及び山形盆地断層帯並びに長井盆地西縁断層帯を対象に、活断層の分布・位置や活動状況等について調査研究を実施した。しかしながら、平成17年4月に地震調査委員会から「庄内平野東縁断層帯はマグニチュード7.5程度」とのこれまでの想定（M7.2）を上回る調査結果が公表されたことから、県では、改めて平成17年度に被害想定調査を実施した。

本町に関わる庄内平野東縁断層帯をはじめとした断層活動によるシミュレーションの結果は、甚大な被害が発生することが予測されている。

1 被害想定調査の実施

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定を超える大きな被害をもたらし、このような地震が日本各地で発生する可能性のあることを示した。

地域防災計画を阪神・淡路大震災を引き起こした内陸型地震や東日本大震災において発生した津波にも有効に機能するようにすることは重要な課題であり、そのためには、このような大規模地震が県内に発生した場合の被害を想定することが必要である。

これまで県では、平成8年度及び平成9年度の2年度にわたって、山形県地震対策基礎調査（被害想定調査）を実施した。平成14年には国の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査委員会」という。）より「山形盆地断層帯の長期評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード7.8の地震発生の可能性があると指摘されたことを受け、山形盆地断層帯の被害想定調査を実施した。

さらに、平成17年に「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、庄内地方においてマグニチュード7.5、置賜地方においてマグニチュード7.7の地震発生のあることの指摘がされたことから、両断層帯の被害想定調査を実施した。

2 被害想定の方

(1) 地震規模の設定

ア 山形県地震対策基礎調査（平成8～9年度実施）

地域防災計画を阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震クラスの内陸型地震にも有効に機能するための基礎資料を得るという趣旨から、マグニチュード7クラスの内陸型地震を想定した。また、日本海中部地震クラスの海洋型地震にも対応できるよう、これに相当する地震も想定した。

イ 山形盆地断層帯被害想定調査（平成14年度実施）

地震調査委員会が公表した「山形盆地断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.8の地震を想定した。

ウ 長井盆地西縁断層帯被害想定調査（平成17年度実施）

地震調査委員会が公表した「長井盆地西縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.7の地震を想定した。

エ 庄内平野東縁断層帯被害想定調査（平成17年度実施）

地震調査委員会が公表した「庄内平野東縁断層帯の長期評価」と同様のマグニチュード7.5の地震を想定した。

(2) 震源域の設定

内陸型地震のうち村山、置賜、庄内の3地域については、国の地震調査委員会が公表した長期評価の断層帯を震源域とし、最上地域については「新編日本の活断層（東京大学出版会）」における活断層の分布状況等を考慮し震源域を設定した。

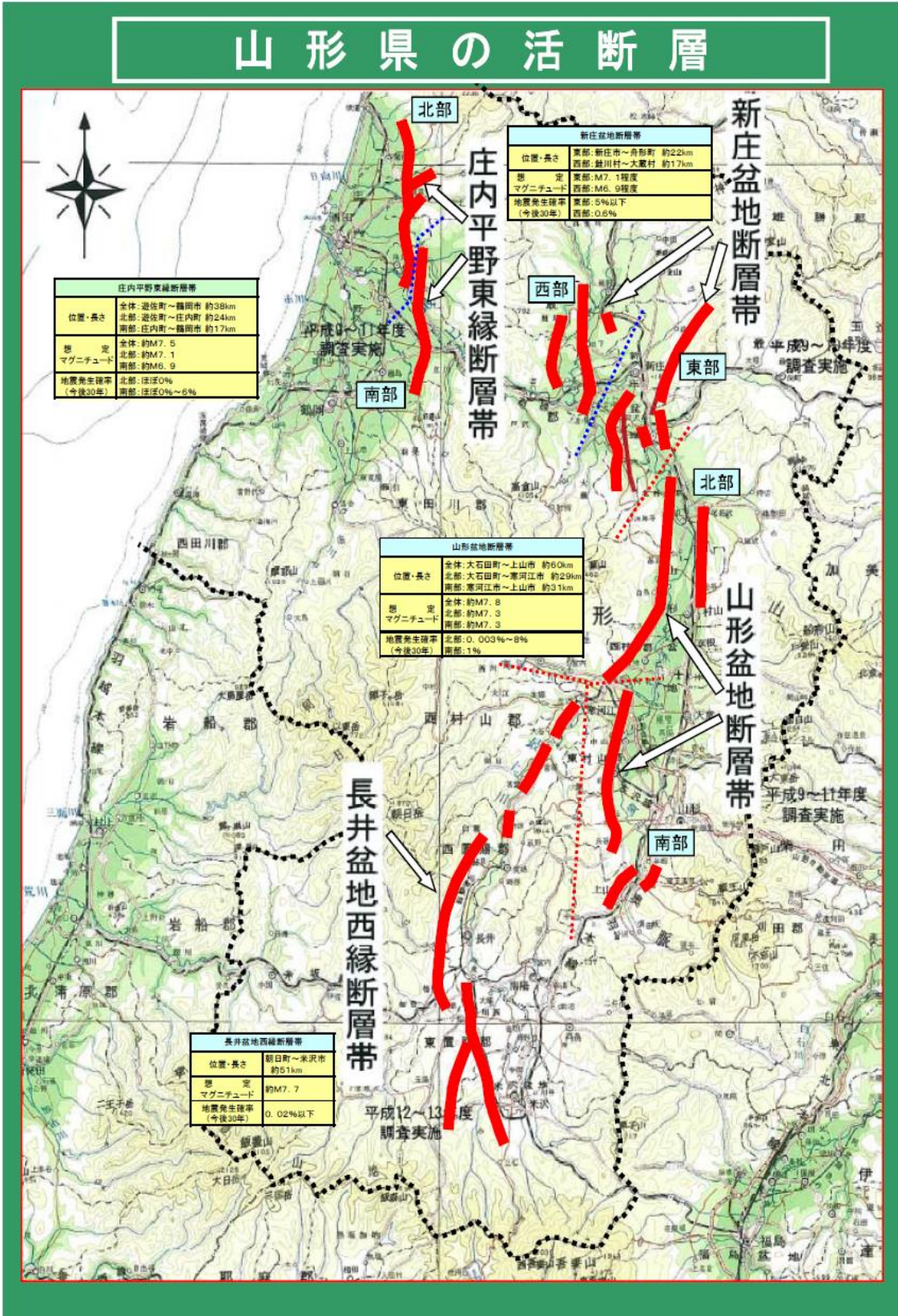
また、海洋型地震については、既往の研究により地震空白域との指摘がなされている山形県西方沖（地震調査委員会公表の海溝型地震の長期評価における「日本海東縁部佐渡島北方沖並びに秋田県沖」に相当。以下同じ。）に震源域を設定した。

区分	震源域		地震規模 (マグニチュード)	起震断層の長さ
内陸型地震	庄内平野東縁断層帯	(全体)	7.5	38km
		(北部)	7.1	24km
		(南部)	6.9	17km
	新庄盆地断層帯	(西部)	6.9	17km
		(東部)	7.1	22km
	山形盆地断層帯	(全体)	7.8	60km
		(北部)	7.3	29km
		(南部)	7.3	31km
		長井盆地西縁断層帯		7.7
海洋型地震	山形県沖		7.7	

※ 新庄盆地断層帯及び山形県西方沖については、平成9年度実施地震対策基礎調査、山形盆地断層帯については、平成14年度実施の被害想定調査、長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯については平成17年度実施の被害想定調査による。

断層位置図

山形県の活断層

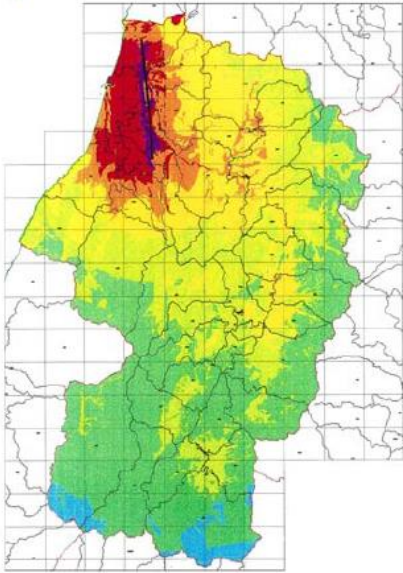


(3) 発生ケースの設定

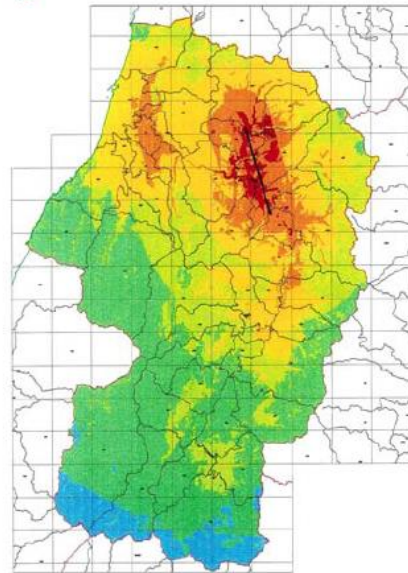
過去の地震の例などによれば、地震発生の季節や時刻によって被害状況が異なってくる事が考えられることから、それぞれの想定地震について、在宅の状況、積雪の有無及び火気の使用状況を考慮し、条件の異なる3つのケース（夏季昼間・冬季早朝・冬季夕方）を設定した。

(4) 被害想定項目と想定手法

想定項目	想定対象	想定内容	考慮した要因
地震動	全地域	震度、最大地表加速度、最大地表速度	起震断層からの距離、地盤
液状化危険度	平野部、盆地部	液状化危険度	地盤、地震動
土砂災害	急傾斜地、地すべり、土石流、雪崩危険箇所	地震時危険性	平常時の危険度、地震動
建物被害	家屋、事務所、店舗、公共施設など（物置・土蔵等は除く）	全壊棟数、半壊棟数	地震動、液状化危険度、構造（木造、RC造等）、建築年次、屋根の種類・柱の太さ・積雪の有無（地域ブロックごと）
死者、負傷者	建物被害による死傷、地震火災による死傷	死者数、重軽傷者数（病院で手当を受ける程度の負傷）	建物被害、地震火災、発生季節と時刻
避難所生活者	自宅居住困難による避難	避難所に滞在する人数	り災者数 県民防災意識アンケート調査結果
交通機関（道路・鉄道）	緊急輸送道路、鉄道	通行障害発生の可能性（長期間（1カ月）と短期間（数日））	地震動、液状化危険度、津波浸水域、橋梁、土砂災害危険箇所
交通機関（空港・港湾）	空港、港湾	被害発生の可能性	地震動、液状化危険度、耐震対策の実態
河川・海岸構造物	河川堤防、海岸堤防、ため池、ダム	地震水害発生の危険性	地震動、液状化危険度、耐震対策の実態
ライフライン	上水道、下水道、都市ガス、LPガス、電気、電話	供給停止世帯数	地震動、液状化危険度、架線・埋設管の種類と延長
危険物施設等	石油タンク、高压ガスタンクなど	地震時の危険性	地震動、液状化危険度、種類ごと施設数
津波被害	建物被害、住民や海水浴客等の人的被害	建物の全壊・半壊、浸水棟数、一時避難が必要な者、り災者数等	想定津波高、護岸、標高

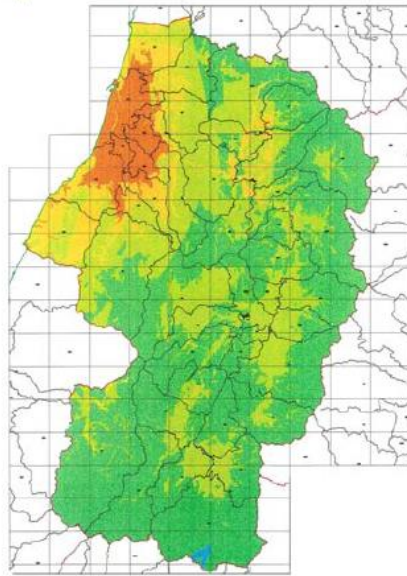


庄内平野東縁断層帯地震

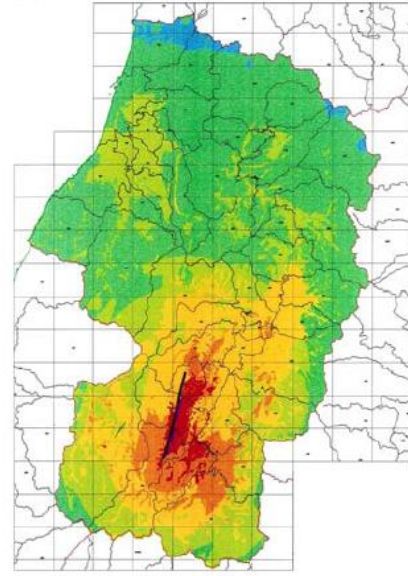


新庄盆地断層帯地震

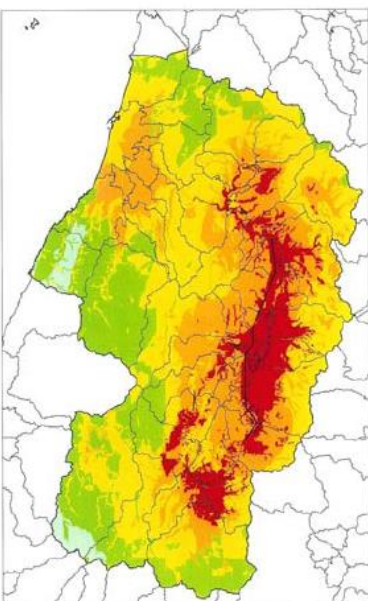
凡 例	
	震度3以下
	震度4
	震度5弱
	震度5強
	震度6弱
	震度6強
	震度7



山形県西方沖地震



長井盆地西縁断層帯地震



山形盆地断層帯地震

凡 例	
	震度3以下
	震度4
	震度5弱
	震度5強
	震度6弱
	震度6強
	震度7

震度分布

資料：山形県文化環境部(1998)「山形県地震対策基礎調査」
 ；山形県文化環境部(2002)「山形盆地断層帯被害想定調査」

3 想定被害の概要

(1) 被害の規模

5つの想定地震の中では、設定した地震規模が最も大きく、人口が集積している村山地域で地震が発生することになる山形盆地断層帯地震の場合、もっとも被害が大きくなる。

3つの発生ケースの中では、冬季夕方の場合、屋根に積雪があるため建物被害が大きくなるとともに、火気器具の使用が多いので出火が多くなる傾向がある。冬季早朝の場合、夕方の場合に比較し、火災は減少するが、家屋にいる人の割合が多いので死傷者が増加する傾向にある。一方、夏季昼間の場合は、他の場合に比較し、建物被害、地震火災、死傷者ともに減少する傾向にある。

＜冬季早朝における想定被害の状況(県全体)＞

想定項目 \ 想定地震	庄内平野東縁断層帯地震	新庄盆地断層帯地震	山形盆地断層帯地震	長井盆地西縁断層帯地震	山形県西方沖地震
震度	3～7	3～6強	4～7	3～7	4～6弱
建物全壊	10,781棟	1,295棟	34,792棟	22,475棟	487棟
建物半壊	23,618棟	5,342棟	54,397棟	50,926棟	2,583棟
建物焼失	63棟	16棟	297棟	82棟	9棟
死者	915人	110人	2,114人	1,706人	44人
負傷者	9,694人	2,585人	21,887人	16,405人	1,098人
避難所生活者(ピーク時)	41,044人	7,776人	94,688人	78,849人	3,420人
上水道断水世帯	169,434	23,574	202,444	327,131	4,718
都市ガス停止世帯	46,378	3,510	50,082	29,005	4,464
停電世帯	20,816	30,127	114,823	43,750	19,191
電話不通世帯	13,156	17,391	98,042	25,709	11,758

※ 山形県西方沖地震の被害には、津波による被害は含まない。

(2) 被害の範囲

庄内平野東縁断層帯地震	庄内地域の広い範囲及び最上地域の一部において被害が発生する。
新庄盆地断層帯地震	最上地域とともに、庄内地域の広い範囲及び村山地域の北部にも被害が発生する。
山形盆地断層帯地震	村山地域の広い範囲と置賜地域の都市部に被害が多く発生し、最上地域、庄内地域を含め、全県的に被害が発生する。
長井盆地西縁断層帯地震	置賜地域及び村山地域の全域と庄内地域の一部において被害が発生する。
山形県西方沖地震	被害は庄内地域にとどまる。

(3) 本町における被害の規模

< 想定被害の状況(庄内町) >

庄内平野東縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		最大で震度7		
建物被害	全壊計 (棟, %)	1,379 (15.1)		1,320 (14.4)
	半壊計 (棟, %)	2,205 (24.1)		2,111 (23.1)
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後 (世帯, %)	6,649 (99.6) ※		
	上水道の断水世帯：一日後 (世帯, %)	6,394 (95.8) ※		
	LPガス全半壊率：冬期 (%)	39.8		
	LPガス要点検供給世帯 (世帯)	286		
	下水道被害率 (%)	立川地域5.9、余目地域6.8		
	下水道排水困難人口 (人)	910		
	停電世帯 (世帯, %)	1,389 (20.5)		
	電話不通世帯 (世帯, %)	1,152 (13.9)		
人的被害	死者 (人)	65	124	52
	負傷者 (人)	905	1,411	778
	避難者：昼間 (人, %)	2,915 (旧立川8.1、旧余目12.3)		
	避難者：夜間 (人, %)	3,565 (旧立川12.7、旧余目14.6)		

※ データ不十分につき、類似規模の自治体データを引用 (総管路長で補正した)。

長井盆地西縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		最大で震度6弱		
建物被害	全壊計 (棟, %)	3 (0.0)		2 (0.0)
	半壊計 (棟, %)	261 (2.9)		185 (2.0)
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後 (世帯, %)	5,986 (89.7) ※		
	上水道の断水世帯：一日後 (世帯, %)	4,305 (64.5) ※		
	LPガス全半壊率：冬期 (%)	3.0		
	LPガス要点検供給世帯 (世帯)	22		
	下水道被害率 (%)	立川地域5.1、余目地域6.7		
	下水道排水困難人口 (人)	868		
	停電世帯 (世帯, %)	0 (0.0)		

長井盆地西縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
電話不通世帯（世帯，％）		0（0.0）		
人的被害	死者（人）	1	3	1
	負傷者（人）	46	120	46
	避難者：昼間（人，％）	924（立川地域2.4、余目地域3.8）		
	避難者：夜間（人，％）	1,135（立川地域3.8、余目地域4.7）		

※ データ不十分につき、類似規模の自治体データを引用（総管路長で補正した）。

山形盆地断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		平均で5強（立川地域）・震度6弱（余目地域）、最大で震度6強		
建物被害	全壊計（棟，％）	255（2.9）		203（2.3）
	半壊計（棟，％）	780（8.7）		700（7.8）
地震火災	出火件数（件）	5	2	0
	焼失棟数（棟）	6	3	0
	焼失率（％）	0.07	0.03	0.00
ライフライン被害	上水道の断水世帯率（％）	100.0		100.0
	下水道排水困難世帯（世帯，％）	－（－）		
	停電世帯（世帯，％）	2,028（立川地域36.1、余目地域29.7）		1,977（立川地域35.2、余目地域28.9）
	電話施設被害加入者（人，％）	1,416（立川地域17.4、余目地域17.0）		1,335（立川地域16.2、余目地域16.0）
人的被害	死者（人，％）	18（立川地域0.10、余目地域0.07）	21（立川地域0.10、余目地域0.07）	13（立川地域0.07、余目地域0.05）
	負傷者（人，％）	404（立川地域2.52、余目地域1.35）	450（立川地域2.41、余目地域1.39）	325（立川地域2.03、余目地域1.08）
	り災者（人，％）	2,811（立川地域13.22、余目地域）	2,801（立川地域11.30、余目地域）	2,438（立川地域11.45、余目地域）

山形盆地断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
		11.03)	10.15)	9.57)
避難所生活者 (人, %)		1,160 (立川地域5.60、余目地域4.50)	1,154 (立川地域4.78、余目地域4.13)	986 (立川地域4.75、余目地域3.83)

新庄盆地断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		最大で震度6弱		
建物被害	全壊計 (棟, %)	48 (0.54)	48 (0.54)	36 (0.40)
	半壊計 (棟, %)	318 (3.56)	318 (3.56)	273 (3.05)
地震火災	出火件数 (件)	2	0	0
	焼失棟数 (棟)	2	1	0
	焼失率 (%)	0.0	0.0	0.0
ライフライン被害	上水道の断水世帯 (世帯, %)	1,542 (立川地域19.3、余目地域25.8)		1,521 (立川地域18.9、余目地域25.5)
	下水道排水困難世帯 (世帯, %)	— (—)		
	停電世帯 (世帯, %)	1,655 (立川地域28.0、余目地域24.8)		1,634 (立川地域27.7、余目地域24.4)
	電話被害加入者 (件, %)	971 (立川地域10.5、余目地域12.2)		939 (立川地域10.0、余目地域11.8)
建物倒壊及び火災等による人的被害	死亡者数 (人, %)	4 (立川地域0.01、余目地域0.02)	5 (立川地域0.03、余目地域0.02)	3 (立川地域0.01、余目地域0.01)
	負傷者計 (人, %)	143 (立川地域0.7、余目地域0.6)	171 (立川地域0.9、余目地域0.5)	120 (立川地域0.7、余目地域0.4)
	り災者 (人, %)	992 (立川地域3.9、余目地域3.6)	989 (立川地域3.9、余目地域3.6)	834 (立川地域3.3、余目地域3.1)
	避難所生活者 (人, %)	370 (立川地	369 (立川地	306 (立川地

新庄盆地断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
		域1.5、余目地域1.3)	域1.5、余目地域1.3)	域1.2、余目地域1.1)

山形県西方沖地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		最大で震度6弱		
建物被害	全壊計 (棟, %)	57 (0.6)	57 (0.6)	53 (0.6)
	半壊計 (棟, %)	263 (2.9)	263 (2.9)	232 (2.6)
地震火災	出火件数 (件)	2	1	0
	焼失棟数 (棟)	2	1	0
	焼失率 (%)	0.0	0.0	0
ライフライン被害	上水道の断水世帯 (世帯, %)	773 (立川地域3.0、余目地域15.5)		758 (立川地域2.9、余目地域15.2)
	下水道排水困難世帯 (世帯, %)	— (—)		
	停電世帯 (世帯, %)	1,447 (立川地域17.2、余目地域24.5)		1,434 (立川地域17.1、余目地域24.2)
	電話被害加入者 (件, %)	845 (立川地域5.4、余目地域12.0)		826 (立川地域5.3、余目地域11.7)
建物倒壊及び火災等による人的被害	死亡者数 (人, %)	5 (立川地域0.00、余目地域0.03)	5 (立川地域0.00、余目地域0.03)	3 (立川地域0.00、余目地域0.02)
	負傷者計 (人, %)	136 (立川地域0.0、余目地域0.8)	136 (立川地域0.0、余目地域0.7)	97 (立川地域0.0、余目地域0.6)
	り災者 (人, %)	876 (立川地域1.0、余目地域4.2)	872 (立川地域1.0、余目地域4.2)	772 (立川地域0.9、余目地域3.7)
	避難所生活者 (人, %)	341 (立川地域0.4、余目地域1.6)	339 (立川地域0.4、余目地域1.6)	301 (立川地域0.3、余目地域1.5)

4 県の津波被害想定

山形県では平成7年度の「山形県津波災害対策基礎調査」結果を基に津波浸水域予測図を作成し公表した。ただ、従来の予測図では、浸水深がわからない、河川遡上が検討されていない、という課題があったことから、以下の考えに基づき平成24年3月に新たな津波浸水域予測図を作成した。

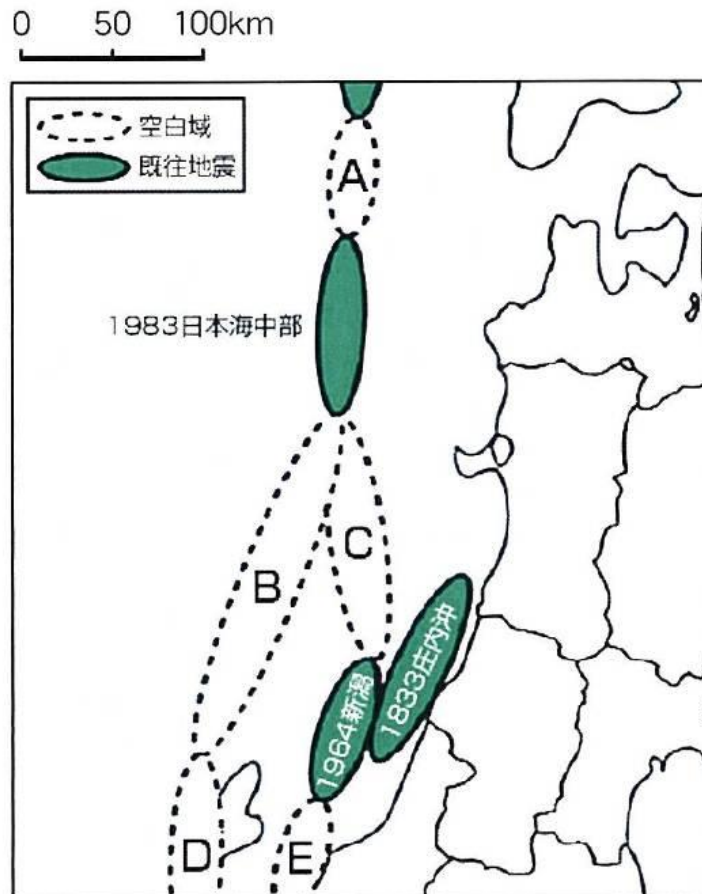
(1) 想定地震の震源域及び規模

平成7年度に実施した「山形県津波災害対策基礎調査」結果を基に、以下の想定地震の震源域及び規模についてシミュレーションを行い、より浸水範囲の広い「長期評価佐渡島北方沖」の空白域を震源域とするマグニチュード8.5の地震を採用している。

なお、シミュレーションに用いた地震断層の緒元を表す断層パラメータは、「平成7年度 山形県津波災害対策基礎調査」に記載された値を採用。

想定震源域及び想定地震規模

想定震源域	想定地震規模
「長期評価佐渡島北方沖」の空白域（下図「B」）	マグニチュード8.5
「長期評価秋田県沖」の空白域（下図「C」）	マグニチュード8.0



(2) 想定地震の震源域及び規模

ア 「津波・高潮ハザードマップマニュアル」（平成 16 年 3 月内閣府発行）の「時系列を考慮した数値シミュレーション」による手法等に基づき、県下全域について 10mメッシュでの津波予測計算を行い、津波発生から河川遡上までを包括したシミュレーションを行っている。

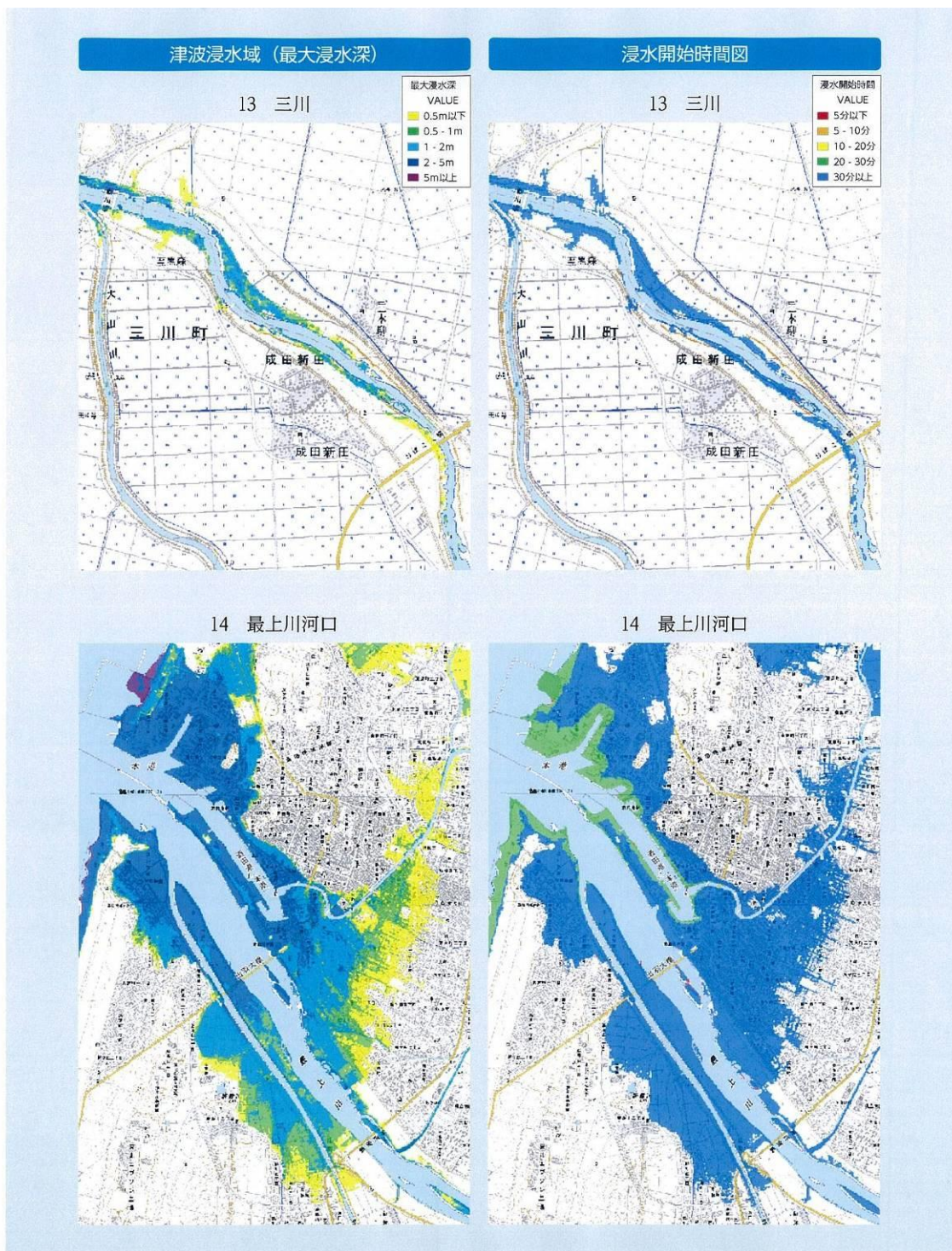
イ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく、「津波防災地域づくり基本指針」において「津波浸水想定の設定について指針となるべき事項」が示されたことから、当該指針に基づきシミュレーションを行っている。

ウ 構造物の扱い

津波防災地域づくり基本指針に基づき、港湾・漁港の防波堤、海岸の防潮堤、河川堤防は津波によりすべて破壊され、存在しないものとしてシミュレーションを行っている。

(3) 庄内町への影響

県の津波シミュレーションによる本町への影響は見られないが、近隣市町の津波被害想定は、三川町の赤川の津波遡上と酒田市の最上川の津波遡上となっており、それぞれの被害予測は、以下のとおり。



第4章 庄内町地域防災計画の基本的な考え方

未曾有の大災害となった「東日本大震災（東北地方太平洋沖地震：海溝型地震、マグニチュード9.0）」は、1都9県が災害救助法の適用を受ける大規模な被害をもたらすとともに、「福島第一原子力発電所事故」によって、被災住民の避難・退避生活の長期化、産業・経済の停滞、風評被害等が発生している。

また、平成28年4月に発生した熊本地震では、八代市、人吉市、宇土市、大津町、益城町の自治体庁舎が被災し、庁舎損壊等のため庁舎外への機能移転を余儀なくされ、発災後の対応に多大な影響を及ぼした。

平成30年9月の北海道胆振東部地震は、厚真町で震度7、安平町・むかわ町で震度6強を観測し、人的、建物被害とともにほぼ北海道全体に及ぶ大規模停電が発生した。

さらに、令和元年6月18日に山形県沖を震源とする山形県沖地震（マグニチュード6.7）が発生し、観測史上初めて山形県内で震度6弱の揺れを記録し、負傷者、家屋半壊等のほか鶴岡市にて液状化現象による被害が発生した。

近年の風水害等災害においては、平成26年8月の広島土砂災害をはじめ、平成27年9月の関東・東北豪雨、平成28年8月の台風第10号、平成29年7月の九州北部豪雨、平成30年7月の西日本豪雨、令和元年9月の台風第15号、令和元年10月の台風第19号、令和2年7月豪雨など、大雨等の顕著な気象による災害が相次いで発生している。

国においては、防災基本計画が平成24年9月に修正されるとともに、災害対策基本法が平成24年6月に改正され、市町村を支援する国や都道府県の役割を強化するため、被災した市町村に代わって都道府県が情報を収集すること、国や都道府県が要請を待たずに救援物資を供給できるようにすること、さらに、自治体の枠を超える広域的な避難を国や都道府県が調整することなどが盛り込まれた。

平成25年6月の法改正では、自力避難が難しい障がい者や一人暮らし高齢者ら「避難行動要支援者名簿」の作成が市町村に義務付けられ、平成26年11月の改正では大規模地震や大雪等の災害時に道路管理者の権限を強化する改正が、平成27年8月には災害廃棄物対策に係る措置の拡充を図る改正、平成28年5月には大規模災害による放置車両対策を強化する改正等が行われた。

平成30年6月には、被災都道府県からの応援の求めを受けた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることを明確にした改正等が行われた。

また、土砂災害や浸水被害対策の強化のほか、熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策として、地方公共団体への支援の充実、被災者の生活環境の改善、応急的な住まいの確保や生活復興支援、物資輸送の円滑化、広域大規模災

害を想定した備え等の対策が盛り込まれた。

県においては、東日本大震災、熊本地震や度重なる大規模風水害の課題を踏まえ、平成27年度、平成28年度、平成29年度、平成30年度に山形県地域防災計画が改訂されており、本町においても、国・県の対応を踏まえ、減災に向けた取組を進めていくため、庄内町地域防災計画を改訂するものとする。

さらに、町地域防災計画をより具体化するために、町はもちろんのこと、住民、事業所、団体等が総力をあげて災害対策に取り組むものとする。

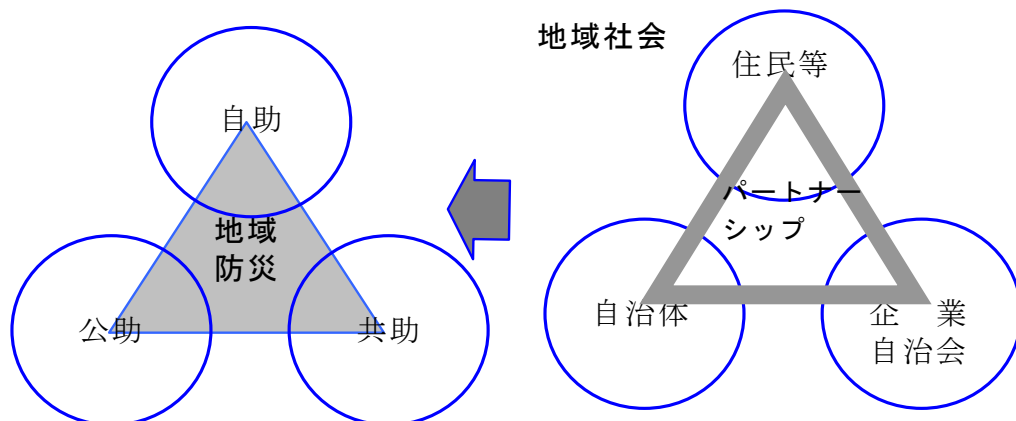
1 「自助」・「共助」・「公助」による「減災」へ向けた取組の強化

町行政において実効性のある防災対策を推進するとともに、行政、防災関係機関のみならず、地域住民、自主防災組織、事業所、地域団体等の様々な主体の役割分担を明確にしつつ、お互いが連携し災害に強いコミュニティづくりが求められている。

「公助」による応急活動だけでは、大災害発生時に住民の「いのち」を確実に守ることは困難であることから、「公助」のみならず、住民、事業所、団体などの様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進していく。

また、住民自身の判断による「自主避難」や「食料・応急物資の個人備蓄」、「家族間の災害時の連絡手段の確認」など、「減災」の考え方（大規模災害は必ず起きるとの想定のもと、誰もが日頃から危機管理意識を持ち、災害等による被害をできる限り少なくしようという考え方・取組）に立った防災対策を推進する。

あらゆる人・団体が緊急対応に参画する仕組みなど、協働（連携）体制による地域防災力の向上を図る方策を進めるとともに、パートナーシップによる地域防災力の向上を目指していく。



自助：個人、家族単位、企業等による努力

共助：自治会での活動や企業同士の連携、自治会と企業との連携など行政以外の組織による自発的支援

公助：行政（地方公共団体、国）による支援

2 自主防災組織の強化

大規模な災害から自分や家族の命を守るためには、様々な災害発生に備え、平常時から十分な対策を講じておく必要があるが、ひとたび大災害が発生すると、被害の拡大を防ぐには、個人や家族の力だけでは限界があり、危険や困難を伴う場合もある。

特に災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間もかかるため、このような場合には、毎日顔を合わせている隣近所の人たちが互いに協力し合いながら、防災活動を組織的に取り組むことが大切である。

災害発生時はもちろん、平常時も、地域住民が一緒になって防災活動に取り組むため、地域の自主防災活動の育成支援を図る。

また、住民向けの広報などにより、平常時からの防災対策（行動）の大切さを広く啓発していく。

3 被害最小化に向けた防災体制の充実

迅速な初動体制を確保するため、「職員初動マニュアル」の整備・活用を図る。

また、ハザードマップ、防災マップ、防災ガイドブック等の周知・活用による、危険区域の認知等の手法を取り入れながら、地域住民による防災行動を支援していく。

さらに、ライフラインや医療体制の確保などの防災基盤の充実、広域による合同防災訓練の実施、県・他市町村間の相互応援協力体制の整備を図る。

4 災害情報・避難情報等の受伝達体制の充実

情報の受伝達や広報については、通信各社による緊急速報メール等の「災

害・避難情報」の提供体制を充実していくとともに、国・県をはじめとする関係機関との間においても災害に関する情報の迅速な収集及び伝達に向けて、情報受伝達体制の高度化を進めていく。

また、町内の山間地や一人暮らし高齢者等への情報連絡体制を充実していくとともに、土砂災害のおそれのある地域においては、住民との降雨状況の確認等、地域住民によるモニタリング体制についても検討していく。

5 地震災害対策の推進

町及び関係機関は、地域の耐震化・不燃化の推進や、災害発生時の被害情報等の受伝達体制の整備、要配慮者の支援を含めた避難体制の整備、負傷者の搬送体制の整備、臨時ヘリポート等の整備、情報通信基盤の整備、上下水道・電気・電話をはじめとしたライフラインの災害対策事業の推進等社会基盤の整備を図る。

また、東日本大震災のような広域的な大規模地震災害に際しては、周辺自治体や応援協定締結自治体が被災した場合において、本町への被災者の受入体制の整備を図っていく。

さらに、住民・事業所は、家屋の耐震化の強化、屋内の家具・事務機等の転倒防止、自動消火装置付き器具の使用、看板等の転倒・落下防止等、家庭・職場の防火対策や安全対策に努める。

6 総合的な風水害・土砂災害対策の推進

近年、異常気象と相まって、全国各地で、集中豪雨や台風等による風水害が多発しており、ハード、ソフト一体となった総合的な取組により、災害危険箇所の安全を確保する必要がある。

集中豪雨・台風等による河川の氾濫や土砂災害等の被害を軽減するため、今後も河川、砂防施設等の整備、下水道及び治水施設の整備、水防体制、避難体制の強化等を図る。

特に、本町の丘陵・山間部は急傾斜地崩壊及び土石流の危険性が高く、土砂災害警戒区域等の指定がされている。このため、施設・設備等ハード面での土砂災害対策の推進を図るとともに、土砂災害警戒情報等の伝達、令和元年6月から運用が開始された5段階の警戒レベルによる避難情報・防災気象情報を含め、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の判断基準の的確な運用を図っていくとともに、地域住民の主体的な避難行動を一層促進していくため、避難体制の整備等ソフト面での対策を推進する。

さらに、冬期間の積雪やなだれ等の危険性に対し、町及び関係機関は、高齢者世帯等への支援を含めた除雪体制の強化やなだれ防止対策に努める。

ハード対策については、国・県と連携し、安全対策に係る社会基盤の整備などを図るとともに、ソフト対策については、要配慮者の避難対策や自主防

災活動の強化、ハザードマップ、防災マップ等の更新・活用と、警戒情報などの連絡体制の充実を図っていく。

また、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の事業所においては、避難確保計画・浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置に取り組むとともに、町からの洪水予報等の直接伝達により、自主的な判断による速やかな避難行動の促進を図る。

7 水防体制の充実

全国各地で豪雨災害が多発する一方、消防団（水防団）員の減少等による地域の水防力の低下が見込まれる中、消防団（水防団）等の水防活動に協力する体制を強化する必要がある。消防団（水防団）等の水防活動に協力する「水防協力団体」の指定対象については、水防法の改正（平成29年最新改正）により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない自治会等も対象となることから、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、自治会、町内会、女性団体、自主防災組織等が水防演習や水防の普及啓発活動に取り組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を促進するものとする。

8 女性の参画推進

これまで、婦人防火クラブの活動や、女性消防団員の活動、女性団体による炊き出し支援等、女性による防火・防災の取組が進められてきたが、大規模災害から地域を守っていくため、より一層女性の参画が求められている。

本町においても、減災の取組を推進するため、自主防災活動や避難所運営等をはじめとし、予防対策、応急対策、復旧時における女性の役割を検討していくとともに、防災活動への女性の積極的な参画を推進していく。

9 事業所、団体等の力の取込み

指定地方公共機関や事業所との防災協定の締結促進により、自動実行的な防災活動が展開されるよう誘導し、それらが地域の防災力の強化につながるよう努めることが必要になっている。

事業所や産業団体については業務継続計画（BCP）の樹立により、早期事業再開を進める備えを普及していくとともに、復旧時における雇用の安定等広く地域に役立つ取組を促進する必要がある。

また、町の応急初動対応、ライフライン復旧、がれき処理等の協力体制の強化を進めるとともに、平常時からの協議により災害時の応急対策等の手順を明確化していく。

10 要配慮者対策の推進

一人暮らし高齢者や障がい者等（要配慮者）の避難支援を円滑に行うため、要配慮者の状況等を登載した要配慮者台帳を整備・活用するとともに、地域

での支援体制の強化を推進する。

11 要配慮者や男女双方の視点への配慮

避難所等においては、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等を避難所開設当初から設置するように努める必要がある。また、女性に対するセクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努めていく。

さらに、女性の相談員、福祉相談員の配置についても検討し、女性や要配慮者のニーズの変化に対応できるようにするとともに、女性に対する相談員の配置や相談窓口の開設・運営にあたっては民間団体の活用を図っていく。

12 その他の災害対策の推進

本町におけるその他の災害は、気候的、地形的、社会的条件等から、雪害、火山災害対策、竜巻・突風、航空機事故、鉄道事故、道路災害、林野火災、原子力事故対策等が挙げられる。これらの災害については、他の災害の対策と併せ、各施設管理者による安全管理体制の強化、応急資機材の整備、避難体制の整備、風評被害対策等の取組を進めるものとする。

第5章 防災関係機関等の事務又は業務の大綱

1 防災関係機関等の責務

(1) 町

町（庄内町消防団を含む）は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町内の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、消防、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

(2) 消防

酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、町内の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町の行う防災活動を援助・協力する。

(3) 県

県は、町を包含する広域的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が町の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく町で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において統一的処理を必要としたり、町と他の市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともにその調整を行う。

(4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等の措置をとる。

(5) 自衛隊

自衛隊は、自衛隊法第83条の規定により、県知事の要請を受け、災害派遣を実施する。ただし、災害に際し、特に緊急を要し県知事の要請を待ついとまがない場合は、要請を待つことなく災害派遣を実施する。なお、町は、通信の途断等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合、災害対策基本法第68条の2第2項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

(6) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性にかんがみ、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、町、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

2 住民の役割

「自分のことは自分で守る（自助）。自分たちの地域は自分たちで守る（共助）。」ことが防災の基本であり、住民は、その自覚をもち、平素から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

特に大規模災害等発生時には、防災関係機関の初期活動が制限されることが予想されるので、住民は、自分の安全が図られるよう行動するとともに、近隣の住民と連携し、消火や救助、救護活動に積極的に取組んでいくことが求められる。

3 防災関係機関の事務又は業務の大綱

(1) 町

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
庄内町	1 町防災会議に関すること 2 管内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること 3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関すること 4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報伝達の改善に関すること 5 防災意識の高揚及び災害安全運動に関すること 6 防災に係る教育及び訓練に関すること 7 通信施設及び組織の整備に関すること 8 水防、消防、救助	1 町災害対策本部の設置及び運営に関すること 2 指定地方行政機関の長等及び県知事に対する職員の派遣要請、並びに他の市町村長に対する応援の要請に関すること 3 県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること 4 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関すること 5 災害情報の収集に関すること 6 災害広報に関すること 7 災害予警報等の情報伝達、並びに避難勧告、避難指示（緊急）及び警戒区域設定に関すること 8 被災者の救助に関	1 被災者のための相談に関すること 2 見舞金等の支給等に関すること 3 雇用の安定に関すること 4 住宅対策に関すること 5 租税の特例措置に関すること 6 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関すること 7 公共施設等の災害復旧に関すること

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	<p>その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関すること</p> <p>9 治山治水その他町の地域の保全に関すること</p> <p>10 建物の不燃堅ろう化その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に関すること</p> <p>11 災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関すること</p>	<p>すること</p> <p>9 消防活動及び浸水対策活動に関すること</p> <p>10 緊急輸送の確保に関すること</p> <p>11 ライフラインの確保に関すること</p> <p>12 公共土木施設、農地・農業用施設及び林地・林業用施設等に対する応急措置に関すること</p> <p>13 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること</p> <p>14 食料その他の生活必需品の需給計画に関すること</p> <p>15 災害時の清掃、防疫その他保健衛生の応急措置に関すること</p> <p>16 被災児童及び生徒に対する応急の教育に関すること</p> <p>17 被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること</p>	
庄内町消防団	<p>1 防災に係る教育及び訓練に関すること</p> <p>2 防災思想の普及啓発に関すること</p>	<p>1 災害の警戒及び防ぎよに関すること</p> <p>2 災害応急対策に関すること</p> <p>3 災害情報の収集に関すること</p>	

(2) 消防

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
酒田地区広域行政組合 消防本部・	<p>1 防災に係る教育及び訓練に関すること</p> <p>2 防災思想の普及啓</p>	<p>1 災害の警戒及び防ぎよに関すること</p> <p>2 救出、救助及び救</p>	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
余目分署及び立川分署	発に関する事 3 災害の予報及び警報に関する事	急に関する事 3 災害応急対策に関する事 4 災害情報の収集に関する事 5 その他災害時における所定業務活動に関する事	

(3) 県

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形県	1 山形県防災会議に関する事 2 防災関係機関相互の総合調整に関する事 3 災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に関する事 4 防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報その地の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に関する事 5 防災思想の普及及び災害安全運動に関する事 6 防災に係る教育及び訓練に関する事 7 通信施設及び組織の整備に関する事 8 水防、消防、救助その他の災害応急に関する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に関する事 9 治山治水その他県	1 県災害対策本部の設置及び運営に関する事 2 防災関係機関相互の総合調整に関する事 3 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関する事 4 自衛隊の災害派遣要請に関する事 5 指定行政機関に対する職員の派遣要請に関する事 6 建設機械及び技術者の現況把握、並びにその緊急使用又は従事命令に関する事 7 損失及び損害補償並びに公的徴収金の減免等に関する事 8 応急措置のための財産又は物品貸付けに関する事 9 市町村の実施する消防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に関する事	1 被災者のための相談に関する事 2 見舞金等の支給等に関する事 3 雇用の安定に関する事 4 生活関連物資の需給・価格状況の調査等に関する事 5 住宅対策に関する事 6 租税の特例措置に関する事 7 農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に関する事 8 公共施設等の災害復旧に関する事

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	<p>土の保全に関するこ と</p> <p>10 建物の不燃堅ろう 化その他都市の防災 構造上の改善、災害 危険区域の指定及び 対策に関するこ と</p> <p>11 災害発生を防ぎよ 又は拡大防止のため の措置に関するこ と</p> <p>12 在宅の要配慮者対 策に関するこ と</p>	<p>10 災害救助法に基づ く被災者の救助に関 すること</p> <p>11 災害予警報等の情 報伝達並びに災害情 報の収集伝達に関す ること</p> <p>12 災害広報に関する こ と</p> <p>13 緊急輸送の確保に 関すること</p> <p>14 ライフラインの確 保に関するこ と</p> <p>15 公共土木施設、農 地・農業用施設及び 林地・林業用施設等 に対する応急措置に 関すること</p> <p>16 農産物、家畜、林 産物及び水産物に対 する応急措置に関す ること</p> <p>17 食料その他の生活 必需品の需給調整に 関すること</p> <p>18 災害時の防疫その 他保健衛生の応急措 置に関するこ と</p> <p>19 被災児童及び生徒 に対する応急の教育 に関するこ と</p> <p>20 被災要配慮者に対 する相談及び援護に 関すること</p> <p>21 その他市町村の応 急措置の実施又は応 援の指示及び代行に 関すること</p>	
庄内警察署	<p>1 災害警備用の装備 資機材及び地震対策 用の交通安全施設の 整備充実に関するこ と</p> <p>2 災害警備の教養訓</p>	<p>1 災害情報及び交通 情報の収集に関する こ と</p> <p>2 被災者の救助及び 避難誘導に関するこ と</p>	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	練に関する事 3 防災広報に関する事	3 交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関する事 4 行方不明者の調査及び死体の検視に関する事 5 犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に関する事	

(4) 指定地方行政機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北管区警察局		1 災害状況の把握と報告連絡に関する事 2 警察官及び災害関係装備品の受支援調整に関する事 3 関係職員の派遣に関する事 4 関係機関との連絡調整に関する事	
東北財務局 (山形財務事務所)			1 金融機関の業務運営の確保に関する事 2 県及び市町村の災害対策に係る地方債に関する事 3 県及び市町村に対する災害つなぎ資金の融通に関する事 4 公共団体が応急措置の用に供する普通財産の貸付けに関する事
東北厚生局		1 被害状況の情報収集、通報に関する事 2 関係職員の派遣に関する事 3 関係機関との連絡	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		調整に関すること	
東北農政局 (山形県拠点)	1 農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関すること 2 防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関すること	1 災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病虫害の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関すること 2 災害時における応急食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に関すること	1 農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉾害復旧事業、災害金融に関すること
東北森林管理局 (庄内森林管理署)	1 治山事業及び地すべり対策事業の実施に関すること 2 防災教育及び防災訓練の実施並びに林野火災の防止に関すること	1 災害情報の収集、災害復旧用材の供給に関すること	1 林地、林道及び林業施設の災害復旧に関すること
東北経済産業局		1 工業用水の応急対策に関すること 2 災害時における生活必需品及び燃料等の需給に関すること 3 産業被害状況の把握に関すること	1 工業用水の復旧対策に関すること 2 災害時における復旧用資機材の需給に関すること 3 被災事業者等への支援に関すること
関東東北産業保安監督部東北支部	1 電気、ガス、高圧ガス、火薬類、液化石油ガス、石油コンビナートの保安に関すること 2 地域住民に影響のある鉾山施設の保全に対する監督に関すること	1 災害時における危険物等保安に関すること 2 電気、ガスの復旧対策に関すること 3 鉾山施設の崩壊に伴う周辺住民の生命、財産保全に関すること	1 電気、ガスの災害復旧に関すること 2 鉾山保安法に基づく命令の発動に関すること

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東北運輸局	1 緊急輸送、代替輸送の実施体制の整備等に係る関係事業者等への指導・助言及び防災訓練の実施並びに交通施設等の安全確保に関する事	1 交通施設等の被害、公共交通機関の運行状況等に関する情報収集及び伝達に関する事 2 緊急輸送、代替輸送における関係事業者等への指導・調整及び支援に関する事	1 復旧・復興のための物資等の円滑かつ効率的な輸送に係る調整に関する事
東京航空局 (山形空港出張所)	1 山形空港における航空保安・航空輸送事業及びその他航空に係る事業の防災訓練に関する事	1 山形空港における国所管の航空保安施設の管理運用に関する事	
仙台管区気象台 (山形地方気象台)	1 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事 2 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事 3 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事 4 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集、発表に関する事 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事	1 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説等に関する事
東北総合通信局	1 放送・通信設備の耐震性確保の指導に関する事 2 災害時における重要通信確保のため、	1 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずる事	1 有線及び無線設備の災害復旧に対する適切な措置の指導に関する事

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
	非常通信体制の整備を図ること	2 非常通信に関する こと	
山形労働局	1 大規模な爆発、火災等の災害の防止に関する こと 2 企業における防災の促進に関する こと	1 二次災害発生の防止に関する こと 2 災害応急工事等に関する安全衛生の確保に関する こと	1 事業場の操業再開時における労働災害の防止に関する こと 2 災害復旧工事等に関する安全衛生の確保に関する こと 3 雇用安定等の支援に関する こと
東北地方整備局 (酒田河川国道事務所・新庄河川事務所及び立谷沢川砂防出張所・緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)・リエゾン)	1 防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識高揚、防災知識の普及に関する こと 2 通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に関する こと 3 災害危険箇所における河川、海岸、砂防、道路施設等の防災事業推進に関する こと 4 重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区域における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に関する こと 5 官庁施設の災害予防措置に関する こと 6 雪害予防施設及び除雪体制の整備に関する こと	1 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する こと 2 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する こと 3 建設機械及び技術者の現況把握に関する こと 4 緊急災害派遣隊(TEC-FORCE)などによる災害時における復旧資材の確保に関する こと 5 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等の実施に関する こと 6 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関する こと	1 二次災害の防止及び迅速な復旧に関する こと
東北防衛局		1 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関する こと 2 災害時における所	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		管財産の使用に関する連絡調整に関する こと 3 原子力艦の原子力 災害に関する通報を 受けた場合の関係地 方公共団体等への連 絡に関すること	

(5) 自衛隊

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
陸上自衛隊 航空自衛隊	1 防災関係資料の 基礎調査、関係機 関との連絡調整、 災害派遣計画の作 成、防災訓練、防 災関係資器材等の 整備点検に関する こと	1 災害派遣初動の準 備体制強化及び関係 機関の連絡員の派 遣、情報収集等並び に災害関係予報及び 警報の伝達に対する 協力、関係機関から の要請若しくは緊急 事態に伴う部隊等の 派遣に関すること 2 被害状況の把握、 避難の援助、遭難者 等の捜索救助、水防 活動、消防活動、道 路又は水路啓開に関 すること 3 診察、防疫、病害 虫防除等の支援に関 すること 4 人員及び物資の緊 急輸送、炊飯及び給 水の支援、救援物資 の無償貸付又は譲 与、交通規制の支援 に関すること 5 危険物の保安及び 除去、その他臨機の 必要に対し自衛隊の 能力で対処可能な措 置に関すること	1 自衛隊法第 100 条に基づく土木工 事等の受託に関す ること

(6) 指定公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
東日本旅客鉄道株式会社 (新潟支店) 日本貨物鉄道(山形支店) 日本貨物鉄道株式会社 (山形オフレーステーション)	1 線路及び建設物の警備、保存及び管理に関すること 2 鉄道林の新設、改良、保存及び管理に関すること	1 送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保に関すること 2 列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関すること 3 気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等応急体制の確立に関すること 4 災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関すること	1 線路等鉄道施設の災害復旧に関すること
東日本電信電話株式会社 (山形支店)	1 高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	1 大津波警報・津波警報の伝達に関すること 2 災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関すること	1 避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関すること 2 電気通信施設の災害復旧に関すること
株式会社NTTドコモ東北支社 (山形支店)	1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	1 災害時における移動通信の確保に関すること	1 移動通信設備の災害復旧に関すること
KDDI株式会社	1 移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること	1 災害時における移動通信の確保に関すること	1 移動通信設備の災害復旧に関すること
日本銀行 (山形事務所)		1 通貨の供給の確保に関すること 2 金融上の措置の実施に関すること 3 金融上の措置の広報に関すること	
日本赤十字社 (山形県支部)		1 災害時における傷病者の医療救護に関すること	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
		2 赤十字ボランティアの活動の指導に関すること 3 義援金の募集受付に関すること 4 被災者に対する救援物資の配分に関すること	
日本放送協会 (山形放送局、鶴岡支局)	1 災害予防の放送に関すること	1 気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関すること 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること	1 放送施設の災害復旧に関すること
東日本高速道路株式会社	1 所轄する有料道路の災害防止に関すること	1 災害時の所轄有料道路における輸送路の確保に関すること 2 災害時における緊急車両の通行料金免除に関すること	1 所轄する有料道路の災害復旧に関すること
日本通運株式会社(庄内営業所)		1 物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること 2 緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関すること	
東北電力株式会社(庄内営業所) 東北電力ネットワーク株式会社	1 発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関すること	1 災害時における電力供給の確保及び調整に関すること	1 電気料金の支払い期限の延伸等料金の特例に関すること 2 電力供給施設の災害復旧に関すること
日本郵便株式会社 (山形中央郵便局)	1 災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関すること		1 災害時における日本郵便株式会社の業務運営の確保に関すること 2 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
			関すること 3 株式会社ゆうちょ銀行の非常扱い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱いに関すること

(7) 指定地方公共機関

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビユー山形 株式会社さくらんぼテレビジョン 株式会社エフエム山形	1 災害予防の放送に関すること	1 気象予報、注意報、警報、特別警報及び災害情報等の放送に関すること 2 救援奉仕活動及び奉仕団体等の活動に対する協力に関すること	
庄内交通株式会社 公益社団法人山形県トラック協会		1 災害時における自動車輸送の確保及び緊急輸送の実施に関すること	
最上川土地改良区	1 水門、水路、ため池及び農道、その他農業用施設の整備及び維持管理に関すること	1 農地及び農業用施設の被災状況調査に関すること	1 農地及び農業用施設の災害復旧事業に関すること
一般社団法人山形県医師会（酒田地区医師会）		1 災害時における医療救護に関すること	

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
庄内町商工会		1 災害時における物価安定についての協力及び徹底に関すること 2 救助用物資の確保についての協力に関すること	1 復旧資材の確保についての協力及び斡旋に関すること
余目町農業協同組合 庄内たがわ農業協同組合 出羽庄内森林組合		1 共同利用施設の応急対策に関すること	1 共同利用施設の復旧に関すること 2 被災組合員に対する融資及び斡旋に関すること
一般診療所・病院		1 災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること 2 災害時における負傷者等の医療救護に関すること	
一般運輸事業者		1 災害時における緊急輸送の確保に関すること	
危険物関係施設の管理者		1 災害時における危険物の保安措置に関すること	
建設業者協会		1 防災対策資機材、人員の確保に関すること。 2 障害物の除去等の応急復旧対策に関すること。	

機関名	災害予防対策	災害応急対策	災害復旧
災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者（スーパーマーケット、コンビニエンスストア等）		1 災害時における事業活動の継続的实施及び町が実施する防災に関する施策への協力に関すること。	
住民	1 食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関すること。		

第2編 震災対策編

第1章 災害予防計画

第1節 地震に関する調査研究計画

震災対策を効果的に推進するため、町が実施する地震及び震災に関する調査研究について定める。

1 防災関係機関との情報交換等の実施

(1) 他市町村との防災資料交換の積極的推進

町地域防災計画、その他個別対策項目ごとの応急対策要領等の防災資料に関し、他市町村との交換を推進する。

(2) 県・国等関係機関との情報交換等の実施

県各機関、国等関係機関との情報交換・資料収集等に努める。

2 防災に関する図書・資料等の収集・整理・公開

(1) 過去の災害等の資料整理・公開

過去の大規模災害関連の研究報告書、出版物、資料等の収集・整理を行い、ライブラリーとして、町役場等にコーナーを設ける。

(2) 各種データの保存

道路、橋梁等の公共土木施設が被災した際に、円滑な応急復旧及び改良復旧等が施工できるよう施設台帳等を作成し、各種データの資料整理や複製等の保存に努める。

3 町の地域防災特性をより正確に把握するための専門的調査・研究

(1) 市街地直下型大規模地震対応に関する調査・研究

土地利用の進展等に対応して、随時直下型大規模地震対応に関する調査・研究を実施する。

(2) 土砂災害との複合災害に関する調査・研究

土砂災害の多い地域防災特性をかんがみ、地震により引き起こされる可能性のある土砂災害についての調査・研究を実施する。

第2節 地震観測体制の整備計画

地震災害発生時における迅速な初動体制の構築に資するため、町及び防災関係機関は、地震観測体制の整備を推進する。

1 町の地震観測体制の整備・強化

(1) 町の地震観測体制

町は、県が町庁舎に設置した震度計により、大規模地震が発生した場合の応急対策を実施する際のデータとして活用する。

(2) 観測体制の充実

県、山形地方気象台、町等防災関係機関は、震度情報ネットワークの機能・信頼性の向上のためのシステム構築の推進に努める。

また、防災や観測成果の公表を目的として気象観測施設を設置した時は、設置の日から30日以内に山形地方気象台長に届け出る。また、観測精度を維持するため、気象観測に用いる気象測器は気象業務法で定める技術上の基準に従い、検定に合格したものを使用する。

第3節 防災知識の普及計画

(庄内町環境防災課・企画情報課・教育委員会、庄内町消防団、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、自主防災組織)

1 計画の概要

町が実施する、地震災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民の防災意識の向上を図るために行う防災知識の普及啓発について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 防災関係機関職員に対する防災教育	① 町における防災教育 ② 防災関係機関における防災教育
2 一般住民に対する防災知識の普及	① 啓発内容 ② 啓発方法
3 事業所等に対する防災知識の普及	① 啓発内容 ② 啓発方法
4 学校教育における防災教育	① 児童生徒等に対する防災教育 ② 教職員に対する防災教育
5 防災上特に注意を要する施設における防災教育	① 監督機関の責務 ② 危険物等施設における防災教育 ③ 病院、福祉施設等における防災教育 ④ 旅館等における防災教育 ⑤ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

3 防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関職員に対し、地震災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するとともに、応急対策全般への対応力を高めるため、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 町における防災教育

地震災害等発生時に応急対策の主体となる町職員は、防災教育を通して、防災に関する知識と適切な判断力を養うことが求められる。

町は、毎年度当初職員に対し、防災関係法令、関係条例、町防災計画及び地震災害時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、地震災害等発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施する他、町及び県が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加する。

4 一般住民に対する防災知識の普及

大規模な地震災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、町及び県は、防災訓練や啓発活動等を通し、地域住民に対する防災知識の普及を図る。

また、地域における多様な主体の関わりの中で防災知識の普及を図る。

(1) 啓発内容

地震災害等に備えた普段の心得や災害等発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 町地域防災計画の概要

イ 地震災害に関する一般知識

ウ 地震発生前の準備等についての啓発事項

- (ア) 住宅の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- (ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄
- (エ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じた食料等の備蓄
- (オ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (カ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、避難用品や備蓄品の確保等）
- (キ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (ク) 新型コロナウイルス感染症対策として、避難所へ避難する際に持参する持出品等（食料〔最低1日分〕、マスク、体温計等）の事前準備
- (ケ) 町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握
- (コ) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

エ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 緊急地震速報発表時の行動
- (イ) 自動車運転時の行動
- (ウ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (エ) 避難場所、避難所、避難経路
- (オ) 応急救護の方法
- (カ) 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (キ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (ク) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(2) 啓発方法

町は県と協力し、広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災DVDの貸出し、地震体験車、山形県防災学習館等の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など地域コミュニティにおける多様な主体の関わりを通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

また、必要に応じて指定避難所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

5 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な地震等が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町及び県は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

ア 町地域防災計画の概要

イ 地震災害に関する一般知識

ウ 地震発生前の準備等についての啓発事項

(ア) 施設の耐震診断や家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトペーパー等の備蓄

(エ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(オ) 町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

(カ) 地域住民との協力体制の構築

(キ) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

イ 地震発生後の行動等についての啓発事項

(ア) 自動車運転時の行動

(イ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動

(ウ) 避難場所、避難所、避難経路

(エ) 応急救護の方法

(オ) 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の

活用)

(カ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

(キ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(2) 啓発方法

町は県と協力し、広報紙、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災DVDの貸出し、地震体験車、山形県防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、必要に応じて指定緊急避難場所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティと連携した避難活動を促進する。

6 学校教育における防災教育

(1) 児童生徒等に関する防災教育

町は、防災教育を学校の中に位置付け、児童生徒等の発達段階に応じ、地震災害等発生時に起こる危険や災害時の対応、県及び本町の災害史、災害教訓・伝承等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して指導する。

ア 児童生徒等の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施する。

イ 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育資材、学校安全資料を活用し指導する。

ウ 自然体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「助け合う心」や「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 町教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、地震災害の基礎知識、児童生徒等の発達段階や地域の特性に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員が地震発生時に主体的に動けるよう各人の役割を明確にし、マニュアル等を用いて定期的に校内研修を実施する。

7 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びに大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び

危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発生時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害等発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等要配慮者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から通院・入院者及び入所者の状況を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) 旅館等における防災教育

旅館等においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難経路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

第4節 地域防災力強化計画

(庄内町環境防災課、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、自主防災組織)

1 計画の概要

地震災害等発生時においては、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、施設、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 自主防災組織の育成	① 育成の主体 ② 育成の方針 ③ 自主防災組織の規模 ④ 育成強化対策 ⑤ 自主防災組織の活動内容 ⑥ 関係団体との連携
2 企業（事業所）等における防災の促進	① 企業等における自衛消防組織の育成 ② 企業等における時宜用継続計画の策定促進 ③ 企業等における帰宅困難者対策の促進 ④ 企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用
3 地域住民及び事業者の共同による地区内の防災活動の推進	

3 自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

本町の自主防災組織の組織率は100%となっている。町は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会等に対する指導・助言を積極的に行い、実効ある自主防災組織の育成・強化に努め、消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

防災関係機関は、町が行う自主防災組織の育成整備活動への協力に努める。

(2) 育成の方針

町は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」（昭和54年3月23日山形県防災会議決定）に基づき、既存の自治会等の自治組織を自主防災組織として育成する。

その際には、特に、災害危険度の高い、次の地域の優先度を高めて推進を図る。

ア 人口の密集している地域

- イ 高齢者等いわゆる要配慮者の人口比率が高い地域
- ウ 木造家屋の集中している市街地等
- エ 土砂災害警戒区域等
- オ 雪崩発生危険箇所の多い地域
- カ 消防水利、道路事情等の観点から、消防活動等の困難な地域
- キ 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域
- ク 過去において災害により甚大な被害を受けた地域

(3) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位とし、次の事項に留意して育成を図る。

- ア 市街地における街区単位、住宅地における自治会単位、あるいは山間部・農村部における集落単位等、住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。
- イ 同一の避難所の区域あるいは小学校の学区等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

(4) 育成強化対策

ア 町は、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

(ア) 編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、組織の編成など自主防災組織の育成を計画的にすすめる。

a 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

b 編成上の留意事項

- (a) 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討
- (b) 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応
- (c) 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加
- (d) 地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団OB等）の活用

(イ) 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

(ウ) 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

- a 自主防災組織の編成と任務分担に関すること（役割の明確化）
- b 防災知識の普及に関すること（普及事項、方法等）
- c 防災訓練に関すること（訓練の種別、実施計画等）

- d 情報の収集伝達に関すること（収集伝達方法等）
- e 出火防止及び初期消火に関すること（消火方法、体制等）
- f 救出及び救護に関すること（活動内容、酒田地区広域行政組合等への連絡）
- g 避難誘導及び避難生活に関すること（避難の指示の方法、要配慮者への対応、避難場所又は避難所の運営協力等）
- h 給食及び給水に関すること（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
- i 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること（調達計画、保管場所、管理方法等）

イ 自主防災リーダー及びサブリーダーの育成

町は、次の事項に留意し、研修の実施などにより自主防災リーダー及びサブリーダーの育成に努める。

- (ア) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避ける。
- (イ) 組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダーも同時に育成する。
- (ウ) 女性のための相談窓口の開設や、男女双方の視点に配慮した避難所運営を行う必要があることから、女性の自主防災リーダーやサブリーダーを育成する等、女性の参画を促進する。
- (エ) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等も考慮し、長を補佐する複数のサブリーダー（その職務を代行しうる者）も同時に育成する。

ウ 訓練の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあつては、平素から初期消火訓練、応急救護訓練及び避難訓練等の各種訓練を行い、発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するよう努める。

また、町は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、多様な世代が参加できるような環境の整備などを行い、町の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

エ 防災資機材の整備等

町は、県が実施する「防災資機材購入支援事業」、財団法人自治総合センターが実施する「地域防災組織育成助成事業」等を積極的に活用し、災害時に効果的な活動できるよう資機材を充実する。

また、町における「住みやすい地域づくり活動交付金」による資機材等

の整備についても自主防災組織に推進を図る。

オ 自主防災組織連絡協議会活動の推進

自主防災組織の連携と活動強化にむけて、自主防災組織間の活動交流をはかっていくことが重要であることから、町は県と連携しながら連絡協議会活動を推進する。

カ 防災士の資格取得への支援検討

「自助・共助・協働を原則として、かつ、公助との連携充実につとめて、社会の様々な場で減災と社会の防災力向上のための活動が期待され、さらに、そのために十分な意識・知識・技能を有する者として認められた人」として、特定非営利活動法人日本防災士機構による「防災士」の民間資格制度がある。

町は、大災害に備えた自助・共助活動等の訓練や、防災と救助等の技術の練磨、防災・救助計画の立案等への参画、避難や救助・救命、避難所の運営など、町やボランティアの人達と協働して活動が期待される防災士の資格取得のための受講等の支援を検討する。

(5) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡
- (ウ) 地域内における危険箇所（山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等）の点検
- (エ) 地区防災マップの作成（災害危険箇所、要配慮者の把握を含む）
- (オ) 地域内における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認
- (カ) 家庭内における防火、防災等についての啓発活動
- (キ) 地域内における情報の収集・伝達体制の確立
- (ク) 避難地及び医療救護施設の確認
- (ケ) 火気使用設備・器具等の点検
- (コ) 防災用資機材等の備蓄及び管理
- (サ) 各種防災訓練（情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等）の実施等
- (シ) 地域内における要配慮者の実態把握

イ 災害等発生時の活動

- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
- (イ) 地域住民の安否の確認
- (ウ) 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力

- (エ) 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達
 - (オ) 地域住民に対する避難勧告等の伝達
 - (カ) 避難誘導活動の実施
 - (キ) 要配慮者の避難活動への支援
 - (ク) 避難生活の指導、避難所の運営への協力
 - (ケ) 給食・給水活動及びその協力
 - (コ) 救助物資等の配布及びその協力
 - (ク) 他地域への応援等
- (6) 関係団体との連携

自主防災組織は、次により、婦人防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等、他の民間防火組織及び民生委員・児童委員や社会福祉協議会等の関係団体と連携を図る。

- ア 婦人防火クラブとの一体的な活動体制づくり
- イ 少年消防クラブ等の育成強化への協力
- ウ 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体と連携した要配慮者支援の実施

4 企業（事業所）等における防災の促進

町は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図る。また、企業防災に資する情報の提供等を進め、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業（事業所）の防災に係る取組の積極的評価等により、企業（事業所）の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

(1) 企業（事業所）等における自衛消防組織の育成

ア 育成の方針

多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防災活動を行う必要がある施設を対象に自衛消防組織の整備を推進する。

イ 育成強化対策

(ア) 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

町は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災

訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

ウ 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

(ア) 平常時の活動

- a 防災要員の配備
- b 消防用設備等の維持及び管理
- c 家具・什器等の落下・転倒防止措置
- d 各種防災訓練の実施等

(イ) 災害等発生時の活動

- a 出火防止及び初期消火活動の実施
- b 避難誘導活動の実施等
- c 救急・救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

(3) 企業等における帰宅困難者対策の促進

町は、災害時において公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な従業員等に対し、一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す。

(4) 企業等における緊急地震速報受信装置等の積極的活用

企業等は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

5 地域住民及び事業者の共同による地区内の防災活動の推進

大規模災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるためには、地域住民、企業（事業所）等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが必要である。そのため、町内の一定の地区内の地域住民及び当該地区に企業（事業所）を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、当該地区の町と連携して防災活動を行うこととする。

町は、地域住民等から上記提案を受けた場合、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第5節 災害ボランティア受入体制整備計画

(庄内町保健福祉課、社会福祉協議会)

1 計画の概要

大規模な地震災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、町社会福祉協議会が実施する受入体制及び活動環境の整備について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 一般ボランティア	① 意義 ② 活動分野 ③ 受入体制の整備
2 専門ボランティア	① 意義 ② 活動分野 ③ 受入体制の整備
3 活動環境の整備	

3 一般ボランティア

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

ア 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動

イ 救援物資、資機材等の配分・輸送

ウ 家財の搬出、家屋の片付け、瓦れきの撤去

エ 災害情報、生活情報等の収集・伝達

オ 被災者の話を聞く傾聴活動

(3) 受入体制の整備

町社会福祉協議会は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県、町、日本赤十字社、NPO、ボランティア関係機関・団体等と相互の連携を図り、災害時におけるボランティアの受入体制を整備する。

ア 町災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）の設営に係る指針及びマニュアル等の点検、整備

イ 町災害ボランティア支援本部の設営シミュレーションの実施

ウ 町災害ボランティア支援本部の運営者等の養成及び登録

エ 町災害ボランティア支援本部の設置場所、運営資機材等の確保

オ 地域における防災意識の普及啓発

カ ボランティア保険の普及啓発及び加入促進

4 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区分	活動内容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要援護者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体（ボランティア）	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動を行う	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
建物危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判断する	建築物応急危険度判定士
被災宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定する	被災宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線の資格者
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの

(3) 受入体制の整備

町社会福祉協議会、県、町、日本赤十字社山形県支部、NPO、ボランティア関係団体は、相互に連携を図り、専門ボランティアの活動環境等を整備するため、次の取組を行う。

- ア ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。
- イ ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等を推進する。
- ウ ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。
- エ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及啓発、加入推進を図る。
- オ ボランティア活動が迅速かつ的確になされるよう、受入や調整を行う体制の整備を図る。

5 活動環境の整備

町は、被災者ニーズ等の情報提供方策の整備やボランティア団体の活動支援、リーダー育成など、ボランティア活動の環境整備を図る。

第6節 防災訓練計画

(庄内町全課等、庄内町消防団、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、防災関係機関、自主防災組織、町内事業所)

1 計画の概要

地震災害等発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、防災訓練について定める。

2 計画の体系

項 目
1 町の防災訓練
2 防災関係機関の防災訓練
3 学校の防災訓練
4 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練
5 実践的な訓練の実施と事後評価

3 町の防災訓練

町は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、町防災訓練計画に基づき以下の点に留意して県に準じた各種訓練を実施する。特に、自主防災組織や要配慮者の参加を前提とした訓練実施に取り組んでいく。

- (1) 学校、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体など多様な主体と連携の下、訓練を実施すること。
- (2) 自主防災組織等をはじめ、地域住民及び要配慮者の参加に重点を置くこと。
- (3) 県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施する。
- (4) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求める。
- (5) 総合的な防災訓練を年一回以上開催するように努める。
- (6) 図上訓練を実施するよう努める。
- (7) 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮した訓練実施に努める。
- (8) 緊急地震速報を訓練シナリオに取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。
- (9) 季節による防災上の課題を明らかにするため、実施時期にも配慮した訓練計画・実施を検討する。
- (10) シェイクアウト訓練（自主参加型一斉防災訓練：不特定多数の参加者が、訓練開始合図で一斉にそれぞれの場所で自身の安全確保を行う自主参加型の一斉防災訓練）の実施を検討する。
- (11) 訓練項目

自主防災組織による初期対応訓練、非常招集訓練、避難誘導訓練、災害情報収集訓練、救出訓練、通信手段確保訓練、救急救護訓練、非常通信訓練、

緊急道路確保訓練、災害対策本部設置訓練、災害対策本部運営訓練、ライフライン施設応急復旧訓練、消火訓練、災害対処訓練、自衛隊災害派遣訓練、給食給水訓練、災害ボランティア受入訓練、救援物資輸送訓練、水防訓練、シェイクアウト訓練（自主参加型一斉防災訓練）

4 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、町が実施する総合防災訓練に積極的に参加する。

5 学校の防災訓練

校長は、学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を策定し、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、的確な対応を確保する。

なお、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童生徒等の避難誘導を実施すること。
- (3) 保護者への引渡し訓練を実施すること。
- (4) 季節を考慮した訓練を実施すること。
- (5) できる限り地域との連携に努めること。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びに大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、災害等が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の要配慮者が多数在所していることから、施設の管理者は、町及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水及び土砂災害発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

町は、要配慮者利用施設の避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するとともに、必要な支援・働きかけを行う。

7 実践的な訓練の実施と事後評価

- (1) 町及び防災関係機関は、訓練を行うにあたって、可能な限り訓練の目的を具体的に設定したうえで、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

- (2) 町及び防災関係機関は、訓練後には訓練成果をとりまとめ、課題を明らかにし、必要に応じ訓練内容の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるようにする。

第7節 避難体制整備計画

(庄内町環境防災課)

1 計画の概要

地震災害等は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために町が実施する避難体制の整備について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 避難場所及び避難所の指定と事前周知	① 指定避難所等の定義 ② 指定避難所等の指定 ③ 避難路の安全確保 ④ 指定避難所等及び避難方法の事前周知 ⑤ 公共用地の活用
2 避難勧告等発令体制の整備	① 判断基準の明確化 ② 全庁をあげた体制の構築 ③ 国や県との連携
3 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備	
4 避難誘導體制の整備	
5 避難行動要支援者の避難支援計画	
6 防災上特に注意を要する施設の避難計画	① 多数の要配慮者が利用する施設 ② 不特定多数の者が利用する施設 ③ 地下空間を有する施設
7 福祉避難所の指定	
8 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定	
9 新型コロナウイルス感染症対策	

3 避難場所及び避難所の指定と事前周知

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、災害等による住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、避難場所（公園、緑地、グラウンド）及び避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下この章において「指定避難所等」という）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、防災計画に定めるとともに、住民への周知徹底を図る。

(1) 指定避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は指定避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する空地・広場等であり、法の基準を満たし、かつ、町地域防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 指定避難所

災害等による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた住民又は被害を受けるおそれのある住民を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ、町地域防災計画で指定した施設をいう。

(2) 指定避難所等の指定

指定避難所等の指定（資料編による）にあたっては、次の事項に留意する。

ア 地区別に指定し、災害の種別ごとに、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

また、一旦避難した指定避難所等にさらに危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

イ 指定緊急避難場所については、地震に伴う火災に対応するため、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。また、指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めること。

ウ 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定すること。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けられることができる体制が整備されているもの等を指定すること。

エ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて受け入れられる面積を確保すること。

《参考》阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、指定緊急避難場所
で1～2㎡/人程度、指定避難所で3㎡/人程度が目安とされている。

オ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。

- カ 公園等を指定緊急避難場所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。
- キ 危険物を取扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。
- ク 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。
- ケ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合直ちに開設できる体制を整備すること。
- コ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。
- サ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。
- シ 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPO等や医療・保健・福祉の専門家等との定期的な情報交換に努めること。

(3) 避難路の安全確保

指定避難所等に至る避難路の安全を確保するため、主な避難経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めること。

(4) 指定避難所等及び避難方法の事前周知

指定避難所等を次の方法等により住民にその位置及び避難にあたっての注意事項等の周知徹底を図る。

ア 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

町は、指定避難所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

イ 広報紙、ハザードマップ、チラシ配布

ハザードマップ等の作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

ウ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

- (ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。
- (イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。
- (ウ) 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。

(エ) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当な場合があること。

また、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

エ ホームページへの掲載

(5) 公共用地の活用

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

4 避難勧告等発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

町は、災害時に適切な避難勧告等を発令できるようあらかじめ明確な基準の設定に努める。

また、避難勧告等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

(2) 全庁をあげた体制の構築

町は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 国や県との連携

町は、避難勧告等の発令及び土砂災害についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

5 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

指定避難所等について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備及び資機材等の整備に努める。

(1) 指定避難所等の安全確保

(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話やトランシーバー等の通信機器、避難者への情報伝達に必要な設備等の整備

(3) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保並びに給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）、毛布等の生活必需品

(4) 要配慮者等に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備と避難施設のバリアフリー化

- (5) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備
- (6) 更衣室等のスペース確保等の男女のニーズの違い等に配慮した施設の環境整備

6 避難誘導體制の整備

町は、避難勧告等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。高齢者、障がい者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有に努める。また、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

7 避難行動要支援者の避難支援計画

町は、避難行動要支援者の避難を支援するため、町避難行動要支援者避難支援プランを積極的に活用するものとする。

8 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、町は県と連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。町は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

ア 地域の実情に応じた避難所等（町指定の避難所等）、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法

イ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

ウ 集団的に避難する場合の避難地等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法

エ 施設利用者の受入に関する災害協定を締結した施設等

オ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の住民が利用する施設

大規模小売店舗、興行場、旅館、駅その他不特定多数の住民が利用する施設の設置者又は管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

- ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達
- イ 利用者の施設外への安全な避難誘導
- ウ 避難所等に係る町等との事前調整

9 福祉避難所の指定

町は、一般の指定避難所では生活することが困難な高齢者、障がい者のほか、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする住民（要配慮者）のために、次の事項に留意し、必要に応じて「福祉避難所」として指定している。

なお、指定にあたっては、施設がバリアフリー化されている等、要配慮者の利用に適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、防災拠点型地域交流スペースを付設する社会福祉施設、特別支援学校等、収容する避難者にふさわしい施設を選定し、福祉避難所として必要な設備及びケアにあたる人材の確保についても検討していく。

また、適当な施設を指定することが困難な場合は、既に一般避難所に指定している施設において、要配慮者に対して特別な配慮をする場所や部屋の区分けする等により、一般の避難所を福祉避難所として指定するよう努める。

- (1) 相談等にあたる介助員等の配置（おおむね10人の対象者に1人）
- (2) 高齢者、障がい者等に配慮したポータブルトイレ等の器物の整備
- (3) 日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材の整備

10 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

11 新型コロナウイルス感染症対策

町は、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対策のほか、「山形県避難所における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（令和2年8月改訂）」に基づく対策を講ずるものとする。

(1) 宿泊施設等の活用

ア 宿泊施設等を避難所として開設する必要性の検討

(ア) 町は、可能な限り多くの避難所の開設を検討し、避難所として開設可能な公共施設等の活用についても十分検討したうえで、なお不足が予測される場合は、宿泊施設等の活用を検討する。

(イ) 避難所としての宿泊施設等の活用の検討に当たっては、町は県の関係部局との調整を行う。なお、宿泊施設等が、町、県のいずれにも協力を予定している場合は、発災時の対応を事前に協議しておくものとする。

イ 宿泊施設等の借上げに係る調整

(ア) 町は、検討の結果、宿泊施設等の活用が必要であると判断した場合は、

宿泊団体等から情報提供された受入可能な宿泊施設等のリストも参考にしながら、宿泊施設等の立地の状況等を踏まえ、災害発生時の避難所としての活用に適すると思われる宿泊施設等との間で借上げに係る調整を実施する。

- (イ) 町のみでは対応が困難な場合は、県に調整を要請する。
- (ウ) 調整に当たっては、各宿泊施設等との間で借上げ開始時期、期間、費用等具体の借上げ条件及び避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応、濃厚接触者への対応等について調整しておく。

ウ 宿泊施設等の避難所としての開設に向けた準備

- (ア) 町において、災害発生時において宿泊施設等を避難所として開設する場合の運営体制についてあらかじめ定めるものとする。また、町のみでは十分な体制を構築できない場合は、県等から応援職員の派遣を検討する。
- (イ) 町は、宿泊施設等の活用が必要となる可能性がある場合は、宿泊施設等へ優先的に避難する者（高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等）を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成する。検討結果については、県と共有するものとする。
- (ウ) 町は、宿泊施設等へ優先的に避難する者としてリストに掲載されている者がどの宿泊施設等に避難すべきか事前に検討しておくものとする。

(2) 避難所開設・運営訓練の実施

避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、手順、課題等を確認するに当たって有効であるため、感染拡大防止に配慮の上、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」を参考としつつ、積極的に実施する。

第8節 救助・救急体制整備計画

(庄内町環境防災課・保健福祉課、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、酒田地区医師会、庄内警察署)

1 計画の概要

大規模地震災害が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 自主防災組織の対策	① 情報の収集・伝達体制の確立 ② 防災訓練の実施 ③ 防災用資機材の整備
2 町、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署の対策	① 住民に対する防災意識の啓発 ② 民間等による救急・救助支援体制の確保 ③ 消防組織の救急・救助体制の整備 ④ 連携体制の構築 ⑤ 救急・救助活動における交通確保 ⑥ 医療機関との情報伝達体制の整備 ⑦ 応援受入体制の確立

3 自主防災組織の対策

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに町又は酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署若しくは庄内警察署に通報するとともに、これら防災関係機関の避難勧告・避難指示（緊急）等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平時において、消火活動や損壊した建物による生理め者の救助活動等について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要となるチェーンソー、エンジンカッター及び簡易ベッド等の資機材を、町の支援を受けて、地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。

4 町、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署の対策

(1) 住民に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。また、要配慮者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を

検討し確立しておく。

(2) 民間等による救急・救助支援体制の確保

町は、同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等体制を整備する。

(3) 消防組織の救急・救助体制の整備

ア 常備消防組織

石田地区広域行政組合消防本部は、救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員としてより高度な応急措置を行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救急・救助用資機材を整備する。

また、余目分署、立川分署については、2分署体制の維持のほか、耐震性・耐雪性の確保、救急の高度化及び感染予防への対応、緊急出動のスムーズ化、大規模災害に備えた県消防防災ヘリ、ドクターヘリ、県警ヘリ等のヘリポート、地域住民等の避難場所、防災資機材や物資の保管場所の確保等、消防分署としての機能強化や防災スペースの確保を図るものとする。

イ 消防団

町は、消防団活動に参加しやすい環境整備（機能別分団・団員、女性団員の拡充等）により消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。さらに消防団が災害等発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図る。また、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救助・救急活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努めるため、消防団活動マニュアルを作成する。なお、日中地域外で就業している消防団員の参集・活動体制について検討を進める。

また、消防団の救助資機材搭載型ポンプ自動車等による救急・救助活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救急・救助用資機材の整備に努める。

(4) 連携体制の構築

ア 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、町及び消防組織は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、庄内警察署及び県等と

適切に情報交換できる体制を整備する。また、初期活動から救急搬送までの一連の実動訓練を実施し、防災関係機関の連携や相互の役割分担を常に確認しておく。なお、平成30年度にすべての消防無線がデジタル化された。

イ 民間組織の協力

公衆通信網等が途絶した場合、メディアの活用、アマチュア無線等情報ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信手段の方法や体制について定める。

また、タクシー会社とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制を整備する。

(5) 救急・救助活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であることから、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の情報提供方法及び交通確保対策を、庄内警察署や道路管理者と協議し定めておく。

(6) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入の確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

(7) 応援受入体制の確立

同時多発災害に自己の消防組織等のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他市町村の消防機関等、庄内警察署及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆け付ける関係機関の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

第9節 火災予防計画

(庄内町環境防災課・農林課、庄内町消防団、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、自主防災組織)

1 計画の概要

地震災害時において、火災発生の未然防止と被害の軽減を図るために、町や酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署等が実施する火災予防体制の整備等について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 出火防止	① 一般対策 ② 家庭に対する指導 ③ 防火対象物に対する指導 ④ 定期点検報告制度等の実施指導
2 消防用設備等の適正な維持管理指導	① 消防用設備等適正設置の指導 ② 防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者の養成、指導
3 初期消火体制の強化	① 自主防災組織の対策 ② 消火訓練の実施
4 消防施設等の整備	① 町による消防施設等の整備 ② 防火管理者による消防施設等の整備 ③ 自主防災組織における消防施設等の整備

3 出火防止

(1) 一般対策

ア 酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、広報活動により火災予防思想の普及啓発に努める。

イ 酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、火災の発生を防止するため、対震安全装置付石油暖房器具の普及、建築物の内装材料等の不燃化を指導する。

ウ 酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、飲食店等の不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多数の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

(2) 家庭に対する指導

町、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器の整備と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

ア 災害等発生時の対策

(ア) 使用中の調理器具、暖房器具等の火を消す、又は電源を切る。

(イ) ガスの火を消し、元栓を閉める。

(ウ) 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

イ 平常時の対策

(ア) 消火器、消火バケツ等の消火用器材の普及

(イ) 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器等の設置及び維持管理

(ウ) 危険物及び可燃物等（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

(3) 防火対象物に対する指導

酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、消防法に基づき防火管理を行わなければならない防火対象物については、防火管理者を選任させる。

(4) 定期点検報告制度等の実施指導

酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、又は特定の防火対象物（飲食店、旅館、病院等の不特定多数の者が利用するもの）のうち一定の基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告制度（セイフティマーク）等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

4 消防用設備等の適正な維持管理指導

(1) 酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、病院、福祉施設等要配慮者が利用する防火対象物に、スプリンクラー設備等の消防用設備等の適正な設置を指導する。また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。

(2) 酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、県と連携し、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導する。

5 初期消火体制の強化

(1) 自主防災組織の対策

ア 自主防災組織は、火災の発生状況を、速やかに酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、町等に通報する体制を確立する。

イ 自主防災組織は、初期消火訓練等を通じて消防施設等の使用方法を習得しておく。

(2) 消火訓練の実施

酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

6 消防施設等の整備

(1) 町による消防施設等の整備

町は、町消防計画に定めるところに従い、消防力の整備指針を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つものとする。

また、大規模地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、耐震性貯水槽、自然水利等の多元的な消防水利の整備に努める。

(2) 防火管理者による消防施設等の整備

防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。

(3) 自主防災組織における消防施設等の整備

町は、防災資機材購入支援事業及びコミュニティ助成事業（自主防災育成事業）を活用し、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

第10節 医療救護体制整備計画

(庄内町保健福祉課、医療機関)

1 計画の概要

大規模地震災害時に発生する多数の傷病者に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、町及び医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 医療関係施設の役割	① 医療救護所 ② 一般の医療機関 ③ 救急告示病院 ④ 災害拠点病院 ⑤ DMA T指定病院
2 医療関係施設の整備等	① 医療関係施設等の整備 ② 医療救護所設置場所の確保 ③ ITを活用した災害時の情報収集体制の整備 ④ 多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備
3 医療救護活動体制の整備	① 医療救護班及びDMA T派遣体制の整備 ② DMA Tの養成 ③ 各医療機関における防災マニュアルの整備 ④ 災害時医療救護マニュアルの整備
4 医療資器材供給等体制の整備	① 医療資器材の確保等 ② 医療資器材搬送体制の整備

3 医療関係施設の役割

災害時において、傷病者に応急処置・医療を提供する被災地内外の医療関係施設は、次の業務を行う。

災害時の医療関係施設	
被災地内	被災地外
傷病者に医療を提供する。	被災地から搬送された重篤者を主とする重傷者に医療を提供する。又は被災地へ医療救護班及びDMA Tを派遣する。
① 医療救護所 ② 一般の医療機関（休日・夜間診療所を含む） ③ 災害拠点病院 ④ DMA T指定病院 ⑤ その他自衛隊等により設置される臨時の医療施設	① 災害拠点病院 ② 救急告示病院 ③ DMA T指定病院

(1) 医療救護所

町は、医療救護所を設置し、トリアージ及び応急処置を行う。町での設置

が困難な場合は県の協力を要請する。また、後方病院への搬送については、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署が行う。

(2) 一般の医療機関（休日・夜間診療所を含む）

一般の医療機関は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

(3) 救急告示病院

救急告示病院は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行うほか、被災地の救護活動が長期化した場合、他の救急告示病院や県医師会などの関係機関と連携・協力を図りながら医療救護班の派遣を行う。

(4) 災害拠点病院

災害拠点病院は、重傷傷病者等の受入や広域搬送に対応するほか、医療救護班の派遣を行う。

(5) DMA T指定病院

DMA T指定病院は、県の要請により、DMA Tを被災地内外に派遣する。派遣されたDMA Tは、県の要請等により県外から派遣されたDMA Tとともに、被災地内外での現場活動、病院支援、域内搬送及び広域医療搬送を行う。

4 災害時医療関係施設の整備等

(1) 医療関係施設等の整備

町は、県、医療施設及び医療関係団体とともに、災害時における医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設の耐震化等の整備及び長時間停電対策等の設備整備を図る。

(2) 医療救護所設置場所の確保

町は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、町防災計画に掲載して地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

ア 設置場所

- (ア) 二次災害の危険のない場所であること。
- (イ) 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。
- (ウ) 住民等に比較的知られている場所であること。
- (エ) ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接していること。

イ 設置スペース

冬季間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物。

ウ 設置数

災害現場から徒歩で搬送可能な範囲が適当であることを考慮し、小学校

の学区程度に1カ所程度を目安とする。

(3) ITを活用した災害時の情報収集体制の整備

ア 山形県医療機関情報ネットワーク

町、県、災害拠点病院、医療施設、医療関係団体等は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため「山形県医療機関情報ネットワーク」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。

イ 非常用通信手段の確保

町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

(4) 多チャンネルによる緊急時連絡体制の整備

医療関係施設は、衛星電話、防災行政無線、MCA無線等、多チャンネルによる連絡体制を整備する。

5 医療救護活動体制の整備

(1) 医療救護班派遣体制の整備

町は、災害拠点病院、県立病院（災害拠点病院に指定されている病院を除く）、山形大学医学部附属病院、県医師会、県看護協会、県薬剤師会、県歯科医師会、日本赤十字社山形県支部等の協力が必要と判断した場合、県に医療救護班の派遣を要請する。

また、町は県がDMAT指定病院に要請するDMATの派遣について、町内における被災状況の報告など必要な協力を行う。

(2) DMATの養成

災害発生時にDMATとして活動するためには、国の実施する「災害派遣医療チーム研修」の受講が必須であるため、当研修の受講を推進し、DMAT体制の拡充を図る。

(2) 各医療機関における防災マニュアルの整備

各医療機関は、その実情に応じ、二次災害の防止、被害状況の確認、職員の参集、緊急の診療場所・患者収容場所の確保等についての防災マニュアル等を整備し、災害時の活動体制を確立するよう努める。

(3) 災害時医療救護マニュアルの整備

町は、災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、県が作成する具体的行動指針に基づきマニュアルを整備する。

6 医療資器材供給等体制の整備

(1) 医療資器材の確保等

町は、町内の病院等において、災害時に医療救護所等において必要となる医薬品・医療資器材等を確保するよう努める。

(2) 医療資器材搬送体制の整備

備蓄した医薬品・医療資器材及び提供された医薬品・医療資器材等が、傷病者の医療救護のため必要な医療機関・医療救護所に速やかに提供できるよう、集積配分拠点等を確保するとともに、搬送体制の確立に努める。

第11節 地震防災施設等整備計画

(庄内町環境防災課・建設課、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署)

1 計画の概要

町が、地震防災上特に必要な施設及び資機材を整備するための計画について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 整備対象施設等	① 消防施設の整備 ② 防災資機材の整備 ③ 防災活動拠点施設の整備
2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	① 計画期間 ② 対象事業 ③ 計画事業費等

3 整備対象施設等

(1) 消防施設の整備

町は、地震が発生した場合に、消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態の発生が予想されることから、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の整備指針等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

(2) 防災資機材の整備

町は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。整備状況に不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

ア 自主防災組織等が使用する資機材

町は、総務省消防庁の補助事業等を活用する等により、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとの配置に努める。

イ 防災資機材の整備

町は、災害等発生時の応急活動に必要な次の資機材の整備に努める。

(ア) コミュニティ防災拠点へ配置する資機材

(イ) 水防用資機材

(3) 防災活動拠点施設の整備

町は、耐震性構造の防災センター等を検討し、災害等発生時の防災活動の拠点として、また、平常時には住民に対する防災教育、訓練の場として活用するとともに、当該施設に応急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の確保を図る。

4 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

町は、県と連携し地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

(1) 計画期間

第5次地震防災緊急事業五箇年計画平成28年度～令和2年度

(2) 対象事業

町防災計画に定められた事項のうち、次に掲げる施設等の整備であって、主務大臣の定める基準に適合するもの。（県事業を含む）

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート

カ 共同溝、電線共同溝等の電線及び水管等の公益物件を収容するための施設

キ 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ク 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ケ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

コ 公立の特別支援学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

サ キ～コまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの

シ 河川法第3条第2項に規定する河川管理施設

ス 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

セ 地震災害等発生時に、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

ソ 地震災害等発生時に、迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

タ 地震災害等発生時における飲料水及び電源等を確保し、被災者の生活を

維持するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール及び自家発電設備その他の施設又は設備

チ 地震災害等発生時に必要となる非常用食料及び救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

ツ 地震災害等発生時に、負傷者を一時的に収容及び保護するために必要となる救護設備又は資機材

テ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

ト 公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの

ナ その他、地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて政令で定めるもの

(3) 計画事業費等

「山形県地震防災緊急事業五箇年計画」に基づき整備する。

第12節 防災用通信施設災害予防計画

(庄内町環境防災課及びN T T東日本等の電気通信事業者、通信施設を所有する機関)

1 計画の概要

防災関係機関が、災害等発生時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 通信施設の整備	
2 通信施設の災害予防措置	
3 通信機器の必要数の確保	
4 電気通信設備等の活用	① 移動系通信設備 ② 災害時優先電話 ③ 電気通信事業者が提供する伝言サービス

3 通信施設の整備

町は、非常用電源を備えている山形県防災行政無線を活用するとともに、災害発生時に住民、地域防災関係機関及び生活関連公的機関等との間で、迅速かつ確かな情報収集、伝達を行うため、次の通信施設の整備を推進する。なお、緊急地震速報等の迅速かつ確かな住民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J - A L E R T）と町防災行政無線の自動放送連携が図られている。

ア 同報系無線

地域住民に対する災害情報の迅速な周知徹底を図ることを目的とした、屋外拡声器と戸別受信機からなる設備であり、迅速かつ的確に伝達するため整備を促進する。

イ 移動系無線

現地の被害状況を把握することを目的とした、車載型又は携帯型の無線設備の整備充実を図る。

ウ トランシーバーによる通信体制整備

災害時における町と自主防災組織との連絡や、地区の被害状況を把握することを目的とし、トランシーバーの整備充実を図る。特に、土砂災害時における、避難勧告等の発令のための地区状況把握の有効手段として活用を図っていく。

4 通信施設の災害予防措置

- (1) 町は、非常通信体制の整備、応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。
- (2) 町、国及び県等の災害時の情報通信手段については、平常時よりその確保

に努め、その運用・管理及び整備等に当たっては、次の点に十分配慮する。

ア 災害時における緊急情報連絡を確保するため、無線通信ネットワークの整備・拡充の推進を図る。

イ 既存施設について、通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を強化する。

ウ 災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進に努める。特に、耐災害性に優れている衛星系ネットワークは、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、町、国及び県等を通じた一体的な整備を図る。

エ 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練への積極的な参加に努める。

オ 移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意する。

このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法についての十分な調整を図る。

カ 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的実施する。

キ 情報通信手段の施設については、平常時より管理・運用体制の構築を図る。

(3) 通信手段の多様化

町、国及び県は、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設等及び地方公共団体の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ、ソーシャルメディア等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

(4) 最新の情報通信関連技術の導入

町等は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

5 通信機器の必要数の確保

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信無線機等の整備に努める。また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

6 電気通信設備等の活用

(1) 移動系通信設備

町は、災害時に有効な携帯電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線、衛星携帯電話等による移動通信系の活用体制について整備する。

また、住民への伝達においても、携帯端末の緊急速報メール、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用し、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(2) 災害時優先電話

町は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう計画する。また、災害用として配慮されている無線電話等の機器については、その運用方法等について職員の教育練習を実施する。

(3) 電気通信事業者が提供する伝言サービス

町は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

第13節 地盤災害予防計画

(庄内町環境防災課・企画情報課・農林課・建設課)

1 計画の概要

地震災害等により発生するがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るために、町が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 土砂災害警戒区域等の調査・周知	① 土砂災害危険箇所の周知 ② 土砂災害警戒区域等の周知
2 地盤災害予防対策の推進	① 地盤沈下の防止 ② 災害防止対策工事の推進 ③ 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備 ④ 避難勧告等の判断基準に基づいた避難勧告等の発令 ⑤ 緊急連絡体制の確立 ⑥ 緊急用資機材の確保
3 軟弱地盤等液状化対策の推進	① 地盤液状化現象の調査研究 ② 地盤改良・液状化対策工法の普及
4 災害防止に配慮した土地利用の誘導	
5 被災宅地危険度判定体制の確立	

3 土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 土砂災害危険箇所の周知

町は、地すべり、がけ崩れ及び土石流等の土砂災害危険箇所を町地域防災計画に明記するとともに、警戒避難体制の整備に関する事項について定め、地域住民に周知徹底を図る。

(2) 土砂災害警戒区域等の周知

町は、平成13年4月に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、法指定を受けた土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）について、町地域防災計画に明記するとともに、危険区域に指定された区域毎に警戒避難体制を整備し、地域住民に周知を図る。

また、町は土砂災害ハザードマップを作成しており、一般の縦覧に供するほか、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

4 地盤災害予防対策の推進

(1) 地盤沈下の防止

町及び県は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

(2) 災害防止対策工事の推進

町は、法指定を受けた危険箇所について、国、県と連携しながら災害防止対策工事を推進する。

国、県が指定する危険箇所の法指定の内容

法令名	指定箇所名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成規制区域

(3) 土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備

ア 土砂災害警戒区域等

町は、県が指定した土砂災害警戒区域（土砂災害危険箇所）等を町地域防災計画に明記する。

イ 避難勧告等の発令対象区域

避難勧告等の発令対象区域は、土砂災害警戒区域等を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位を、町内会や自主防災組織、避難所、孤立の懸念等を勘案し設定する。

ウ 情報の収集及び伝達体制

県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報や、県及び気象台が提供している降雨や土砂災害に関するメッシュ情報（土砂災害危険度情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布）など土砂災害に関する情報を電話・インターネット等で収集し住民に伝達する。

また、それら土砂災害の警戒避難に資する情報の収集方法について住民に周知を図る。なお、避難勧告等の発令にあたっては、対象住民に確実に伝達するため、豪雨時や夜間等を想定し、防災行政無線の他、緊急速報メールや広報車等による伝達を行う。

エ 避難所の開設・運営

避難所は資料編による。避難所の開設・運営にあたっては、町職員の他、自主防災組織や住民等と連携した体制を構築する。

オ 要配慮者利用施設対策

町は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合は、その施設

名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報並びに予報及び警報の伝達方法を定める。

また、町は県及び関係機関と協力して、土砂災害に関する情報を施設管理者等に提供、周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、警戒避難体制の確立に努める。

本町の土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設は以下のとおり。

なお、「山水園」においては、令和2年9月に「土砂災害に関する避難確保計画」を策定の上、警戒避難体制の確立を図っている。

番号	名称	所在地	電話番号
1	山水園 [特別養護老人ホーム]	庄内町狩川字笠山433番地3	0234-56-3522

カ 避難行動要支援者への支援

町は、避難行動要支援者避難支援プランに基づき、雨量情報、土砂災害警戒情報、避難所・避難経路、避難勧告などの土砂災害の警戒避難に関する情報の伝達体制を構築する。

キ 防災意識の向上

町及び自主防災組織等は、定期的に防災訓練を実施し、防災意識の向上を図るとともに、警戒避難に係る方法や体制の点検を行う。また、小中学生を対象とした防災教育を積極的に推進する。

(4) 避難勧告等の判断基準に基づいた避難勧告等の発令

土砂災害の発生するおそれのある場合は、以下の避難勧告等の判断基準に基づき、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）を発令する。避難勧告等の避難情報の発令にあたっては、今後の気象予測や土砂災害警戒情報等の情報を含めて総合的に判断する。

避難勧告等の伝達は、町防災行政無線、広報車、サイレン、警鐘、テレビ・ラジオ、緊急速報メール等及び職員・消防団員による巡回等により住民へ伝達する。その場合、関係地域内のすべての人に伝わるよう留意し、日本放送協会その他報道機関や自主防災組織の協力を得るなどあらゆる手段を活用し、その内容の周知徹底を図る。

避難勧告等の判断基準（土砂災害の場合）

区分	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始 (警戒レベル3)	<p>■以下のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令することが考えられる。</p> <p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッ</p>

区分	判断基準
	<p>メッシュ情報（※）において、実況又は1～2時間先予想で大雨警報の土砂雨量指数基準に達する場合</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p>
<p>避難勧告 （警戒レベル4）</p>	<p>■以下のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令することが考えられる。</p> <p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合</p> <p>2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報（※）において、1～2時間先予想で土砂災害警戒情報の基準に達する場合</p> <p>3：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
<p>避難指示（緊急） （警戒レベル4）</p>	<p>■以下のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令することが考えられる。</p> <p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報（※）において、実況で土砂災害警戒情報の基準に達した（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）場合</p> <p>2：避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要があるとき。</p>
<p>災害発生情報 （警戒レベル5）</p>	<p>1. 土砂災害が発生した場合</p> <p>(注)大雨特別警報(土砂災害)の発表時には、土砂災害に関するメッシュ情報（※）を参照し、避難勧告等の対象区域の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。</p>
<p>注意事項</p>	<p>●避難勧告等の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。</p> <p>●本表は土砂災害のうち、土石流や集中的に発生するが</p>

区分	判断基準
	け崩れを想定しているが、地すべりについても、斜面の勾配等を考慮し、これに準ずる。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難勧告等の解除	●国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

※「土砂災害に関するメッシュ情報」とは、気象庁の「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」と山形県が発表する「土砂災害危険度情報」をまとめた呼称である。

(5) 緊急連絡体制の確立

町は県と連携し、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

(6) 緊急用資機材の確保

町は県と連携し、災害等により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

5 軟弱地盤等液状化対策の推進

(1) 地盤液状化現象の調査研究

町は、県、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にして地盤の液状化現象に関する調査研究を行い、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。また、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努めるとともに、滑動崩落のおそれ大きい大規模盛土造成地において、宅地の耐震化を実施するよう努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

町は県と連携し、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

6 災害防止に配慮した土地利用の誘導

町は県と連携し、土砂災害の防止に配慮した適切な土地利用の誘導を促進するため、土砂災害防止法等各種法制度の連携・整合を確保しながら、その徹底及び充実に努めるとともに、土砂災害の防止に関し、住民及び開発事業者等に対し、啓発及び指導を強化する。

また、土砂災害の危険性が著しい区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性の周知と移転を促す。

7 被災宅地危険度判定体制の確立

町は県と連携し、大規模な災害により宅地が大規模かつ広範囲に被災した

場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に要請、登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

第14節 孤立集落対策計画

(庄内町環境防災課・建設課)

1 計画の概要

地震や土砂災害などによる交通途絶により孤立するおそれのある集落について、孤立予防対策を推進するとともに、孤立した際の救援が届くまでの自立を前提に、食料などの物資や通信機器類などの防災資機材の備蓄を進め、防災体制の整備を行うものである。

2 計画の体系

項目	概要
1 孤立するおそれのある集落の把握	
2 防災資機材等の整備	① 通信手段の確保 ② 食料等の備蓄 ③ 避難所の確保 ④ 防災資機材の整備 ⑤ ヘリ離着陸可能な場所の確保
3 孤立予防対策の推進	
4 防災体制の整備	① 自主防災組織の育成等 ② 応援体制の整備

3 孤立するおそれのある集落の把握

土砂災害等の要因により道路交通が途絶し、外部からのアクセスが困難となる町内の集落（以下「孤立可能性のある集落」）は1集落あり、町と集落の連絡体制を確保するため、トランシーバーや衛星電話の優先配備を図っていく。

4 防災資機材等の整備

(1) 連絡手段の確保

町は、集落が孤立し、また一般的な公衆回線も不通となった際、消防機関及び警察機関との連絡手段が確保できるよう、町防災行政無線や衛星携帯電話、移動無線などの通信設備並びに連絡手段となりうる資機材の整備に努める。

(2) 食料等の備蓄

町は、集落が孤立した際の住民の食料や生活必需品の確保のため、食料、飲料水及び生活必需品の備蓄を行うとともに住民に対して、食料等備蓄を呼びかける。

(3) 避難所の確保

町は、土砂災害警戒区域などの危険箇所における住民の避難や冬期間の屋外避難の困難等から、孤立すると予想される地域内に避難所となりえる場所を確保し、あらかじめ住民に周知する。

(4) 防災資機材の整備

町は、発電機、暖房器具及び燃料等、冬期間の暖房確保や調理する際に必要となる資機材などの確保に努める。

(5) ヘリ離着陸可能な場所の確保

町及び県は、負傷者や食料等の搬送、住民の避難などの緊急事態に備え、ヘリコプターが臨時に離着陸できる場所を確保するとともに、これら離着陸場所を防災関係機関に周知しておく。

5 孤立予防対策の推進

町、国及び県は、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊、雪崩、落橋等による交通途絶から集落が孤立することを防止するため、これら危険箇所や橋等に対する予防対策を推進するとともに、周辺住民に危険箇所を周知する。

6 防災体制の整備

(1) 自主防災組織の育成等

町は、住民自ら、救助・救出、避難誘導、避難所生活の支援ができるよう自主防災組織の育成を進めるとともに、自主防災組織等と消防団や地域の企業・事業所などとの連携を推進する。

(2) 応援体制の整備

防災関係機関は、集落が孤立した際、早急な復旧が図られるよう関係機関との応援体制を整備する。

第15節 都市防災計画

(庄内町建設課)

1 計画の概要

都市地域を地震災害等による被害から守るために、町が実施する都市計画事業等の推進について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 都市計画の地域地区指定による災害に強いまちづくり	① 防火地域・準防火地域の指定 ② 用途地域の指定 ③ 地区計画の決定
2 土地区画整理事業等の推進による防災性の強化	① 災害危険市街地の解消 ② 災害に強い新市街地の整備 ③ 市街地不燃化の促進
3 防災空間の整備による安全性の確保	① 公園・緑地整備事業の推進 ② 街路整備事業の推進 ③ 都市防災推進事業の推進

3 都市計画の地域地区等指定による災害に強いまちづくり

道路用地・公共用地の確保と都市計画法に基づく次の地域地区指定等の組み合わせによる合理的な土地利用の誘導等により、望ましいまちづくりを推進することにより、都市地域の防災効果を高める。

(1) 防火地域・準防火地域の指定

既存の密集住宅地や高度な土地利用を図る地域について、防火地域や準防火地域を指定することにより、耐火性の高い建築物を誘導し、火災に強い市街地の整備を図る。

(2) 用途地域の指定

工場、住宅等の混在する地域において、用途地域を指定することにより、建築物の用途純化を誘導し、災害等発生時における火災の発生及び拡大要因を除去する。

(3) 地区計画の決定

地区計画の決定による道路用地・公園用地の確保、建築物の用途純化等により、災害に強い市街地整備を誘導する。

4 防災空間の整備による安全性の確保

町は県と連携し、都市における大規模な災害に対する安全を確保するため、建築物の耐震不燃化並びに公園、緑地、広場及び街路等の防災空間の整備に努める。

(1) 公園・緑地整備事業の推進

公園・緑地は、災害時における避難救援活動の場、あるいは大火災の延焼

を防止するための緩衝帯として、防災上重要な役割を担っている。

そのため、主に市街地の公園・緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ、外周部に植栽して緑化を行いながら、その拡充・整備に努める。

(2) 街路整備事業の推進

都市内道路の整備、拡幅等により、都市内に空間を与えて、火災の延焼を防止するとともに、緊急輸送及び避難路としての機能をも併せて確保する。

(3) 都市防災推進事業の推進

町は、国・県等の関係機関と連携し、医療、福祉、行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる防災街区等の整備を促進する。

第16節 建築物災害予防計画

(庄内町環境防災課・建設課)

1 計画の概要

地震による建築物災害の未然防止と被害の軽減が図られるよう、庁舎、医療機関及び学校等の防災上重要な公共建築物、一般建築物等の耐震性及び不燃性の強化等を促進するために、町が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 建築物の耐震性の確保	① 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保 ② 建築物の耐震診断・耐震改修の促進 ③ 防災設備等の整備、維持管理
2 公共施設等の耐震化の推進	① 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進 ② 広く住民が利用する公共建築物等の耐震化の推進 ③ その他の公共建築物の耐震化の推進
3 一般建築物等の耐震化の推進	① 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の推進 ② 住宅・建築物の耐震化 ③ ブロック塀、石塀等の倒壊防止 ④ 窓ガラス等二次部材の落下防止 ⑤ 家具、電気製品類の転倒・落下防止
4 耐震診断等推進体制の整備	① 耐震診断・改修技術者の育成・登録 ② 被災建築物の応急危険度判定体制の確立 ③ 被災宅地の危険度判定体制の確立
5 建築物の火災耐力の向上促進	① 既存建築物に対する改善指導 ② 防火基準適合表示制度による指導
6 地震保険の普及啓発	

3 建築物の耐震性の確保

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震性の確保

町は、大規模地震災害が発生した場合に、防災活動の拠点となる建築物（以下「防災拠点施設」という）の安全性を確保するため、新築、建替え時においては、国が定めた「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年）」を参考に、耐震性を強化した施設づくりに努める。

ア 災害対策本部が設置される施設（町庁舎等）

イ 医療救護活動に従事する機関の施設（病院等）

- ウ 応急対策活動に従事する機関の施設（町の出先庁舎等）
- エ 避難施設（学校、体育館、文化施設、福祉避難所等）
- オ 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等）

(2) 建築物の耐震診断・耐震改修の促進

町は、「庄内町建築物耐震改修促進計画」（平成28年3月策定。以下「町促進計画」という）に基づき建築基準法による現行耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物を中心に、町内全域において耐震診断を実施し、必要と認められたものから、順次、改修等を推進するよう努め、実施する場合は「住宅・建築物耐震改修等事業」などの活用を図り耐震化を推進する。また、町は、老朽化の兆候が認められる指定避難所等についても、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(3) 防災設備等の整備、維持管理

ア 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- (ア) 配管設備類の耐震性の強化
- (イ) 非常用電源の基本能力の確保
- (ウ) 飲料水の基本水量の確保
- (エ) 消防防災用設備等の充実
- (オ) 情報・通信システム等の耐震性能の向上等

イ 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

4 公共施設等の耐震化の推進

町は、防災活動の拠点となる公共建築物等の耐震化の推進を図るために、主体的に取り組むための基本的な考え方を示した町促進計画に基づき、公共建築物の耐震化（耐震診断・耐震改修（天井材等の非構造部材の落下防止対策及び昇降機の耐震化を含む。以下同じ））を計画的かつ効果的に推進する。特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の耐震化の推進

災害対策本部を設置する施設、避難所となる施設、小中学校（幼稚園含む）、社会福祉施設などの災害対策基本法第50条に定める災害応急対策を実施するにあたり拠点となる施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。なお、酒田地区広域行政組合消防分署（余目、立川）については、

新築により耐震化が図られた。

(2) 広く住民が利用する公共建築物等の耐震化の推進

文化施設、社会教育施設、体育施設などの広く住民が利用する施設の耐震化について、計画的、効果的に推進していく。

(3) その他の公共建築物の耐震化の推進

上記以外の公共建築物の耐震化についても、計画を推進していく。

5 一般建築物等の耐震化の推進

(1) 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化の推進

不特定多数の者が利用する建築物は、災害時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(2)に掲げる一般建築物の耐震化に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

ア 震災時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ 避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練の徹底

エ 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

(2) 一般建築物の耐震化

ア 特定既存耐震不適格建築物等の耐震診断・改修

(ア) 町は、一般建築物については、「特定既存耐震不適格建築物」（「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という）第14条に定める昭和56年以前に建築されたもの）を主な対象として、耐震診断や必要な改修を促進する。

(イ) また、耐震改修促進法第16条に規定する既存耐震不適格建築物についても、町促進計画の考え方に基づいて、重要度を考慮しつつ耐震診断・改修を促進する。

(ウ) 耐震改修促進法第22条の耐震基準適合表示制度の周知により、耐震化の意欲を喚起する。

イ 耐震診断・改修に関する知識の普及啓発

町は県と連携し、次により、建築物所有者に対して耐震改修促進法の趣旨・内容を周知し、耐震診断・改修に関する知識の普及啓発に努める。

(ア) 木造住宅所有者等に対し、自らが簡易に耐震性を診断する方法や補強方法等について、講習会・相談会の開催やリーフレットの配布、ビデオ等により、普及啓発を図る。

(イ) 木造住宅所有者等からの耐震診断・改修の相談に応ずるため、相談窓

口の拡充に努める。

(3) ブロック塀、石塀等の倒壊防止

町は県と連携し、地震によるブロック塀、石塀等の倒壊を防止するため、避難場所や避難路、通学路沿いのブロック塀、石塀等の所有者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

(4) 窓ガラス等二次部材の落下防止

町は県と連携し、地震発生時に建築物の窓ガラス、看板等の落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路に面する建築物の管理者等を主な対象として、安全の確保について指導・啓発する。

(5) 家具、電気製品等の転倒・落下防止

町は県と連携し、地震発生時における家具、電気製品等の転倒・落下による居住者の被害を防止し、又は二次災害の誘発を防止するため、その転倒・落下防止措置について住民に周知徹底を図る。

6 耐震診断等推進体制の整備

(1) 耐震診断・改修技術者の育成・登録

町は、公共建築物の耐震性や既存住宅・建築物の耐震診断等を推進するため、県及び建築関係団体の実施する、技術者を対象とした耐震診断・改修の講習を活用する。また、受講者の名簿を必要に応じ、町で備え付け、住民からの問い合わせに際して、閲覧に供する等、活用を図るものとする。

(2) 被災建築物の応急危険度判定体制の確立

町は、大規模な地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するため、県の実施する、以下の被災建築物の応急危険度判定を目的とした制度の確立に協力する。

ア 応急危険度判定士の確保

イ 判定コーディネーターの養成・登録

ウ 判定資機材等の整備

エ 関係機関における協力体制の確立

(3) 被災宅地の危険度判定体制の確立

町及び県は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。

7 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、地震発生に際しても火災ができるだけ拡大しないような措

置がとられている。

そのため、町及び県は、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、旅館等不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火基準適合表示制度による指導

消防機関が実施する「防火基準適合表示制度」による表示マーク交付に際し、消防機関と連携して建築構造、防火区画及び階段等の安全性について調査するとともに、防火避難施設の改善指導を行う。

8 地震保険の普及啓発

地震保険は、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋設又は流失による住宅等の損害を補償する地震災害専用の保険である。また、地震保険に関する法律に基づいて国と損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険であり、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的としている。

火災保険では、地震を原因とする火災による損害や地震により延焼・拡大した損害は補償されないので、これらの補償を受けるには地震保険に加入する必要がある。

このことから、地震保険は、被災者の生活再建又は住宅再建などのために有効な手段の一つであり、被災地域の早期復興という点でも重要であることから、町及び県等は、関係団体等と連携・協力しながら地震保険の普及啓発を図る。

第17節 輸送体制整備計画

(庄内町環境防災課)

1 計画の概要

地震発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送をを円滑に実施するために、町が実施する迅速かつ効率的な輸送体制の整備について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検	
2 緊急輸送道路ネットワークの設定	① 緊急輸送道路ネットワークの定義 ② 町内緊急輸送道路ネットワークに指定する道路の基準 ③ 連携体制の強化
3 集積配分拠点候補地の選定	
4 集積配分拠点の環境整備等	
5 臨時ヘリポート候補地の選定	
6 緊急輸送用車両等の確保・整備	
7 緊急通行車両確保のための事前対策	① 緊急通行車両の事前届出 ② 自動車運転者のとるべき措置

3 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

町は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及び体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

4 緊急輸送道路ネットワークの設定

町は、県の緊急輸送道路ネットワークとの整合を図りながら、町内の各主要防災拠点を結ぶ緊急輸送道路ネットワークの形成を図る。

なお、被害想定や拠点施設、道路網の変更などを踏まえ、適時にその見直しを行う。

(1) 緊急輸送道路ネットワークの定義

町は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点、災害拠点病院、輸送施設及び救助物資等の備蓄拠点又は集積配分拠点等を有機的に結ぶ道路網を主体とした町の緊急輸送道路ネットワーク（資料編による）の指定を行う。

(2) 町内緊急輸送道路ネットワークに指定する道路の基準

ア 県が指定する緊急輸送道路ネットワークと防災活動拠点、災害拠点病院、輸送施設及び救助物資等の備蓄拠点又は集積配分拠点等を有機的に結ぶ道路網

イ 隣接市町村との接続道路

ウ 町内の生活圏を連結する道路

エ 病院、広域避難地等公共施設とアの道路を結ぶ道路

(3) 連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワークで接続される輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平素から情報を交換し、相互の連携体制を整えておく。

5 集積配分拠点候補地の選定

町は県と連携し、地域の社会的・地理的状況、災害等による被害想定及び避難所の配置状況等を考慮し、被災地への物資の輸送を円滑に実施するための集積配分拠点の候補地となる公的施設等を、当該施設の管理者と協議のうえ、あらかじめ複数選定しておく。

6 集積配分拠点の環境整備等

(1) 町は、集積配分拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のため、関係機関と連携して以下の環境整備を図る。

ア 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化

イ 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進

ウ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給等

(2) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、町は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。

7 臨時ヘリポート候補地の選定

町は、輸送施設等の管理者及び県と協議し、常設ヘリポートの設置場所を把握するとともに、陸上輸送との連携を考慮して臨時ヘリポート候補地を選定する。なお、平成25年度から平成27年度にかけての移転計画による、消防署の移転先においても、常設ヘリポートの設置を図る。

8 緊急輸送用車両等の確保・整備

町は、車両等の必要予定数所要数及び調達先並びに物資の集積配分場所等を明確にしておくとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう、運送業者等と協定を締結する等体制の整備に努める。

9 緊急通行車両確保のための事前対策

(1) 緊急通行車両の事前届出

事前届出対象車両の緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者等

は、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類及び緊急通行車両等事前届出書を、所轄する警察署長を経由し、県公安委員会に提出し、緊急通行車両事前届出証等の交付を受けておくものとする。

ア 事前届出対象車両

(ア) 災害時において、町防災計画等に基づき、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

- a 警報の発令・伝達、避難勧告又は避難指示（緊急）に関するもの
- b 消防、水防、道路維持及び電気・ガス・水道等その他の応急措置に関するもの
- c 被災者の救難、救助、その他の保護に関するもの
- d 災害を受けた児童生徒等の応急の教育に関するもの
- e 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- g 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- h 緊急輸送の確保に関するもの
- i 上記のほか、災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関するもの

(イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時これら機関の活動専用を使用される車両、又は災害等発生時に他の関係機関、団体から調達する車両であること。

(ウ) 所轄する警察署長に、届出を既に提出している機関は除くものとする。

イ 届出手続

対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び緊急通行車両等事前届出書を、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。

ウ 事前届出済証等の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、事前届出書を受理した警察署長を経由し、緊急通行車両事前届出済証等を届出者に交付する。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

町は、県、道路管理者、庄内警察署と平素から連携し、自動車運転者に対し、災害等発生時のとるべき措置として、次の事項を周知徹底する。

ア 走行中の場合

- (ア) できるかぎり安全な方法により車両を左側に停車させること。
- (イ) 停車後はカーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

イ 避難する場合

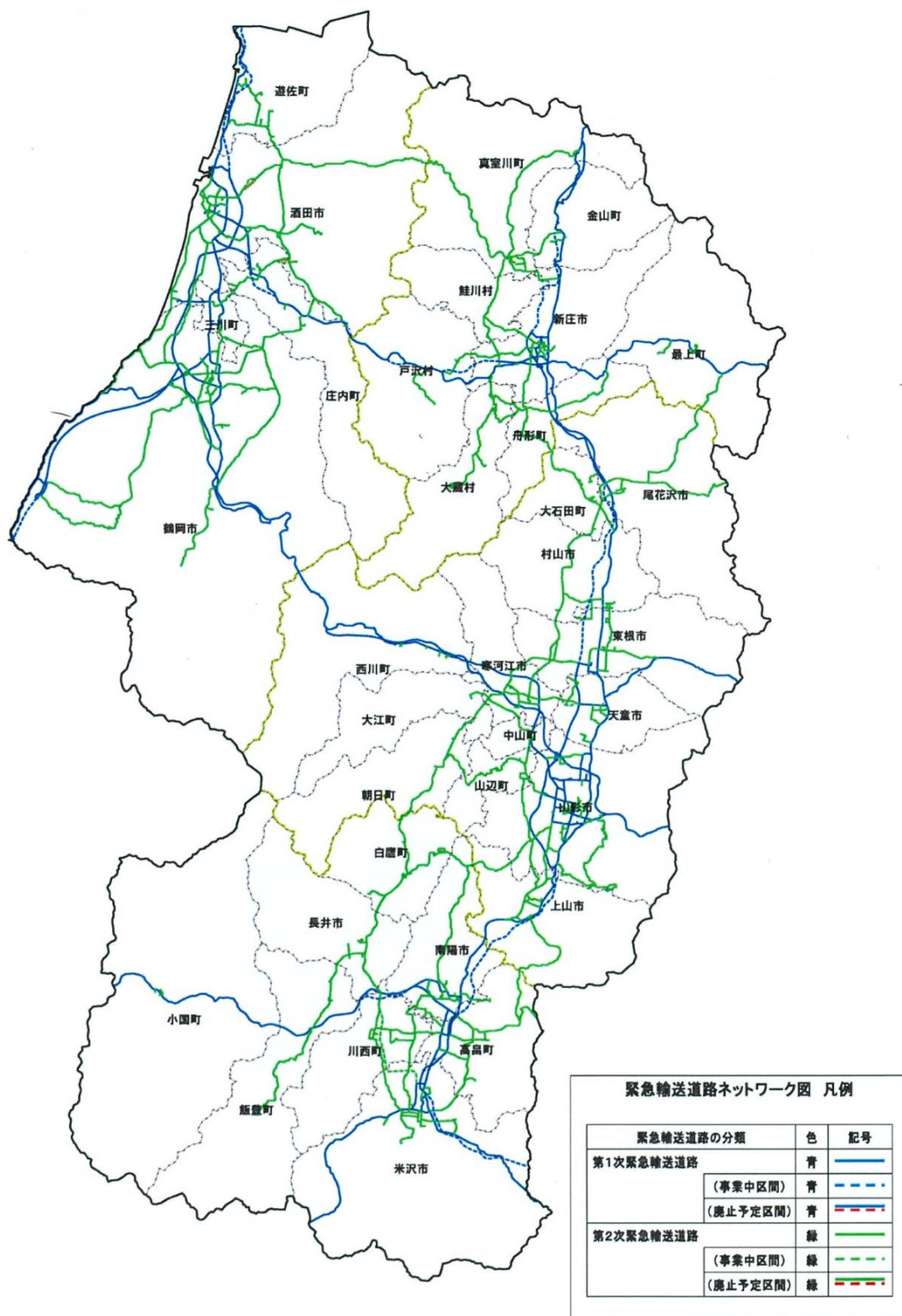
車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法による交通規制が行われた場合

- (ア) 道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は区域外の場所へ、速やかに車両を移動させること。
- (イ) 速やかに移動することが困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

緊急輸送道路ネットワーク計画図

平成28年4月1日現在



第18節 各種施設災害予防対策関係

第1款 交通関係施設災害予防計画

(庄内町環境防災課・建設課、庄内警察署)

1 計画の概要

地震災害による道路の被害を未然に防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急対策活動が円滑に実施できるようにするために、これら交通施設の管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 施設の点検・整備 ③ 耐震性の強化 ④ 復旧資機材等の確保
2 道路の災害予防対策	① 町道の災害予防 ② 防災体制の整備 ③ 相互連絡体制の整備 ④ 相互連携体制の整備 ⑤ 資機材等の整備 ⑥ 道路トンネル事故の予防対策 ⑦ 道路付帯施設の災害予防

3 各施設に共通する災害予防対策

交通施設等の管理者は、災害等発生時における緊急輸送が円滑に実施されるよう、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害等発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図るほか、防災訓練の実施を通じ、災害時の対応等について周知徹底を図る。

(2) 施設の点検・整備

災害等発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見とその修繕に努めるとともに、危険箇所の点検整備に努める。

(3) 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、各管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。この際、特に、緊急輸送ネットワークとして指定された交通施設等の耐震性の確保に配慮する。

(4) 復旧資機材等の確保

災害等発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、

関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等により、応急復旧用資機材や要員の確保に努める。

4 道路の災害予防対策

(1) 町道の災害予防

町道のうち、地域の経済活動・日常生活を支える幹線道路については、次により道路施設等の災害予防対策を講じる。

ア 道路の整備

災害等発生時における道路機能確保のため、所管する道路について落石等危険箇所の点検・調査を実施し、必要な箇所については、防災対策工事を推進する。

イ 橋梁の整備

点検・調査を実施し、補修等対策工事が必要な橋梁については、架替、補修、補強、橋座の拡幅及び落橋防止装置の整備等を実施する。

(2) 防災体制の整備

町は、次により防災体制の整備を推進する。

ア 道路の情報体制の整備

迅速かつ円滑な災害応急復旧への備えとして、災害情報の収集・連絡、提供に資する観測・監視機器、通信施設及び情報提供装置等の整備を推進する。

イ 応急復旧用資機材の備蓄体制の整備

緊急時の応急復旧用の資機材の確保について、関係機関と協力し、事前に人員の配置体制を整えておくとともに、資機材の備蓄に努める。

ウ 道路通行規制

道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を路線又は区間ごとに定め、事前に関係機関へ周知し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

災害等発生時において、道路利用者の適切な判断及び行動に資するため、平時から防災知識の普及啓発活動を推進する。

オ 再発防止対策の実施

万一事故が発生した場合には、道路管理者は原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

(3) 相互連絡体制の整備

ア 連絡窓口等の明確化

防災関係機関は、事故状況、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜などを未然に防止するため、

連絡窓口等をあらかじめ明確にしておく。

イ 相互連携体制の強化

応急活動及び復旧活動に関し、各防災関係機関、関係事業者等において、相互応援協定を締結する等、平常時より関係機関等の相互の連携を強化しておく。

ウ 合同防災訓練の実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制・救助救急活動等における、道路災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

(4) 資機材等の整備

ア 防除活動用資機材の整備

道路管理者及び各消防機関は、災害時の車両等からの危険物の流出、炎上及び爆発等の事態に備え、必要な知識及び技術の習得に努めるとともに、吸着材、土のう及び処理剤等応急資機材の整備に努める。

イ 施設構造図等資料の整備

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するように努める。

第2款 土砂災害防止施設災害予防計画

(庄内町環境防災課・農林課・建設課)

1 計画の概要

地震災害等発生時に伴うがけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と被害の軽減を図るため、治山・砂防施設の維持管理を強化するとともに、応急復旧対策が円滑に実施できるようにするために、施設管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検・整備 ④ 耐震性の強化 ⑤ 応急復旧用資機材の確保 ⑥ 災害危険地区の調査及び周知
2 治山施設等の災害予防対策	① 保安林の指定及び整備 ② 治山施設の整備 ③ 林道施設の整備 ④ 山地防災ヘルパーの資質の向上
3 砂防設備等の災害予防対策	① 法指定地等の管理強化 ② 砂防設備等の整備 ③ 地すべり防止施設の整備 ④ 急傾斜地崩壊防止施設の整備 ⑤ 砂防ボランティア活動との連携

3 各施設に共通する災害予防対策

土砂災害防止施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講じる。

(1) 防災体制の整備

災害等発生時に一貫した管理がとれるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害等発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

(3) 施設の点検・整備

災害等発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、施設整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物及び防災関係施設等）の耐震性を確保する。

(5) 応急復旧用資機材の確保

災害等発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

(6) 山地災害危険地区の周知

町は、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある山地災害危険地区について、住民へ周知する。

山腹崩壊危険地区一覧表

令和2年3月現在

危険地区番号		保安林等	治山事業 進捗状況	位置		公共施設等						備考
市町村	地区			大字	字	人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 (道路除 く)	道路	
428	1	無	無	狩川	小堤			7		0		
428	3	土流	一部概成	狩川	大堰台		12			0		
428	4	土流	一部概成	狩川	大堰台					0	県	
428	5	土流	概成	肝煎	船山		12			0	県	
428	7	無	一部概成	肝煎	高森		15			1		
428	11	土流	概成	肝煎	福地山本		30			4	県	
428	12	土流	無	肝煎	水沢口			8		0		
428	13	土崩	概成	科沢	東山			6		0		
428	14	土流	無	科沢	滝ノ沢		19			1		
428	15	無	無	添津	諏訪下		41			1	県	

地すべり危険地区一覧表

令和2年3月現在

危険地区番号		保安林等	地すべり 防止 区域 指定	治山 事業 進捗 状況	位置		公共施設等						備考
市町村	地区				大字	字	人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 (道路除 く)	道路	
428	1	無	有	概成	肝煎	猿田川原						県	
428	2	無	無	概成	肝煎	小倉山		11				県	
428	3	土流	有	無	肝煎	丑ノ沢		10		1		県	
428	4	無	有	無	立谷沢	大中島						県	

崩壊土砂流出危険地区一覧表

令和2年3月現在

危険地区番号		保安林等	治山事業 進捗状況	位置		公共施設等					備考	
市町村	地区			大字	字	人家 50戸 以上	人家 49～ 10戸	人家 9～ 5戸	人家 4戸 以下	公共施設 (道路除 く)		道路
428	1	無	無	狩川	小堤				3	0	県	
428	2	無	無	狩川	小堤			6		0	県	
428	3	土流	概成	狩川	大堰台		13			1	県	
428	4	土流	一部概成	狩川	大堰台					0	県	
428	5	土流	一部概成	肝煎	船山		12			1	町	
428	6	無	無	狩川	鶴ヶ峯				2	0	町	
428	7	無	無	添津	石堂森		20			1	県	
428	8	無	無	三ヶ沢	山居		10			0	県	
428	9	無	無	三ヶ沢	山居		20			1	県	
428	10	土流	概成	三ヶ沢	清水平		20			1	県	
428	11	土崩	概成	清川	腹巻野					0	町	
428	12	土流	一部概成	肝煎	大越山					0	町	
428	13	土崩	概成	肝煎	大越山		13			1	県	
428	14	土崩	概成	肝煎	大越山			5		0	県	
428	15	土流	一部概成	肝煎	高森		12			1	町	
428	16	土流	概成	肝煎	小倉山		12			0	県	
428	17	土流	概成	肝煎	小倉山					0	町	
428	18	無	無	肝煎	山田			6		1	県	
428	19	無	無	肝煎	山田			5		0	町	
428	20	土流	無	肝煎	板敷					0	町	
428	21	土崩	概成	肝煎	家の前田			5		0	町	
428	22	土流	概成	肝煎	丑ノ沢			6		2	県	
428	23	土流	概成	肝煎	福地山本		17			1	町	
428	24	土流	概成	肝煎	水沢口			5		0	町	
428	25	土崩	一部概成	科沢	東山			7		0	町	
428	26	無	概成	科沢	東山		12			1	町	
428	27	無	一部概成	科沢	東山		12			1	町	
428	28	土流	一部概成	科沢	村下		17			1	県	
428	29	土流	一部概成	肝煎	大越山					0	町	
428	30	無	無	肝煎	小申花			6		2	町	
428	31	無	無	狩川	大堰台					0	県	
428	32	無	一部概成	肝煎	大越山					0	林	
428	34	土流	一部概成	狩川	大堰台		25			2	国	

4 治山施設等の災害予防対策

国及び県は、次により山地、治山の災害予防対策を講じる。

(1) 保安林の指定及び整備

ア 森林の維持造成を通じ災害に強い国土づくりを推進し、山地に起因する

災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに指定保安林の保全に努める。

イ 地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に基づき、指定目的に即した保安林の整備を計画的に推進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

(2) 治山施設の整備

ア 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、森林整備保全事業計画、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に基づいて、治山施設及び地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

イ 施設の耐震性の確保

新設する治山施設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。既存施設については、順次現地調査等を実施し必要に応じ修繕等により強度を維持する。

ウ 流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

(3) 林道施設の整備

森林整備保全事業計画、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画に基づき、計画的に整備を進めるとともに、災害等発生時に孤立するおそれのある集落の避難・迂回路として、連絡線形となるような林道整備を検討する。

(4) 山地防災ヘルパーの資質の向上

山地災害危険地区の点検調査及び災害発生時における被害情報等の収集及び支援活動等の充実を図るため研修等を行い、山地防災ヘルパーの資質向上に努める。

5 砂防設備等の災害予防対策

国及び県は、次により砂防設備等の災害予防対策を講じる。

(1) 法指定地等の管理強化

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域内の砂防設備等について、砂防指定地台帳、地すべり防止区域台帳及び急傾斜地崩壊危険区域台帳を作成のうえ、定期点検や地すべり急傾斜地等巡視員による監視等を行って現地状況を正確に把握し、老朽化による破損や機能低下に対しては、砂防設備等の機能保全計画を定めて計画的に補修・補強を行う等適切な維持管理に努める。

また、標識の設置等により、法指定地区域内における制限行為の周知徹底

を図る。

砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域内に設置した砂防設備等の老朽化による破損や機能低下に対しては、砂防設備等の機能保全計画を定め、計画的に補修・補強を行い機能低下が生じないよう適切な維持管理に努める。

(2) 砂防設備等の整備

ア 砂防設備等については、再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者利用施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

イ 昭和51年以降施工された高さ15メートル以上の堰堤については、国の河川管理施設等構造令及び河川砂防技術基準により、地震時慣性力を考慮し設計・施工されているが、老朽化し、現行の設計基準を満たしていない砂防堰堤については、堤体腹付補強、グラウト補強等を実施する。

ウ 土砂・流木による被害の危険性が高い箇所においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防えん堤等の整備を実施する。

(3) 地すべり防止施設の整備

ア 地すべり防止区域内の禁止及び制限行為の監視を強化するとともに、防止施設の点検を定期的の実施し、必要に応じ修繕等を行う。

イ 再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所から優先的に実施するものとし、表面水、浸透水及び地下水の排除や抑止杭の設置等により防止工事を進める。

(4) 急傾斜地崩壊防止施設の整備

再び災害が懸念されるような緊急度の高い危険箇所や、要配慮者利用施設等があるため対策を要する箇所を優先的に整備する。

(5) 砂防ボランティア活動との連携

砂防設備等の異常、土砂災害に関する情報を随時的確に把握できるよう、砂防ボランティア活動との連携体制を整備し、情報収集体制を強化する。

第3款 河川施設災害予防計画

(庄内町農林課・建設課)

1 計画の概要

地震災害等による被害を防止し又は被害の拡大を防ぐため、河川施設の維持管理を強化するとともに、応急復旧対策が円滑に実施できるようにするために、施設管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検・整備 ④ 耐震性の強化 ⑤ 応急復旧用資機材の確保
2 河川構造物の災害予防対策	① 堤防等河川構造物点検、耐震性の強化 ② 占用施設における管理体制整備

3 各施設に共通する災害予防対策

河川施設の管理者は、次により各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害等発生時に一貫した管理が確保できるよう、操作・点検マニュアルの整備、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

各施設の防災情報を一元的に集約する手法の導入及び災害等発生時における施設の被害状況を把握するためのシステムの整備を検討する。

(3) 施設の点検・整備

災害等発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

国が示す施設等設計指針（耐震基準）等に基づき、管理施設（建築物、土木構造物、防災関係施設等）の耐震性を確保する。

(5) 応急復旧用資機材の確保

災害等発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、関係機関及び団体等から支援や協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておく等、災害発生時に必要な応急復旧用資機材を確保する体制の整備に努める。

4 河川構造物の災害予防対策

河川管理者は、次により河川構造物の災害予防対策を講じる。

(1) 堤防等河川構造物の点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき、河川管理施設の耐震点検を実施するとともに、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。

また、橋梁、排水機場及び頭首工等の河川を占用する構造物についても、それぞれの管理者に耐震補強を指導する。

(2) 占用施設における管理体制整備

排水機場、頭首工等の占用施設について、災害等発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立等管理体制の整備、徹底を図る。

(3) 防災体制等の整備

町は、洪水予報等の伝達方法及び円滑な避難を確保するうえで必要な事項を地域防災計画に定めるほか、ハザードマップの周知に努める。

第4款 農業用施設災害予防計画

(庄内町農林課・建設課)

1 計画の概要

地震災害等による農業用施設の被害を防止し、又はその被害を最小限にとどめ、応急復旧対策活動が円滑に実施できるようにするために、町及び施設管理者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 各施設に共通する災害予防対策	① 防災体制の整備 ② 情報管理手法の確立 ③ 施設の点検 ④ 耐震性の強化 ⑤ 復旧資機材等の確保
2 農道施設の災害予防対策	
3 用排水施設の災害予防対策	
4 ため池施設の災害予防対策	

3 各施設に共通する災害予防対策

農業用施設の管理者は、次の事項に十分に留意し、各施設に共通する災害予防対策を実施する。

(1) 防災体制の整備

災害等発生時に一貫した管理が確保されるよう、操作・点検マニュアルの作成、連絡体制の確立等管理体制の整備と徹底を図る。

(2) 情報管理手法の確立

農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

(3) 施設の点検

災害等発生時に緊急措置が円滑に実施できるよう、平時から施設の定期的な点検を実施し、異常の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

(4) 耐震性の強化

各施設の耐震性を確保するため、耐震基準に基づき施設の整備を図る。

(5) 復旧資機材等の確保

災害等発生時に、緊急措置及び応急復旧を迅速かつ的確に実施するため、建設業協会等民間団体の協力を得て、必要な復旧資機材等の確保に努める。

4 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道は、重要度に応じて耐震設計を行い、橋梁については落橋防止装置を設ける。

また、町は、土地改良区等とともに、その管理する農道について、災害に

よる被害が予想される法面崩壊、土砂崩壊及び落石等に対する防止工の設置と、老朽化した安全施設の計画的な更新・整備を指導する。

5 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工、樋門、樋管及び揚排水機場等は、耐震性を考慮して設計・施工されているが、耐震性が不十分な施設については、改修時において、河川砂防技術基準等に基づき耐震性の向上を図る。

6 ため池施設の災害予防対策

ため池の管理者は、ため池の規模、構造及び老朽化の度合い等を内容とする台帳を整備するとともに、老朽化の著しいもの及び耐震性の不足するものについて現地調査を行い、危険度の判定結果に基づき計画的な施設の改善を行う。

第5款 ガス供給施設災害予防計画

(庄内町企業課)

1 計画の概要

地震災害等による都市ガス供給施設の被害を最小限にとどめるとともに、ガスによる二次災害を防止し、速やかな復旧措置を行うために、町が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 防災体制の整備	① 連絡体制の確立 ② 要員の確保 ③ 応急協力体制の整備 ④ 防災教育及び防災訓練の実施 ⑤ 防災関係機関との連携
2 広報活動	
3 ガス供給施設の災害予防対策	① 代替性の確保 ② 施設対策 ③ 緊急措置設備対策
4 災害対策用資機材の整備	① 整備状況調査表の作成等

3 防災体制の整備

(1) 連絡体制の確立

災害の発生が予想され又は発生した場合は、消防、庄内警察署及び県等の防災関係機関と相互の情報連絡が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡体制や窓口を確認しておく。

また、報道機関に対しても災害等発生時の情報を速やかに連絡できる体制を確立しておくとともに、ガスの保安確保等に対する需要家の理解と協力についての報道を依頼しておく。

(2) 要員の確保

発生した災害等の状況に応じた職員の出勤基準、出勤方法、出勤場所及び出勤途上における情報収集方法を定めておく。

(3) 応急協力体制の整備

緊急措置や復旧作業に必要な人員、機材等を確保するため、近隣のガス事業者や協会組織から救援を受ける場合の手続き等を確認しておくとともに、その救援隊の復旧基地や宿泊施設確保等の受入体制を事前調査しておく。また、関連工事会社の動員についても、その基準や方法、場所を定めておく。

(4) 防災教育及び防災訓練の実施

災害等発生時における緊急対応能力を向上させるため、職員に対して防災教育及び防災訓練を定期的実施する。

ア 防災教育

職員の動員、ガス供給停止判断及び漏えい受付処理に関する事項等について教育する。

イ 防災訓練

ガス工作物の巡視・点検やガス供給停止に関する事項について訓練するほか、町や県が主催する防災訓練にも積極的に参画する。

(5) 防災関係機関との連携

町防災会議及び防災関係機関等とは平常時から協調し、防災情報の収集・提供等相互の連携体制を整備する。

4 広報活動

防災対策を効果的に行うため、災害等発生時及びガス供給停止時等の時期に応じた広報活動について、フロー図、チェックリスト及び広報例文等を準備して具体的に定めておくとともに、広報担当責任者を定めておく。また、需要家や報道機関・地方自治体等関係機関との広報ルートを確立しておく。

平常時には、災害等発生時における二次災害防止のための広報活動を行う。

5 ガス供給施設の災害予防対策

(1) 代替性の確保

ガス供給施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 施設対策

ガス施設の耐震性向上を基本として、特に医療機関等の人命に関わる施設や防災拠点となりうる重要施設へのガス施設であることを考慮し、次により合理的かつ効果的な災害予防対策を講ずる。

ア 製造所・供給所

(ア) 新設する施設は、その重要度及び設置地盤の耐震性と基礎の構造・強度等を十分検討し、ガス事業法等の関係法令等に基づき合理的な耐震設計を行う。

(イ) 既設の施設については、定期的に耐震性の点検を行い、必要に応じて補強等を行う。

イ 導管の対策

(ア) 新設する導管は、耐震性の優れた鋼管、ダクタイル鋳鉄管及びポリエチレン管等の管材を使用し、その接合は溶接、融着及び抜け出し防止機能を備えた機械的接合等耐震性能を有する方式を使用する。また、重要な導管は、供給系統の分離や液状化への対応についても考慮する。

(イ) 耐震性が十分でない既設管又は老朽化している既設管は、ガス供給先施設の社会的重要度や地盤条件(液状化の危険性、活断層の位置等)を勘

案して、耐震性のある導管への取替え又は更生処理を実施する。

(3) 緊急措置設備対策

緊急対策の基本は、災害等発生時のガス漏えいによる二次災害を防止するために、被害の著しい地域へのガス供給を停止すること及び供給を継続する地域の保安を確保することであることから、次により関連設備の整備等を行う。

ア 製造所・供給所

- (ア) 検知・警報（地震計、漏えい検知器及び火災報知機等）装置を設置し、緊急対策を行うべき震度の基準を決めておく。
- (イ) ガス発生設備及びガスホルダーに緊急停止設備を設置する。
- (ウ) 消火設備を整備する。
- (エ) 災害等発生時直後の設備点検を迅速に行えるよう、点検の要点やルート及び担当者を決めておく。
- (オ) 人身の安全を確保するため、避難や負傷者の救護体制を確立しておく。

イ 導管

- (ア) 供給停止地区と供給継続地区を区分するため、導管網のブロック化を推進する。
- (イ) 供給停止ブロックごとに、確実に供給停止を行うための遮断装置を整備するとともに、必要により、ガスの供給圧力を速やかに減圧するための減圧設備を設置する。
- (ウ) 需要家での二次災害を防止するため、感震遮断機能を有するマイコンメータを設置する。
- (エ) 供給区域内の地震動及び被害情報を迅速かつ的確に把握できるよう、あらかじめ項目を定めその収集手段を整備しておくとともに、信頼性の高い情報通信設備を確保する。

6 災害対策用資機材の整備

(1) 整備状況調査表の作成等

応急措置及び早期復旧に必要な資器材を整備しておくとともに、整備状況調査表を作成する。また復旧が長期化した場合に備え、需要家生活支援のために提供する代替熱源等についてあらかじめ調査し、これを確保する体制を整備する。

第6款 上水道施設災害予防計画

(庄内町企業課・環境防災課)

1 計画の概要

大規模な地震災害等が発生することを想定し、水道の減断水を最小限にとどめるために、町が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 職員に対する教育及び訓練 ④ 管理図面及び災害予防情報の整備 ⑤ 関係行政機関との連携及び連絡調整 ⑥ 緊急時連絡体制の整備 ⑦ 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄
2 防災広報活動の推進	① 住民に対する広報、啓発活動 ② 自治会等への防災活動の研修 ③ 医療施設等への周知
3 水道施設の被害想定	① 構造物・設備の耐震性診断 ② 上水道施設システムの被害想定 ③ 耐震整備の目標設定
4 上水道施設の災害予防措置	① 重要施設及び基幹管路の耐震整備の推進 ② 代替性の確保 ③ バックアップシステムの構築等 ④ 機械設備や薬品管理における予防対策 ⑤ 二次災害の防止
5 災害対策用資機材等の整備	① 応急給水栓の整備 ② 応急給水用資機材の整備 ③ 応急復旧用資機材の整備
6 生活用水水源の把握	

3 防災体制の整備

町は、施設の耐震性調査及び被害想定等に基づき、次により防災体制の整備を行い、緊急時の応急対策マニュアルの策定、応急復旧用の水道施設図面等の整備を図るとともに、職員に対する教育・訓練の実施に努める。

(1) 組織体制の確立

災害発生時に上水道施設の復旧に直ちに着手できるよう、体制の整備を図る。

(2) 応急体制の整備及び応急対策マニュアルの策定

町は、迅速かつ適切な応急対策を実施できるよう体制を整備するとともに、応急給水・応急復旧マニュアル及び手順書を策定する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

- ア 研修会、講習会等を計画的に開催し、災害等による被害の調査能力、復旧計画の立案能力、耐震継手を有する管の施工等の現場技術等を向上させ、熟達した技術者の養成・確保に努める。
- イ 緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができるよう、総合的な防災訓練並びに情報伝達訓練、施設点検訓練、応急給水訓練及び応急復旧訓練等の個別の訓練を実施する。

(4) 管理図面及び災害予防情報の整備

他の水道事業者の応援者等が迅速に応急活動を実施できるよう、基本的な水道システム図、施設図及び管路図並びに拠点給水地、指定避難地及び想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急復旧用図面等を整備する。

(5) 関係機関との連携及び連絡調整

町は、災害等発生時の関係行政機関や各水道事業者間の連携等について体制を整備する。

町は、相互応援協定などにより、応援体制を整備する。

災害等発生時において、応急対策用車両が緊急通行車両として通行できるよう、その手続きについて庄内警察署と連絡調整を図る。

(6) 緊急時連絡体制の確立

町は、災害等発生時にも使用可能な携帯電話や無線通信等による通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、応援要請連絡体制及び応援要請様式等を作成し、緊急時連絡体制の確立に努める。

(7) 自家発電設備等の燃料及び水道用薬品の備蓄

自家発電設備等の燃料の備蓄及び水道用薬品の適正な量の備蓄に努めるとともに、関係業者と災害発生時における優先供給協定を締結するなどによりこれらの確保に努める。

4 防災広報活動の推進

町は、災害等発生時の応急復旧活動を円滑に進めるため、次より住民、自治会等に対し、防災体制の確立及び飲料水の確保等について広報し、防災意識の啓発に努める。

(1) 住民に対する広報、啓発活動

住民に対し、広報誌を通じて、防災体制の確立、飲料水の確保及び衛生対策等の留意事項について広報し、防災意識の啓発に努める。

(2) 自治会等への防災活動の研修

自治会等に対し応急給水計画を周知し、これに基づく共同訓練等を実施することにより、緊急時における自治会等の支援体制の確立に努める。

(3) 医療施設等への周知

医療施設、福祉施設等被災時においても断水できない重要施設に対して、飲料水の備蓄（受水槽での必要容量の確保）及び受水槽等の耐震性の向上について広報、指導に努める。

5 上水道施設の被害想定

町は構造物・設備等の耐震性診断を実施するとともに、大規模災害等発生時における水道システム全体としての被害を予測し、この結果に基づき耐震化の目標設定を行う。

(1) 構造物・設備の耐震性診断

構造物・設備の耐震性診断は、施設の強度、施設の被害が給水に与える影響、復旧の容易性及び二次災害のおそれ等を勘案し総合的に行う。

(2) 上水道施設の被害想定

耐震性診断に基づき、次の事項について、災害等による被害想定を地域別に実施する。

ア 管路の被害想定

イ 構造物及び設備の被害想定

ウ 被災直後の断水人口及び復旧段階別断水人口

エ 断水期間

(3) 耐震整備の目標設定

上水道施設の耐震化は相当な投資を必要とするので、段階的な整備目標を設定し、優先度の高い事業から計画的に実施することが必要である。そのため、次の事項について目標を設定し、構造物・設備等の耐震化を実施する。

ア 上水道施設ごとの応急復旧期間

イ 被災後における経過日数ごとの応急給水目標水量

ウ 医療施設、避難所等の重要拠点への給水の確保

6 上水道施設の災害予防措置

町は、水道施設ごとにその重要性や老朽度を検討し、次により計画的に施設の新設、改良及び修繕を実施して耐震整備及び液状化対策を推進する。

(1) 重要施設及び基幹管路の耐震整備の推進

災害等による被害を軽減するために、次により老朽化した構造物・設備の補強及び更新等を実施し、耐震化を推進する。

ア 浄水場、配水池等の構造物の耐震整備及び液状化対策

イ 軟弱地盤における地盤改良及び液状化対策

ウ 指定避難所、給水拠点を中心とした耐震性貯水槽又は大口径配水管等の整備による貯水機能の強化

エ 配水池容量（12時間貯水容量）の増加及び緊急遮断弁の設置

オ 耐震性の高い管種、耐震継手及び耐震工法の採用並びに給水装置の耐震整備

カ 老朽管路の計画的な更新、基幹管路並びに病院及び避難所等に至る配水管の優先的な耐震整備

キ 各施設の運転状況を常時監視できるテレメーターシステムの整備

(2) 代替性の確保

上水道施設の被災は、応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(3) バックアップシステムの構築等

災害等による被害を最小限にするため、次によりバックアップシステムを構築するとともに、復旧を迅速に行うため配水区域のブロック化を図る。

ア 重要施設の複数配置による危険分散の強化

イ 非常用電源の整備(二回線受電、自家発電設備)

ウ 隣接水道事業者施設と相互融通可能な連絡管設置によるバックアップシステムの構築

エ 制水弁間隔の適正化による配水区域のブロック化、配水本管のループ化による被害区域の限定化

オ 各施設の運転状況を常時監視できる遠隔監視システムの整備

(4) 機械設備や薬品管理における予防対策

ア 機械・電気及び計装設備の震動による滑動、転倒の防止

イ 震動による水質試験用薬品類容器の破損防止及び混薬を防止するための分離保管

ウ 水道用薬品の適正な量の備蓄

(5) 二次災害の防止

各施設の管理者は、二次災害を防止するための体制の整備に努める。

7 災害対策用資機材等の整備

(1) 応急給水栓の整備

耐震化済の基幹管路から応急給水を行うための応急給水栓を整備する。

(2) 応急給水用資機材の整備

町は、計画的に給水車(ポンプ付き給水車を含む)、給水タンク、浄水装置及びポリタンク等の応急給水用資機材の整備に努める。

(3) 応急復旧用資機材の整備

町は、次により計画的に応急復旧用資機材の整備に努めるとともに、定期的にその備蓄状況を把握する。

ア 削岩機、掘削機、排水ポンプ、発電機及び漏水発見器等の応急復旧用機

械器具の整備

イ 直管、異形管、ジョイント等の応急復旧用資材の備蓄

ウ 広域ブロック圏別での整備、備蓄の推進

エ 復旧用資機材等の緊急調達計画の策定

オ 作業員の安全装備等の常備

8 生活用水水源の把握

町は、区域内の井戸を緊急時に生活給水拠点として使用できるよう、あらかじめ設置状況を把握する。

また、積雪期には給水車等の通行が困難となることが予想されるため、消雪用井戸等の代替水源等による給水方法を事前に検討しておく。

第7款 下水道施設・農業集落排水施設災害予防計画

(庄内町企業課・建設課 [雨水関連のみ])

1 計画の概要

地震災害等による下水道施設・農業集落排水施設の被害を最小限にとどめ、汚水排除や浸水防除機能を速やかに復旧できるようにするために、町が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 防災体制の整備	① 組織体制の確立 ② 応急対策マニュアルの策定 ③ 職員に対する教育及び訓練 ④ 設備台帳及び図面等の整備 ⑤ ライフライン関係機関等との連携 ⑥ 民間事業者等との連携 ⑦ 管理協定の締結 (建設課) ⑧ 災害時維持修繕協定の締結 ⑨ 事業継続計画(B C P)の策定・運用
2 広報活動	
3 下水道施設・農業集落排水施設の災害予防対策	① 耐震性の確保 ② 安全性の確保 ③ 長時間停電対策
4 災害復旧用資機材等の確保	

3 防災体制の整備

町は、下水道施設・農業集落排水施設が被災した場合、公共用水域の水質悪化や公衆衛生の悪化など住民の生活に与える影響が大きいことから、次により防災体制を整備する。

(1) 組織体制の確立

災害等発生時に下水道施設・農業集落排水施設の復旧に直ちに着手できるよう、所要の組織単位ごとに体制の整備を図る。

(2) 応急対策マニュアルの策定

通信連絡網の整備に努めるとともに、緊急防災体制、緊急時連絡先一覧表等を記載した参集マニュアルを策定し、緊急時連絡体制を確立する。また、従事者の役割分担や調査方法及び応急措置等を定めた緊急点検・応急マニュアルも併せて整備する。

(3) 職員に対する教育及び訓練

研修会及び講習会を計画的に開催し、職員について、災害発生時における判断力を養成するとともに、防災上必要な知識及び技術を向上させる等、人材の育成に努める。また、緊急時に迅速かつ的確な対応をとることができる

よう、平常時において総合訓練や各種訓練を行う。

(4) 設備台帳及び図面等の整備

災害発生時の対応に万全を期するため、設備台帳及び埋設管路等の図面を整備する。

(5) ライフライン関係機関等との連携

下水道施設・農業集落排水施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、他のライフライン施設に係るこれらの作業と連携して実施できるか調整を行う必要があるため、これら関係機関の被害情報等を迅速に把握できる体制について検討する。

また、被災情報を広範囲にきめ細かく把握するうえで、水防団や地域住民等からの情報が有効と考えられるため、これらの情報を利用する体制についても検討を行う。

(6) 民間事業者等との連携

下水道施設・農業集落排水施設の被災状況調査及び復旧対策の実施にあたっては、業界団体を含む民間事業者への委託が可能な業務については、あらかじめ協定を締結しておくなど民間事業者等の能力やノウハウの活用を図る。

(7) 管理協定の締結（建設課）

町は、浸水被害対策区域における浸水被害の防止を図るため、浸水被害対策区域内にある雨水貯留施設を自ら管理する必要があると認めるときは、雨水貯留施設所有者等との間において、管理協定を締結して当該雨水貯留施設の管理を行うなどして浸水被害の軽減を図る。

(8) 災害時維持修繕協定の締結

施設の維持修繕を的確に行う能力を有するものと災害時における維持・修繕に関する協定を締結することで、下水道管理者以外のものでも維持又は修繕が可能となるような体制の構築を図る。

(9) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

災害発生時に資源が制約される中で事業を継続するために必要な計画（事業継続計画）を策定し、PDCAサイクルにより随時見直しに努める。

4 広報活動

町は、下水道施設・農業集落排水施設の被災箇所等を発見した場合の通報先、使用制限実施の可能性及び排水設備に関する事項等について、平時から地域住民に対して広報活動を適切に行い、防災意識の啓発に努める。

5 下水道施設・農業集落排水施設の災害予防対策

町は、次により下水道施設・農業集落排水施設の耐震性及び安全性を確保するとともに、地震により想定される長時間の停電に備える。

(1) 耐震性の確保

ア 耐震基準

処理場、ポンプ場及び重要幹線についてはレベル2、その他の幹線についてはレベル1の地震動に対応する構造とする。

レベル1地震動：供用期間中に発生する確立が高い地震動

レベル2地震動：供用期間中に発生する確率は低いが大きな強度を持つ地震動

イ 耐震診断及び補強対策

施設の耐震性調査を実施し、必要に応じ補強対策を講じる。

ウ 耐震計画、設計及び施工

災害等により被害が発生した場合に、少なくとも下水道等としての根幹的な機能が保持できるよう、次の事項について計画・設計時に十分考慮する。

(ア) 管路施設は、地盤状況及び重要度に応じて、可とう性継手や可とう性伸縮継手等を採用する。

(イ) 処理場・ポンプ場における配管の基礎が異なる部分の接続部及び構造物から埋設配管に変わる部分には、十分な可とう性と伸縮性を有する継ぎ手を採用する。

エ 液状化対策

下水道施設における災害等による被害の形態や程度は、災害等の特性、地形及び地盤条件によって大きく影響される。特に、液状化が発生する地盤では被害程度が大きくなるとともに、殆どすべての被害形態が複合して発生する傾向がある。従ってこのような地域では、地盤改良又は杭基礎等により、施設の被害を軽減する液状化対策を重点的に講ずる。

オ 停電対策

農業集落排水施設の対象地域においては、雷等による停電時の対策として、バックアップ電源の確保を図る。

(2) 安全性の確保

ア 管理図書の整備

下水道施設の被災調査や復旧作業を円滑に進めるうえで、施設の設計図書や管理図書は重要な資料となるので、これらの基本的図書の整備と保管に努めるとともに、そのバックアップを設けて安全性の向上を図る。

イ 施設の点検パトロール

日常の点検パトロールにおいて、災害等発生時に被災する危険性が高い、漏水や湧水等何らかの変状が発生している箇所を把握しておく。

ウ 維持補修工事及び補修記録の整備

災害等発生時の復旧作業に有効に活用できるよう、異常箇所の補修及び施設改良の記録を整備する。

エ 維持修繕基準の創設

管渠のうち硫化水素による腐食のおそれの大きい箇所は、定量的な基準として5年に1回以上の点検を実施する。また、腐食のおそれの大きい箇所の点検の方法や頻度を事業計画に記載する。

(3) 長時間停電対策

ア 非常用発電機（可搬式）の確保

マンホールポンプ場の停電対応として、最低必要台数を備品として確保しておくほか、建設会社及びリース会社等と災害時における非常用発電機の優先借受について協定の締結を図る。

ア 燃料の確保

非常用発電機用及び車両用として、燃料供給業者と災害時における燃料の優先供給について協定の締結を図る。

6 災害復旧用資機材等の確保

町は、緊急措置及び応急復旧を的確かつ迅速に行うため、必要な資機材等を確保しておく。また、独自に確保できない資機材等については、一般社団法人山形県建設業協会や民間企業等と協力協定を締結するとともに、北海道・東北ブロックの下水道管理者及び下水道事業団等の協力を得て確保に努める。

第8款 危険物等施設災害予防計画

(庄内町環境防災課、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、危険物等施設の所有者等)

1 計画の概要

地震災害等発生時における危険物、火薬類、高圧ガス及び毒物・劇物放射性物質（以下「危険物等」という）による被害の発生又は拡大を防止するために、危険物等を取扱う施設及び大量輸送する事業者等が実施する自主保安対策等について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 危険物施設の安全対策	① 施設構造基準等の維持 ② 保安教育の実施 ③ 防災訓練の実施 ④ 連絡体制の確立
2 火薬類製造施設等の安全対策	① 施設構造基準等の遵守 ② 保安教育及び防災訓練の実施 ③ 自主保安体制の充実 ④ 連絡体制の確立
3 高圧ガス製造施設等の安全対策	① 法令上の基準等の遵守 ② 耐震対策の強化 ③ 保安教育の実施 ④ 連絡、応援体制の確立

3 危険物施設の安全対策

(1) 施設構造基準等の維持

ア 危険物取扱事業所は、危険物施設の位置、構造及び施設が、消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持しなければならない。

イ 県及び酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、危険物取扱事業所に対して、危険物施設が消防法に基づく技術上の基準に適合した状態を維持し耐震性を確保すること、危険物保安監督者及び危険物施設保安員の選任並びに予防規程の作成等危険物取扱者制度に関する諸事項の適正な運用について指導する。

(2) 保安教育の実施

県及び酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、山形県危険物安全協会連合会等と協力し、危険物取扱事業所の危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、危険物保安意識の高揚と技術の向上に努める。

(3) 防災訓練の実施

危険物取扱事業所は、具体的な災害想定に基づき、隣接事業所との連携も

考慮した実践的な防災訓練等を実施する。また、自衛消防組織等の体制及び活動要領を整備するとともに、災害等発生時に迅速な対応をとることができるよう訓練を実施する。

(4) 連絡体制の確立

危険物取扱事業所は、被災した場合に備え、消防、警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を確立する。

4 火薬類製造施設等の安全対策

(1) 施設構造基準等の遵守

火薬類関係事業者は、必要に応じ、施設構造について法令で定める技術上の基準に係る事項等を点検・調査し、施設の適切な維持に努める。

火薬類関係事業者は、必要に応じ、施設の設置地盤の状況を調査し、耐震性の強化に努める。

(2) 保安教育及び防災訓練の実施

火薬類関係事業者は、災害等発生時に被害拡大防止措置を的確かつ迅速に実施できるよう、必要に応じ、非常時を想定した防災訓練を行う。

(3) 自主保安体制の充実

火薬類関係事業者は、保安教育計画に災害対応についても定め、保安教育を徹底する。

(4) 連絡体制の確立

火薬類関係事業者は、被災した場合に備え、消防、県警察等の関係機関及び関係事業所等との連絡体制を整備する。

5 高圧ガス製造施設等の安全対策

(1) 法令上の基準等の遵守

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵所等

(ア) 高圧ガス関係事業所は、高圧ガス保安法等に定める技術上の基準に基づき、施設・設備を適正に維持するよう努める。

(イ) 県は、高圧ガス関係事業所の保安検査及び立入検査を強化し、施設的位置、構造及び設備を高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持させるとともに、定期自主検査の徹底、高圧ガスの取扱い等の適正化及び危害予防規程の作成等、安全管理体制の確立を指導する。

イ 液化石油ガス販売事業者、一般消費者等

(ア) 液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める施設設備等の技術上の基準に基づき、施設・設備等を適正に維持するとともに、一般消費者等における充てん容器の転倒防止措置を徹底する。

(イ) 県は、液化石油ガス販売事業者等の立入検査を強化し、液化石油ガス

の保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める供給設備等点検等の励行等の自主保安体制の確立を指導する。

(2) 耐震対策の強化

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵所等

高圧ガス関係事業所は、高圧ガス保安法に定める高圧ガス設備等耐震設計基準に基づき、設備を適正に維持するよう努めるとともに、当該基準適用前の設備についても状況把握を行い、必要に応じ補強等を行う。

イ 液化石油ガス販売事業者

液化石油ガス販売事業者は、供給設備等について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に定める基準に基づき、容器の転倒防止措置を徹底するとともに、耐震基準に適合する安全機器の設置を推進する。

(3) 保安教育の実施

高圧ガス関係事業者は、高圧ガスの自主保安体制を確立するため、防災対策を含めた保安教育を実施する。

(4) 連絡、応援体制の確立

ア 高圧ガス関係事業者は、災害等発生時に、迅速かつ的確に関係機関及び他の高圧ガス関係事業者の協力が得られるよう連絡、応援体制を確立しておく。

イ 高圧ガス関係団体は、災害等発生時に、防災資機材の提供等、高圧ガス関係事業者の要請に対して応援、協力できる体制の整備・充実に努める。

第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

(庄内町環境防災課・企業課・企画情報課・保健福祉課・農林課)

1 計画の概要

地震災害等が発生した場合に、被災者の生活を確保するため、町等が実施する食料、飲料水及び生活必需品等（以下「食料等」という。）の備蓄及び調達について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 基本的な考え方	
2 食料等の確保品目及び方法	① 食料 ② 飲料水 ③ 生活必需品

3 基本的な考え方

- (1) 町は、独自では食料等の確保が困難となった被災者の発生に備え、食料等の備蓄及び調達体制を整備する。
- (2) 町は、住民が各家庭や職場で平時から食料等を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発する。
- (3) 町及び応急対策に関わるその他の防災関係機関は、必要に応じ、災害対策要員に係る食料等の備蓄に努める。
- (4) 町は、住民の備蓄を補完するため、県の地震被害想定調査等の結果を参考に、避難所における生活者数及び利用者数を予測し、必要な食料等を備蓄（流通備蓄を含む。）する。この際、孤立するおそれのある集落及び要配慮者に考慮して備蓄場所を選定する。
- (5) 町は流通備蓄を行うため、あらかじめ町内又は近隣の関係業者等と協定を締結し、災害等発生時に食料等の優先的供給を受けられるようにするとともに、平時から当該業者の食料等の供給可能量を把握するよう努める。

4 食料等の確保品目及び方法

(1) 食料

ア 品目

食料の供給にあたっては、年齢、アレルギーを含む摂取上の障がい、腎臓病患者への低たんぱく食品の提供等、高齢者や乳幼児、傷病者等の要配慮者に配慮し確保する。

イ 方法

町は、3の(4)及び(5)により流通備蓄を行うとともに、要配慮者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄を行う。

(2) 飲料水

ア 町は、1人1日3リットルの水を確保することを目安に、地震被害想定

調査等に示された上水道断水率等を考慮し、耐震性を有する上水道運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水並びに給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。また、町は3の(4)及び(5)により飲料水(ペットボトル等)の確保に努める。

イ 町は、住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について以下のことを啓発・指導する。

(ア) 貯水すべき水量は、1人1日3リットルを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。

(イ) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。

(ウ) 貯水に用いる容器は、衛生的で安全性が高いものとする。

ウ 町は、給水に関する情報ネットワークを整備する等、情報の共有化に努める。

エ 水道用水供給事業者は、町の要請に対応するため、拠点給水体制を整備する。また、水道水の確保を図る。

(3) 生活必需品

ア 品目

高齢者や乳幼児、性別、身体のサイズ等のきめ細かなニーズにも配慮し確保する。

イ 方法

町は、3の(4)及び(5)により生活必需品の供給体制を整備する。備蓄を行うとともに、要配慮者の状況及び避難所の配置を考慮して公的備蓄に努める。

第20節 文教施設における災害予防計画

(庄内町教育委員会)

1 計画の概要

地震災害等発生時において、学校の児童生徒等及び教職員並びに入館者・施設利用者及び施設職員等の安全を確保するとともに、施設及び収蔵物等を適切に保全するために、町教育委員会及び学校等施設の管理者等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 学校の災害予防対策	① 学校安全計画の策定 ② 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成 ③ 学校安全委員会の設置 ④ 学校防災組織の編成等 ⑤ 防災教育 ⑥ 防災訓練 ⑦ 施設の耐震性の強化
2 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策	① 防災計画の策定等 ② 自衛防災組織の編成 ③ 避難体制の確立 ④ 防災設備等の整備

3 学校の災害予防対策

(1) 学校安全計画の策定

ア 策定

校長は、県教育委員会が作成した「学校における危機管理の手引き：総論・学校安全編（平成22年11月作成）」を参考とし、すべての教職員が学校安全の重要性を認識し、様々な取組を進めることができるように、学校保健安全法第27条で規定された安全教育、安全管理、安全に関する組織活動を含む学校安全計画を策定・実施する。

イ 内容

(ア) 安全教育に関する事項

- a 学年別・月別の関連教科、道徳の時間、総合的な学習の時間における安全に関する指導事項
- b 学年別・月別の安全指導の指導事項
 - (a) 学級（ホームルーム）活動における指導事項
(生活安全、交通安全、災害安全の内容についての題材名等)
 - (b) 学校行事（避難訓練など安全に関する行事）における指導事項
 - (c) 児童（生徒）会活動、クラブ活動・部活動等での安全に関して予

想される活動に関する指導事項

(d) 課外における指導事項

(e) 個別指導に関する事項

c その他必要な事項

(イ) 安全管理に関する事項

a 対人管理の事項

学校生活の安全管理の事項

b 対物管理の事項

学校環境の安全点検の事項

(ウ) 学校安全に関する組織活動の事項（研修含む）

(2) 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

校長は、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的な内容及び手順を定めた危険等発生時対処要領を作成する。

(3) 学校安全委員会の設置

校長は、学校安全計画に定められた事項等について、教職員の共通理解及び周知徹底を図るため、学校安全委員会を設置する。

(4) 学校防災組織の編成等

校長は、学校防災組織の編成等にあって、次の点に留意する。

ア 学校防災組織の編成

災害等発生時における教職員の役割分担を明確に定めておく。また、担当教職員が不在の場合の代行措置も明確に定めておく。

イ 教職員の緊急出勤体制

夜間、休日等の勤務時間外に災害等が発生した場合に備え、事前に出勤体制を決め、教職員に周知しておく。

ウ 家庭との連絡

家庭訪問、保護者会等で、災害等発生時の連絡先及び児童生徒等の引渡方法等について、あらかじめ保護者と確認し徹底しておく。

エ 施設、設備等の点検・整備

(ア) 学校の施設、設備等については、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強・補修を実施する。

特に、児童生徒等の避難に際しての危険を防止するため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止及び塀の倒壊防止等、必要な措置をとる。また、防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も、日頃から定期的に行っておく。

(イ) 積雪時における避難路を確保するため、除雪を行うとともに、雪囲い

用資材が倒れないようにしておく。

オ 防災用具等の整備

(ア) 医薬品、懐中電灯、携帯ラジオ、メガホン及びロープ等必要な防災用具は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

(イ) 生徒名簿、部活動加入者名簿等を整備し、常に人員把握等ができるようにしておく。

(5) 防災教育

校長は、児童生徒等の発達段階に応じた内容・水準の防災教育を推進していくことにより、体系的に学習できる体制を整備していく。また、教職員に対しても、防災に関する研修等を行う。（学校教育における具体的な防災教育は、本章第3節「防災知識の普及計画」による）

町及び県は、学校と連携し、防災教育の推進を支援していく。

(6) 防災訓練

校長は、児童生徒等及び教職員が災害等発生時に安全かつ迅速に避難できるよう、防災訓練を計画的・実践的に実施する。（学校教育における具体的な防災訓練は、本章第6節「防災訓練計画」による）

4 学校以外の文教施設及び文化財の災害予防対策

図書館、資料館及び体育施設等学校以外の文教施設は、学校と異なり不特定多数の者が利用する施設であることから、災害等発生時にこれらの利用者を組織的に誘導し、避難させることが難しい。また、建築物等の移動困難な文化財並びに貴重な美術品及び蔵書等を収蔵している施設の管理者は、これらの文化財を災害による損傷・滅失から守る必要がある。

これら施設の管理者は、このような事情を考慮して、次により災害予防対策を推進する。

(1) 防災計画の策定等

防災計画を策定するとともに、非常時の措置を定めたマニュアル等を整備し、訓練等を通じて職員に周知しておく。

(2) 自衛防災組織の編成

災害等発生時における緊急活動に従事する自衛防災組織を編成し、あらかじめ職員の役割分担を定めておく。また、担当職員が不在の場合の代行措置を明確にしておく。

(3) 避難体制の確立

災害等発生時に、施設内の利用者等に状況を的確に伝達し、迅速・安全に施設外に避難させるため、館内放送設備の充実に努めるとともに、避難経路の表示を増やす等の措置をとる。また、避難誘導の手段及び方法について検討し、確立しておく。

(4) 防災設備等の整備

施設、設備等については、基本的に学校に準じた安全対策をとる。また、文化財を保護するため、次により防災設備等の整備を図る。

ア 文化財としての価値や歴史的景観等を損なうことのないよう、その外観及び設置方法・設置場所にも十分考慮して、自動火災報知設備、耐震性貯水槽、防火壁及び消防道路等の整備を促進する。

イ 収蔵物を火災、浸水及び転倒等から守るため、消火装置や防火・防水扉を設置するとともに、展示方法を工夫し、非常時の措置を定めておく。

第21節 要配慮者の安全確保計画

(庄内町環境防災課・保健福祉課・税務町民課、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、庄内町社会福祉協議会)

1 計画の概要

地震災害等発生時に、自力避難等が困難な状況に置かれる高齢者、障がい者、傷病者、乳幼児、児童、妊産婦及び外国人等のいわゆる要配慮者の被害を未然に防止するため、県、町、防災関係機関、社会福祉施設、医療施設、地域住民等が連携した支援体制の整備など要配慮者の安全確保対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 在宅の要配慮者対策	① 避難行動要支援者支援体制の確立 ② 情報伝達、避難誘導體制の整備 ③ 要配慮者に適した避難所等の確保 ④ 防災教育、防災訓練の実施 ⑤ 公共施設等の安全性強化 ⑥ 防災資機材等の整備 ⑦ 町の体制整備
2 社会福祉施設等における要配慮者対策	① 防災体制の整備 ② 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立 ③ 防災教育、防災訓練の実施・支援 ④ 施設、設備等の安全性強化 ⑤ 食料等の備蓄
3 外国人の安全確保対策	

3 在宅の要配慮者対策

本町は、65歳以上の高齢者が同居する一般世帯が69%（平成27年度国勢調査）となっており、高齢者などの要配慮者が家族に支えられる環境が整っているものの、高齢化率や夫婦共稼ぎ率も高くなっており、日中在宅している高齢者の安全確保が課題となっている。

町は、このような状況を踏まえ、在宅の要配慮者対策を推進する。

(1) 避難行動要支援者支援体制の確立

ア 地域コミュニティの形成等

迅速な避難行動が困難で何らかの支援が必要な要配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）を災害から守るためには、地域社会の人々が互いに助け合う気運が醸成されていることが必要であり、地域コミュニティの形成が避難行動要支援者の安全確保の基盤となる。

このため、町は、地域の自治会組織、消防団、自主防災組織、社会福祉協議会、老人クラブ及び民間ボランティア団体等による避難行動要

支援者に対する声かけ運動、安否確認等の住民相互援助活動に対する支援に努める。

イ 避難行動要支援者情報の把握・共有

(ア) 町は、保健医療福祉サービスの提供・相談、各種相談員や関係団体からの情報収集等を通じ、避難行動要支援者情報の把握に努める。

生活状況の把握にあたっては、民生委員・児童委員及び自治会長等と十分連絡をとるとともに、本人・保護責任者等の同意を得る等個人情報の取扱いに配慮する。

(イ) 町は、防災担当課と福祉担当課等がそれぞれ把握している避難行動要支援者情報の共有に努めるとともに、自治会組織、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等福祉関係者等と幅広く連携を図り、要援護者に対する支援のあり方や役割分担の調整に努めるものとする。ただし、個人情報に該当する部分については、町の個人情報保護条例等に則り、慎重に取扱うものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

(ウ) 町は、避難支援等に携わる関係者として町防災計画に定めた民生委員・児童委員、自主防災組織、町消防団等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

ウ 避難行動要支援者避難支援プランの運用

災害発生時に避難行動要支援者の避難が円滑に行われるよう、町は、避難行動要支援者に関する情報を基に、避難行動要支援者避難支援プランを運用する。

なお、避難行動要支援者支援台帳により、実態把握に努める。

エ 地区防災マップの作成

町、自治会組織及び自主防災組織は、避難行動要支援者の把握や避難等の支援への啓発を図るとともに、地区防災マップ作成を進める。

(2) 情報伝達、避難誘導體制の整備

ア 情報伝達体制の整備

町は、要配慮者の特性に応じ、実効性のある情報伝達体制を整備する。

イ 避難支援者の明確化

町は、自治会組織、自主防災組織、消防団、民生委員・児童委員等

福祉関係者等と連携し、個々の避難行動要支援者への情報伝達や避難誘導を支援する避難支援者の明確化を図る。

ウ 情報伝達機器、標識の整備等

町及び福祉関係者等は、要配慮者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入を推進する。

また、要配慮者からの情報伝達が迅速かつ円滑に行われるような体制を整備するとともに、外出中の要配慮者の避難が容易となるよう、道路等の要所に指定緊急避難場所への誘導標識等を設置するよう努める。

エ 近隣住民等の役割

災害等発生時における避難行動要支援者への情報伝達、避難誘導等においては、家族、避難支援者とともに、近隣住民等の果たす役割が大きいことから、町及び県は、自治会組織、自主防災組織、民生委員・児童委員等福祉関係者及びボランティア団体等と協力し、避難行動要支援者と近隣住民等との共助意識の向上に努める。

(3) 要配慮者に適した避難所等の確保

町は、指定避難所等を指定する際には、要配慮者の利用に配慮し、極力バリアフリー化された施設を選択するよう努める。

また、町は、要配慮者の中には避難所での生活が物理的に困難な者や、一般の被災者との共同生活が困難な者が出てくることが想定されるため、要配慮者の特性等に配慮した福祉避難所を指定する。

(4) 防災教育、防災訓練の実施

町は、避難行動要支援者に対して、次により防災教育及び防災訓練を実施するよう努める。

ア 避難行動要支援者へのパンフレットの配布等による防災知識の普及

イ 広報誌等による避難行動要支援者支援の啓発、知識の普及等

ウ 避難行動要支援者の避難訓練等を組み入れた防災訓練の実施

(5) 公共施設等の安全性強化

町は、災害等発生時における要配慮者の利用を考慮して、その安全を確保するため、公共施設等のバリアフリー化等に努める。

(6) 防災資機材等の整備

町は、実情に応じ、要配慮者の家庭、自治会及び地域の自主防災組織等において、移動用の担架、ヘルメット並びに常備薬・貴重品等を収める緊急避難セット等の防災資機材等の整備が促進されるよう取組む。

(7) 町の体制整備

町は、避難行動要支援者に関する情報の収集、避難行動要支援者避難支援プランの策定、避難行動要支援者に対する情報伝達及び避難支援を的確に実

施するため、福祉関係課を中心とした横断的な組織として要配慮者支援班を設ける。

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

- (1) 社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により社会福祉施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、町は県と連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。町及び県は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

ア 防災体制の整備

(イ) 自衛防災組織の設置

社会福祉施設等の管理者は、防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛防災組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

(ロ) 職員動員体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害等発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

(ハ) 情報連絡、応援体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、消防署等との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、庄内警察署、医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入に関する事前の取り決めなどにより、災害等発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を、県に情報提供するよう努める。

また、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害等発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

イ 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

町は、県と連携し、災害等発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

社会福祉施設等の管理者は、近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入可能な余裕スペースの確認に努める。

ウ 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどのため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

エ 施設、設備等の安全性強化

社会福祉施設等の管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

また、日頃から、備品等の落下・転倒防止措置、危険物の安全点検等を行うとともに、施設、設備等の安全性の強化・維持に努める。

オ 食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、災害等に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫等の整備に努める。

カ 要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

(2) 町及び県は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

イ 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ 要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受け入れた場合に支援する体制の整備を図る。

5 外国人の安全確保対策

(1) 情報伝達、避難誘導體制の整備

国境を越えた社会経済活動が拡大し、在日外国人、訪日外国人が増加しており、町は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、以下により在日外国人、

訪日外国人のそれぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達環境整備や、円滑な避難誘導體制の構築に努める。

(2) 防災教育、防災訓練の実施

町及び県は、国際交流関係団体、民間ボランティアの協力を得て、日本語の理解が十分でない外国人のために、多様な言語で記述した防災に関するパンフレット等を作成・配布する等、外国人に対する防災知識の普及に努める。

また、防災訓練の実施に際しては、外国人の参加を呼びかける。

(3) 案内標示板等の整備

町は、避難所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等について、多様な言語の標示を進め、外国人にも分かりやすい案内板等の設置に努める。

(4) 災害ボランティアの養成

町及び県は、外国人を対象とした専門の災害ボランティアを養成し、派遣体制を整備するとともに、隣接県との相互派遣を推進するためのネットワークの構築を図る。

第22節 積雪期の災害等予防計画

(庄内町環境防災課・建設課・農林課・保健福祉課、庄内町社会福祉協議会)

1 計画の概要

他の季節に比べより大きな被害を及ぼすことが予想される積雪期の災害等被害を軽減するため、町及び防災関係機関が実施する総合的な雪対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 克雪対策	① 道路の雪対策 ② 除排雪施設等の整備 ③ 雪崩防止対策の推進 ④ 住宅除雪体制の整備 ⑤ 消防水利の整備
2 緊急活動対策	① 緊急輸送路の確保 ② 通信手段の確保 ③ 雪上交通手段等の確保 ④ 避難所体制の整備 ⑤ 積雪期用資機材の整備
3 総合的雪対策	

3 克雪対策

(1) 道路の雪対策

町は、国及び県と連携し、除排雪を強力に推進するとともに、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパス、雪崩等による交通遮断を防止するためのスノーシェッド、雪崩及び地吹雪防止柵等の道路防雪施設の整備に努める。

ア 道路除排雪体制の強化

(ア) 一般国道、県道、町道の各道路管理者は、相互に連携し除排雪を強力に推進する。

(イ) 国、町及び県は、除雪水準の向上を図るため、除雪機械の増強を推進する。

イ 積雪寒冷地に適した道路整備

(ア) 国、町及び県は、冬期交通確保のため、堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備を推進する。

(イ) 国、町及び県は、雪崩等による交通遮断を防止するため、スノーシェッド、雪崩対策施設及び防雪柵等の道路防雪施設の整備を推進する。

(2) 除排雪施設等の整備

町は、道路、家屋及び家屋周辺の除排雪を推進するため、流雪溝等の除排雪施設や地域住民による除排雪活動に必要な除雪機械等の整備を推進する。

(3) 雪崩防止対策の推進

町は、国及び県と連携し、雪崩から住民の生命・財産を守るため、雪崩防止保安林及び雪崩防止施設の維持管理、雪崩防止林の造成及び雪崩防止施設の整備を推進する

(4) 住宅除雪体制の整備

ア 克雪住宅の普及等

町は、県と連携し、屋根雪過重による災害等発生時の家屋倒壊を防止するため、克雪住宅の普及を促進する。

町は、こまめな雪下ろしの励行等の広報活動を積極的に行う。

イ 要援護世帯に対する助成等

町は、自力による屋根雪処理が困難な要援護世帯の除雪負担を軽減するため、除雪費用に対する助成制度を推進する。

町は、県及び関係機関と連携し、地域の助け合いやボランティアを活用した支援体制の確立を図るとともに、安全な雪下ろしの普及啓発やボランティア保険の加入を促進するなど、ボランティア活動の安全性を確保する。

(5) 消防水利の整備

積雪期には他の時期に増して消防水利の確保が困難となるので、町は、積雪の多い区域において多段式消火栓の整備を推進する。

4 緊急活動対策

(1) 緊急輸送道路の確保

国、町及び県の各道路管理者は、相互に協議して、積雪期の地震の初動活動に必要な緊急輸送道路を設定し、優先的に道路除排雪を行うとともに、積雪寒冷地に適した道路整備を推進する。

(2) 通信手段の確保

町は、積雪期の災害による通信途絶に備え、山間地域集落の防災関係機関等との無線施設による通信手段の確保に努める。また、地域住民による情報収集、伝達方法等の体制の確立を図る。

(3) 雪上交通手段等の確保

積雪期の初動活動では、道路交通の確保が困難となることが予想されるため、町は雪上車やスノーモービル等の確保に努める。

(4) 避難所体制の整備

町は、積雪寒冷期の使用をも考慮して指定避難所を指定するとともに、その運営に関し、特に被災者の寒冷対策に留意し、避難所で使用する暖房設備、燃料及び携帯暖房品等の整備、備蓄に努める。

(5) 積雪期用資機材の整備

積雪期においては、特に避難所等における暖房等の需要が増大するので、

町は、電源を要しない暖房器具、燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴、防寒具、スノーダンプ、スコップ及び救出用スノーボート等）の整備に努める。

5 総合的雪対策

町は、県が「山形県雪対策基本計画」及び「山形県雪対策行動計画」に基づき実施する雪対策と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

第2章 災害応急計画

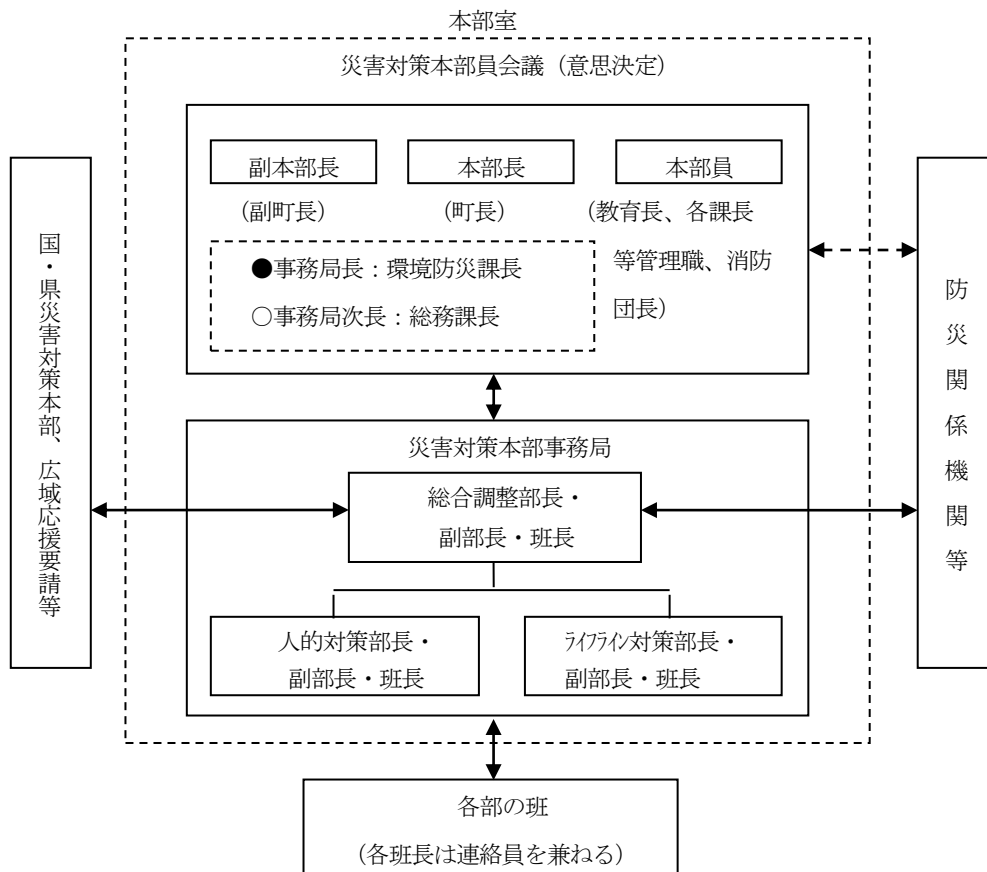
第1節 活動体制関係

第1款 災害対策本部

1 計画の概要

大規模地震が発生した場合において、災害対策を強力に推進するため設置される町災害対策本部の組織及び運営の活動体制について定める。

2 町災害対策本部の組織図



3 町災害対策本部の設置

(1) 設置基準

ア 町長は、次の基準の一つ以上に該当する場合は、町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置又は廃止する。

設置基準	1 町内で震度5強以上の地震が観測されたとき 2 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3 町長が特に必要と認めたとき
廃止基準	1 災害応急対策がおおむね完了したとき 2 その他必要がなくなったと認められたとき

イ 町長に事故がある時は副町長が、町長、副町長ともに事故がある時は、庄内町長の職務代理者を定める規則に基づき本部を設置する。

(2) 本部（本部室）設置場所

ア 本部（本部室）は本庁舎庁議室に設置する。

(3) 本部設置の庁内周知

本部を設置しようとするとき又は本部が設置された場合は次により各部へ周知する。

ア 本庁舎庁議室に設置する場合「庁内放送、電話又は防災行政無線」

(4) 本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への通知等

ア 災害対策本部総合調整部長は、本部が設置された場合又は廃止された場合は、次に掲げる機関に直ちにその旨を連絡する。

通知及び公表先	連絡方法
本部員	庁内放送又は電話
町防災会議委員	電話又は文書
町議会議員	電話又はFAX
県、庄内総合支庁	防災行政無線又は電話
庄内警察署	電話、FAX又は文書
報道機関	電話、FAX又は口頭等
一般住民	防災行政無線又は広報車

4 町災害対策本部の組織、運営等

(1) 本部の組織

本部は本部員会議及び本部事務局をもって構成する本部室からなる。

(2) 本部員会議

ア 組織

(ア) 本部長：町長

(イ) 副本部長：副町長

(ウ) 本部員：教育長、各課長等管理職、消防団長

(エ) 本部員会議に、次のとおり事務局長及び事務局次長を置く

・事務局長：環境防災課長

・事務局次長：総務課長

イ 招集

本部長は、災害対策に関する重要事項等の協議を行うため、必要に応じ本部員会議を招集する。災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる。

ウ 所掌事務等

(ア) 災害情報の総括に関すること

(イ) 町の実施する災害応急対策等に関する基本的事項及び災害対策実施に

関する重要な事項に関すること

- (ウ) 町の各部が実施する災害応急対策の総合調整に関すること
- (エ) 災害応急対策及び災害復旧対策に係る国、県、他市町村及び公共機関等他機関との調整のうち重要な事項に関すること
- (オ) その他災害対策上重要な事項に関すること

エ 防災関係機関との合同会議

本部長は、災害応急対策を実施するにあたり、他の防災関係機関との連携の強化及び調整を図るため、必要に応じ本部員会議と防災関係機関との合同会議を開催する。

オ 防災関係機関等への情報提供協力要請

本部長は、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対して、資料・情報の提供等の協力を求める。

(3) 本部事務局

ア 組織

災害対策本部の事務局機能を強化するため、総合調整部、人的対策部、ライフライン対策部を設ける。

各部の部長及び副部長は課長級職員とし、各部には班を設け、班長は課長補佐級職員、又は、主査及び係長職員とし、それぞれの班には、あらかじめ指定した関係課等の職員を班員として適宜配置し構成する。各部の部長は、事務局長が、その都度、登庁している職員の中から指名し、副部長及び班長については、指名された部長が、その都度、登庁している職員の中から指名する。また、班長に指名された職員は、連絡員を兼ねる。

ただし、基本となる本部事務局の体制は「災害時職員初動マニュアル」により、毎年年度初めに指名する。

3つの部は、基本体型として設置するものであり、災害の態様及び必要に応じて増減する。

各部に所属する職員は、災害対策本部長（町長）の命により応急対策に従事する事務局スタッフであり、平時において所属する組織の支援を受けながら、本部長の命による応急対策活動に従事する。

イ 各部及び各班の任務

各部及び各班は、災害の緊急状況に応じ、次のとおり応急対策活動を行う。

部の区分

次に示す応急対策部は、基本となる3つの部であり、災害の態様により必要と認める場合は、事務局長の判断により増減することができる。また、必要に応じ部内に支部等を設ける場合は、部長の判断により設置し事務局長に報告する。

応急対策部	担 当 課 等
総合調整部	環境防災課、総務課、企画情報課、会計室、議会事務局、監査委員事務局
人的対策部	環境防災課、保健福祉課、教育課、税務町民課、社会教育課、社会福祉協議会、子育て応援課、立川総合支所
ライフライン対策部	建設課、企業課、農林課、農業委員会事務局、商工観光課、立川総合支所

班の区分及び分掌事務

次に示す対策事項は、初動期から本格稼働期に行う応急対策活動を、緊急性の高いものから順番に示したものであり、災害の態様により緊急性が高くなる事項及び不足する事項がある場合は、適宜その対策をすみやかに行う。

また、人員配置等の部外調整が必要な場合は、事務局長と協議のうえ行い、部内調整については、部長が随時、関係班長と調整のうえ実施する。

(各部長、副部長、班長及び主となる担当係についてはマニュアルにより指定する。)

<各部・班共通事項>

班名・担当課	対 策 事 項
各 部 ・ 班 共 通 事 項	①各班の動員配備に関する事。 ②災害対策本部及び各部・班間、所管する関係機関・団体等との連絡調整に関する事。 ③所管する施設及び分野の被害情報の収集、とりまとめに関する事。 ④指定避難所・指定緊急避難場所が開設された場合の運営・管理への協力に関する事。 ⑤被災情報一元化とりまとめへの協力に関する事。 ⑥被害認定調査、り災証明・被災証明の発行、被災者台帳作成への協力に関する事。 ⑦一時集積配分施設の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関する事。 ⑧災害救助法適用後の救助実施への協力に関する事。 ⑨本部長の指示による事務及び他部・班の応援に関する事。

<総合調整部>

部 長：環境防災課長

副部長：総務課長

※太字は、「3 初動対応別マニュアル」に記載あり

班 名 ●班長	担当課名	対 策 事 項
【危機管理班】 ●環境防災課長	環境防災課	①対策本部会議の設置と運営 (3. (1) ①②) ②地震情報・気象情報の収集、外部機関からの情報収集 ③避難勧告等の避難情報の発令 ④防災無線の運用に関する事。 ⑤県災害対策本部との連絡に関する事。 ⑥県への被害報告に関する事。 ⑦関係行政機関及び公共機関との連絡等に関する事。 ⑧協力機関との連絡調整及び相互協力に関する事。 ⑨防災関係機関への派遣要請等手続きに関する事。 ⑩広域応援要請 (3. (4)) ⑪自衛隊の派遣要請依頼及び他自治体への応援要請に関する事。 ⑫災害救助法の適用要請手続きに関する事。 ⑬他部・班に属さない事項
【総務班】 ●総務課長	総務課	①庁舎機能の確保 (3. (2)) ②住民相談窓口及び住民の被害状況把握 ③物資の調達に関する事。 ④応急対策用公用車の確保 ⑤緊急輸送に関する事。 ⑥緊急通行車両の確認証明に関する事 ⑦災害対策費の予算措置 ⑧職員の登庁人数の確認及び職員の被災状況の確認 ⑨各部等の人員調整 ⑩現場に派遣された職員の全体把握 ⑪職員の健康管理「食料・飲料水・休憩室・毛布等必要物資の確保」 ⑫り災職員の公務災害補償及び福利厚生 ⑬応急対策全般の総合調整 ⑭停電対策、通信の確保 ⑮東北電力(株)とNTT東日本山形支店との連絡調整 ⑯電力・電話の応急復旧に係る優先順位の提示、要請 ⑰受援体制の確保に関する事
【情報管理班】 ●企画情報課長	企画情報課	①情報収集・伝達 (3. (3)) ②立川総合支所との連絡に関する事。 ③広報・報道対応 (3. (5)) ④各部から報告された被害状況の集約 ⑤災害記録及び災害広報 ⑥住民の被害状況調査 ⑦災害写真の収集 ⑧通信の確保 ⑨ホームページによる被害情報の開示
【議会班】 ●議会事務局長	議会事務局 監査委員事務局	①議会の対応
【出納班】 ●会計管理者	会 計 室	①義援金受付窓口の設定、運営

<人的対策部>

部 長：社会教育課長

副部長：保健福祉課長

※太字は、「3 初動対応別マニュアル」に記載あり

班名	担当課名	対策事項
●班長 【衛生班】 ●環境防災課長	環境防災課	①仮設トイレの確保 ②遺体安置所の確保、検視検案の依頼、身元確認 ③医療救護所の設置協力 ④衛生施設の被害調査及び災害対策 ⑤災害廃棄物の収集及び処理 ⑥し尿処理 (3. (12)) ⑦へい獣の処理 ⑧ごみ処理 (3. (13)) ⑨災害時の愛玩動物（ペット）対策に関すること。
【避難対策班】 （一般住民担当） ●税務町民課長	税務町民課 立川総合支所	①安全な場所への避難誘導 ②自然発生した避難所の把握 ③住民安否情報の整理、身元確認 ④り災者・被災者の被害状況調査 ⑤り災者名簿・被災者台帳の作成 ⑥り災証明・被災証明の発行 ⑦災害に伴う諸税の減免及び納期延長 ⑧応急仮設住宅の入居者選考
【避難対策班】 （園児、児童生徒等担当） ●教育課長	教育課 子育て応援課	①在園、在校時の避難対策 ・安全な場所への避難誘導、安否確認 ・負傷者、行方不明者の確認 ・緊急連絡網（引渡しカード）による保護者への引き渡し ②在園、在校時以外の避難対策 ・教職員による緊急連絡網での安否確認 ・負傷者、行方不明者等の把握 ③り災児童生徒等の応急教育 ④教職員の動員及び確保 ⑤災害時における学校給食
【避難対策班】 （避難施設担当） ●社会教育課長	社会教育課 教育課 立川総合支所	①指定避難所・指定緊急避難場所の開設 (3. (9)) ②指定避難所・指定緊急避難場所の運営 (3. (10)) ③指定避難所・指定緊急避難場所の被害確認 ④避難施設の選定 ⑤指定された避難施設への職員派遣 （避難者数の把握・避難者ニーズの把握） ⑥指定された避難施設の運営 ⑦文化財の災害対策 ⑧社会教育団体の応援
【要配慮者支援班】 ●保健福祉課長	保健福祉課	①名簿に基づき、民生委員・児童委員・避難支援者への協力要請 ②福祉施設の被害状況調査 ③福祉避難所の開設・運営 ④要配慮者支援 (3. (8)) ⑤要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること
【救護班】 ●保健福祉課長		①災害拠点病院、救急指定病院等の受入確認 ②医療救護所の設置 ③医療救護班、DMA Tの派遣要請 ④医療救護活動 (3. (7)) ⑤感染症の予防 ⑥り災者の保健指導 ⑦日赤県支部との連絡調整 ⑧他の医療機関との調整
【ボランティア支援班】	社会福祉協議会	①ボランティアとの連携 (3. (14))

班名	担当課名	対策事項
●班長 ●社会福祉協議会事務局長		②ボランティアの受入及び登録 ③災害ボランティアの活動支援

<ライフライン対策部>

部長：建設課長

副部長：企業課長

※太字は、「3 初動対応別マニュアル」に記載あり

班名	担当課名	対策事項
●班長		
【物資対策班】 ●商工観光課長	商工観光課 農林課 立川総合支所 企業課	①食品・生活必需品等の供給 (3. (6)) ②備蓄食料の放出、生活物資の供給要請 ③炊き出し ④救援物資受入窓口の開設 ⑤一時集積配分施設の管理及び救援物資の管理・配布に関すること ⑥生活物資の配分計画
【農林商工対策班】 ●農林課長	農林課 商工観光課 立川総合支所 農業委員会事務局	①り災農家の被害調査及び災害資金融資 ②飼料、種苗、肥料の調達支援 ③病害虫の発生、予防、防除 ④農用地・農業施設の被害調査及び災害対策 ⑤農業団体等に関する災害対策指導 ⑥山林及び林道の災害対策 ⑦被害林業者・団体等に対する災害対策 ⑧商工観光に係る被害調査及び災害対策
【土木対策班】 ●建設課長	建設課	①道路被害応急対応 (3. (15)) ②土木施設の被害の状況把握及び応急措置 ③緊急輸送道路の確保 ④町道の応急復旧、国・県道の応急復旧の要請、迂回路の選定 ⑤交通規制の要請 ⑥降雨量、河川の水量、水位等の情報収集 ⑦河川堤防、土砂災害危険区域等の災害対策
【建築物対策班】 ●建設課長		①公共施設の被害の状況把握及び応急復旧 ②都市下水路の内水状況把握 ③指定避難所の応急危険度判定の実施 ④応急危険度判定 (3. (16)) ⑤一般住宅の危険箇所を選定、立入制限 ⑥応急仮設住宅の用地確保及び建設
【下水道対策班】 ●企業課長	企業課	①下水道施設の緊急点検、パトロールの実施 ②液状化の発生による道路交通被害の確認 ③復旧方針の策定、住民に対する広報・巡回 ④し尿処理 (3. (12))
【ガス・水道対策班】 ●企業課長		①「地震等非常時の対策要領」及び「水道危機管理マニュアル」による対応 ②給水 (3. (11))

5 現地災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町長は、地震災害により、局地的に人身被害、住家被害等が多数発生した場合は、必要に応じ、被災地で本部の事務の一部を行う現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

(2) 設置期間

現地での主要な災害応急対策がおおむね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなると認められるまでの間とする。

(3) 設置場所

災害現場又は町長の指定する被災地の町有施設に設置する。

(4) 現地本部の組織

ア 現地本部に現地本部長及び現地本部員を置く。

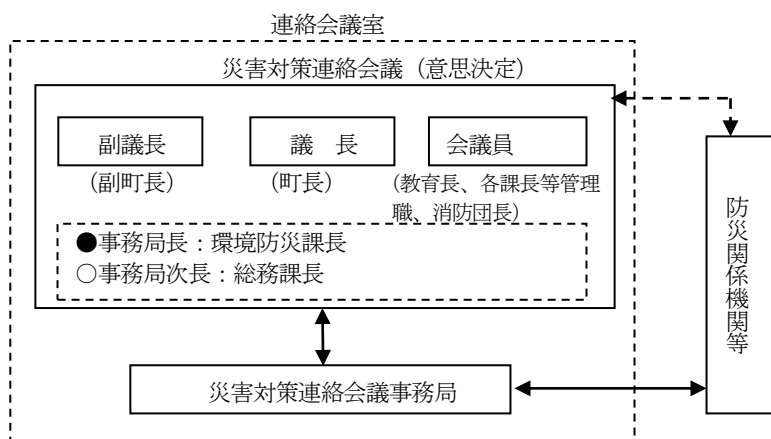
イ 現地本部長は、本部の副本部長（副町長）又は本部員のうちから本部長（町長）が指名する。

ウ 現地本部員は、本部事務局職員、各課等の職員のうちから本部長が指名する。

6 災害対策連絡会議

大規模地震が発生し又は発生するおそれがあり、その規模が町災害対策本部設置基準に達しない場合に、災害応急対策を推進するために設置される災害対策連絡会議について定める。

(1) 町災害対策連絡会議の組織図



(2) 町災害対策連絡会議の設置

ア 設置基準

(ア) 町長は、次の基準の一つ以上に該当する場合は、町災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し又は廃止する。

設置基準	1 町内で震度5弱の地震が観測されたとき 2 相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3 町長が特に必要と認めたとき
廃止基準	1 災害応急対策がおおむね完了したとき 2 本部が設置されたとき 3 その他必要がなくなると認められたとき

(イ) 町長に事故がある時は副町長が、町長、副町長ともに事故がある時は環境防災課長が連絡会議を設置する。

(ウ) 環境防災課長にも事故があるときは、庄内町長の職務代理者を定める規則第3条の規定により連絡会議を設置することができる。

イ 連絡会議（連絡会議室）設置場所

連絡会議（連絡会議室）は、本庁舎庁議室に設置する。

ウ 連絡会議を設置又は廃止した場合の庁内への周知及び防災関係機関への通知は、町災害対策本部の設置又は廃止の例による。

(3) 町災害対策連絡会議の組織、運営等

ア 連絡会議の組織

連絡会議は、連絡会議及び連絡会議事務局をもって構成する連絡会議室からなる。

イ 連絡会議

(ア) 組織

a 議長：町長

b 副議長：副町長

c 会議員：教育長、各課長等管理職、消防団長

d 連絡会議には、次のとおり事務局長及び事務局次長を置く

・事務局長：環境防災課長

・事務局次長：総務課長

(イ) 招集

議長は、災害対策に関する重要事項等の協議を行うため、必要に応じ連絡会議を招集する。

(ウ) 協議事項

a 災害情報の総括に関すること

b 町の実施する災害応急対策等に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項に関すること

c 町の各部局等が実施する災害応急対策の総合調整に関すること

d 災害応急対策及び災害復旧対策に係る国、県、他市町村及び公共機関等他機関との調整のうち重要な事項に関すること

e その他災害対策上重要な事項に関すること

(エ) 防災関係機関との合同会議

連絡会議議長は、災害応急対策を実施するにあたり、他の防災関係機関との連携の強化及び調整を図るため、必要に応じ、連絡会議と防災関係機関との合同会議を開催する

ウ 連絡会議事務局

連絡会議の事務局機能は、平時における所属課等を基本に組織し、所属長の指示を受け、別表のとおり被害状況の調査と応急対策活動を行う。

(別表)

災害対策連絡会議事務局

課名	対策事項
環境防災課 総務課	①災害対策連絡会議の開催 ②人的被害の調査及び応急対策 ③報道機関等の対応 ④気象情報の受理及び伝達 ⑤住民への情報提供 ⑥防災関係機関との連絡調整 ⑦連絡会議及び各課との連絡調整 ⑧電話・電力の被害調査及び連絡調整
建設課	①土木施設等の被害調査及び応急対策 ②道路、橋梁、河川等の被害調査及び応急対策 ③建築物等の被害調査及び応急対策
企業課	①ガス供給施設の被害調査及び応急対策 ②上水道及び簡易水道の被害調査及び応急対策 ③農業集落排水施設の被害調査及び応急対策 ④下水道施設の被害調査及び応急対策
農林課	①農産物等の被害調査及び連絡調整 ②農業施設等の被害調査及び応急対策
その他各課において あらかじめ指定する 職員	①所管する施設等の被害調査及び応急対策 ②環境防災課、建設課、企業課及び農林課への協力 ③その他、連絡会議議長の命ずること

7 業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所にて的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

8 新型コロナウイルス感染症対策

災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進する。

【工夫の例】

- ア 災害対策本部設置場所の工夫
- イ 災害対策本部設置場所の座席配置の工夫
- ウ 災害対策本部設置場所の換気の徹底
- エ 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- オ 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- カ 電話やTV会議システム等の活用

- (1) 災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。
- (2) 大規模な災害の発生時においては、国や他地方公共団体の応援職員の派遣に備え、災害対策本部と近接した執務スペースを確保する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

第2款 職員の動員配備体制

1 計画の概要

町の機関による地震災害応急対策を迅速に推進するため、町職員の動員体制について定める。

2 災害等発生時における配備体制

町内において大規模地震が発生し又は発生するおそれがある場合、又は緊急地震速報が発表された場合、危機管理に係る24時間警戒態勢に基づき宿日直員が迅速な初動対応を行うとともに、災害応急対策を実施すべき各課等の長は、別表「職員の動員配備体制」に基づき、その配備体制ごとにあらかじめ指定した職員（以下「指定職員」という。）を迅速に招集し、災害対策業務に従事させる。

また、これらの職員では対応できない規模の災害であると判明した場合は、必要に応じてその他の職員を登庁させ、配備体制を強化する。

なお、指定職員の指定にあたっては、勤務時間外に大規模地震が発生し、交通が混乱又は途絶した場合でも迅速に初動体制が確立できるよう、職員の居住地と庁舎までの距離及び担当業務等を勘案する。

3 勤務時間外における職員の招集

- (1) 指定職員は、勤務時間外に地震の発生を覚知したときは、テレビ、ラジオ等から町内の震度情報等の災害に関する情報を確認し、配備基準に従い、所属長の指示を待つことなく速やかに登庁する。
- (2) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難及び病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。
- (3) 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、電話等で所属長へ報告し、その後の指示を受ける。

4 指定職員の報告

各課等の長は、別表に定める配備区分に応じて、毎年、年度初めに指定する職員を指名し環境防災課長に報告する。配備区分に応じ指定する職員の人数は、町災害対策本部及び災害対策連絡会議におけるそれぞれの応急対策活動に対応できる人数とする。

(別表)

地震発生時における職員の動員配備体制

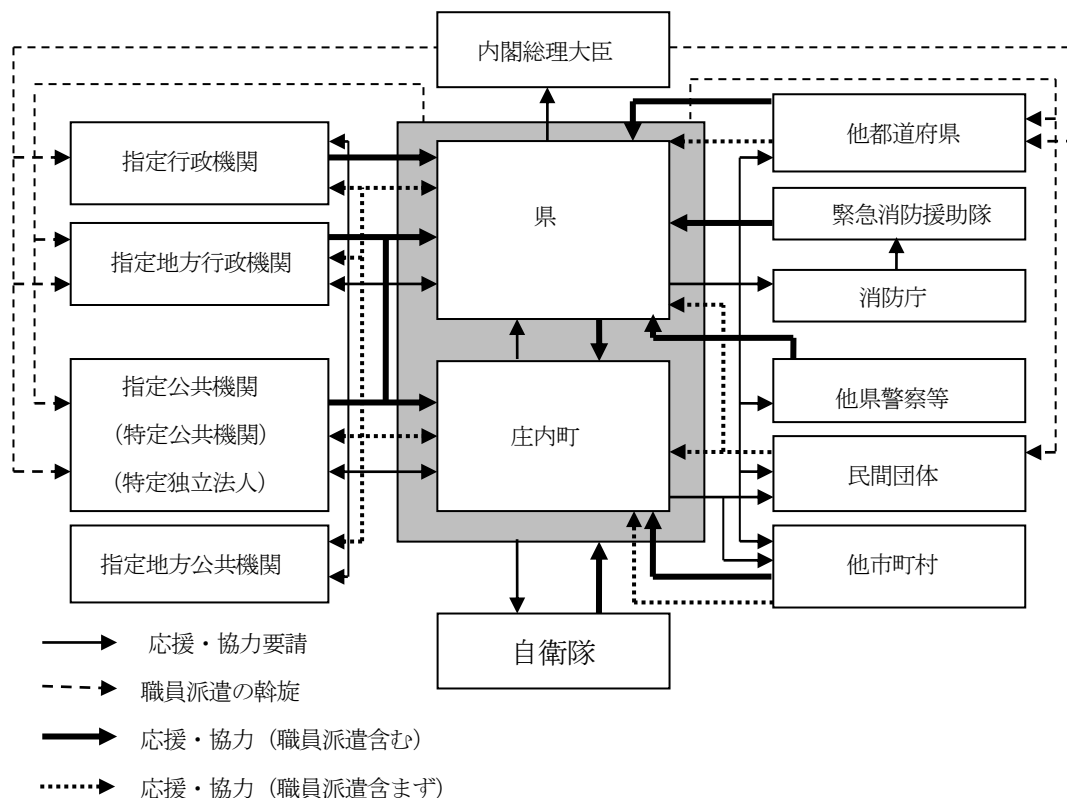
区分	災害対策組織設置基準	職員配備基準	体制
第1次配備	<ul style="list-style-type: none"> 1 町内で震度3の地震が観測されたとき 2 災害の発生するおそれがあるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境防災課長並びに環境防災課、建設課及び農林課の担当職員 	<p>必要に応じ、環境防災課は建設課、農林課に対応を指示</p>
第2次配備	<ul style="list-style-type: none"> 1 町内で震度4の地震が観測されたとき 2 災害の発生するおそれがあるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課長、環境防災課長、立川総合支所長、教育課長、社会教育課長及び企業課長並びに危機管理係 ・その他各課においてあらかじめ指定した職員 	<p>必要に応じ、総務課長又は環境防災課長を長とし、関係課からなる災害対策警戒組織を設置</p>
第3次配備	<ul style="list-style-type: none"> 1 町内で震度5弱の地震が観測されたとき 2 相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3 町長が特に必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 1 震度5弱の地震が観測された場合は、以下の動員による <ul style="list-style-type: none"> (1) 町長、副町長 (2) 連絡会議の会議員 (3) 環境防災課、建設課、企業課、農林課及び農業委員会の全職員 (4) その他各課においてあらかじめ指定した職員 	<p>【設置場所】 本庁舎A棟3階庁議室</p> <p>議長：町長 副議長：副町長 会議員：教育長 各課長等管理職 消防団長</p>
第4次配備	<ul style="list-style-type: none"> 1 町内で震度5強以上の地震が観測されたとき 2 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 3 町に災害救助法が適用され、法による救助が行われる災害が発生したとき 4 町長が特に必要と認めるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 1 震度5強以上の地震が観測された場合は、全職員の参集とする <ul style="list-style-type: none"> (1) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡する (2) 交通の混乱・途絶等により登庁できない場合は、所属長に連絡を取りその指示に従う 	<p>【設置場所】 本庁舎A棟3階庁議室</p> <p>本部長：町長 副本部長：副町長 本部員：教育長 各課長等管理職 消防団長</p>

第3款 広域応援・受援体制

1 計画の概要

被災していない県、他の市町村及び民間団体等からの協力を得て、的確かつ円滑に災害応急対策を行うため、町及び防災関係機関等が実施する広域応援・受援体制について定める。

2 広域応援計画フロー



3 町の応援要請

町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援要請を行うとともに、受援体制を整える。

町、防災関係機関は、県、国との密接な連携のもと、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

(1) 他の市町村に対する要請

ア 町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、応急対策を実施するため、必要があると認めたときは、「大規模災害時の山形県市町村広

域相互応援に関する協定」等に基づき、他市町村長に対し応援を求めるとともに、県に報告する。

イ 町長は、市町村間相互の応援・協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協定を結ぶ等その体制を整えておく。

(2) 他市町村に対する応援の実施

応援を求められた町長は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災他市町村の指揮の下に行動する。

(3) 県への要請

ア 県への応援要請

町長は、町の地域に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、必要があると認める場合は、知事に対して次により応援を求め、又は県が実施すべき応急措置の実施を要請する。

なお、知事は、被災状況により町が速やかに応援要請ができないと判断される場合、要請を待つことなく応援する。

連絡先及び方法

防災危機管理課（災害対策本部が設置された場合は同本部）へ、口頭、防災行政無線、電話又は文書（FAX）により連絡する。

口頭又は防災行政無線、電話で要請した場合は、事後速やかに、FAX等で関係文書を送付する。

(ア) 応援要請事項

- a 応援を必要とする理由
- b 応援を必要とする場所
- c 応援を必要とする期間
- d その他応援に関し必要な事項

(イ) 応急措置要請事項

- a 応急措置の内容
- b 応急措置の実施場所
- c その他応急措置の実施に関し必要な事項

(ウ) 災害応急対策実施要請事項

- a 災害応急対策の内容
- b 災害応急対策の実施場所
- c その他災害応急対策の実施に関し必要な事項

イ 知事への職員派遣の斡旋要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、知事に対

し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関又は指定公共機関（特定公共機関に限る）の職員の派遣について斡旋を求める。

- (㉟) 派遣を要請する理由
- (イ) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (ウ) 派遣を必要とする期間
- (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (オ) その他職員の派遣について必要な事項

(4) 指定地方行政機関等に対する要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして、指定地方行政機関の長又は特定公共機関からの職員派遣の斡旋を要請する。

- ア 派遣を要請する理由
- イ 派遣を要請する職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- オ その他職員の派遣について必要な事項

(5) 庄内町建設企業組合に対する応援要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、必要があると認めるときは、「災害時の応急対策活動協力に関する協定書」に基づき、庄内町建設企業組合に協力を要請する。

(6) 知事に対する自衛隊の災害派遣要請依頼

- ア 町長は、災害の発生に際し町の住民の生命又は財産を保護するため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。
- イ 町長は、災害状況から事態が切迫し、かつ、通信の途絶等で県との連絡が物理的に不可能な場合に限り、直接自衛隊に災害の状況等を通知することができる。その場合は、事後、知事に対し速やかに通知しなければならない。

4 指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

(1) 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する応急措置を実施するため必要があると認める場合は、町長、知事又は指定公共機関（指定地方公共機関を含む）に対し、応急措置の実施を要請し、又は指示することができる。

(2) 町長、知事及び指定公共機関（指定地方公共機関を含む）は、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長から応急措置の実施を要請された場合は、所掌する応急措置との調整を図りながら、必要と認められる事項について直ちに応急措置を実施する。

- (3) 指定地方行政機関の長は、その管理に属する施設の被災に関連して、被災地域住民の生命又は財産を保護するため必要があると認める場合は、知事に対し自衛隊の派遣を要請する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

- (1) 指定公共機関及び指定地方公共機関は、所掌する応急措置を実施するために特に必要があると認めるときは、指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）知事、又は町長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めことができる。
- (2) 指定行政機関の長（指定地方行政機関の長を含む）、知事及び町長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められた場合は、所掌する応急措置との調整を図り、可能な限りこれに応じる。

6 広域応援・受援計画の位置付け

- (1) 町及び県、防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努める。
- (2) 策定した計画に基づき、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。
- (3) (2)の内容は、マニュアルに整備し、実動訓練を踏まえて、必要な改善に努める。

7 消防の広域応援

- (1) 県内各市町村相互の広域応援体制

町長は、自らの消防力では対応できない場合は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、協定締結市町村に応援を要請する。

- (2) 他都道府県に対する応援体制

ア 町長は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づく応援をもってしても対処できない場合は、知事に対し、他都道府県への応援要請を依頼する。

イ 町又は知事は緊急消防援助隊の応援が決定されたときは、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。

(ア) 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化

(イ) 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化

(ウ) 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

8 複合災害への対応

- (1) 町及び県、防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が

発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)の発生可能性を認識し、町防災計画等を見直し、備えを充実する。

- (2) 複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。
- (3) 町及び県、防災関係機関は、災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。
- (4) 町及び県、防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。

9 被災市区町村応援職員確保システムの活用による対口(たいこう)支援の受援

災害応急対策実施に伴う人的ニーズが膨大である場合や多数の町職員が被災し、災害対応にあたれない等の理由で、本町の職員のみでは要員が不足する場合は、本部長は「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」(総務省通知)により他自治体からの受援を受ける。

(1) 指揮者

対口支援団体応援職員は、本部長の指揮下で活動する。

(2) 対口支援団体応援職員

対口支援団体応援職員は、災害マネジメント総括支援員とその他の応援職員に区分される。

ア 災害マネジメント総括支援員

派遣された災害マネジメント総括支援員は、本部長に助言を行うとともに県災害対策本部及び政府非常災害現地対策本部と連携し、本町の災害マネジメントを総括的に支援する。

イ その他の職員

派遣されたその他の応援職員は、本町の災害応急対策業務(避難所の運営、り災証明書の交付等の災害対応業務)を行う。

10 ISUT(アイサット:災害時情報集約支援チーム)の受入体制の準備

災害の規模等に応じて、国（内閣府）等で構成される I S U T（災害時情報集約支援チーム）が派遣される。I S U Tは、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、町等の防災対応を支援する役割を持つ。

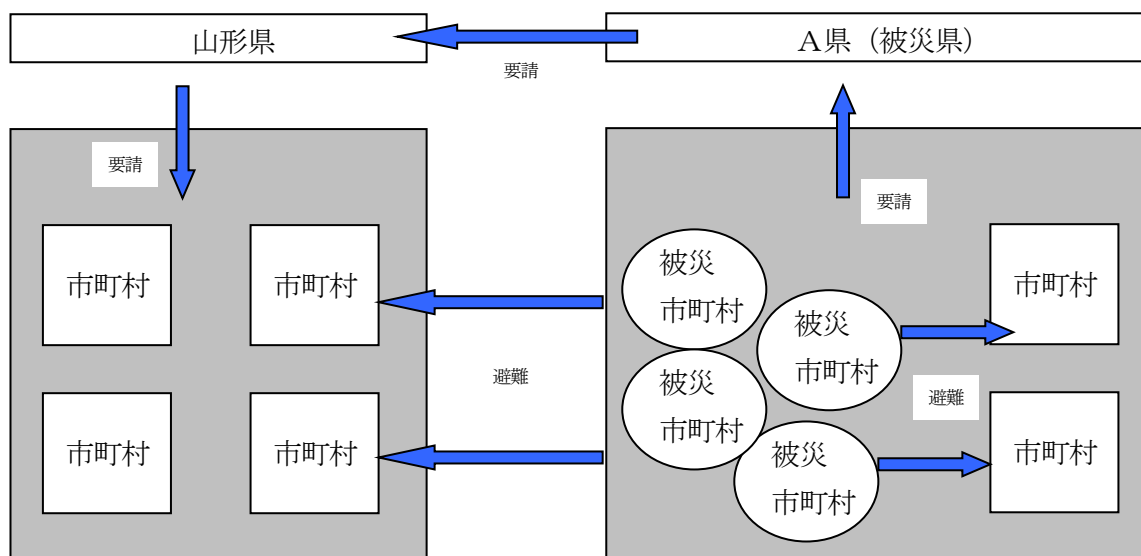
町は、必要に応じて派遣される I S U Tと連携し対応にあたる。

第4款 広域避難受入計画

1 計画の概要

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、県及び他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難受入方法を含めた手順等を定める。

2 他県等からの避難受入フロー



3 他自治体からの広域避難受入対応

(1) 受入に係る協議（原則）

ア 町は、被災他市町村の災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、本町への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、必要に応じて県の助言を受け、当該被災他市町村と直接協議するものとする。

また、山形県以外の都道府県の市町村の受入については、山形県に対しても当該他都道府県との協議を求める。

ウ 県は、町から求めがあった場合には、本町における他市町村被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言する。

(2) 町の備え

町は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(3) 広域被災者への配慮

ア 町及び県は、本町に避難する他市町村の被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元自治体（被災他市町村）と避難先（町・県）が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

イ 町及び県、防災関係機関は、他市町村被災者のニーズを十分把握し、以下の情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

(ア) 被害の情報

(イ) 二次災害の危険性に関する情報

(ウ) 安否情報

(エ) ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況に係る情報

(オ) 医療機関等の生活関連情報

(カ) 各機関が講じている施策に関する情報

(キ) 交通規制に関する情報

(ク) 被災者生活支援に関する情報

(4) 受入に係る組織体制

他市町村被災者の受入のための組織体制については、県の助言を受けるとともに、庄内町避難者受入支援本部（仮称）を組織のうえ、以下の対応を行う。

組織	支援内容
避難者受入支援本部（仮称） （状況に応じ、関係各課で構成する。）	1 避難者名簿の作成、管理 2 県及び避難元自治体との連携 3 避難所、住宅の提供、斡旋 4 生活相談、健康相談、就労相談支援、被災者支援制度の周知 5 情報（二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等）の伝達 6 その他避難者支援に必要な事項

4 被災市町村への支援体制の構築に係る留意点

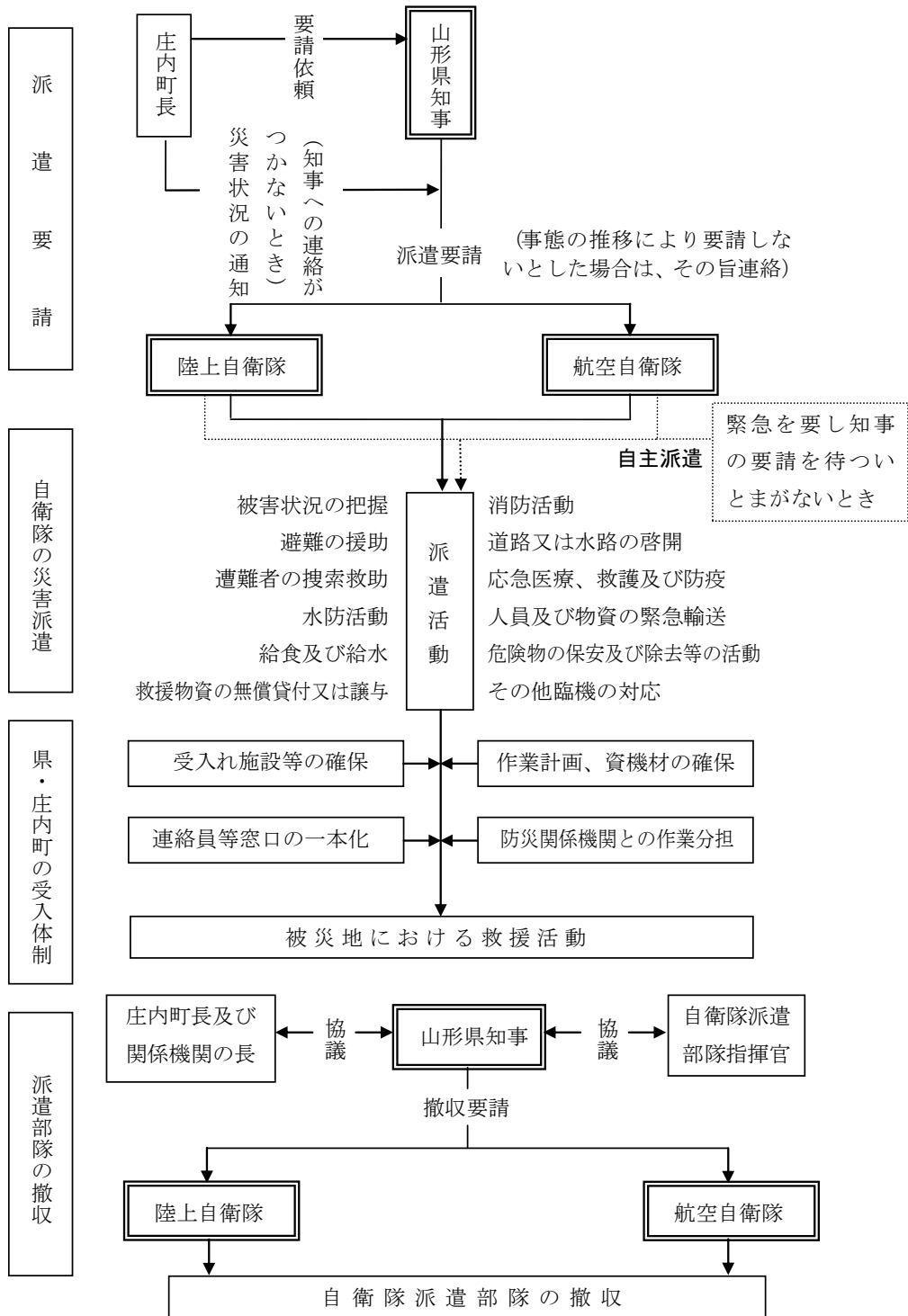
- (1) 町は、県内他市町村における大規模な災害の発生を覚知したときは、あらかじめ関係市町村等により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。
- (2) 町は、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。
- (3) 町は、県、防災関係機関及び国との密接な連携のもと、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で情報共有を図るよう努める。

第5款 自衛隊災害派遣計画

1 計画の概要

地震災害等発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続き及び受入体制等について定める。

2 自衛隊災害派遣計画フロー



3 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

(1) 救援活動

救援活動区分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難勧告等が発令され、避難、立退き等が行われる場合に、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
水防活動	堤防等の決壊に対し、土のうの作成、運搬及び積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対し、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）を用いて、酒田地区広域行政組合に協力し、消火にあたる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する）
道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。（航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められる場合に行う）
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）
救援物資の無償貸付又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上対応可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

(2) 陸・空各自衛隊の装備区分等による活動内容

自衛隊区分	活動内容
陸上自衛隊	車両、ボート、航空機及び地上部隊等による状況把握、人員・物資の輸送、通信応援、その他各種災害の救援活動
航空自衛隊	主として航空機による状況把握、人員・物資の輸送

4 自衛隊の災害派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることを基本として実施される。

- (1) 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること（公共性の原則）
- (2) 差し迫った必要性があること（緊急性の原則）
- (3) 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）

5 自衛隊災害派遣要請の手続き

(1) 町長の知事に対する派遣要請依頼

町長は、知事に対して自衛隊法第68条の2第1項に基づく自衛隊の災害派遣要請依頼を行うときは、次の事項を明らかにし、県（防災危機管理課）に文書により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、防災行政無線、電話、FAX又は口頭により行い、事後速やかに文書を送付するものとする。なお、防災行政無線又は電話により口頭の依頼した場合は、速やかにFAXで関係文書を送付するものとする。

ア 災害の情况及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

町長は、知事に対して災害派遣要請を行った場合には、法第68条の2第2項に基づき、必要に応じて、その旨及び町の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知することができる。この場合、町長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(2) 町長の自衛隊に対する緊急通知

ア 町長は、通信の途絶等により知事に対して自衛隊の災害派遣要請依頼ができない場合には、法第68条の2第2項に基づき、その旨及び災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

イ 町長はアの通知を行ったときは、速やかに、その旨を知事に通知するものとする。

6 自衛隊の自主派遣

(1) 自衛隊は、県内において震度5弱以上の地震が発生した場合又は大規模災害の発生を覚知した場合は、自主的に被災地及びその周辺地域について、航空機、車両及びオートバイ等を利用した目視、撮影等による被害状況等の情報収集活動を行う。

(2) 自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊法第83条第2項に基づき、要請を待つことなく、次の基準により部隊等を派遣する。

ア 関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収

集を行う必要があると認められること

イ 知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること

ウ 自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること

エ 上記に準じ特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められること

(3) 自衛隊は、知事の要請を待たずに部隊等の災害派遣を行った場合においても、できる限り早急に知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに、適切かつ効率的な救援活動の実施に努める。

(4) 知事の要請を待たずに部隊等を派遣した後に、知事が派遣要請をした場合は、派遣当初から知事の派遣要請に基づく救援活動を実施したとみなす。

7 自衛隊災害派遣部隊の受入体制の整備

(1) 他の防災関係機関との競合重複の排除

町長、知事及びその他の防災関係機関の長は、自衛隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう、効率的な作業分担を定める。

(2) 作業計画及び資機材の準備

町長及び知事は、自衛隊の支援活動が円滑に実施できるよう、次の事項について可能な限り調整のとれた作業計画を定めるとともに、資機材の準備、関係者の協力を求めるなど、必要な措置を講ずる。

ア 作業箇所及び作業内容

イ 作業の優先順位

ウ 作業実施に必要な図面の確保

エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所の確保

オ 派遣部隊との連絡責任者（窓口の一本化）、連絡方法及び連絡場所の決定

(3) 受入施設等の確保

町長及び知事は、自衛隊の派遣部隊を受入れるために、次の施設等を確保する。

ア 事務室

イ ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート（1機あたり）

・小型機（OH-6）：周囲に仰角10度以上の障害物が存しない直径30m以上の空地

・中型機（UH-1）：周囲に仰角8度以上の障害物が存しない直径50m（応急の場合30m）以上の空地

・大型機（CH-47）：周囲に仰角6度以上の障害物が存しない直径100m以

上の空地

ウ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）

エ 幕営地又は宿泊施設（学校、公民館等）

幕営地又は宿泊施設の候補地については、指定管理者と協議のうえ、あらかじめ事前に協議しておくものとする。

8 救援活動経費の負担

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町（災害救助法が適用された場合は県）が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕料
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料
- (4) 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と町長が協議する。

9 派遣要請先及び連絡窓口

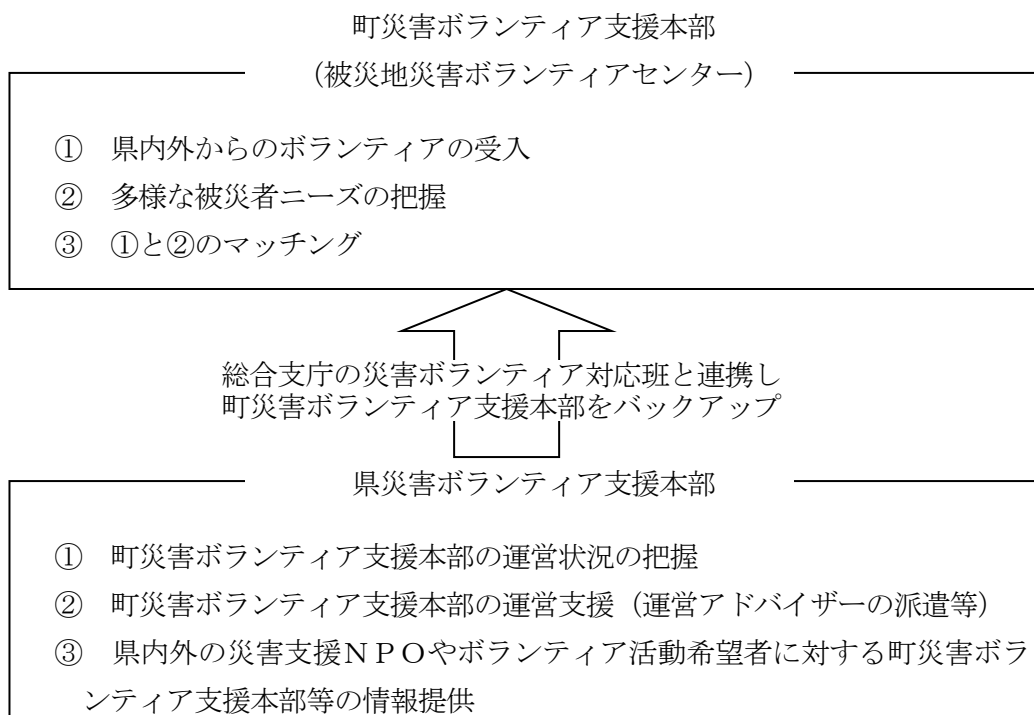
災害派遣の要請先	電話番号
陸上自衛隊第六師団 (第3部防衛班)	電話 0237-48-1151 内線5075 (夜間・休日 当直 内線5207・5019) 防災 F A X 6-800-8211 F A X 0237-48-1151 内線5754
航空自衛隊中部航空方面隊司令部 (防衛部運用課2班)	電話 04-2953-6131 内線2233 (夜間・休日当直 内線2204) F A X 04-2953-6131 内線2269

第6款 災害ボランティア活動計画

1 計画の概要

地震災害等により被害が発生した場合に増大する被災地の様々な援助ニーズに対応できるよう、町社会福祉協議会が山形県災害ボランティア活動支援指針に基づき実施するボランティアの受入及び活動支援対策について定める。

2 災害ボランティア活動計画フロー



3 町災害ボランティア支援本部

(1) 設置

町社会福祉協議会は、大規模な災害が発生した場合、町と密接に連携し、必要に応じて町災害ボランティア支援本部（被災地災害ボランティアセンター）を設置する。

(2) 運営

町災害ボランティア支援本部は関係機関と連携し、次の活動を行う。

ア ボランティアの受入

イ 避難所及び被災者の状況調査、被災者ニーズの把握

ウ ボランティア活動の調整及び派遣要請等

(ア) 把握した被災者ニーズやボランティアの受入状況を踏まえて需給調整を行う。

(イ) 必要に応じて、県災害ボランティア支援本部に運営アドバイザーやボランティアの派遣要請を行う。

エ ボランティア活動への支援・協力

ボランティアに対し、活動上の安全確保のための対応を行うとともに、必要に応じリーダーの育成、活動拠点の提供、物資の確保等の必要な支援・協力を行う。

4 新型コロナウイルス感染症対策

- (1) 「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況におけるボランティア・NPO等の災害対応ガイドライン」（令和2年6月1日、NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD））、「新型コロナウイルス感染が懸念されるにおける災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協VCの考え方～」（令和2年6月1日、社会福祉法人全国社会福祉協議会）の内容について周知するとともに、あらためて連携体制の構築・強化、情報共有の推進等に取り組む。
- (2) ボランティア活動に必要となるマスク、フェイスシールド、消毒液等の物資の購入、ボランティアの受付や輸送に必要な費用等、町が新型コロナウイルス感染症へ対応するために要する経費については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用を検討する。

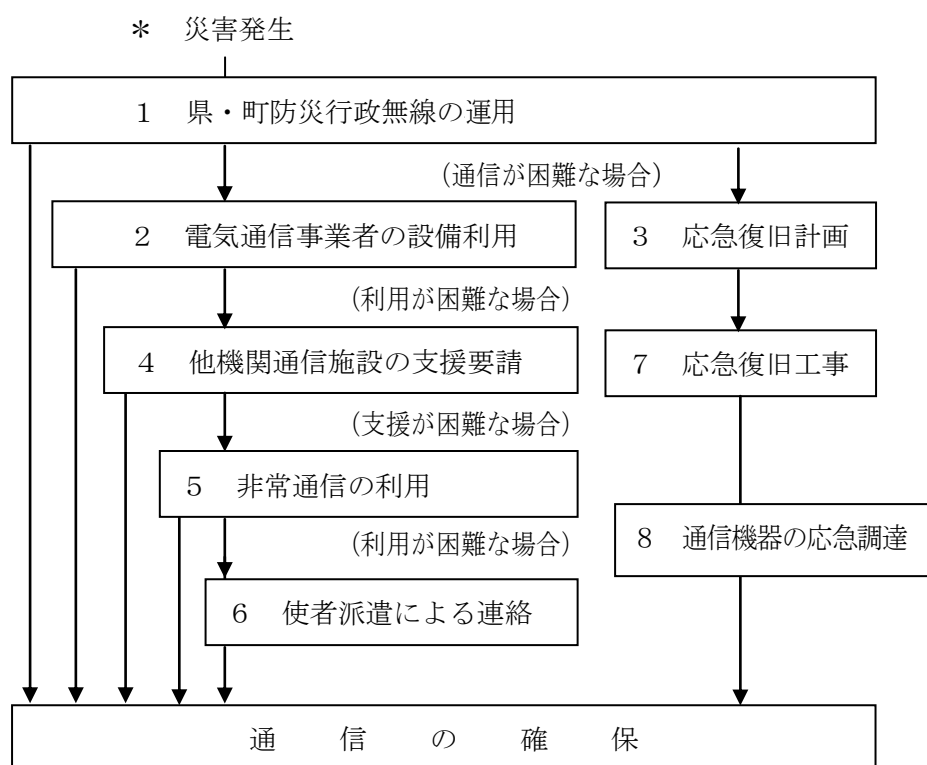
第2節 情報収集伝達関係

第1款 通信計画

1 計画の概要

地震災害応急対策の基本となる情報収集伝達活動を、迅速かつ的確に実施するために、防災関係機関が行う通信手段の運用及び通信施設の復旧等について定める。

2 通信計画フロー



3 防災通信施設の運用体系

(1) 通信手段の概要

ア 県防災行政無線

県関係機関、町・消防及び県内防災関係機関、消防庁及び地域衛星通信ネットワークに加入している都道府県等との連絡

イ 消防防災無線

消防庁及び都道府県防災担当課との連絡

ウ 国土交通省多重無線回線

国土交通省関係機関、県土整備部及び庄内総合支庁建設部等との連絡

エ 中央防災無線

内閣府等中央省庁間の連絡（緊急連絡用回線）

オ NTT東日本等の電気通信事業者設備

東日本電信電話株式会社加入電話、（一般加入電話、災害時優先電話）
携帯電話、衛星携帯電話等

(2) 通信手段の運用順位

ア 災害等発生時には、県防災行政無線を中心に使用し、電気通信事業者の設備が利用可能かどうか確認しながら、確保可能な通信手段の拡大を図る。

イ 県防災行政無線が使用不能となったときは、応急復旧を図りつつ、電気通信事業者設備及び国土交通省多重無線回線等、他機関の通信施設への応援要請により通信を確保する。

ウ 県防災行政無線に加え、電気通信事業者設備や国土交通省多重無線回線も使用不能となった場合は、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用、又は(一社)アマチュア無線連盟山形県支部への応援要請により通信を確保する。

4 災害等発生時の通信連絡

町、県及び防災関係機関間の情報連絡は、県防災行政無線を中心に、加入電話や水防道路用無線を利用して行う。

(1) 県防災行政無線の運用

県（防災危機管理課）は、災害等発生時に情報の収集、伝達を迅速かつ円滑に行うため、「山形県防災行政無線運用規程」に基づき、必要により通信統制を行う。

ア 回線統制

全回線又は任意の回線について発着信を統制し、一斉通報を行う。

イ 通話統制

任意の話中回線に緊急割込み通話を行うほか、その回線の強制切断を行う。

ウ 直通回線の設定

県災害対策本部と支部との間に直通回線（ホットライン）を設定する。

(2) 電気通信事業者の設備の利用（災害時優先電話の使用）

災害等発生時には輻輳等による通信障害が予想されるため、防災関係機関は、あらかじめNTT東日本等の電気通信事業者等に申請を行い承諾を得た災害時優先電話を活用する。

(3) 他機関の通信施設の利用

ア 町、県、水防機関、山形地方気象台及び日本赤十字社山形県支部は、災害に関する緊急の通信を行う必要がある場合は、電気通信事業法第8条、災害対策基本法第57条、消防組織法第41条又は災害救助法第11条に基づき、東日本電信電話株式会社山形支店等の電気通信事業者、市町村、山形県警

各警察署、県内各消防本部、東北地方整備局各河川国道事務所等、酒田海上保安部、山形地方気象台、東日本旅客鉄道株式会社山形支店又は東北電力株式会社庄内営業所の所有する通信設備を利用することができる。

イ 町は、自衛隊に対する災害派遣要請の一環として通信支援の要請を知事に依頼できる。

ウ 県、町及び防災関係機関は、災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、他に手段がない場合などは、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。

エ 県、町及び防災関係機関は、防災情報連絡のための防災行政無線等の通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は必要な措置を講じる。

(4) 非常通信の利用

町、県及び防災関係機関は、災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、他に手段がない場合などは、東北地方非常通信協議会策定の「山形県内非常通信ルート」の活用により通信を確保する。

(5) トランシーバーの活用

町は、自主防災組織等との情報伝達手段としてトランシーバーを積極的に活用し、災害時の地区状況の把握のほか、避難勧告等発令のための判断材料の収集機能としても活用する。

(6) アマチュア無線の活用

町は、必要に応じ、アマチュア無線関係者に対して協力を依頼する。

5 通信施設の被害対応

町、県等の防災関係機関は、災害等発生時に利用する通信機器が不足する場合は、東北総合通信局及び電気通信事業者に通信機器の貸与等を依頼する。

第2款 地震情報等伝達計画

1 計画の概要

地震による被害を最小限にとどめるため、国、県、町及び放送機関等の防災関係機関が、地震に関する情報を、迅速かつ正確に住民に伝達するための方法について定める。

2 地震に関する情報

(1) 地震に関する情報の発表

町に関わる「地震及び津波に関する情報」は、気象業務法第15条に基づき、気象庁から発表され、山形地方気象台を経由して、山形県、関係機関、町及び住民へと伝達されるが、「地震に関する情報」は次に掲げる情報が順次発表される。

- ア 震度速報
- イ 震源に関する情報
- ウ 震源・震度に関する情報
- エ 各地の震度に関する情報
- オ その他の情報
- カ 遠地地震に関する情報
- キ 推計震度分布図
- ク 長周期地震動に関する観測情報

(2) 「地震に関する情報」の伝達

山形地方気象台、県、庄内警察署、町及び防災関係機関は、「地震及び津波に関する情報」について別図「地震・津波に関する情報の伝達経路図」により伝達する。

(3) 町の住民への周知

町は、県又は関係機関より伝達された「地震に関する情報」を、同報系防災行政無線、緊急速報メール、サイレン吹鳴装置及び巡回広報車等により、速やかに住民に周知する。

3 緊急地震速報の伝達

(1) 伝達の方法

町は、気象庁が発表した緊急地震速報を、消防庁から地域衛星通信ネットワークを経由して情報を送信する全国瞬時警報システム（J-ALERT）を用いて同報系防災行政無線を自動起動し住民等に伝達する。

(2) 緊急地震速報

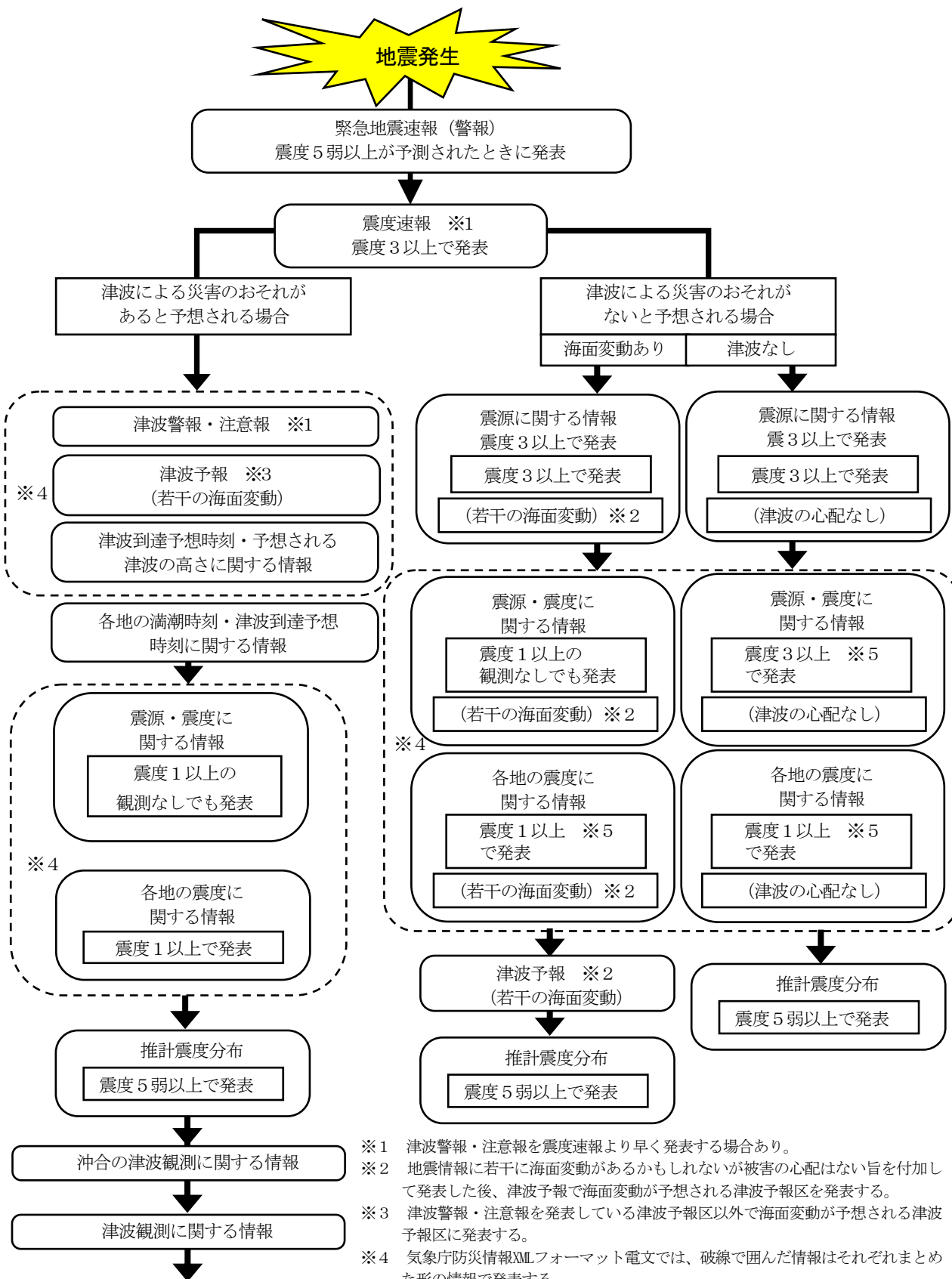
気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表し、これを報道機関等の協力によりテレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

町は、住民への緊急地震速報の伝達にあたっては、町防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

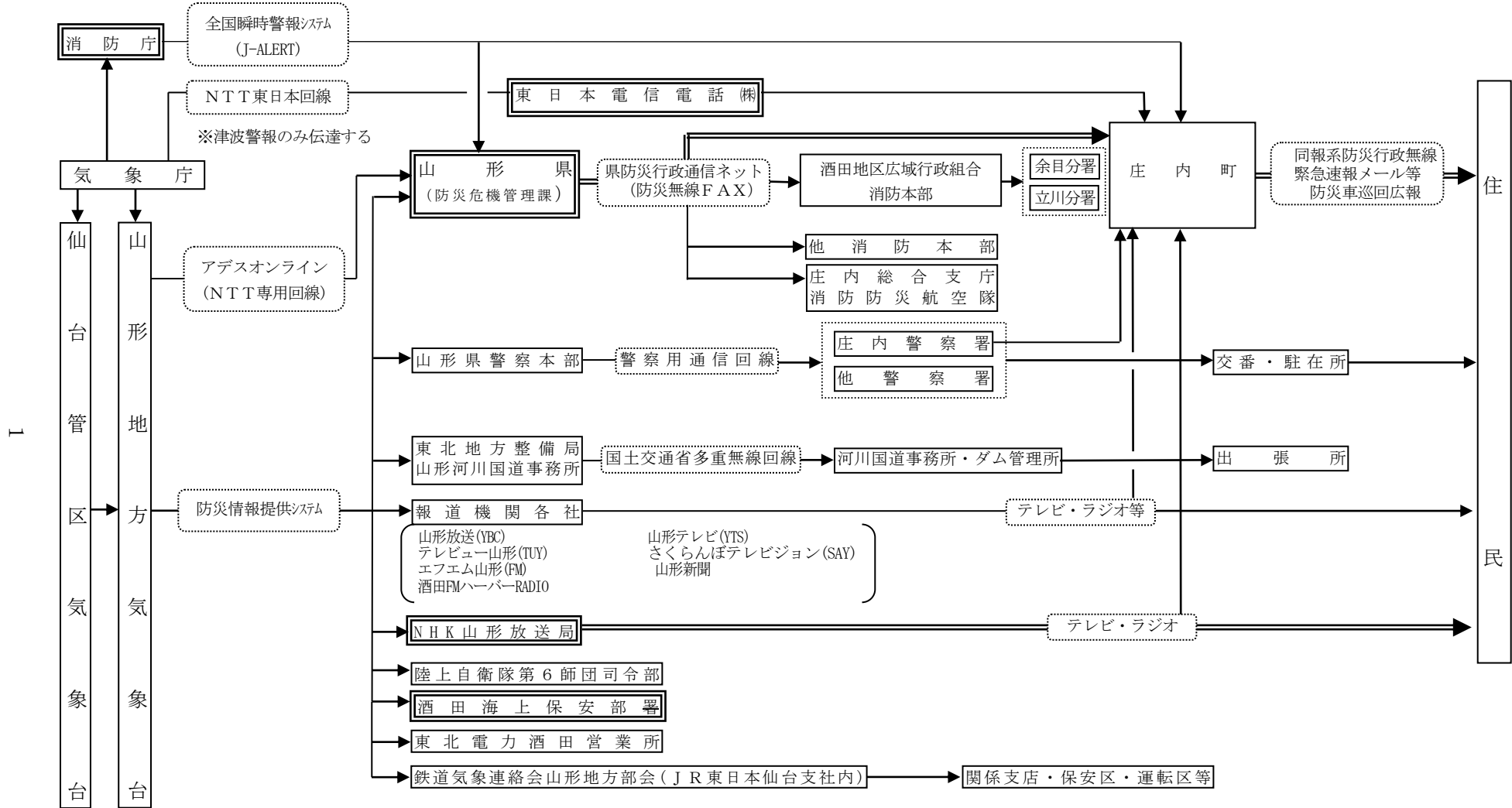
なお、緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であるため、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

地震及び津波に関する情報



- ※1 津波警報・注意報を震度速報より早く発表する場合あり。
- ※2 地震情報に若干に海面変動があるかもしれないが被害の心配はない旨を付加して発表した後、津波予報で海面変動が予想される津波予報区を発表する。
- ※3 津波警報・注意報を発表している津波予報区以外で海面変動が予想される津波予報区に発表する。
- ※4 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、破線で囲んだ情報はそれぞれまとめた形の情報で発表する。
- ※5 気象庁ホームページでの「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」は、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表する。

津波警報・情報及び地震等情報の伝達経路図



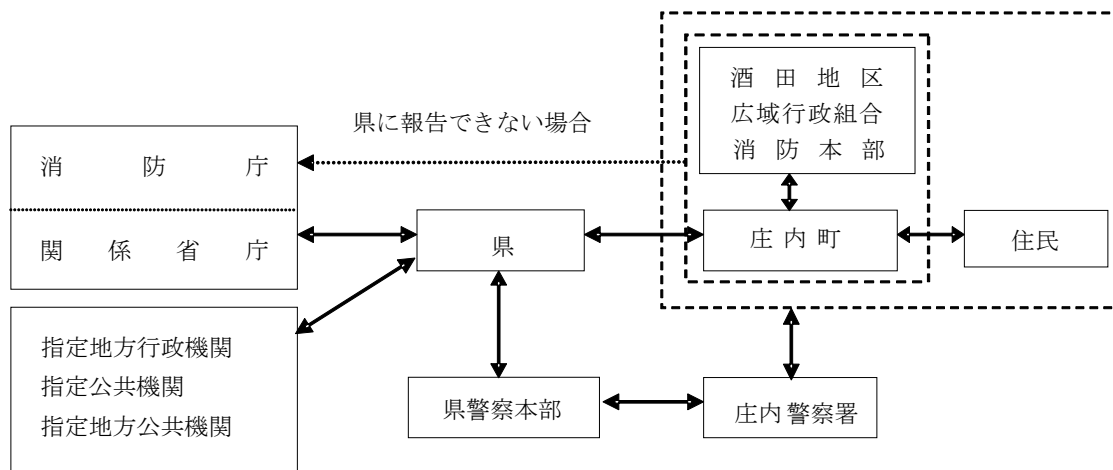
二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路

第3款 災害情報の収集・伝達計画

1 計画の概要

地震災害等発生時の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために、防災関係機関が行う被災状況等の情報収集及び伝達について定める。

2 災害情報収集・伝達計画フロー



3 被害状況等情報収集活動の概要

町は、次により、被害状況等を把握するため情報収集活動を実施する。

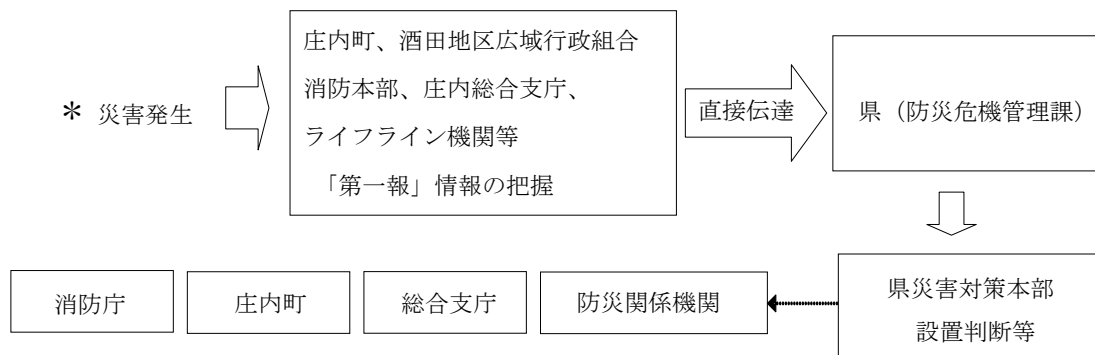
- (1) 災害情報ごとに、その収集、報告に係る責任者、調査要領及び実施方法等を定めるとともに、全体の総括責任者を選任し、災害情報の収集、総括及び報告にあたらせる。
- (2) 酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署と連携し、地域の自主防災組織の協力を得て、管内における人的被害、建物被害、ライフラインの被災状況及び医療機関の被災状況等に係る情報を収集する。

4 災害発生直後の情報収集・伝達

- (1) 町は、被害が発生した場合は、人的被害、建物被害状況並びに火災及び土砂災害の発生状況等の情報を収集し、庄内総合支庁に報告する。ただし、緊急を要する場合には、県本部（防災危機管理課）に直接報告する。発災直後で被害状況を十分に把握できない場合は、数値報告に代えて、災害の具体的状況や個別の災害情報等の概括情報を報告する。

なお、通信途絶等により県本部（防災危機管理課）との連絡がとれない場合は、直接総務省消防庁に報告する。

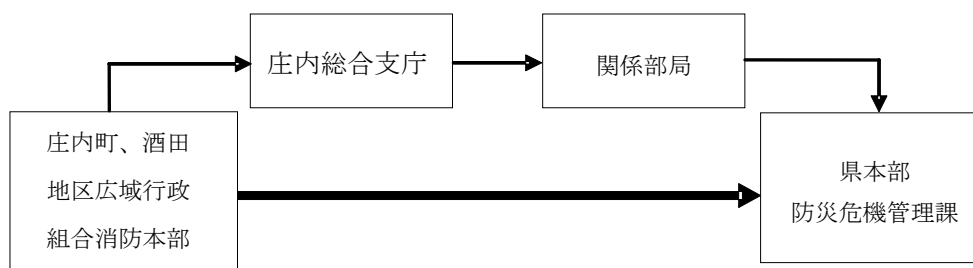
- (2) 町は、災害が同時多発し又は多くの死傷者が発生し、酒田地区広域行政組合消防本部への119番通報が殺到した場合には、その状況を最も迅速な方法により、直ちに県本部（防災危機管理課）に報告する。



5 災害応急対策活動実施時の情報収集・伝達

(1) 町の情報把握と伝達

町及び酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、人的被害（死者、行方不明者、負傷者）、住家、町管理の庁舎、公の施設、町立福祉施設・保育園、町管理の土木施設、上水道、公共下水道及び農業集落排水に係る被害を把握するとともに、その情報を防災情報システム及び電話又はFAXにより庄内総合支庁に報告する。



(2) 町における活動

ア 町は、県出先機関及びその他の関係機関の協力を得て、地域内の詳細な被害状況を調査する。

イ 把握した被害状況、応急対策活動状況及び災害対策本部の設置状況等について庄内総合支庁を通じて県本部（防災危機管理課）に報告する。

ウ 避難所を開設したとき又は避難住民により自主的に避難所が開設されたときは、これらの避難所との通信手段の確保に努めるとともに、職員を派遣して、避難者の数や状況、必要な食料及び日常生活物資等の情報を効果的に収集する。

エ トランシーバーの活用

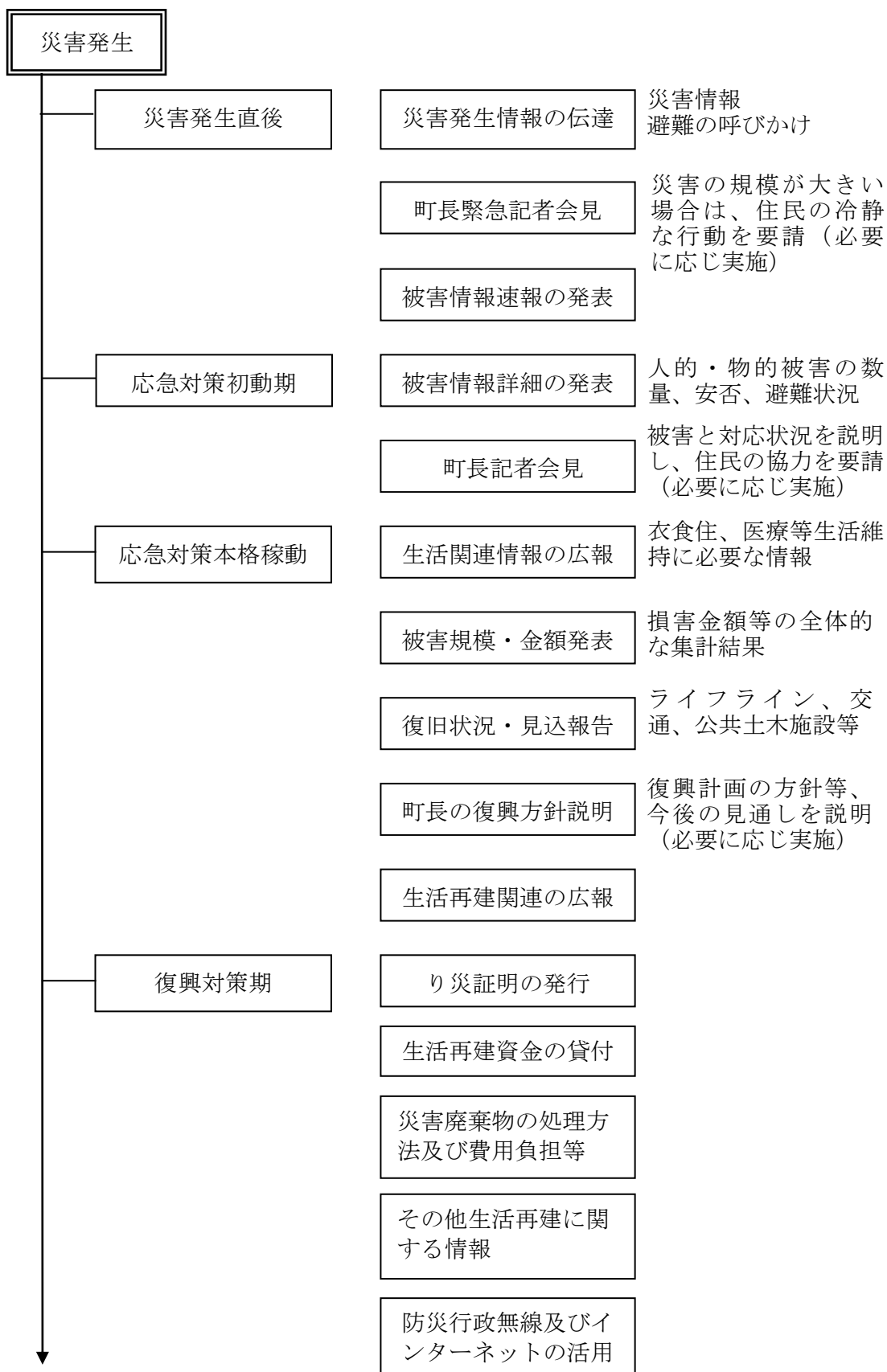
町は、自主防災組織等との情報伝達手段としてトランシーバーを積極的に活用し、災害時の地区状況の把握のほか、避難勧告等発令のための判断材料の収集機能としても活用する。

第4款 広報計画

1 計画の概要

地震災害等が発生した場合に、迅速かつ的確に避難行動及び救援活動を実施し、流言飛語等による社会的混乱を防止するために、町、防災関係機関及び報道機関等が、協力して行う広報活動について定める。

2 広報計画フロー



(1) 広報活動の目的

災害等発生時における広報活動の目的は、被災者の避難行動及び関係者の救援活動が迅速かつ的確に行われるよう、その判断を助けるとともに、流言飛語等による社会的混乱を防止することにある。また、災害に対する社会的な関心を喚起し、救援活動又は復興事業に対する社会的な協力を促進する効果もある。

(2) 広報活動の対象者

被災地の住民及び滞在者並びに被災地外の被災地関係者。

(3) 広聴活動の展開

被災者等の意見・要望を積極的に取り入れ、災害応急対策や復旧活動に反映させるため、様々な手段を使って広聴活動を展開する。

3 広報活動における町の役割分担

町は、災害時の情報ニーズに応えるため、防災関係機関、報道機関等と相互に連携・協力するとともに、多様な手段を活用して、次により広報活動を行う。

(1) 役割

主に被災者に対する直接的な広報活動を行う。

(2) 手段

- ア 広報車による呼びかけ、印刷物の配布・掲示
- イ 自治会等を通じた情報伝達
- ウ 住民相談所の開設
- エ 県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接依頼）
- オ 防災行政無線及びインターネット、緊急速報メール等の活用
- カ 臨時災害放送局（FM放送局）の開局

(3) 項目

- ア 安否情報
- イ 避難、医療、救護及び衛生に関する情報
- ウ 給水、炊き出し及び物資配給の実施状況
- エ 生活再建、仮設住宅、医療、教育及び復旧・復興計画に関する情報
- オ 被災地支援に関すること（支援物資を小口・混載しないことやボランティア情報等）
- カ その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

4 災害発生後の各段階における広報

(1) 災害発生直後広報事項

- ア 災害情報・避難情報の呼びかけ
- イ 町長の緊急記者会見にて、住民の冷静な行動を要請（必要に応じ

て)

ウ 被害情報速報の発表

(2) 災害応急対策初動期広報事項（地震発生後おおむね2日以内）

ア 安否情報

イ 住民に対する避難勧告等

ウ 給水・炊き出しの実施、物資の配給情報

エ 避難所の開設状況

(3) 災害応急対策本格稼働期広報事項（地震発生後おおむね3日以降）

ア 消毒、衛生及び医療救護情報

イ 小中学校の授業再開予定

ウ 被害認定・り災証明の発行

エ 応急仮設住宅等への入居に関する情報

(4) 復旧対策期広報事項

ア り災証明の発行

イ 生活再建資金の貸し付け

ウ 災害廃棄物の処理方法及び費用負担等

エ その他生活再建に関する情報

オ 防災行政無線及びインターネットの活用

5 安否情報の提供

町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

町は、死亡者、行方不明者等の個人に関する情報を把握し、安否情報として提供する。

なお、行方不明者等の安否情報については、必要により報道機関の協力を得て公表する。

町は、県と連携して、「災害発生時における情報の公表に関するガイドライン」により安否情報を提供する。

6 広報活動実施上の留意点

(1) 町は、避難所等において視覚・聴覚障がい者等にも情報が十分に伝わ

るよう、必要に応じて、点字、音声、ラジオによる伝達、文字や絵を組み合わせた情報の伝達、掲示板、文字放送テレビの設置、手話通訳者、誘導員等の配置等の措置を講ずる。

(2) 町は県と連携し、外国人の被災者のために、関係機関と協力して、通訳者の配置、図やイラストの使用、多様な言語による表示・放送等の措置を検討する。

(3) 町は、県と連携し、被災地から一時的に退去した被災者にも、生活再建及び復興計画等に関する情報が十分に伝わるよう、情報伝達経路の確保に努める。

7 広聴活動

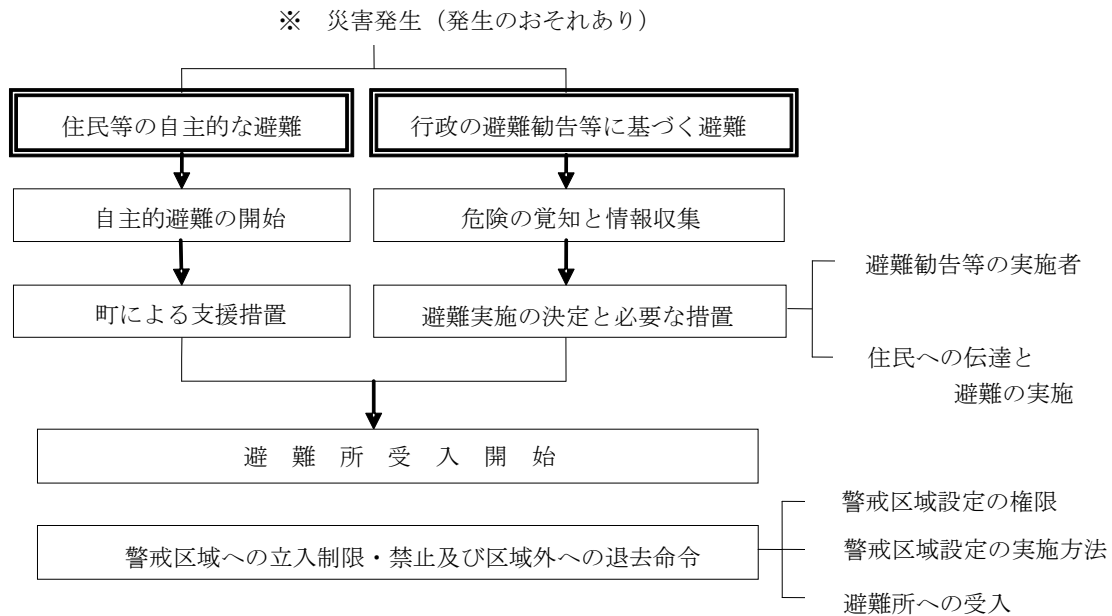
町は、被災者のための住民相談所を設置するとともに、自主防災組織及び自治組織からの相談等に対応する。

第3節 避難計画

1 計画の概要

地震災害等から地域住民の生命・身体等を保護するための、住民等の自主的な避難並びに町及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

2 避難勧告・避難指示（緊急）応急対策フロー



※ 避難勧告等：避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

3 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 町の支援措置

町は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受け入れられるようにしておく。

4 行政の避難勧告等に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

ア 町、県及び防災関係機関は、地震等の情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、住民等の避難が必要となる危険箇所の把握に努めることで、避難勧告等を適切なタイミングで発令するよう留意する。町は、避難勧告等の解除にあたっては、十分に安全性の確保に努めるものとする。

イ 町及び県は、その後の地震活動による建築物等の倒壊及び宅地の崩壊に関して、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行うとともに二次災害のおそれがある場合は速やかに避難対策を実施するものとする。

ウ 土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切な避難勧告及び避難指示（緊急）の発令の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に通知するとともに、一般に周知する。町は、その情報を基に速やかに避難勧告及び避難指示（緊急）を発令する。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

ア 避難勧告等の実施者

(ア) 町長は、町内において災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は避難準備・高齢者等避難開始を発表し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて庄内警察署長及び酒田地区広域行政組合消防本部消防長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

(イ) 避難勧告及び避難指示（緊急）の発令は、法第60条第1項に基づき、避難準備・高齢者等避難開始の発令は、避難勧告等に関するガイドラインに基づき、原則として町長が行う。

町は、避難勧告等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

町長は、町内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて庄内警察署長及び酒田地区広域行政組合消防本部消防

長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

(ウ) 住民に危険が切迫する等急を要する場合で、町長が避難勧告・避難指示（緊急）を行うことができないとき、又は町長から要求があったときは、次のとおり警察官等が避難の指示等を行うことができる。この場合、警察官等は、避難の指示等を行った旨を速やかに町長に通知する。

(エ) 町は、避難勧告等の発令の際には、指定緊急避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない場合は、躊躇なく避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

また、町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

	実施責任者	措置	実施の基準
			勧告等を実施した場合の通知等
避難準備・高齢者等避難開始	町長	高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき (避難勧告等に関するガイドライン)
屋内待避	町長	屋内での待避等の安全措置	・災害が発生又は発生しようとしている場合に、避難のための立退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき（基本法第60条第3項）
避難勧告及び避難指示（緊急）	町長	立退きの勧告及び立退き先の指示	・災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示（基本法第60条） 町長 →（報告）→知事
	知事	立退きの勧告及び立退き先の指示	・市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示（基本法第60条）
避難指示（緊急）等	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	立退きの指示	・地震発生後の洪水の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき（水防法第29条）
			水防管理者→（通知）→警察署長

	実施責任者	措置	実施の基準
			勧告等を実施した場合の通知等
	知事、又はその命を受けた県職員	立退きの指示	・地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき (地すべり等防止法第25条)
			知事又はその命を受けた県職員→(通知)→警察署長
	警察官	立退き先の指示	・町長が立退きの指示を行うことができないと認める場合、又は町長から要求があった場合(基本法第61条)
			警察官→(通知)→町長→(報告)→知事
		避難等の措置	・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置(警察官職務執行法第4条)
	警察官→(報告)→公安委員会		
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	避難等の措置	・警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置(自衛隊法第94条)	
		自衛官→(報告)→防衛大臣の指定する者(第6師団長等)	
災害発生情報	町長	命を守るための最善の行動を促す	・災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し、直ちにその旨を公示する。(災害対策基本法第60条)

(エ) 住民への伝達と避難の実施

a 避難準備・高齢者等避難開始の内容

- (a) 要避難準備対象地域
- (b) 避難準備理由
- (c) 避難先
- (d) 避難経路
- (e) 避難時の注意事項等

b 避難勧告又は避難指示(緊急)の内容

- (a) 要避難対象地域
- (b) 避難理由
- (c) 避難先
- (d) 避難経路

(e) 避難時の注意事項等

(オ) 避難の広報

- a 町は、Ｌアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、無線、標識、広報車、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）及びワンセグ等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等に対して迅速に周知・徹底する。
- b 町は、避難行動要支援者への避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告又は避難指示（緊急）にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。

(カ) 避難誘導

町、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、庄内警察署による誘導にあたっては、可能な限り自治会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者避難支援プランに基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

- a 町は、地域又は自治会単位に避難集団を形成するため、庄内警察署及び酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置し、住民を誘導する。
また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。
- b 酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、避難勧告又は避難指示（緊急）等が出された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を町及び庄内警察署に通報するとともに避難が開始された場合は、消防吏員及び消防団員が避難誘導にあたる。
- c 庄内警察署の避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置して避難者の通行を確保し、迅速かつ安全に避難させる。

(キ) 避難経路

- a 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別に、避難経路の周知・徹底を図る。
- b 災害時に避難経路を選択するにあたっては、周囲の状況を検討し、土砂災害等のおそれのある危険箇所を避ける。

(ク) 避難路の安全確保

町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員を派遣し、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難路上にある障害物を排除する。

また、必要に応じ、県知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。

(ケ) 避難順位

- a 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障がい者等の要配慮者及び避難行動要支援者を優先して行う。
- b 地震発生後の浸水や土砂災害などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

(コ) 携帯品の制限

- a 携帯品は、必要最少限の食料、日用品、医薬品等とする。
- b 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定する。

(ク) 危険防止措置

- a 避難所の開設にあたって、町長は、避難所の管理者や応急危険度判定士等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- b 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

(ク) 自主避難の実施

地震発生後の豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

(ス) その他避難誘導にあたっての留意事項

- a 要配慮者及び避難行動要支援者の事前の避難誘導・移送
地域に居住する要配慮者及び避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者及び避難行動要支援者の実態に応じて避難誘導を実施する。特に、自力で避難できない者に対しては、自主防災組織や避難支援者の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両等を手配し、一般の避難所とは異なる

介護機能を備えた福祉避難所及び要配慮者利用施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

b 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町及び消防本部又は県消防防災ヘリコプターにおいて対応する。

5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

(1) 警戒区域設定の権限

原則として、住民を保護するための警戒区域設定は災害対策基本法に基づき、消防又は水防活動のための警戒区域設定はそれぞれ消防法又は水防法に基づき実施される。

なお、町長は、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事に対し法第63条1項に定める警戒区域設定の全部又は一部の代行を要請する。（法第73条第1項）

災害の種類に応じた警戒区域設定権者は次のとおりである。

災害種別	設定権者	根拠	備考
災害全般	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員	法第63条第1項	
	警察官	法第63条第2項	町長又はその委任を受けて町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	法第63条第3項	町長又は町長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限る。
火災	消防長・消防署長	消防法第23条の2	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合で、火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときに火災警戒区域の設定。
	消防吏員・消防団員	消防法第28条	火災の現場において消防警戒区域の設定

災害種別	設定権者	根拠	備考
	警察官	消防法第28条	火災の現場において消防警戒区域の設定について、消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないときに限る。
水 災	水防団長・水防団員 消防機関に属する者	水防法第21条	水防上緊急の必要がある場所において、警戒区域を設定
	警察官	水防法第21条	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき。
水災以外	消防吏員・消防団員	消防法第36条	
	警察官	消防法第36条	消防吏員又は消防団員が火災及び水災以外の災害現場にいないときに限る。

(2) 警戒区域設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有する者が、現場においてバリケードや規制ロープの展張等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去については、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図る。

警察官又は自衛官が、町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

(3) 避難所への受入

町長は、警戒区域の設定により一時的に居所を失った住民等がある場合、必要に応じて避難所を開設し、これらの者を受入れる。

6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

(1) 帰宅困難者に対する避難情報等の提供

町、県及び公共機関は、公共交通機関が運行を停止するなど自力で帰宅することが困難な帰宅困難者に対し、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、多様な手段、経路を通じて避難所に関する情報や道路状況、鉄道等の交通の運行、復旧状況等、帰宅手段に関する情報を提供するよう努める。

(2) 外国人、旅行等土地不案内者に対する避難情報等の提供

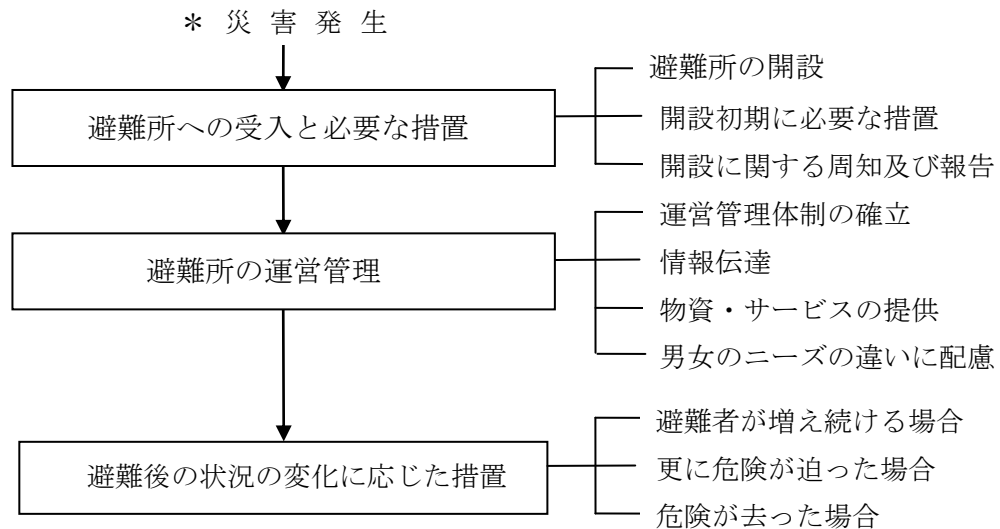
町、県及び公共機関は地理に不案内で、かつ日本語の理解も十分でない外国人及び地理に不案内な旅行者、出張者に対し多様な言語及び手段、経路を通じて避難所に関する情報や鉄道等の交通の運行、復旧状況等、帰宅手段に関する情報を提供するよう努める。

第4節 避難所運営計画

1 計画の概要

地震災害等が発生した場合に、町が開設する避難所の的確かつ円滑な運営について定める。

2 避難所運営計画フロー



3 避難所への受入と必要な措置

(1) 避難所の開設

町は、住民に避難勧告等を発令した場合、又は避難場所に避難した住民を、家屋の倒壊等によりさらに避難所へ受入れる必要が生じた場合は、指定避難所の管理者に連絡し、原則として屋内施設に避難者を受入れるよう指示するとともに、速やかに職員を指定避難所に派遣し、円滑な運営に努める。

また、必要に応じあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

また、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等の要配慮者のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。

さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮して、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げる等、多様な避難所等の確保に努める。

また、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

なお、災害救助法が適用された場合の開設期間は、原則として災害発生の日から7日以内に限られるが、期間を延長する必要がある場合は、知事に要請し所要の手続き（知事は内閣総理大臣の同意を得たうえで期間を定める。）を取る必要がある。

(2) 開設初期に必要な措置

ア 避難者数の把握

町は、避難住民の代表者等と協力して、避難者の受付台帳を作成し、避難者の人数及びその内訳（男女別・年齢別等）を把握する。また、避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている被災者等にかかる情報の把握に努める。

イ 避難所の運営リーダーの選出

町は、避難所の避難者、地域住民、施設管理者、自主防災組織及びボランティア等の中から統率力、実行力及び判断力を有する者を運営リーダーとして選出する。

ウ 物資等の調達

町は、避難所の状況を確認後、必要とする物資等の調達を早急に行う。なお、初期段階で特に必要な物資は、以下に示すものが考えられるが、早期に調達することが困難な状況も想定されることから、避難所ごとに必要最低限の物資を備蓄しておくように努める。特に、災害等発生時に孤立化が懸念される集落においては、重点的に備蓄を行うよう努める。

(ア) 食料品（パン、おにぎり等すぐ食べることのできるもの）

(イ) 毛布

(ウ) 日用品（紙コップ、紙皿及び割り箸）

(エ) 医薬品（常備薬、救急箱等）

(オ) 生理用品

(カ) 暖房器具、カイロ（冬期の場合）

(キ) 簡易トイレ（トイレットペーパー）

(ク) 飲料水

(ケ) 燃料

エ 通信手段の確保

町は、避難所との通信手段を確保する。

オ 避難所以外で生活している被災者への配慮

町は、避難者の事情により避難所外で車中泊を行っているなどやむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サー

ビスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(3) 開設に関する周知及び報告

町は、速やかに庄内警察署、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署等関係機関に設置場所及び設置期間等を周知し、避難所に受入れるべき者を誘導し保護する。

また、避難所開設に係る次の事項を県に速やかに報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 開設箇所数及び避難所の名称

ウ 避難者数

4 避難所の運営管理

避難所の運営管理は、町長の責任の下で行い、学校その他の施設が避難所となった場合、校長は、避難所が円滑に運営管理されるよう町長に協力する。

(1) 運営管理体制の確立

町は、避難施設の管理者及び避難所の運営リーダーと協議し、女性を含めた避難所の運営管理チームを設け、運営管理に協力を依頼する。

(2) 情報伝達

町は、避難所の運営管理チームと協力し、避難者に対して被害状況、安否情報及び生活情報等を口頭で説明するほか、テレビ、ラジオを設置することなどにより情報を提供する。また、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者に対し特設公衆電話の設置を要請し、避難所における通信手段の確保に努める。

(3) 物資・サービス等の提供

町は、避難所の運営管理チームを通して避難者のニーズを把握し、必要な物資・サービスを提供する。また、日本赤十字社も、奉仕団を避難所に派遣し、物資・サービスの提供に努める。

(4) 男女のニーズの違いに配慮

町は、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難所の運営管理に努める。

5 避難後の状況の変化に応じた措置

(1) 避難者が増え続ける場合

町は、地区外からの避難者の流入等により、避難所の受入可能人員を超えるおそれがあると判断した場合は、受入人員に余裕ある他の避難所又は新たに開設する避難所で受け入れられるよう手配し、避難者にその旨を伝達するとともに、必要に応じて移動のための車両等を手配する。

また、町の避難所だけでは不足する場合、又は要配慮者を町以外の社会福祉施設等に避難させる必要がある場合は、被災地外の市町村に被災者の受入を要請し、又は庄内総合支庁に斡旋を依頼する。

(2) さらに危険が迫った場合

町は、被害が拡大し、避難所にも危険が及ぶと判断したときは、必要に応じ県及び庄内警察署等に避難者移動用の車両及びヘリコプター等の提供を依頼する等、輸送手段を確保し、速やかに避難者を他の安全な避場所等へ再避難させる。

(3) 危険が去った場合

町は、被害の拡大が沈静化した場合は、避難所の運営管理チームを通して避難者に連絡するとともに、避難勧告等を発令していた場合は、その解除について、関係機関と協議して判断する。

避難者は、避難所から退去する場合は、必ず避難所の運営管理チームに届け出る。また避難所の運営管理チームは、避難者の退去状況を逐次町に連絡する。

6 避難所運営に係る留意点

(1) 町のとるべき措置

町は、住民の避難が数日以上にわたる場合は、避難所運営にあたって次の点に留意し、特に、高齢者、障がい者、病人、妊産婦及び乳幼児等の要配慮者の処遇について十分に配慮する。また、町は、県が必要に応じて行う避難者の保護・救援を受ける。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるとともに、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

ア 避難者の栄養、健康等

避難者のニーズに応じ、年齢、性別、サイズ等に配慮した生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに、栄養及び健康状態に留意する。特に、高温多湿期や寒冷期においては、冷暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。

イ 衛生、給食及び給水等対策

(ア) 入浴機会の確保及びごみ処理等の衛生面に十分配慮する。

(イ) 炊き出し施設を設ける等により、応急的な食料供給体制を確保する。

- (ウ) トイレの確保及び衛生面に十分注意する。
- ウ 被災者のプライバシー保護、メンタル相談等の対策
被災者のプライバシー保護やメンタル相談等の対応について配慮する。
- エ 要配慮者に配慮した運営、環境整備
 - (ア) 掲示板、チラシ、通訳者の配置等要配慮者の特性に応じた多様な情報提供手段を用いる。
 - (イ) 食料や救護物資が平等に配分されるように配慮する。
 - (ウ) 施設のバリアフリー化を図るとともに、要配慮者専用スペースの確保について配慮する。
 - (エ) 医療・保健福祉サービスが適切に実施されるよう配慮する。
- オ 避難所運営への女性の参画促進
町は、避難所の運営において、運営リーダーを男女両方配置するよう努めるとともに、女性の運営役員への参画など、男性に偏った運営体制とならないよう配慮する。
- カ 男女のニーズの違いに配慮
町は、女性が主体的に避難所運営に関われるよう支援するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮した避難所の運営管理に努める。
特に、女性専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- キ 各機関への協力要請
町は、避難所運営に際し、必要に応じて、県に対し日本赤十字社山形県支部、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会、栄養士会及びボランティア団体等関係機関の協力について要請を行う。また、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。
- ク 自治的な運営組織の立上げ支援
避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

(2) 住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、次の点に心掛けるよう努める。

ア 運営管理チームを中心とした組織の結成とリーダーへの協力

イ ごみ処理、洗濯及び入浴等生活上のルールへの遵守

ウ その他避難所の秩序維持に必要な事項への遵守

7 新型コロナウイルス感染症対策

町は、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対策のほか、「山形県避難所における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（令和2年8月改訂）」に基づく対策を講ずるものとする。

(1) 避難所における過密状態の防止等

ア 可能な限り多くの避難所の開設

発災した災害や被災者の状況等によっては、避難所の収容人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所の開設を図るとともに、宿泊施設等の活用等も検討する。

イ 宿泊施設等の活用

(ア) 優先的に避難する者に対する避難先の事前周知

a 大型の台風の影響が予想されるなど大規模な災害の発生が見込まれ、事前に確保した避難所より多くの避難所が必要となり、避難所として宿泊施設等を活用することが予想される場合、町は、事前に宿泊施設等の施設管理者等に空室状況等の確認を行う。

b 上記 a の確認結果を踏まえ、当該宿泊施設等に優先的に避難する者としてリストに掲載されている者の受入れが可能であり、避難所として当該宿泊施設等を開設することについて調整が整った場合は、当該リストに掲載されている者に対し、直接当該宿泊施設等に避難すべき旨を事前に周知する。

(イ) 速やかな避難所の開設

a 宿泊施設等を避難所として開設する必要があると判断した場合には、町は、被災状況、二次災害の可能性などの安全面を直ちに施設管理者等に確認のうえ、宿泊施設等を避難所として速やかに開設する。

b 運営管理を適切に行うため、避難所として開設した宿泊施設等の管理責任者を配置する。なお、宿泊施設等の施設管理者等の十分な理解を得たうえで、これらの者を管理責任者に充てることも検討する。

(ウ) 避難者の受入れ

- a 優先的に避難する者に対する避難先の事前周知を行った場合は、リストに掲載されている者が避難しているか避難所として開設した宿泊施設等の管理責任者が確認を行うものとする。
- b 事前に宿泊施設等へ優先的に避難する者のリストを作成していない場合又は地震等の突発的な災害のため事前の周知を行うことができなかった場合は、町の職員等が、速やかに宿泊施設等の被災状況や空室状況を確認のうえ、指定避難所又は指定緊急避難場所等の避難者の受入状況や高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等の避難状況を踏まえ、事前に設定した優先順位の考え方にに基づき、宿泊施設等へ避難させるべき者を判断する。

この際、避難者の生命の安全を図るため輸送を実施する必要がある場合は、災害救助法の適用を前提に、災害救助法による救助として取扱うことを検討する。

- c 自宅療養者は、原則として避難所として開設した宿泊施設等に滞在することは適当でないことに留意しつつ、人権が侵害されるような事態が生じないように適切に取り組むものとする。
- d 避難者の健康状態の確認について、人的対策部は適切な対応を事前に検討のうえ、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、できるだけ避難所への到着時に行う。

(エ) 避難所の運営管理

- a 避難者名簿の整備、炊き出しその他による食品の供与、飲料水の供給、被服、寝具その他生活必需品の給与、宿泊施設等と避難所又は自宅の移動手手段の確保等生活環境の確保に努める。
- b 避難者向けに周知する情報について、指定避難所等と同様に提供する。
- c 宿泊施設等において避難者に発熱・咳等の症状が出た場合は、専用のスペースを確保する。また、避難者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合の対応について、県の関係部局と十分に連携のうえ、事前に検討し、これに沿って対応を行う。
- d 避難所運営にかかわる職員の健康状況の把握等を行う。

(オ) 県への支援要請

町のみでは、災害時に避難所として開設可能な宿泊施設等の確保が不足する場合は、県に支援を要請する。

ウ 親戚や知人の家等への避難

災害時に避難生活が必要な被災者に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や知人の家等への避難を検討するよう周知する。

エ 自宅療養者等の避難の検討

(ア) 自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等への対応については、適切な対応を事前に検討する。

(イ) 自宅療養者の被災に備えて、県及び保健所等と連携して、自宅療養者の情報を共有し、予め災害時の対応・避難方法等を決め、本人に伝える。また、家族と離れて避難する可能性もありうることを事前に伝えるものとする。

a 新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても、感染拡大を防止するため、宿泊療養施設等に滞在することが原則であるが、速やかに近隣の宿泊療養施設等に避難することができない場合には、まず避難所に避難し、避難先の宿泊療養施設等が決まるまで、待機することが考えられる。自宅療養者が避難所に避難する場合の対応は、「「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」（第2版）について」（令和2年6月10日、府政防第1262号等）の避難所レイアウト（例）等を参考に、適切な対応を検討する。

b 自宅療養者が一般の避難所へ避難した後、県災害対策本部及び保健所等の調整・指揮のもと、宿泊療養施設等の被災状況や居室の状況等を確認し、対応可能な宿泊療養施設等を確認次第、すみやかに移送を検討する。

c 発災時の自宅療養者の安否方法を事前に検討し、できるだけ自宅療養者本人に伝えておくものとする。災害時は停電や電話が殺到すること等による通信障害が想定されるため、別の電話番号を設定しておくことや可能であれば保健所から自宅療養者に連絡をとることも考慮する。

d 災害発生時に各自宅療養者が実際にどこに避難したか、町内で連携して情報を収集する体制も事前に検討しておくものとする。

e 安全な場所にいる人まで避難する必要はないこと、自宅療養の解除基準が満たされた場合には、自宅療養者の対応は不要であることに留意する。

(ウ) 自宅療養者や濃厚接触者への対応に当たっては、県が保有している情報について、「都道府県から市町村に対する新型コロナウイルス

ス感染症に関する情報の提供について」（令和2年4月2日付け事務連絡）の内容に留意のうえ、情報共有が可能であるため、適切に共有する。

(エ) 自家用車の使用は、事前の保健所との相談内容や、災害の状況により検討する。乗車する人数は最小限にし、自宅療養者や濃厚接触者は他の乗員と最も距離のとれる座席に乗車すること、窓を開けながら運転し、乗員は必ずマスクを着用すること、乗車後は、消毒を行うこと等を広報する。

(2) 避難所内の対策

ア 避難者の健康状態の確認

避難者の健康状態の確認について、適切な対応を事前に検討のうえ、「避難所における感染対策マニュアル」における症候群サーベイランスの内容も参考として、できるだけ避難所への到着時に行うものとする。また、避難生活開始後も、定期的に健康状態について確認を行う。

イ 基本的な感染対策の徹底

物品等は、定期的に、及び目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。

ウ 十分な換気の実施、スペースの確保等

(ア) 避難所内については、十分な換気に努めるとともに、避難者が十分なスペースを確保するよう留意する。

(イ) 避難所全体のレイアウト・動線、健康な者の滞在スペースのレイアウトについては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」（令和2年6月15日、府政防第1274号等）に示すレイアウト（例）を参考とする。

エ 発熱・咳等の症状がある者のための専用スペースの確保

(ア) 発熱・咳等の症状がある者は、専用のスペースを確保すること。

その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、できるだけ専用のトイレを確保する。

(イ) 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、できるだけ避ける。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの対策を取る。

(ウ) 発熱・咳等の症状がある人の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分ける。

(エ) 避難所のスペースの利用方法等について、事前に施設管理者等と調整を図る。

(オ) 発熱・咳等の症状がある人を同室にする場合のレイアウトは「新

型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

オ 濃厚接触者のための専用スペースの確保

(ア) 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合は専用のスペースと専用トイレ、独立した動線をできる限り確保する。

(イ) 一般の避難所で十分な個室管理ができない場合には、濃厚接触者専用の避難所の確保も検討する。

(ウ) 避難所における濃厚接触者への対応については、町及び県、保健所が十分に連携した上で、適切な対応を事前に検討する。

(エ) 濃厚接触者をやむを得ず同室にする場合のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

カ 自宅療養者が一般の避難所に避難した場合の留意点

(ア) 自宅療養者が近隣の宿泊療養施設等に避難することができず、一般の避難所へ避難した際、県災害対策本部及び保健所等に連絡して、できる限り速やかに対応可能な宿泊療養施設等を調整する。それまでの間、自宅療養者の一時的な避難スペースは、できるだけ一般の避難者とは別の建物とする。同一建物の場合は、動線を分け、専用階段とスペース、専用のトイレを確保する。風呂・シャワーを使用する場合は、できるだけ専用とするが、困難な場合は、時間的隔離・消毒等の対策を行う。

(イ) 避難所における自宅療養者への対応については、町及び県、保健所等が十分に連携した上で、人権が侵害されるような事態が生じないよう適切な対応を事前に検討する。人権に配慮した啓発ポスターを掲示すること等を行う。

(ウ) 新型コロナウイルス感染症の場合は、軽症者等であっても原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意する。

キ 避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応

(ア) 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応については、町及び県、保健所と連携のうえ、適切な対応を事前に検討する。

(イ) 避難所から病院への移送を含め、町及び県、保健所、医療機関が十分に連携のうえ、適切な対応を事前に検討するとともに、発災時の対応を行う。

(3) 避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費に対する国の支援

ア 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用

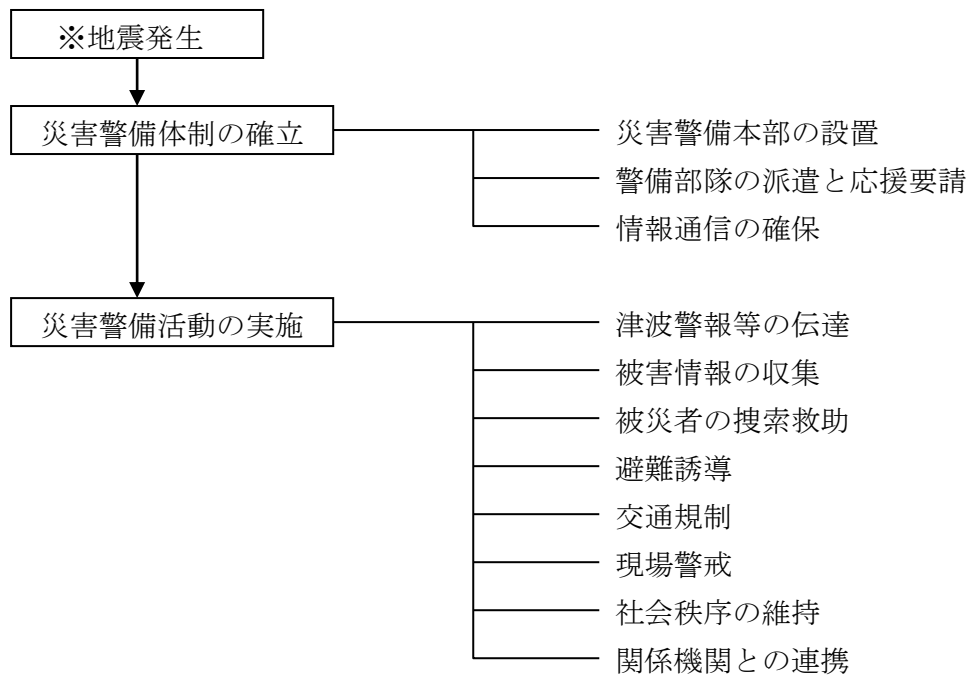
- (ア) 災害発生前に、避難所における新型コロナウイルス感染症への対応として実施するマスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション等の物資や資材の備蓄に要する費用については、交付金の活用を検討する。
 - (イ) 災害救助法が適用されない災害においても、新型コロナウイルス感染症への対応として実施する宿泊施設等や民間施設の借上げ、当該施設への輸送等を含む避難所の設置、維持及び管理に要する費用は、令和2年4月1日以降に実施される事業については、交付金の活用を検討する。
 - (ウ) 災害救助法第4条第1項に規定する救助に該当しない避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する費用は、令和2年4月1日以降に実施される事業については、交付金の活用を検討する。
- (4) 必要な物資の備蓄
- ア 必要な物資や資材の備蓄について、交付金の活用も検討の上、備蓄を進める。
 - イ 災害時においてより迅速かつ効率的な物資支援を実現するため、「物資調達・輸送調整等支援システム」(内閣府)への情報入力・活用を行う。
- (5) 適切な避難行動の周知
- 災害時に避難生活が必要な方に対しては、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は親戚や友人の家等への避難検討を周知する。

第5節 災害警備計画

1 計画の概要

地震発生時に、住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、県警察及び庄内警察署が行う災害警備活動について定める。なお、大災害による警察施設被災による代替施設については、町と協議のうえ確保する。

2 災害警備計画フロー



3 災害警備体制の確立

(1) 災害警備本部の設置

県警察は、大規模な地震が発生した場合、警察本部に災害警備本部を設置するとともに、被災地を管轄する警察署に署災害警備本部を設置して災害警備活動を行う。

(2) 警備部隊の派遣と応援要請

県警察は、災害警備活動に必要な警備部隊を署災害警備本部に派遣するとともに、警備要員及び災害装備資機材が不足する場合は、広域緊急援助隊並びに警備車両、警備艇及び警察ヘリコプター等の応援要請を行う。

(3) 情報通信の確保

地震発生後、速やかに通信手段の機能を確認し、災害警備に必要な警察通信の機能を確保する。

4 災害警備活動の実施

(1) 被害情報の収集

大規模な地震が発生した場合、管内の警察職員は自主参集するとともに、被害状況の把握に努める。

また、県警察航空隊は、地震による被害の発生が予想される場合は、ヘリコプターにより上空から被害情報の収集にあたる。

(2) 被災者の捜索救助

倒壊家屋等による被災者の救助活動は、他の警察活動に優先して行うとともに、被害の規模が大規模かつ広範囲な場合は、消防機関及び自衛隊等と連携し、被災者の救助及び行方不明者の捜索活動にあたる。

なお、被災者のうち死者については、実況見分、検視等により身元を確認し、遺族に引き渡す。

(3) 避難誘導

警察官は、災害現場で活動中に、二次災害が発生する危険箇所を把握した場合は、町災害対策本部に通報して避難勧告の発令を促すとともに、被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて、関係者に対し避難等の措置を講じる。

(4) 二次災害の防止

町は県警察と連携し、二次災害の危険場所等の把握に努め、把握した危険場所等について、必要に応じ避難勧告等を発令する。県警察は、被害発生の危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて、関係者に対し避難等の措置を講じる。

(5) 交通規制

本編第10節第2款「道路交通計画」により、交通規制を実施する。

(6) 現場警戒

署災害警備本部は、被災地における犯罪、混乱及びトラブル等を防止するため、被災地域及びその周辺におけるパトロールを強化し、混乱の早期回復等秩序の維持に努める。

(7) 社会秩序の維持

署災害警備本部は、被災者の不安を和らげるため、定期的に避難所等の巡回を行うほか、地域住民等の生活に必要な情報収集を行い、被災者に対する地域安全情報の提供及び相談所の開設等に努める。

また、災害に便乗した犯罪の取締り被害防止に努めるとともに、災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

(8) 関係機関等との連携

ア 県・町（災害対策本部）

県警察は、県及び町災害対策本部と、被災情報、警備状況等に関する情報の相互連絡を行う。

イ 消防機関

県警察は、火災現場で消防機関が行う消防警戒区域の設定に援助するとともに、相互に連携して被災者の迅速な捜索、救助活動を行う。

ウ 自衛隊

県警察は、必要に応じて、災害派遣に従事する自衛隊車両の先導を行うとともに、被災者の迅速な捜索、救助活動を行うため相互に情報交換を行う。

エ 関係団体

県警察は、大規模な地震による災害が発生した場合に、交通整理誘導等に必要な要員が不足する場合は、社団法人山形県警備業協会に対し、当該業務の実施について協力要請を行う。

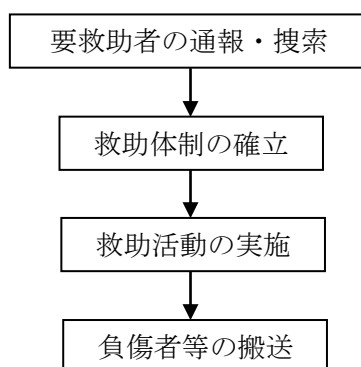
第6節 救助・救急計画

1 計画の概要

地震災害等による被災者に対し、地域住民、自主防災組織、町、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、庄内警察署及び医療機関等が連携して行う、救急・救助活動について定める。

特に大規模な災害が発生した場合は、通信や交通路が途絶し、救急需要が急増するとともに、防災関係機関自体も被災し、救助隊の到着遅延や活動困難が予想されることに留意する。

2 救助・救急計画フロー



3 要救助者の通報・捜索

(1) 要救助者の通報

被災地の地域住民及び通行人等災害の現場に居合わせた者並びにタクシー等の無線搭載車両の運転手は、生理め者や行方不明者等救助すべき者を発見又は覚知したときは、直ちに酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署又は庄内警察署等関係機関に通報するよう努めなければならない。特に救助のために重機等が必要な場合は、その旨も併せて連絡する。

防災関係機関の職員は、災害対策本部等の担当部署に参集する等の場合は、できる限り被災者の発生状況を把握し、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、庄内警察署に連絡する。

(2) 要救助者の捜索

酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、庄内警察署等は、必要に応じ、自主防災組織の協力を得て、地域を分担し被災地内の生理め者を捜索する。道路が損壊している場合には、バイクや自転車による機動的な捜索を行う。

4 救助体制の確立

(1) 救助隊の編成等

酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署においては、町消防計画等の定めるところにより、直ちに救助隊を編成する。その際、救助対象者の発生状況、出動対象の選択と優先順位、現地における地域住民又は自主防災組織の協力の活用等を考慮する。

町は、直ちに地元医師会等と協力して、学校等に医療救護所を開設する。必要な場合には、知事に対し、自衛隊による医療救護所の開設のための派遣要請を依頼する。

(2) 医療機関の状況の確認

消防署は、最寄の救急病院等の重傷者等受入の可否を直接確認する。

(3) 応援要請

町は、災害が大規模で自らの組織力のみでは対処できないと判断する場合は、関係法令及び各種協定に基づき、速やかに関係機関に応援を要請する。

ア 酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署への要請

町長及び酒田地区広域行政組合消防本部消防長は、「山形県広域消防相互応援協定」により、近隣又は他ブロック地域の消防本部へ応援を要請する。

要請を受けた消防本部は、可能な限り直ちに応援出動する。また、大規模な災害等発生時には、自主的に出動を準備し、必要と判断する場合は、要請を待つことなく出動する。

イ 民間組織への要請

町は、必要と判断する場合は、地元建設業者に、パワーショベル等の重機を操作し、救助活動に協力するよう要請する。

(4) 総合調整等

町は、被害状況及び救急・救助活動状況を県に報告し、関係機関との総合調整、迅速な救急・救助活動の実施体制の確立を求めるものとする。

5 救助活動の実施

(1) 緊急交通路の確保

庄内警察署は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるため緊急の必要があると認めるときは、被災地内外で直ちに交通規制を実施し、緊急交通路を確保するとともに、救助・救急活動のための緊急車両を誘導する。

(2) 救助隊の誘導

酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、庄内警察署は、自主防災組織の協力を得ながら、被災地外から救助活動の応援に派遣された消防機関、警察及び自衛隊の部隊を災害現場に誘導する。

(3) 救助活動の実施

- ア 災害の現場に居合わせ、救助すべき者を発見した者は、自らの安全を確保したうえで可能な限り救助活動にあたり、生き埋め者等の救出、負傷者の保護にあたるよう努めなければならない。また、災害の現場で酒田地区広域行政組合等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応じるよう努めなければならない。
- イ 自主防災組織は、通行人等と協力して速やかに救助活動を実施する。また、消防機関等救助・救急活動を行う機関から協力を求められた場合は、可能な限りこれに応ずるよう努めなければならない。
- ウ 消防団員は、消防ポンプ格納庫等への参集途上に要救助者を発見したときは、地域住民や自主防災組織を指導し、その協力を得て救助活動を実施する。
- エ 酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、庄内警察署及び自衛隊の部隊は、自主防災組織等の協力も得ながら、連携して迅速な救助活動を展開する。
- オ 町は、消防防災ヘリコプターを運用した消防防災航空隊の派遣を県に要請する。

(4) 惨事ストレス対策の実施

救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6 負傷者等の搬送

(1) 搬送先

酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、救助活動の初期における、被災地内の医療救護所の設置が進んだいない段階では、負傷者を最寄りの医療救護所に搬送する。医療救護所におけるトリアージを経た負傷者のうち重傷者等については、山形県災害医療コーディネーターが負傷者の搬送先の調整を行ったうえで、災害拠点病院等に搬送する。

(2) 搬送における留意点

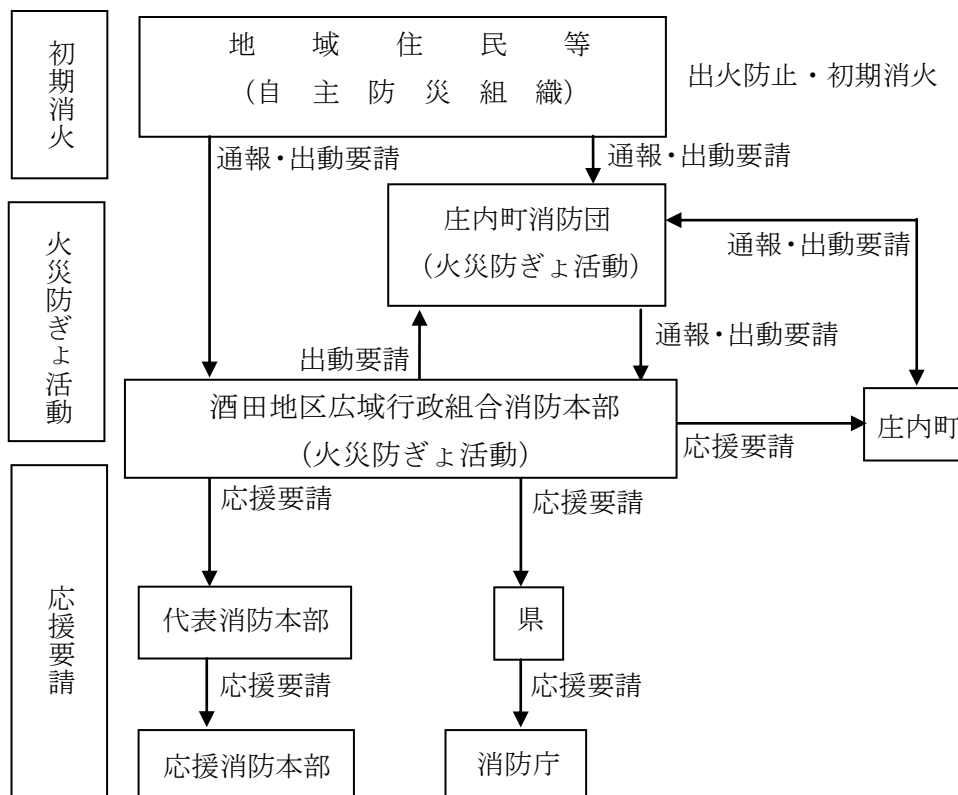
酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、重傷者等を救急病院等に搬送する場合、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて庄内警察署に交通規制を行うよう協力を求める。なお、救急車による搬送が困難で、ヘリコプターの利用を必要とするときは、別途定める「大規模災害発生時におけるヘリコプター等の災害対策活動計画」に基づき、県が設置する「ヘリコプター運用調整班」に対して搬送調整を依頼する。

第7節 消火活動計画

1 計画の概要

地震災害等発生時の火災による被害を防止し又は被害の軽減を図るため、地域住民、自主防災組織等が実施する消火活動について定める。

2 消火活動計画フロー



3 初期消火

(1) 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、地震が発生した場合は次により出火防止及び初期消火に努めるとともに、火災が発生したときは速やかに酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署へ通報する。

ア コンロや暖房器具等の火を消す。

イ 出火したときは、自身の安全を確保しながら、近隣住民等の協力も求めて初期消火に努める。

ウ 酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署へ速やかに通報（電話、駆け込み）する。

エ ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等して、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織による活動

地域、職場等の自主防災組織及び自衛消防組織は、自身の安全を確保

しながら、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署が到着するまでの間、あらかじめ定められた班編成等により、防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

4 火災防ぎょ活動

(1) 消防本部による活動

ア 消防吏員は、地震が発生した場合は、警防規定に基づき各部署に速やかに参集して、消防資機材等を準備する。

イ 次の方法により火災情報の収集にあたる。

(ア) 119番通報及び駆け込み通報

(イ) 消防吏員の参集途上における情報収集

(ウ) 消防団及び住民等からの電話又は無線等による連絡

ウ 県警察及び道路管理者等の情報を基に、火災現場までの交通路を確保するとともに、必要に応じて県警察に対して交通規制を要請する。

また、消防吏員は、警察官がその場にはいない場合において、消防用緊急通行車両の通行妨害等応急対策の実施に著しい支障が生ずると認められる場合は、法第76条の3第4項に基づき、通行の妨害となる車両等の所有者等に対し必要な措置命令を行う。

エ 火災防ぎょ活動にあたり、次の事項に留意する。

(ア) 火災の延焼状況及び活動障害の有無等、火災の状況に対応した消防力を適切な位置に配置して、消火活動を行うとともに延焼の防止に努める。

(イ) 火災現場において要救護者がある場合は、他のいかなる行動にも優先し、全機能をあげて人命救助活動を行う。

(ウ) 火災建物の状況が分かる者から聴取を行い、当該建物の人命検索及び残留者の避難誘導を行う。

(エ) 上水道施設が被災した場合でも、火災状況に応じた消防水利を迅速かつ的確に確保するよう努める。

(オ) 地域住民の安全確保のため必要と認められる場合は、消防法第28条に基づき消防警戒区域を設定して、住民等を退去させ又は出入りを禁止若しくは制限する。

(2) 消防団による活動

消防団は、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署と緊密に連携して、次により火災防ぎょ活動を行う。

ア 消防団員の参集

消防団員は、災害が発生した場合は、出動規定に基づき速やかに消

防ポンプ格納庫（車庫）等に参集し、消防資機材等を準備する。なお、参集途上において周囲の被害状況等の情報を可能な限りを収集するよう努める。

イ 初期消火の広報

消防団は、出動に際しては、周辺住民に対し拡声器等により延焼の警戒を呼びかける。

ウ 情報の収集、伝達

消防団は、現地の火災の状況を把握し、電話や無線等によりその内容を町等へ連絡する。

エ 火災防ぎょ活動

消防団は、地域住民や自主防災組織等と協力し、迅速かつ効果的な火災防ぎょ活動にあたる。常備消防の部隊が到着したときは、酒田地区広域行政組合消防本部消防長又は消防署長の所轄の下、協力して火災防ぎょ活動にあたる。

6 広域応援要請

大規模な地震により災害が発生した場合には、火災及び負傷者の同時多発等により出動対象が激増する一方、被災地域の消防機関は、職員や施設・資機材の被災、通信・交通の遮断等によりその機能が低下し、火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。

このような場合、町長は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。

また、被災地域以外の消防本部は、大規模な地震の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

(1) 県内等への応援要請

町長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎょし得ないと認める場合は、「山形県広域消防相互応援協定」、「緊急消防援助隊運用要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」等に基づき、知事又は他市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 応援受入体制

知事又は町長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。

ア 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化

イ 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化

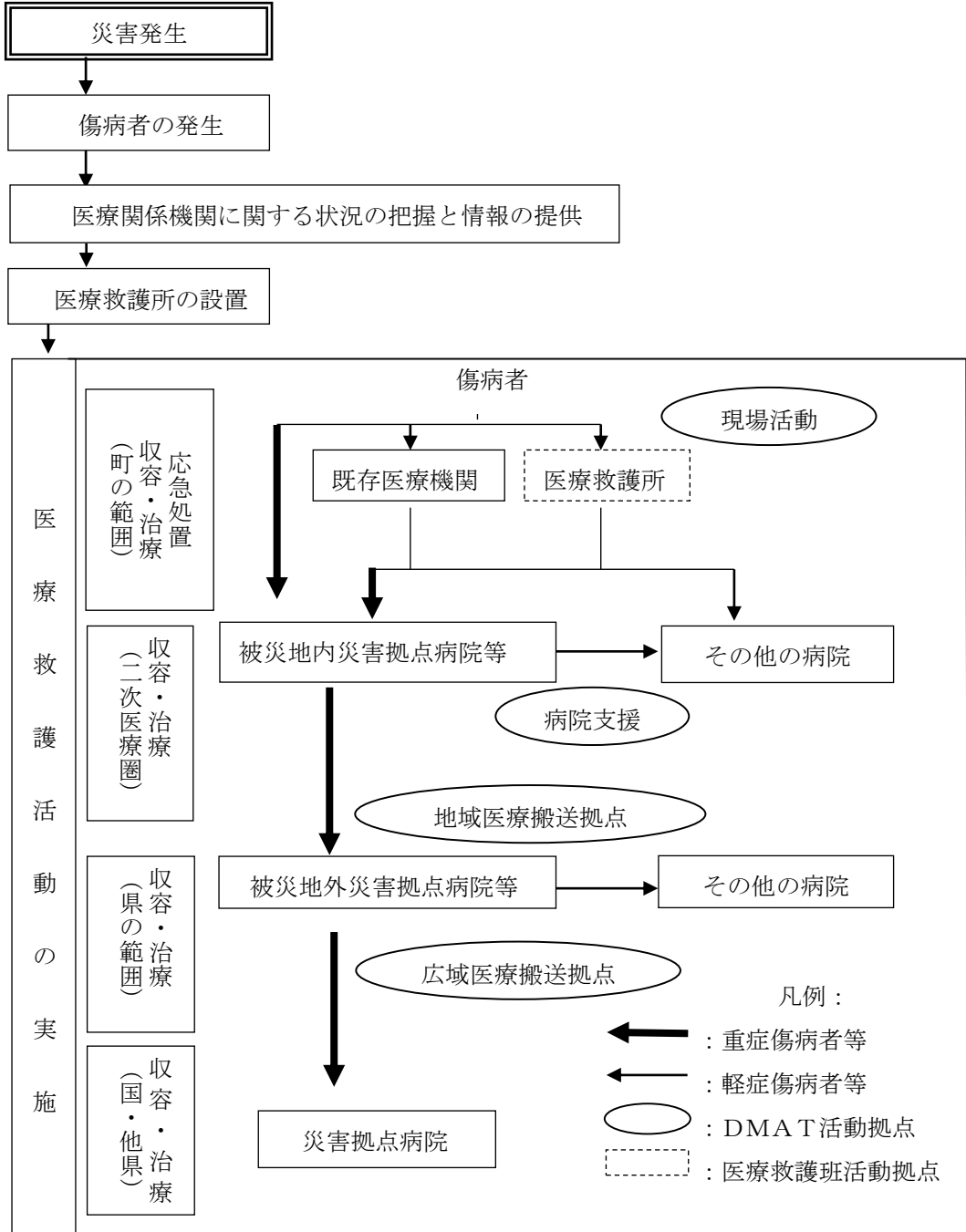
ウ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

第8節 医療救護計画

1 計画の概要

災害等が発生した場合の困難な条件の下で、一人でも多くの人を救命することを最優先の目的とし、多数の傷病者にその時々の状況下における最大限の医療を提供するために、町等が実施する医療救護活動について定める。

2 医療救護計画フロー



3 被害状況及び診療状況の把握

町は、県及び医療関係機関・団体と協力し、また、国の広域災害情報システムや山形県医療機関情報ネットワークを活用するなどして、次の事項について速やかに情報収集を行う。

- (1) 医療機関及び薬事関係業種の被害状況
- (2) 被災地内外の医療機関の診療状況、患者搬送・医療スタッフ派遣の需給状況及び他県の医療機関の診療状況
- (3) 医療救護所の設置状況

4 医療救護所の設置

町は、災害の様態から予想される傷病者の状況等を速やかに想定し、必要と判断した場合は、町の適当な場所に医療救護所を設置する。また、医療救護所に必要な医療従事者については、町自らの協定等に基づき確保するほか、必要に応じ県に対し医療救護班の派遣要請並びに自衛隊による医療救護所開設のための派遣要請を行うものとする。

5 医療救護活動の実施及び調整

医療機関等は、県、町、医師会等関係団体・機関等と連携し、住民の生命・健康を確保するため、次により医療救護活動を行う。

(1) 各医療関係施設等における活動

ア 医療救護所

医療救護所は、救急救命期（発災からおおむね3日間程度）においては、傷病者に対してトリアージを行い、傷病の程度に応ずる応急処置を施すとともに、重篤・重症等の傷病者をその緊急度に応じ後方支援病院に搬送する窓口となる。

また、救急救命期以降においては、避難所等においての内科系診療、健康管理が必要となる可能性があることから、町は、医療救護所の避難所への移設を考慮する。

イ 被災地内の一般の医療機関

(ア) 患者・職員の安全を踏まえ二次災害を防止したうえで、傷病者に対しトリアージを行い、傷病の程度に応じ応急処置を施すとともに、後方支援病院への搬送手続きの実施、又は自らの医療機関等への収容等の対応を図る。

また、後方支援病院となる場合は、傷病者の受入、手術・処置等の治療、入院措置等について可能な限り対応する。

(イ) 自らの施設が被災し診療不能等となった場合は、地区医師会等を通じて町の設置する医療救護所で医療を提供する等の活動を行う。

(ウ) 歯科診療所及び歯科を有する病院においては、歯科口腔外科等に

係る救急傷病者に対応して応急処置・治療を提供するとともに、災害による義歯の破損・紛失について対応する。

ウ 被災地内の災害拠点病院等

被災地を圏内に含む当該二次医療圏における災害医療の中核として、圏内の他の病院、診療所及び医療救護所と有機的に連携して次により傷病者に対する医療を提供する。

- (ア) 24時間緊急対応し、重篤な傷病者に救命医療を提供すること
- (イ) 傷病者等の二次医療圏内での受入の拠点となること
- (ウ) 重症傷病者等の広域搬送の窓口となること
- (エ) 傷病者に対するトリアージ、応急手当及び治療を行うこと
- (オ) 状況に応じ、自己完結型の医療救護班を派遣すること

エ 被災地外の災害拠点病院等

被災地外の災害拠点病院等は、次により傷病者の広域搬送の受入拠点として活動する。

- (ア) 搬送された重篤傷病者に対して24時間緊急対応し、救命医療を行うこと
- (イ) 搬送された重症傷病者等に対し、必要に応じトリアージを実施して応急手当・治療を行うとともに、二次医療圏内の他の医療機関、他の災害拠点病院、さらに後方の医療機関等への搬送手続を行うこと
- (ウ) 被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣すること

オ 被災地外の災害拠点精神科病院

被災地外の災害拠点精神科病院は、精神障がい者の広域搬送に係る受入拠点として、24時間緊急対応し、受入れた精神障がい者に対し精神科医療を提供する。

カ DMAT（災害派遣医療チーム）指定病院

DMAT指定病院は、県の要請により、DMATを被災地内外に派遣する。

派遣されたDMATは、県の要請等により県外から派遣されたDMATとともに、山形県災害医療コーディネーターの調整の下、被災地内外での現場活動、病院支援、地域医療搬送及び広域医療搬送を行う。

キ DPAT（災害派遣精神医療チーム）指定病院

DPAT指定病院は、県の要請により、DPATを被災地内の災害拠点精神科病院に派遣する。

派遣されたDPATは、県の要請等により県外から派遣されるDPATとともに、山形県災害医療コーディネーターの調整の下、精神科

医療機関の情報収集とアセスメント及び精神科医療機能に対する後方支援を行う。

ク 被災地外の一般医療機関

(ア) 災害拠点病院等から再搬送される傷病者を受入れ、治療を行う。

(イ) 協定等に基づき又は自らの判断により、被災地へ自己完結型の医療救護班を派遣する。

(2) 医薬品・医療資器材等の確保

ア 町は、医療救護活動に必要な医薬品・医療資器材等を調達し、必要な場合は県に支援要請を行う。

イ 県は、町又は医療機関等から医薬品・医療資器材等の供給要請を受けた場合は、あらかじめ締結された協定に基づき、薬業関係団体に供給を要請し確保する。また供給にあたっては、一時集積配分所を決定し、医薬品・医療資器材等の供給拠点とする。ただし、輸血用血液については、日本赤十字社山形県支部に要請して確保する。

(3) 傷病者等の受入及び搬送の調整

ア 傷病者等の緊急度に応じた後方支援病院への搬送については、山形県災害医療コーディネーターが一元的に搬送先を調整したうえで、原則、消防機関に傷病者の搬送を依頼する。

イ 医療機関は、原則として消防機関に傷病者の搬送を依頼する。

ウ 町は、消防機関の救急隊等による傷病者の搬送が円滑に行われるよう努める。

6 医療ボランティア等の受入調整

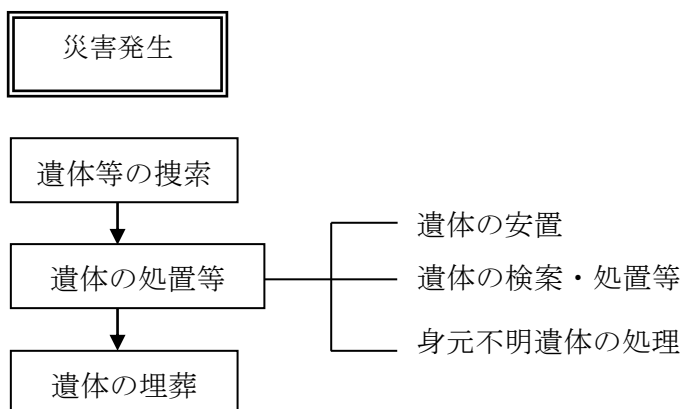
町は、医療ボランティアを必要とする場合、医療ボランティア等の受入窓口を設置する県又は医療機関等と調整を行い、医療ボランティアに対し活動を要請する。

第9節 遺体対策計画

1 計画の概要

大規模な災害等に伴う建造物の倒壊、火災等により発生する多数の遺体について、その遺体を捜索、処理及び埋葬するために、主として町が実施する災害応急対策について定める。

2 遺体対策計画フロー



3 遺体等の捜索

- (1) 町は、庄内警察署及び自衛隊等関係機関の協力を得て、遺体等（被災して行方不明の状態にあり、かつ、周囲の状況により既に死亡していると推定される者を含む）の捜索を行う。
- (2) 町は、県に対して、捜索の対象人員及び捜索地域等、捜索状況を報告するとともに、必要により自衛隊に対する捜索活動への応援要請を行うよう依頼する。
- (3) 庄内警察署は、行方不明者の届出を受理するとともに、関係情報の収集を行う。

4 遺体の処置等

町は、死亡した者について、次の範囲内において、遺体に関する処置を行う。なお、大規模な災害により、遺体の搬送車及び棺等が不足する場合は、広域的かつ速やかに在庫情報等を収集し、確保するよう努める。

(1) 遺体の安置

ア 町は、遺体安置所を確保・設置し遺体を搬送・収容するとともに、庄内総合支庁及び庄内警察署と連携のうえ、検視・検案業務を行える体制を整備する。

イ 遺体安置所は、避難所、医療救護所とは別の場所に確保・設置するものとし、設置等には以下の事項に考慮する。

- (7) 可能な限り水、通信及び交通手段を確保できる場所

(イ) 検視・検案業務のほか、身元不明遺体安置所、身元確認のためのDNA型鑑定等資料・遺留品の保管場所として使用可能な場所、膨大な数になる可能性を考慮し選定する。

なお、遺体安置所に適当な建物が無い場合は、天幕、幕張等の設備を設ける。

ウ 町は、県及び庄内警察署と連携し、遺体安置所の設置状況及び遺体収容状況等に関し、報道機関等を通じて住民に対する広報に努める。

エ 遺体を安置し、腐敗を防止するため、棺やドライアイス等の必要な資材を確保する。

(2) 遺体の検案・処置等

ア 警察官は、収容された遺体について、関係法令等に基づき検視（死体見分）を行う。

イ 町は、医師会等の協力を得て、遺体の検案（医師による死因その他の医学的検査）を行うとともに、検視及び検案を終了した遺体について、洗浄、縫合及び消毒等の処置を行う。

ウ 県は、町から応援要請を受けたときは、必要に応じて協定に基づき山形県医師会等に遺体の検案及び処置の実施を要請する。

エ 庄内警察署は、山形県歯科医師会に検視及び身元確認の協力を要請する。

(3) 身元不明遺体の処理

ア 身元不明の遺体については、町が庄内警察署その他関係機関に連絡し、その取扱いについて協議する。

イ 庄内警察署は、身元不明遺体について、指紋の採取、歯牙の確認、遺品の保存等を行い、関係機関と協力して身元確認を行う。

ウ 遺体の身元が判明しない場合は、行旅死亡人として取扱う。また、被災地域以外に漂着した遺体（例えば、河川の上流沿岸地域において災害が発生し、下流沿岸の町に漂着したような場合）のうち、身元が判明しない者の遺体も行旅死亡人として取扱う。

5 遺体の埋葬

(1) 災害による犠牲者の遺族等は、死亡に係る所定の手続きを経て、速やかに遺体の埋葬を行う。死亡者が多数のため、通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等により公衆衛生上の問題が発生するおそれがある場合、町は火葬許可手続きを簡略化できる方法について、県を通じて内閣府に協議する。

(2) 町は、埋葬が適切に行われるよう、死亡者の正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して埋葬を支援するものとし、埋葬を行う者がい

ない場合又は判明しない場合は、町が埋葬を行うものとする。

- (3) 災害救助法が適用された場合の遺体の埋葬は、応急的処理程度のものを行い、棺及び骨つぼ等の現物を実際に埋葬する者に支給する。

6 広域応援体制

町は、自らのみによる遺体の搜索、処理及び埋葬の実施が困難な場合は、近隣市町村又は県に対して、これらの業務に要する要員及び資機材の確保について、応援を要請する。

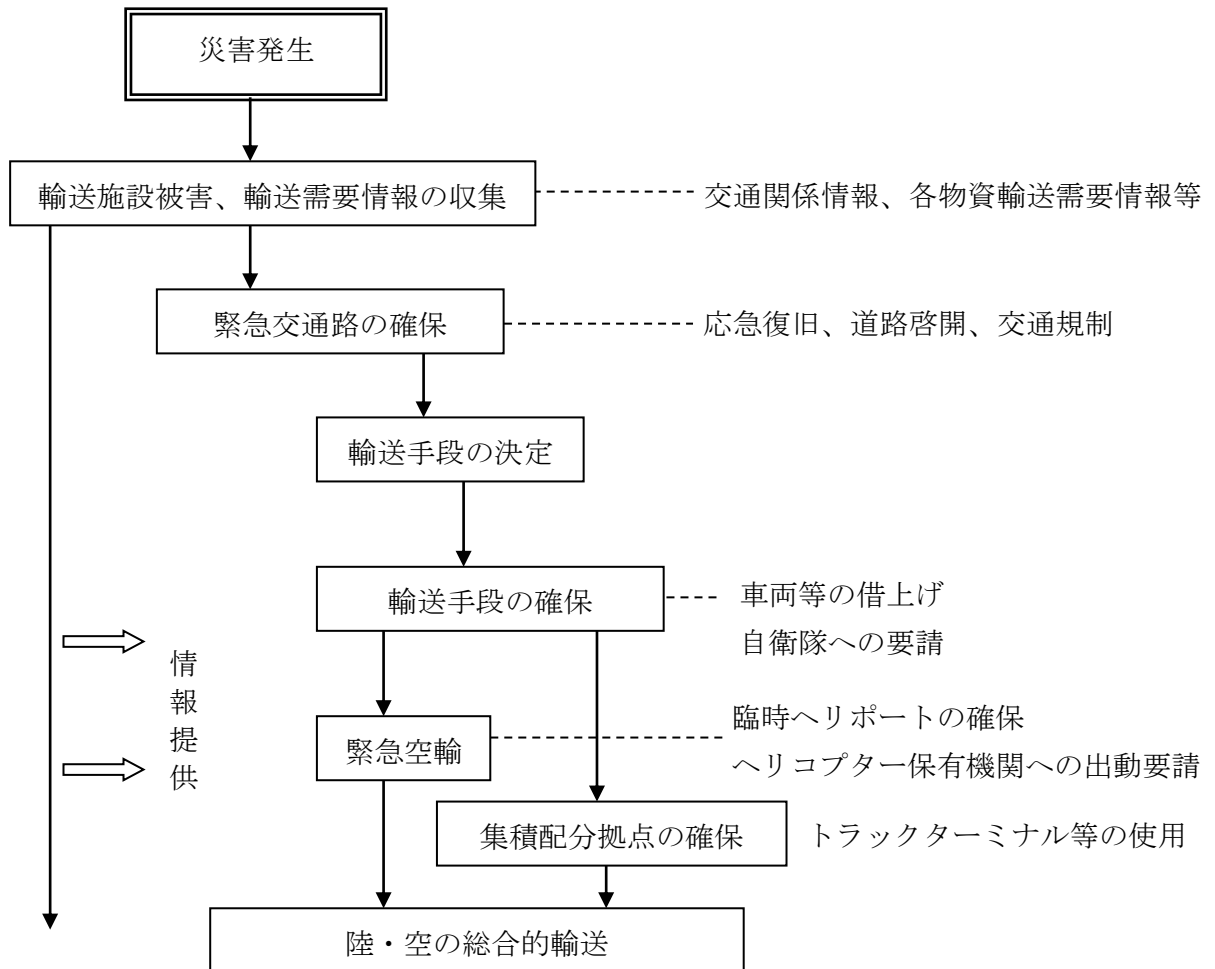
第10節 交通輸送関係

第1款 輸送計画

1 計画の概要

救助・救急、医療救護及び消火活動等の応急活動並びに被災者に対する水、食料及び生活物資の供給等を迅速に展開することを目的として、使用可能な交通資源が限られた状態で、迅速かつ効率的な輸送を確保するために、町及び県等の防災関係機関が実施する災害応急対策について定める。

2 輸送計画フロー



3 応急対策の各段階において優先すべき輸送需要は次のとおりとする。

- (1) 総括的に優先されるもの
 - ア 人命の救助及び安全の確保
 - イ 被害の拡大防止
 - ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 災害発生後の各段階において優先されるもの

ア 第1段階（災害発生直後の初動期）

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者及び医薬品等人命救助に要する人員・物資
- (イ) 消防及び水防活動等被害拡大防止に要する人員物資
- (ウ) 被災地外の医療機関へ搬送する重症傷病者
- (エ) 自治体等の災害対策要員及びライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策要員並びに関連物資
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設の維持、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資

イ 第2段階（応急対策活動期）

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 食料及び水等避難生活に必要な物資
- (ウ) 傷病者及び被災者の被災地外への移送
- (エ) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員・物資
- (オ) 自治体等の災害対策要員及びライフライン応急復旧要員等の応急対策要員並びに関連物資
- (カ) 緊急輸送に必要な輸送施設の維持、輸送拠点の応急復旧及び交通規制等に必要な人員・物資

ウ 第3段階（復旧活動期）

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員・物資
- (ウ) 生活用品
- (エ) 郵便物
- (オ) 廃棄物の搬出

4 輸送施設被害情報及び輸送需要情報の収集と提供

町は、応急活動に係る応援要員及び物資等の輸送需要に関する情報（緊急消防援助隊の派遣要請、自衛隊の派遣要請）を収集し、県にその情報を提供する。

5 輸送手段及び緊急交通路の決定

緊急輸送手段及び緊急交通路の決定、交通路の確保は、県が行う。

6 防災関係機関による輸送車両等の確保と輸送の実施

町、県及び防災関係機関は、人員及び物資等の緊急輸送に必要な車両又は航空機を調達し、緊急輸送を実施する。

- (1) 町は、災害等発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合又は不足する場合は、次の事項（概要）を明らかにして、他の市町村又は県

に調達の斡旋を依頼する。

ア 輸送区間及び借上期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集積場所及び日時

オ その他必要事項

(2) 町は、輸送手段の確保については知事に要請する。

7 初動期における緊急空輸の実施と臨時ヘリポートの確保

(1) 被害規模が甚大で、道路が輸送路として機能しない地域への輸送は、ヘリコプターを運用した緊急輸送等を県に要請する。

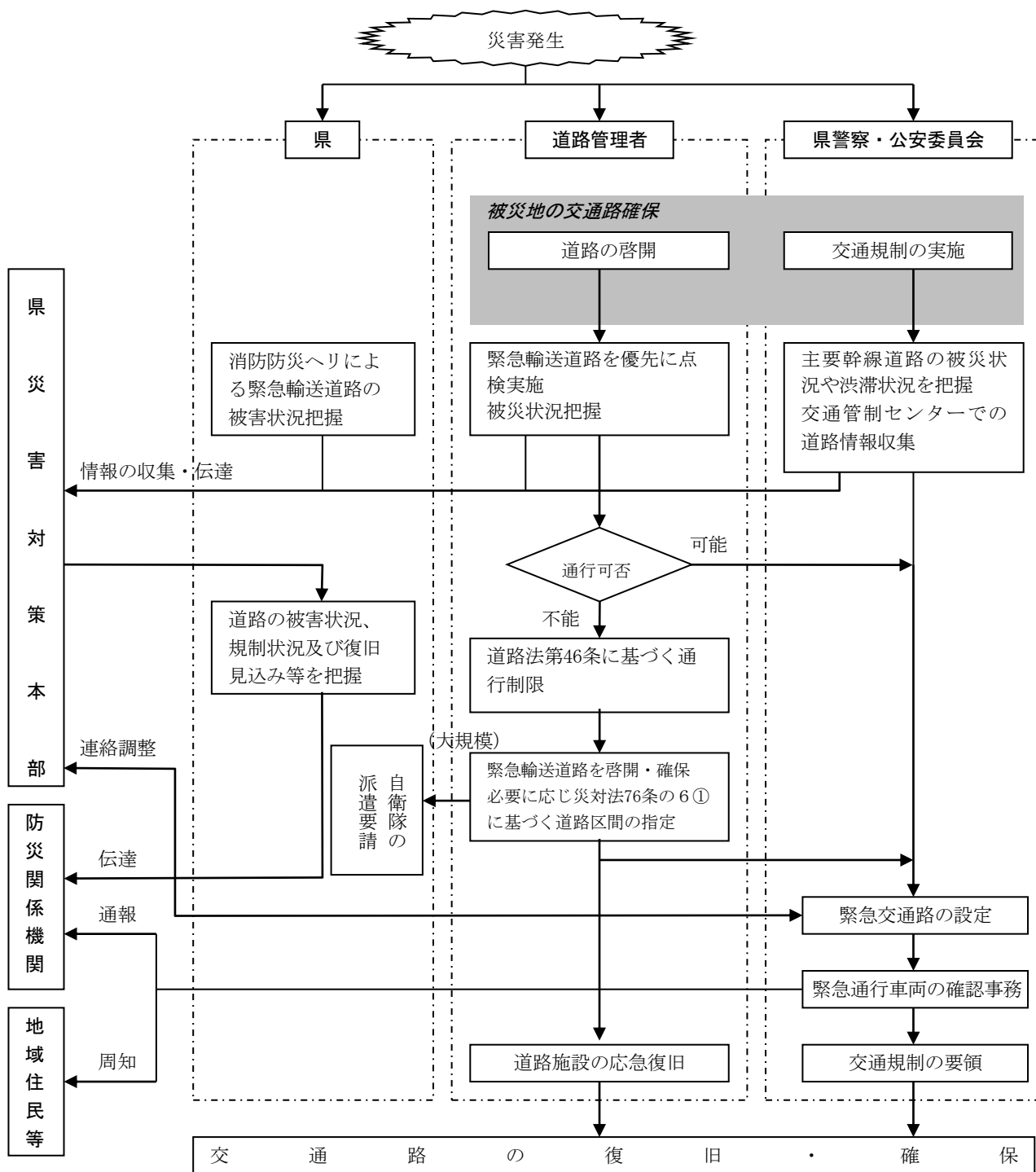
(2) 町は、県と連携して臨時ヘリポートを早期に確保し、受入体制を整える。

第2款 道路交通計画

1 計画の概要

道路交通機能の確保を図るため、町が実施する道路交通の応急対策について定める。

2 道路交通計画フロー



3 災害の未然防止

道路管理者は、災害等により被災するおそれがあると認めるときは、危険箇所等を主に点検実施し、危険性が高いと認められた箇所については、道路法第46条に基づき管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

4 発災直後の被災地の交通路確保

(1) 道路の啓開

町は、庄内警察署、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、道路啓開に関する協定締結業者の協力を得、通行上の障害となる道路上の障害物を除去し、交通路を確保する。

(2) 交通規制の実施

警察官は、被災地における道路の混乱を防止し、救急車及び消火活動車両等災害応急対策車両の優先通行及び避難者の安全を確保するため、道路交通法に基づき、速やかに被災地内での一般車両の交通を規制し、又は被災地内への一般車両の流入を規制する。

5 情報の収集・伝達

町は、管理する道路について、あらかじめ定めた点検マニュアル等に基づき、緊急輸送道路を優先に、直ちに点検を実施し被災実態を把握する。また、応援協定等により関係団体から協力を得られる場合は、これらの団体と密接な連携を図りながら点検を実施する。

また、道路情報モニター等道路情報管理機器等を活用し幅広く情報を収集する。

道路管理者は、管理する道路について緊急輸送道路を優先に点検して被災実態を把握する。この際、CCTV（監視カメラ）等を活用して幅広く情報を収集するとともに、応援協定等により関係団体から協力を得られる場合は、連携を図りながら点検を実施する。

6 道路法に基づく緊急措置

町は、道路の緊急点検を実施し、道路の損壊等により通行が危険であると認められた場合には、道路法第46条に基づき、管理する道路の保全と交通の危険防止のため、区間を定めて通行制限を行う。

また、通行制限を行ったばあいは、県及び関係機関に報告・情報提供をする。

7 災害対策基本法に基づく交通の規制等の措置

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、区間を指定して、運転

者等に対し車両の移動等を命令する。

また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

8 緊急輸送道路の啓開

(1) 町は、庄内警察署、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署の協力を得て、あらかじめ定められた緊急輸送道路について、次により原則として2車線（やむを得ない場合は1車線）を啓開、確保し、被災地に近接する幹線道路と被災地内の防災拠点等との間の通行を確保する。

ア 道路上の落下物、倒壊家屋等の障害物の除去

イ 通行の障害となる路上放置車両の撤去（必要な場合は強制撤去を行う）

ウ 仮設橋の架橋

(2) 町は、国道、県道道路管理者とあらかじめ協議のうえ定めた災害等発生時の緊急啓開路線について、作業分担に基づき啓開作業を推進する。

9 道路施設の応急復旧

応急復旧工事は、施設の重要性や被災状況等を勘案し、道路啓開の後、迅速かつ的確に順次実施する。

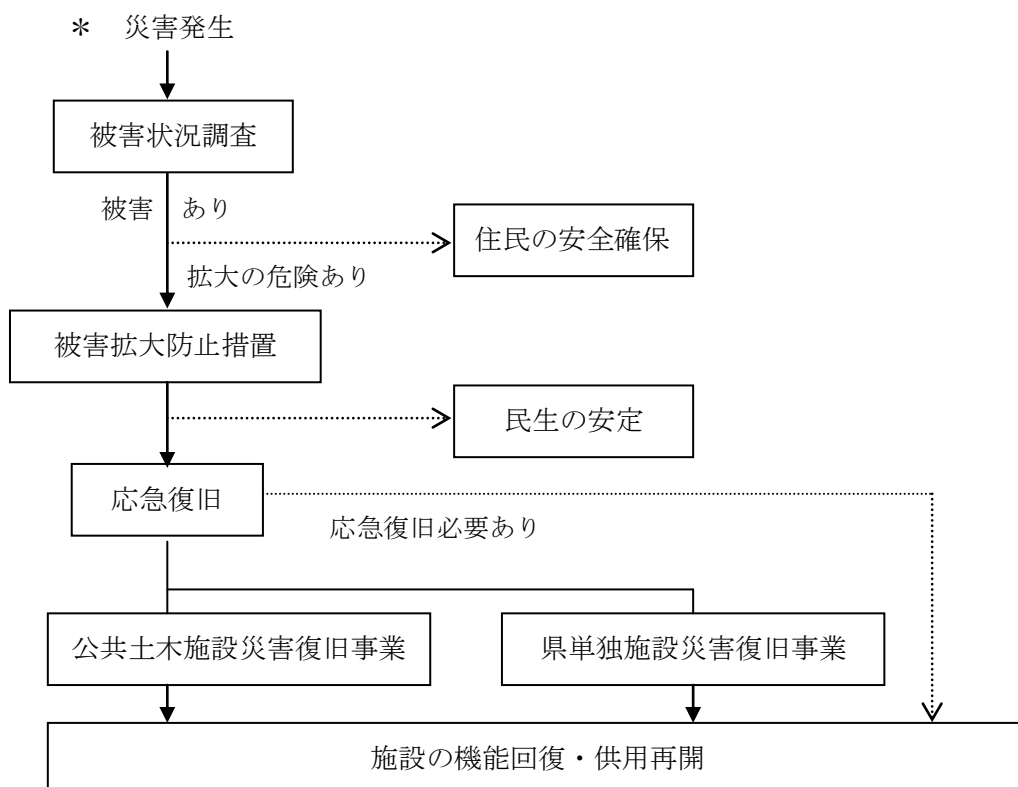
第11節 各種施設災害応急対策関係

第1款 土砂災害防止施設災害応急計画

1 計画の概要

災害等により被災した土砂災害防止施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために実施する災害応急対策について次に定める。

2 土砂災害防止施設災害応急計画フロー



3 被災状況調査

土砂災害防止施設の管理者（以下この款において「施設管理者」という。）は、震度4以上の地震が発生した場合は、防災関係機関と連携・協力して、必要に応じて現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

4 住民の安全確保

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

町は、施設管理者から施設の被災により住民に被害が及ぶおそれがある

として立ち入りを禁止した通報を受けたときは、住民への避難勧告を行う。

5 被害拡大防止措置

町は、施設管理者が実施する危険箇所の応急対策に協力するとともに、施設管理者と連携し、災害発生後の監視を一定期間継続するほか、住民に注意を呼びかけるとともに、避難所・避難経路を周知徹底する。

6 応急復旧

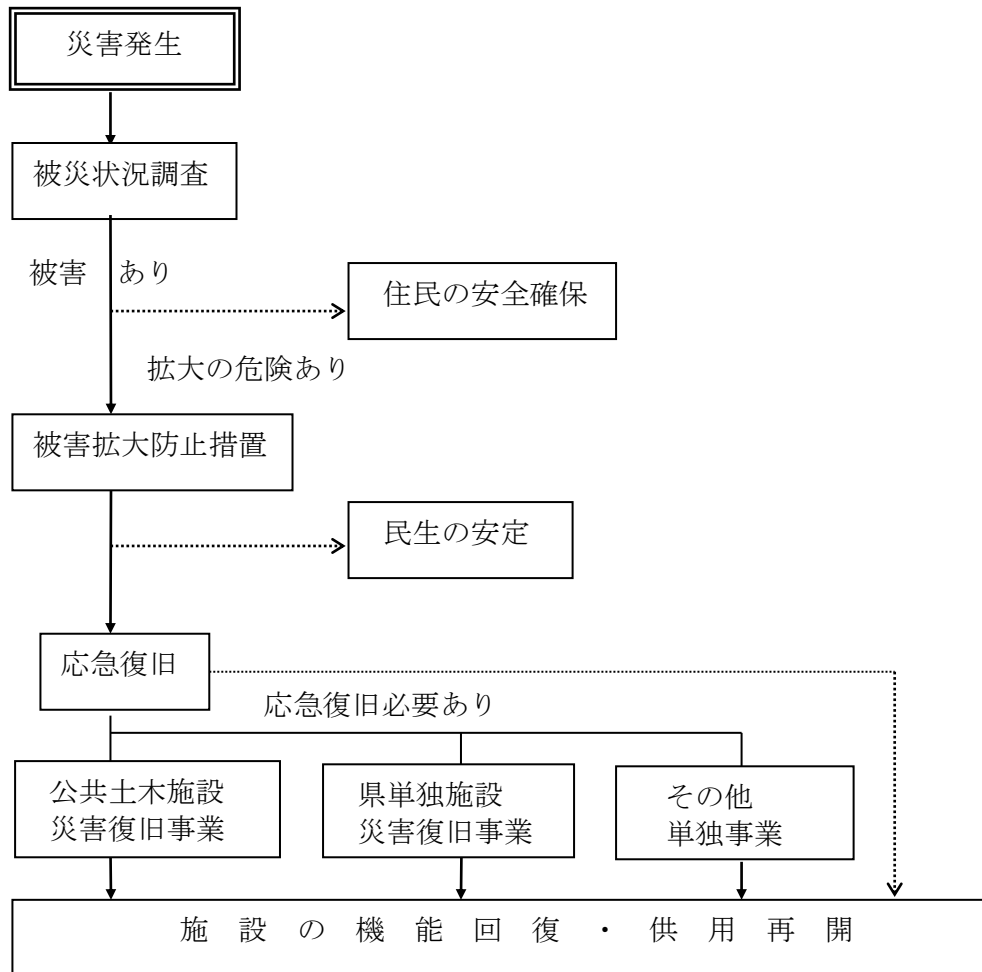
施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第2款 河川施設災害応急計画

1 計画の概要

地震災害等により被災した河川施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、これら施設の管理者が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

2 河川施設災害応急計画フロー



3 被災状況調査

町は、大規模な災害が発生した場合、民間協定業者と連携し直ちに巡回等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

4 住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又は地震後の気象状況等により被災箇所が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、町、警察及

び消防機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

町、庄内警察署、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署等は、施設管理者から、施設等が被災し又は被災後の気象状況等により住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあるとして立ち入り禁止措置をとる通報を受けたときは、警戒避難体制をとる等必要な措置を実施する。

5 被害拡大防止措置

施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

6 応急復旧

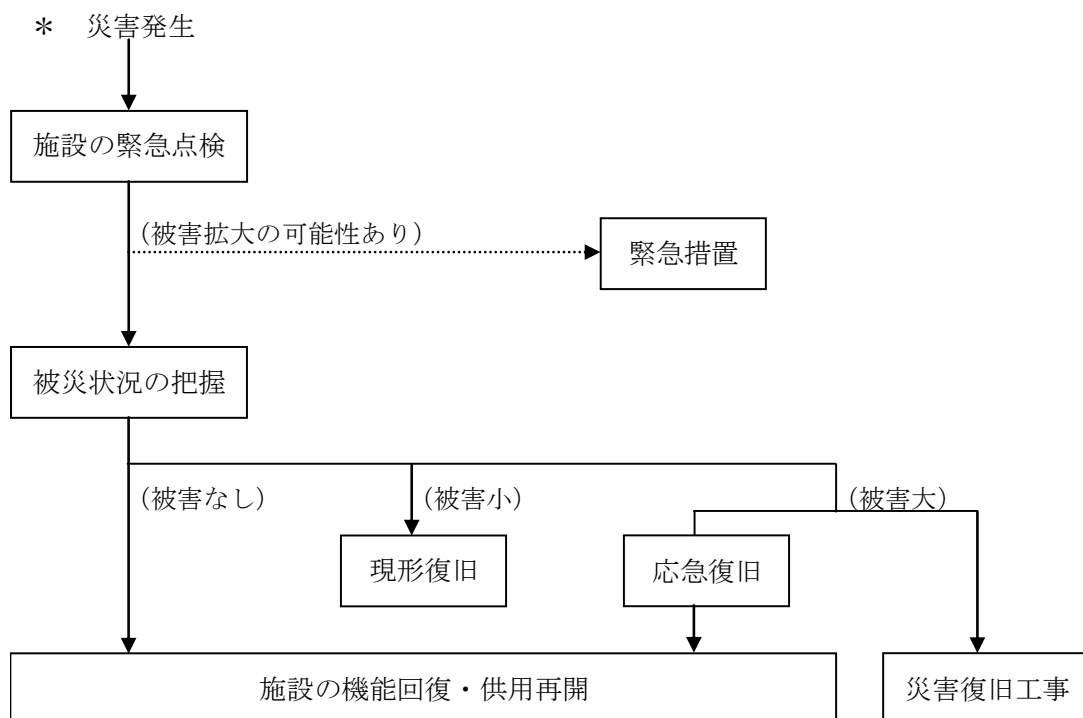
施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第3款 農地・農業用施設災害応急計画

1 計画の概要

地震災害等により被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、町、県及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

2 農地・農業用施設災害応急計画フロー



3 施設の緊急点検

- (1) 施設管理者は、大規模な災害が発生した場合、直ちにパトロールを実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。
- (2) 町は、施設管理者から通報を受けた場合、住民に対する避難勧告・避難指示（緊急）等を行い、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

4 被災状況の把握

町は、関係土地改良区等と連携して農地・農業用施設等の被害状況を把握し、庄内総合支庁に報告する。

5 応急対策及び応急復旧対策の実施

- (1) 町、土地改良区等は、庄内総合支庁の指導を受け必要な応急措置を行う。
- (2) 施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員

体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、応急対策を実施する。

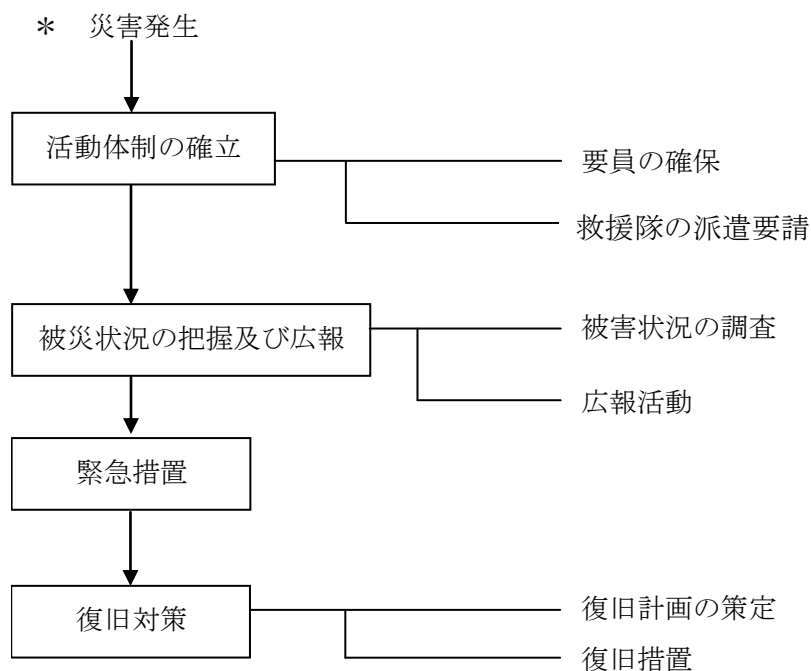
- (3) 町は、農地・農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

第4款 ガス供給施設災害応急計画

1 計画の概要

地震災害発生時の、ガスの漏えいによる二次災害を防止し、ガス供給施設を早期復旧するために、ガス供給事業者である町及びその他の供給事業者が実施する災害応急対策について定める。

2 都市ガス等供給施設災害応急計画フロー



(1) 活動体制の確立

ア 要員の確保

町は、大規模な災害が発生した場合及び震度4以下の場合でも、マイコンメーターの作動等に備えて、あらかじめ定めた職員を出動させる。職員は、出動する際被害状況等の情報収集を行う。

交通手段の制約等により通常の勤務地へ出動できない場合は、徒歩又は自転車により最寄の公共施設に出動する。

イ 救援隊の派遣要請

緊急措置及び復旧作業に必要な人員、機材等が不足する場合は、(社)日本ガス協会東北部会に救援隊の動員を要請する。また、必要に応じ災害に伴う応援協定締結業者にも動員を要請する。

(2) 被災状況の把握及び広報

ア 被害状況の調査

ガスの圧力・流量等の情報を早期に収集するとともに、次により速やかに施設の巡視・点検を行い、ガス工作物の被害状況を把握する。

また、ガス漏えい通報を受け付け、適切に整理しておく。

(ア) 製造所・供給所

ガス発生設備、受入設備、機械設備、建屋、ガスホルダー、配管・計装設備及び電気・水道設備等について、目視又は計測器、ガス漏えい検知器等による調査・点検を行う。

(イ) 導管

重要な導管・架管部、整圧器等を車両又は徒歩により巡回し、目視、臭気又はガス検知器等による調査・点検を行う。

イ 広報活動

町は、災害発生直後のガス漏えいによる二次災害の防止について、防災行政無線又は広報車等により、速やかに広報活動を行う。併せて酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、庄内警察署、県、東北経済産業局及び(社)日本ガス協会への連絡と広報活動への協力を依頼する。

ガスの供給停止措置を行った場合は、需要家の不安を解消するため、被害状況や復旧の見とおし等について適切な広報活動を行う。なお、ガスの供給が継続されている地区にも、ガスの安全使用について引き続き周知を図る。

(3) 緊急措置

町は、被害状況調査の結果、ガスの漏えいによる二次災害のおそれがある場合は、製造所におけるガスの製造を停止し、又は対象地域ブロックを定めてガスの供給を停止する。

また、製造所の施設が被災し負傷者が生じた場合は、速やかに応急手当を施し、必要に応じ医療機関に搬送する。

(4) 復旧対策

町は、次によりガス供給施設の復旧対策を実施する。

ア 復旧計画の策定

復旧を安全かつ効率的に行うため、要員や資機材を確保するとともに、復旧ブロックの設定や復旧するブロックの優先順位付けを行う等、復旧計画を策定する。その際、救急指定病院等社会的優先度の高い施設の復旧について配慮する。

イ 復旧措置

(ア) 製造所・供給所

ガス発生設備、受入設備及びガスホルダー等のガス漏えい、沈下及び変形等の損傷部分の修理を行う。

(イ) 導管

あらかじめ定めた復旧計画に沿って、被害の比較的少ない地区から次の手順で復旧を進める。

- a 需要家を戸別に巡回し、需要家のガス栓やメーターコックの閉栓を行う。
- b 中圧導管に試験ガスを流し、漏えい調査を行う。漏えいがある場合は損傷箇所の修理完了後ガスを通し、エアパージを行い導管内の圧力を保持する。
- c ブロック内の低圧導管網へ整圧器から断続的に試験ガスを流し、漏えい調査を行い、損傷箇所の修理を行う。その際、二次災害防止のため、広報車によるPRを徹底するとともに、さらに安全を確保するため、作業員を巡回させる。漏えい箇所を発見できない場合は、ブロックを細分割し再調査を行う。
- d ブロック内低圧導管網が復旧した後にエアパージを行い、導管網を通常の供給圧力程度に保持する。
- e 需要家へのガス供給を再開する場合は、広報車によるPRを実施するとともに、戸別に訪問し安全を確認したうえで開栓する。

ウ 代替燃料の供給

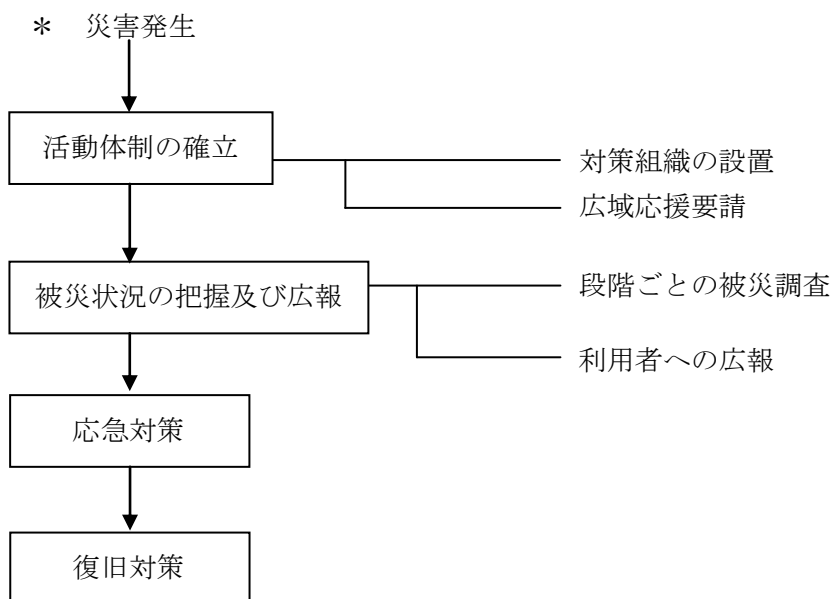
ガス供給施設復旧までの間、需要家を支援するため、一般需要家にはカセットコンロを提供するとともに、救急指定病院等社会的重要度の高い需要家には、可能な限り移動式ガス発生設備又はLPガス等による臨時供給の実施に努める。

第5款 下水道施設及び農業集落排水施設災害応急計画

1 計画の概要

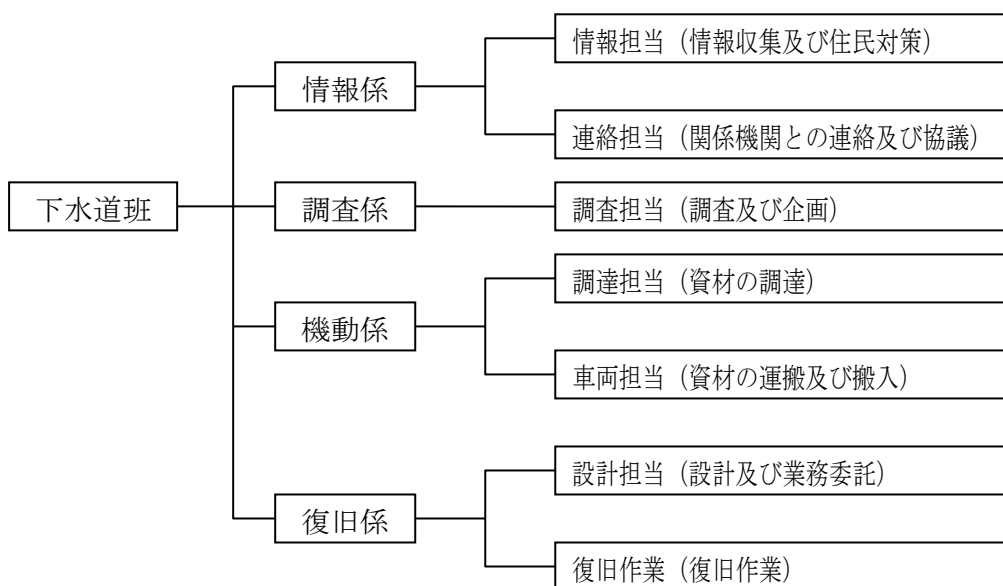
地震災害等に伴う下水道施設及び農業集落排水施設の被災による社会活動への影響を軽減するために、町が実施する下水道施設及び農業集落排水施設の災害応急対策及び復旧対策について定める。

2 下水道施設及び農業集落排水施設災害応急計画フロー



3 活動体制の確立

災害等による被害の規模が大きく、町において対応ができない場合は、県に応援を要請する。下水道及び農業集落排水施設管理者は、県又は町災害対策本部の中に、次の組織構成例を参考として、下水道対策組織を設ける。



4 被災状況の把握及び広報

(1) 段階ごとの被災調査

町は、地震災害等による被災から復旧に至るまでの各段階に応じ、次により現地の被災状況を調査する。

ア 第1段階（緊急点検・緊急調査）

処理場及びポンプ場について被害の概況を把握し、大きな機能障害や人的被害につながる二次災害防止のための点検及び調査を行う。

管渠及びマンホールについては、主に地表からの目視により、マンホールからの溢水状況の把握、被害の拡大及び二次災害防止のための点検を実施するとともに、下水道本来の機能よりも道路等他施設に与える影響の調査や重要な区間の被害概要を把握する。

イ 第2段階（応急調査）

処理場及びポンプ場については、施設の暫定機能確保のための調査を、管渠については、被害の拡大及び二次災害防止のための調査（管内、全マンホールまで対象を広げる）並びに下水道の機能的、構造的な被害程度の調査を行う。

ウ 第3段階（本復旧のための調査）

管渠について、マンホール内目視、テレビカメラ調査及び揚水試験を行う。

(2) 利用者への広報

被災状況、復旧方針及び復旧状況を地域住民に理解してもらうことは、住民生活を安定させるとともに、復旧に対する支援を得るために極めて重要である。このため、被災状況や復旧見通しをできるだけ分かりやすく地域住民に繰り返し広報するほか、報道機関にも協力を要請する。

また、下水道施設及び農業集落排水施設の汚水排除機能が停止したり、処理場の処理機能が低下することにより、復旧作業の長期化が予想される場合には、水洗トイレや風呂等の使用を極力控えるよう協力を求める広報活動を行う。さらに、利用者が下水道施設及び農業集落排水施設の異常を発見した場合は、下水道及び農業集落排水施設関係機関へ通報するよう併せて呼びかけを行う。

5 応急対策

4の調査結果をもとに、下水道施設及び農業集落排水施設の構造的・機能的な被害の程度又は他施設に与える影響の程度を考慮して、必要と認められる場合は応急復旧を行う。応急復旧は、本復旧までの間一時的に処理及び排除機能を確保することを目的に行う。

処理場及びポンプ場については、可搬式ポンプの設置、仮設配管の布設

による揚水機能の復旧及び固形塩素剤による消毒機能の回復等を行う。管渠及びマンホールについては、可搬式ポンプや吸引車による下水の排除、管内の土砂しゅんせつ及び仮設配管の敷設等を行う。

6 復旧対策

処理場及びポンプ場の本復旧は、本来の機能を回復することを目的とし、構造的な施設被害の復旧を行う。同様に、管路施設の本復旧も原形に回復することを目的として行う。

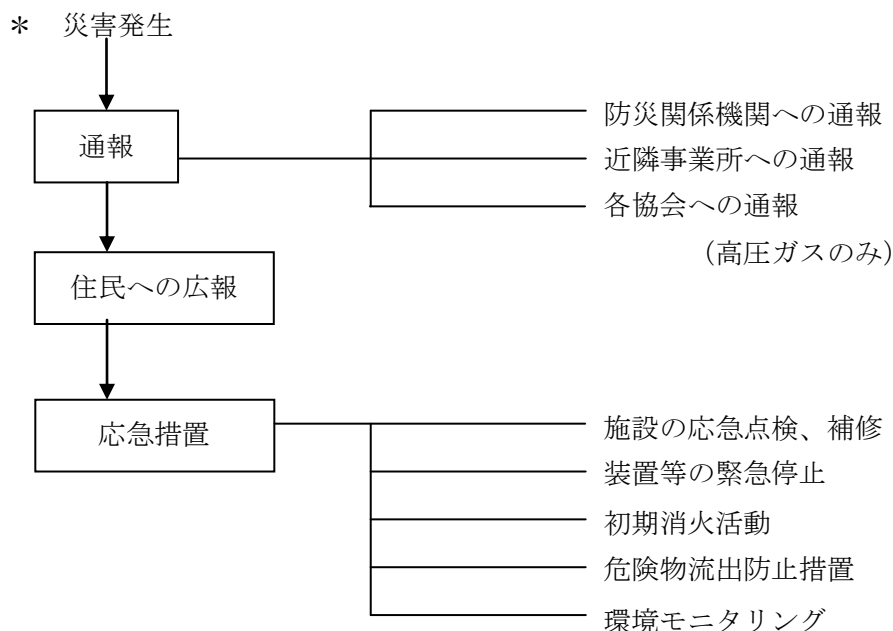
復旧は、原則として災害査定を受けた後に順次行われるものであり、被害の形態と程度に応じた復旧方法を設定する必要がある。しかし、被害の再発防止又は将来計画を考慮して施設の改良を行う場合は、新規に計画している別の施設へ変更することも考えられるので、構造物や設備の重要度並びに余命等を検討のうえ実施する。

第6款 危険物等施設災害応急計画

1 計画の概要

地震災害に伴う危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

2 危険物等施設災害応急計画フロー



3 共通の災害応急対策

それぞれの危険物等施設に共通する災害応急対策は次のとおりである。

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合、町及び関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

(2) 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要に応じ町、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

(4) 危険物等施設の応急措置

被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や町等関係機関と連絡をとり、立

入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの指示又は勧告を行う。

4 個別の災害応急対策

前項に掲げた災害応急対策以外の各危険物等施設に係る災害応急対策は次のとおりである。

(1) 高圧ガス

高圧ガス関係事業者は、必要に応じて高圧ガス関係団体の応援を受け、高圧ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

ア 高圧ガス製造施設、貯蔵施設等における措置

高圧ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設等が危険な状態になったとき又はそのおそれ、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高圧ガスの移動を行う。ガスが漏れ出した場合には、緊急遮断等の漏れ防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。

なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ県警察に連絡して交通規制等の措置を講じる。

イ 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高圧ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させる。

ウ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防機関等に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

エ 高圧ガスの移送中の措置

高圧ガス輸送車の運転者は、移送中に地震による災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高圧ガスが漏れ出した場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難勧告を行うとともに、県高圧ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

5 危険物等流出応急対策

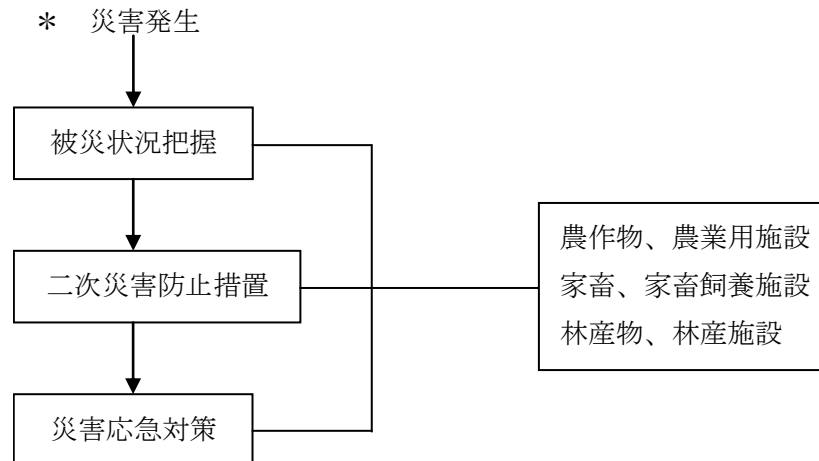
河川、大気等に大量の危険物等が流出し、若しくは漏えいし、又はそれらのおそれのある場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに町等関係機関に通報又は連絡する。

第12節 農林業災害応急計画

1 計画の概要

地震災害等による農作物等の被害、農業用施設の損壊、家畜のへい死及び飼養施設の損壊並びに林産施設の被災等に対応する災害応急対策について定める。

2 農林業災害応急計画フロー



3 被害状況の把握

町は、県、農業協同組合及び森林組合等の農林業関係団体と連携し、国の関係機関の協力を得て、「山形県農林水産業被害報告取りまとめ要領」に基づき、速やかに被災状況を把握する。

4 二次災害防止措置

町は、二次災害を防止するために必要と認めるときは、次の措置をとる。

(1) 農作物及び農業用施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による農舎、園芸ハウス等の倒壊防止措置並びに農業用燃料及び農薬の漏出防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

農業協同組合及び農家に対し、余震等による畜舎の二次倒壊防止、生存家畜の速やかな救出措置、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲並びに収容による住民への危害防止措置をとるよう指導又は指示を行う。

(3) 林産物及び林産施設

森林組合や林家に対し、林産施設の倒壊防止措置並びに林業用燃料、電気及びガス等の漏出防止措置を講ずるよう指導又は指示を行う。

5 災害応急対策

町は、県及び農林業関係団体と連携し、次の応急対策を講じ又は関係者を指導する。

(1) 農作物及び農業用施設

町及び県は、農業協同組合等と連携し、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

ア 農家及び農業協同組合に対し、冠水・浸水した圃場の排水対策、倒木・枝折れした場合の樹勢回復措置等、被害の拡大を防ぐために適切な措置を講じるよう指導する。

イ 総合支庁農業技術普及課をはじめ関係機関・団体が連携して、農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導の徹底を図る。

ウ 被害状況に応じて、応急対策用農業用資機材、農薬、種苗等の円滑な供給が図られるよう関係団体に協力を要請する。

(2) 家畜及び家畜飼養施設

町は、県及び農業協同組合等と連携・協力し、次の応急対策を講じ又は関係機関に要請等を行う。

ア 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分

(ア) 家畜死体の受入体制の確保

(イ) 家畜死体の埋却許可

(ウ) 傷害による廃用家畜の緊急と殺に対する検査（山形県庄内食肉衛生検査所）

(エ) 家畜廃用認定（山形県庄内農業共済組合連合会）

(オ) 家畜緊急輸送車両の確保（山形県庄内家畜商業協同組合連合会）

イ 家畜伝染病発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等

(ア) 家畜飼養農家に対する指導（山形県庄内家畜保健衛生所）

(イ) 被災家畜の健康診断及び畜舎消毒（山形県庄内家畜保健衛生所）

(ウ) 家畜伝染病予防接種体制の確保（山形県畜産協会）

ウ 動物用医薬品及び器材の円滑な供給（山形県動物薬品器材協会）

エ 家畜飼料及び飼養管理用資器材の円滑な供給（全国農業協同組合連合会山形県本部、山形県酪農業協同組合、飼料卸商組合）

(3) 林産物及び林産施設

ア 森林管理署、町及び県は、森林組合等と連携し、林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者の指導を行う。

(ア) 林地等に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大を防止する措置

(イ) 苗木、立木及び林産物等の病虫害発生予防措置

(ウ) 病虫害発生予防用薬剤の円滑な供給

(エ) 応急対策用資機材の円滑な供給

(オ) 林産物の生育段階に対応する生産管理技術指導

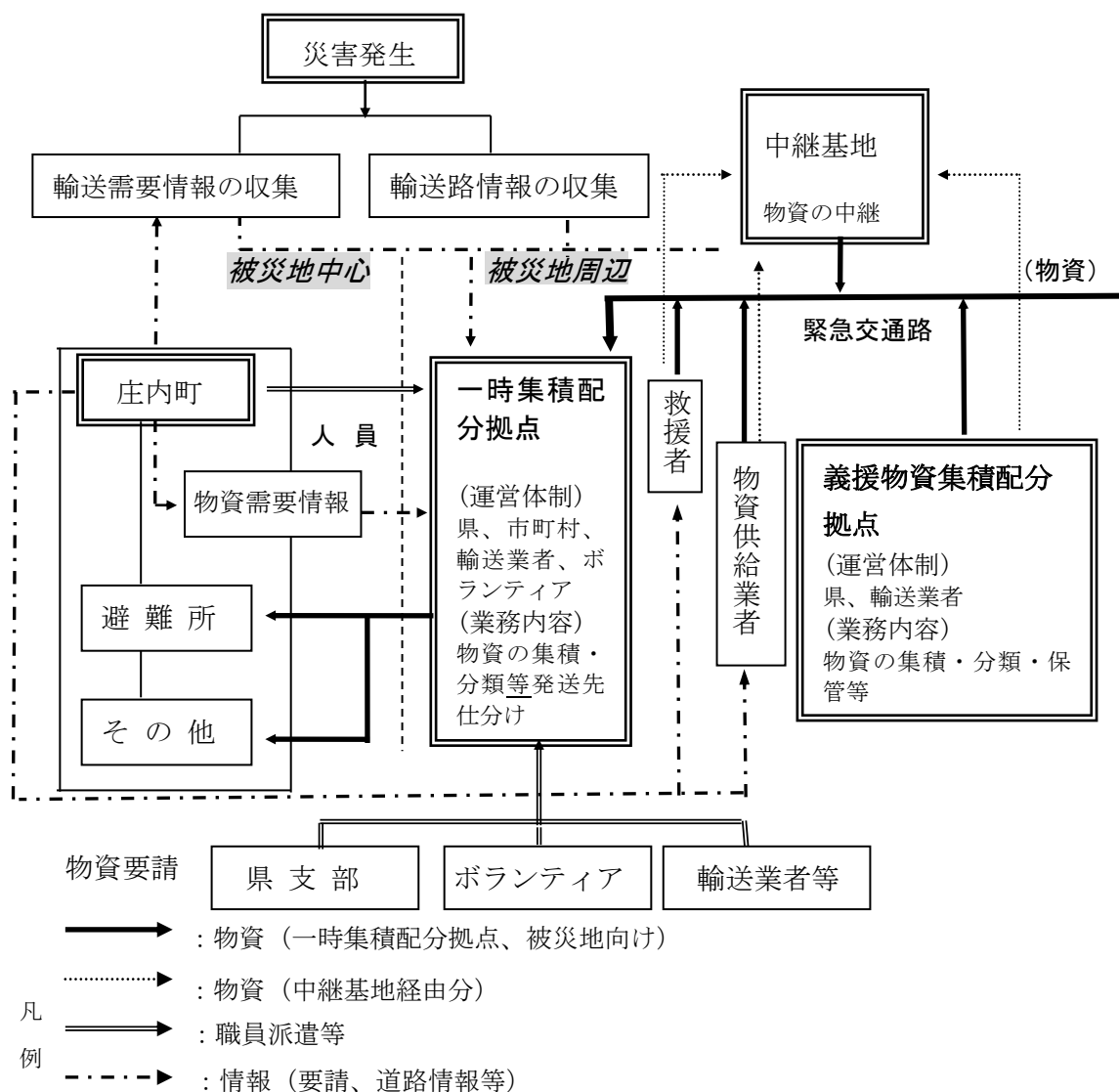
第13節 生活支援関係

第1款 集積配分拠点運営計画

1 計画の概要

地震による災害が発生した場合において、被災地内の避難所等へ迅速かつ効率的に物資を輸送するため、県が町周辺に確保する集積配分拠点における町の運用について定める。

2 集積配分拠点運営計画フロー



3 取扱物資

集積配分拠点において県が確保する取扱物資は次に示すものである。

- (1) 義援物資集積配分拠点
各地から寄せられる義援物資
- (2) 一時集積配分拠点

- ア 町の救援要請を受けて他地域から配送される救援物資（食料、飲料水及び生活用品等）
- イ 食料、生活必需品等の応急生活物資
- ウ 義援物資配分拠点等から町に配送される義援物資
- エ 医薬品

4 集積配分拠点までの輸送

集積配分拠点までの輸送は、原則として救援物資については町が要請した者が、食料、生活必需品等の応急物資についてはこれら物資の取扱業者が、実施する。

しかし、町が要請した者及び取扱業者等が輸送できない場合は、県に輸送の確保を求めるものとする。

5 実施業務

(1) 義援物資集積配分拠点

- ア 義援物資の集積、分類及び保管
- イ 集積配分拠点等の物資情報の提供
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 車両への積み替え、発送

(2) 一時集積配分拠点

- ア 緊急物資、救援物資の一時集積、分類及び保管
- イ 避難所等の物資需要情報の集約
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 小型車両への積み替え、発送

6 避難所等への輸送

避難所等までの輸送は、原則として町が実施する。

7 集積配分拠点の運営体制と運営方法

(1) 義援物資集積配分拠点

ア 運営体制

県及び社団法人山形県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県とする。

イ 運営要領

県は、次により義援物資集積配分拠点を運営する。

(ア) 義援物資集積配分拠点への職員等の派遣

輸送業務の指揮、搬入、管理、仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する職員、民間委託業者等を義援物資集積配分拠点に派遣する。

(イ) 物資情報の提供

物資情報を集約・整理のうえ関係機関への情報提供を行う。

(ウ) 物資配送用車両の確保

県は、町が物資配送用車両を確保できない場合は、町からの要請を受けて必要な車両を確保する。

(2) 一時集積配分拠点

ア 運営体制

町、県及び社団法人山形県トラック協会等の輸送機関による共同運営とし、運営責任者は県とする。

イ 運営要領

町は次により集積配分拠点を運営する。

(ア) 一時集積配分拠点への職員等の派遣

輸送業務の指揮、搬入、管理、仕分け、搬出及び連絡調整作業に従事する職員、民間委託業者及びボランティア等を集積配分拠点に派遣する。

(イ) 避難所等の物資需要情報の集約

パソコン等の情報機器や操作要員を配置し、避難所等の物資需要情報を集約・整理のうえ関係機関への情報提供を行うとともに支援物資の要請をする。

(ウ) 物資配送用車両の確保

町は、物資配送用車両を確保できない場合、県に必要な車両の確保を要請する。

(エ) ボランティアの活用

集積配分拠点における業務は、多くの人員が必要とされるのでボランティアを積極的に活用するとともに、交代要員の確保にも留意する。

8 一時集積配分拠点までの輸送

原則として救援物資については町から要請を受けた者が、食料、生活必需品等の応急物資についてはこれら物資の取扱業者が、実施する。

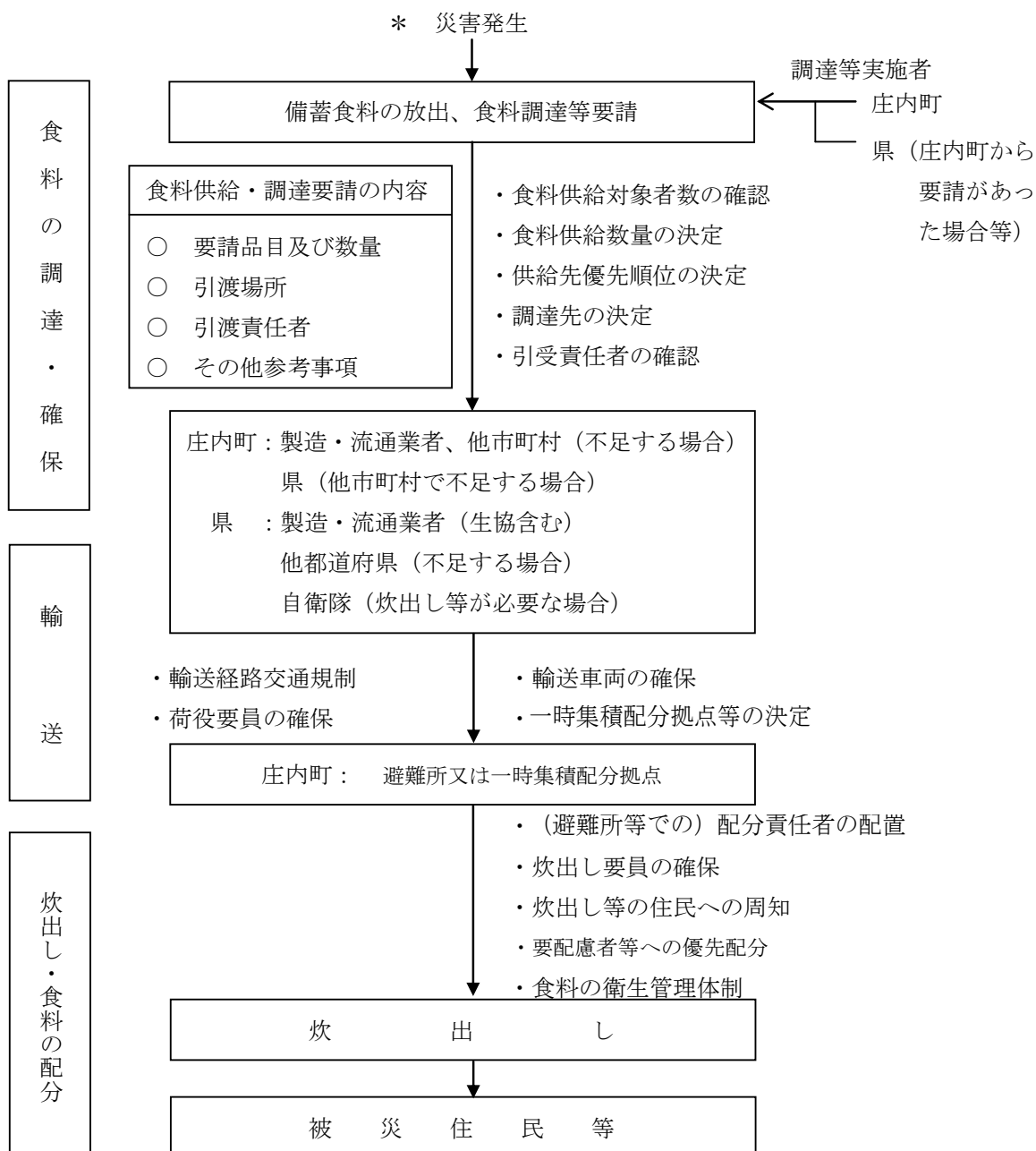
町から要請を受けた者及び取扱業者等が輸送できない場合は、県が輸送を確保する。

第2款 食料供給計画

1 計画の概要

地震災害等により食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、町が実施する災害応急対策について定める。

2 食料供給計画フロー



3 町が行う食料の調達及び配分

(1) 調達

町は、町防災計画に基づき、食料供給対象者数を確認し食料供給数量を決定した後、備蓄食料の放出を行うとともに、不足する場合はあらかじめ優先供給に関する協定を締結している製造・流通関係業者等からの調達を実施する。

町のみで対応しきれない場合は、以下の手順で対応する。

ア 山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市を通じて応援要請を行う。

イ 応援要請する際は、次の事項を明示する。

(ア) 食料の応援要請

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

(イ) 炊き出し用具等の応援要請

人員、器具、数量、期間、場所、その他参考となる事項

ウ 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合、又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合、町は県に対して必要な食料の供給応援要請を行う。

(2) 調達食料品

町は、避難所の設置状況や要配慮者等を考慮し調達する。また、アレルギーや疾病、育児等によって職に配慮を要する人向けの食品や栄養バランスに配慮するための生鮮食料品等についても、必要に応じ可能な限り調達する。

(3) 炊き出し

町は、炊き出しにより食料の供給を実施する場合は、次により行う。

ア 炊き出しは、原則として避難所内又はその付近の適当な場所を選定し、仮設給食施設を設置して行う。

イ 被災初期等、大量に炊き出しが必要となり炊き出し要員等が不足する場合は、既存の給食施設を利用し、日本赤十字社山形県支部及びボランティアの協力を得て炊き出しを実施するとともに、必要に応じ、県知事に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

(4) 配分

被災住民への食料配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難所等における食料の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 要配慮者への優先配分

4 食料の衛生管理、栄養指導

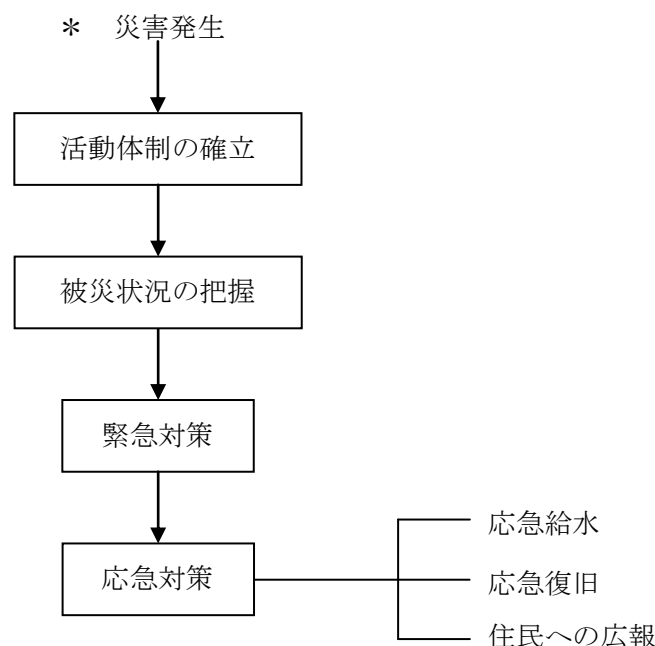
食料の衛生管理体制及び栄養指導については、本節第5款「保健衛生計画」の食品衛生対策及び栄養指導対策による。

第3款 給水・上水道施設応急対策計画

1 計画の概要

地震災害等が発生した場合に、被災者の生命維持及び人心安定の基本となる飲料水、医療用水、消火用水及び生活用水等を確保するため、町が実施する災害応急対策について定める。

2 給水・上水道施設応急対策フロー



3 活動体制の確立

町は、必要に応じて関係機関に応援協力を要請し、応急体制を確立する。

(1) 水道事業者

町は関係機関と連絡調整を図り、必要に応じて社団法人日本水道協会山形県支部（以下「日水協県支部」という）の「災害時相互応援協定」（以下「応援協定」という）に基づき、次により、関係機関に要員及び応急対策用資機材の応援を要請し、応急体制を組織する。

ア 動員計画に基づき、迅速に職員を動員する。職員自身が被災する場合もあるため他部局の職員も動員し、必要な職員数の確保に努める。

イ 町のみでは給水及び復旧活動が困難な場合は、応援協定に基づき、日水協県支部に対し人員及び資機材の応援要請を行う。

ウ 応援部隊等を的確に指揮できる体制を確立する。

エ 応援協定で定めている応援者の受入体制の確立に努める。

オ 必要な場合は、災害に伴う応援協定締結業者等に応援協力を依頼する。

(2) 用水供給

町は、県及び受水者団体と連絡調整を図って応急体制を組織し、町のみによる復旧活動が困難な場合は、県に応援を要請する。

4 被災状況の把握

町は、次により迅速かつ的確に上水道施設等の被災状況を把握する。

- (1) 遠隔監視システム等による運転状況の把握
- (2) 職員等の巡視点検による被災状況の把握
- (3) 住民からの通報による、配水管や給水管等の漏水又は断水等被災状況の把握
- (4) 災害の規模や範囲、道路等の被災状況の把握

5 緊急対策

町は、被害の拡大と二次災害を防止するため、次により緊急対策を実施する。

- (1) 二次災害の防止対策
 - ア 浄水場等で火災が発生した場合、速やかに消火活動を行う。
 - イ 水道用薬品及び水質分析用薬品等の漏出防止対策を講じる。
 - ウ 緊急遮断弁を全閉し、配水池で浄水を確保する。
- (2) 被害発生地区の分離

被害状況の情報収集により、被害が少なく継続して給水が可能な地区と、被害が大きく継続給水不可能な地区を選別し、制水弁の開閉により配水区域を切り離し、配水池からの浄水の漏出防止を図る。

6 応急対策

町は、被災施設や被災住民数等を的確に把握し、地区別に考慮した応急給水計画及び応急復旧計画を策定のうえ、速やかに応急対策を実施する。

- (1) 応急給水

町は、衛生対策、積雪等の気候条件及び要配慮者の状況について十分配慮し、給水の優先順位を決定するとともに、被災状況に応じて地区別に給水方法を選定し、次により被災者に飲料水等の生活用水を給水する。

 - ア 応急給水の準備
 - (ア) 既存水源及び緊急代替水源の確保
 - (イ) 既存浄水施設及び他水道事業者からの緊急受水の確保
 - (ウ) 配水池及び耐震貯水槽等の貯水施設の確保
 - (エ) 耐震送配水管の応急給水栓への応急給水設備の設置
 - (オ) 給水車等による応援給水の確保
 - (カ) 水質の衛生確保
 - イ 給水方法

被害状況に応じ、地区別に拠点給水、運搬給水及び仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

(ア) 拠点給水

配水池、耐震性貯水槽及び指定避難所に給水施設を設置して給水を行う。また、緊急代替水源等には浄水装置等を稼働させ、給水基地を設営して給水する。

(イ) 運搬給水

給水車、給水タンク搭載車等により飲料水を被災地に運搬し、給水する。

(ウ) 仮設給水

応急復旧した水道管に仮設給水栓を設置して給水する。また、状況に応じて給水栓数を増減させる。

(エ) 備蓄飲料水の供与

町は、備蓄飲料水（ペットボトル等）を避難所等において配布する。

ウ 優先順位

医療施設、社会福祉施設及び避難所へ優先的に給水する。

エ 飲料水及び応急給水用資材の確保

(ア) 飲料水の確保

被災直後は配水池や耐震性貯水槽等で飲料水を確保し、その後は被災しなかった上水道施設及び緊急代替水源等により飲料水を確保する。

(イ) 応急給水用資材の確保

町が確保している応急給水用資材で不足する場合は、速やかに日水協県支部に応援を要請し、飲料水運搬容器等の応急給水資材を調達する。

オ 飲用井戸及び受水槽等による給水

飲用井戸及び受水槽については、災害による水質悪化や汚染が懸念されるため、水質検査を行い、水質基準に適合していた場合に給水する。やむをえず飲用する場合は、煮沸消毒を実施し又は滅菌剤を添加したうえで飲用に供する。

カ 飲料水の衛生確保

給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、残留塩素が確保されていない場合は、簡易型滅菌設備又は塩素滅菌剤等により滅菌を徹底したうえで応急給水する。

キ 生活用水の確保

町は、区域内の井戸水等の水道水源以外の水及び雨水等に滅菌剤を添加した水を、生活用水に利用する。

ク 地域性及び積雪期への配慮

(ア) 山間地へは、必要により、飲料水の空輸又は浄水装置による給水等を行う。

(イ) 積雪期において、給水車等の運搬給水が困難な場合は、必要により消雪用井戸等による給水を行う。

ケ 要配慮者に対する配慮

高齢者等の要配慮者や中高層住宅の利用者への給水にあたっては、ボランティア活動や住民相互の協力を得るなどにより、円滑な応急給水ができるよう配慮する。

(2) 応急復旧

町は、応急復旧の優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等に十分配慮して、関係機関と連絡調整を図りながら、次により迅速に応急復旧を行う。

ア 応急復旧計画の準備

(ア) 応急復旧用図面、配水管図面及び応急復旧マニュアル等の準備

(イ) 復旧用資機材の調達

イ 応急復旧範囲の設定

町による応急復旧は、災害救助法が適用された場合を除き、配水管までを原則とし、その他の給水装置の復旧は所有者が行う。

ウ 復旧作業手順

原則として取水施設、導水施設及び浄水施設を最優先に復旧し、次に送水管、配水管及び給水装置の順に作業を進める。

エ 優先順位

医療施設、社会福祉施設、避難所及び応急給水拠点等の復旧作業を優先的に行う。

オ 積雪期における配慮

積雪期の応急復旧作業には除雪作業が必要となるため、除雪要員を確保するとともに、道路管理者等の関係機関と連絡調整を行う。

カ 応急復旧後の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の残留塩素濃度を測定し、基準値以上になるよう滅菌を強化する。

キ ライフライン関係機関相互の情報交換

電気、ガス及び下水道等ライフライン施設の管理者間で、相互に被害状況及び復旧状況を情報交換し、総合的に応急復旧計画を策定する。

特に、ガスの復旧に伴い水道水の需要が高まるため、復旧計画の策定にあたってはガスと同一箇所同時施工とする。

(3) 住民への広報

町は、住民に対し、断減水の状況、応急給水計画、応急復旧の見通し及び飲料水の衛生対策等について広報し、住民の不安の解消に努める。

ア 被災直後の広報

(ア) 町が主体となり、局地的な断減水の状況、応急給水計画及び飲料水の衛生対策等の情報を防災無線、チラシ、掲示板及び広報車等により迅速に広報する

(イ) ラジオ、テレビ等の報道機関の協力を得て、多元的に広報するよう努める。

イ 長期的復旧計画の広報

町は、長期的かつ広域的な復旧計画等の情報を広報誌、報道機関及びインターネット等を利用して広報する。

ウ 情報連絡体制の確立

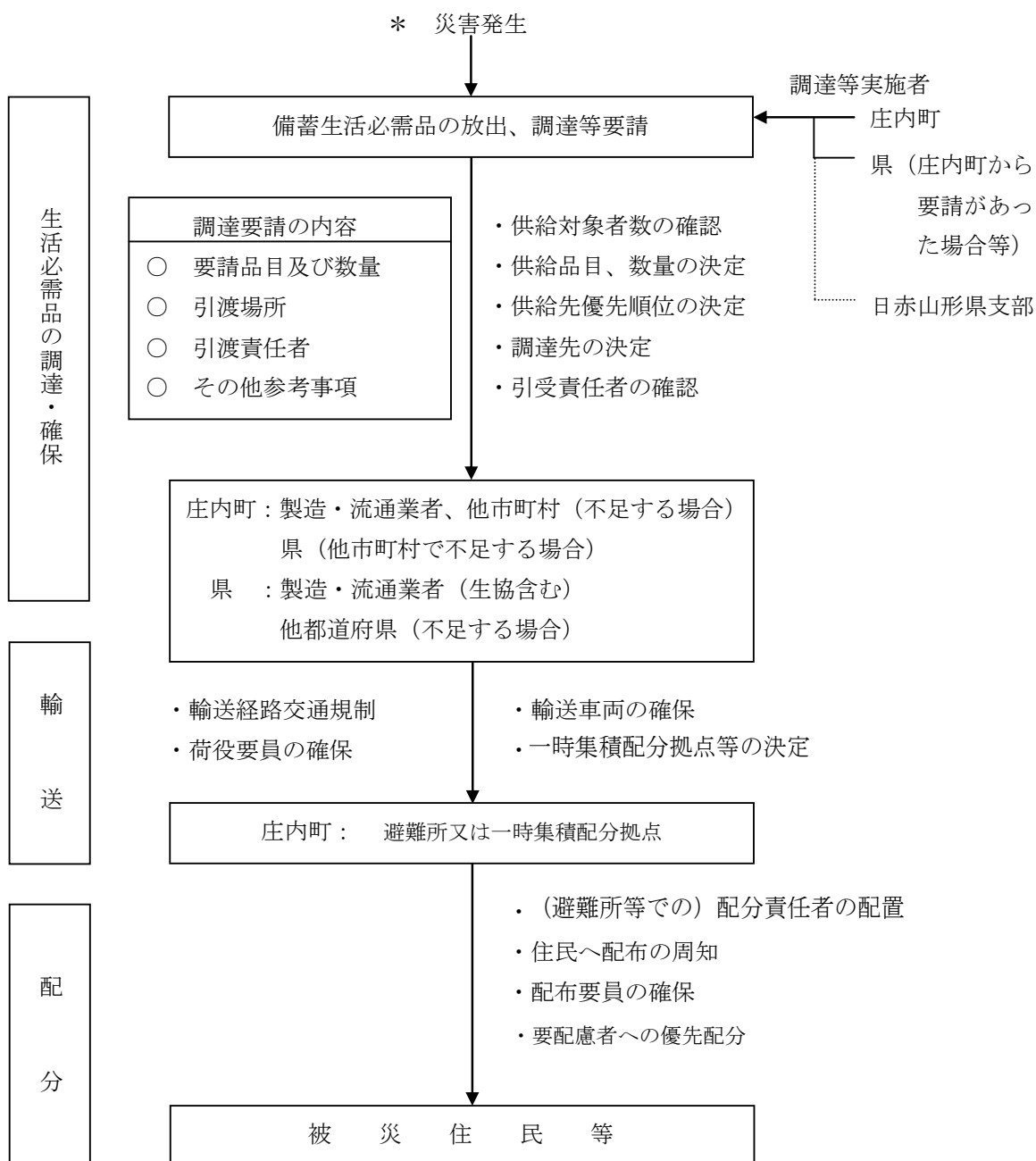
町は、被害状況、応援要請及び住民への広報等について密接な連絡調整を図るため、関係機関相互の連絡体制を確立する。

第4款 生活必需品等物資供給計画

1 計画の概要

地震災害等により被災した住民等が、生活必需品等を確保することが困難となり、日常生活に支障を生じ又は支障を生ずるおそれがある場合において、町が、生活必需品等の物資を住民等に供給するための対策について定める。

2 生活必需品等物資供給計画フロー



3 町が行う調達及び配分

(1) 調達

町は、町防災計画に基づき、生活必需品等の供給対象者数を確認して供給品目及び数量を決定した後、備蓄している生活必需品等物資の放出を行うとともに、不足する場合は、あらかじめ優先供給に関する協定締結等している製造・流通業者等からの調達を実施する。

なお、発災からの期間により必要な物資がことなることから、ニーズ及び不足している物資を把握し必要とされている物資の調達に留意する。

町のみで対応しきれない場合は、次の手順で対応する。

ア 山形県市町村広域応援協定に基づき、被災市町村応援調整市町村を通じて応援要請を行う。

イ 応援要請する際は、次の事項を明示して行う。

品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他参考となる事項等

ウ 被害が広範囲に及び市町村間の応援が困難な場合又は市町村間の応援だけでは不足が見込まれる場合は、県に対して必要な物資の供給応援要請を行う。

(2) 調達生活必需品等物資品目例

町は、避難所の設置状況や要配慮者の状況等及び避難者の年齢、性別、サイズ等を考慮し調達する。

(3) 配分

被災住民への生活必需品等物資の配分にあたっては、次の事項に留意する。

ア 避難所等における生活必需品等物資の受入確認及び需給の適正を図るための責任者の配置

イ 住民への事前周知等による公平な配分

ウ 要配慮者への優先配分

エ 避難所で生活せず生活必需品等のみ受け取りに来ている被災者等への配分

(4) 集積配分拠点から避難所への輸送は町において対応する。

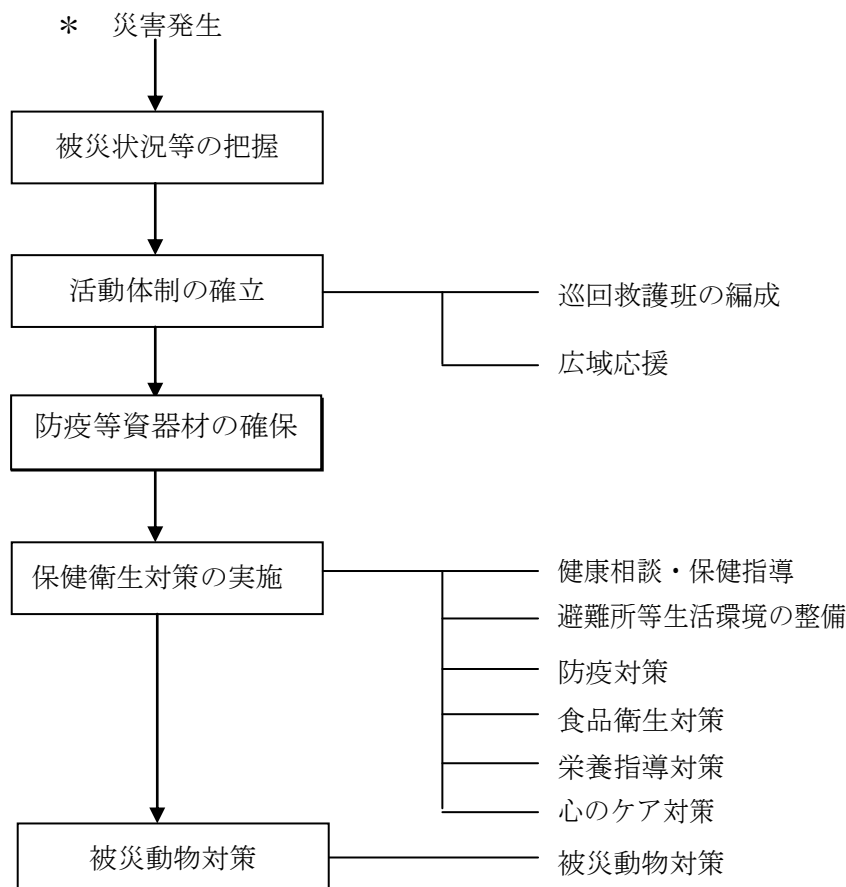
(5) 日本赤十字社山形県支部の庄内分区長である町長は、実施する必要量調査の結果に基づき日本赤十字社山形県支部に必要な物資の交付を要請する。

第5款 保健衛生計画

1 計画の概要

地震災害等が発生した場合において、被災地住民の心身の健康を保つために、県と連携しながら町が実施する防疫、食品衛生及び精神保健等の保健衛生対策について定める。

2 保健衛生計画フロー



3 被災状況等の把握

災害等発生時における保健衛生対策を的確に実施するため、町は、以下の事項について被害状況等を把握する。

- (1) ライフラインの被害状況
- (2) 避難所の設置及び受入状況
- (3) 仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況
- (4) 防疫用資器材取扱店等の被害状況
- (5) 特定給食施設の被害状況
- (6) 食品及び食品関連施設の被害状況

4 活動体制の確立

町は保健所と連携し、保健師を中心に巡回救護班を編成する。必要に応

じ医師、栄養士、精神保健福祉相談員等を加えるものとする。

5 防疫等資器材の確保

町は、防疫及び保健衛生資器材が不足する場合は、保健所に確保を要請する。

6 保健衛生対策の実施

(1) 健康相談・保健指導

巡回救護班は、計画を立てて被災地域の避難所、仮設住宅等を巡回し、健康相談や保健指導を行う。

巡回健康相談では、被災者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、適切な処遇を行うため、必要に応じ、医療救護、感染症予防、栄養指導及び福祉対策の各関係者と連絡調整を図る。

ア 寝たきり者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ 感染性胃腸炎・インフルエンザ等感染症予防の保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安除去等メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

キ 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）予防の保健指導

(2) 避難所等生活環境の整備

巡回救護班は、避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言をするとともに、町担当者等と連携して適切な生活環境を確保する。

ア 食生活の状況（食中毒の予防）

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、便所（仮設トイレを含む）等の清潔

キ プライバシーの保護

(3) 防疫対策

ア 感染症発生予防対策

町は、感染症の発生を未然に防止するため、避難所、浸水地区、衛生状態の悪い地区を中心に、次の感染症予防対策を実施する。

(ア) パンフレット、リーフレット等を利用して、飲み水や食物への注

意、手洗いやうがいの励行を指導するとともに、台所、便所及び家の周りの消毒を指導する。

(イ) 道路、溝渠及び公園等の公共の場所を中心に消毒を実施する。

なお、消毒の実施にあたっては、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施する。

(ウ) 便所、台所等を中心に消毒を実施する。

イ 感染症発生時の対策

町は、病原体に汚染された物件等への消毒の実施を県から指示があった場合、その場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、飲食物、衣類、寝具その他の物件の消毒を実施する。

ウ 臨時予防接種の実施

町は、県から指示があった場合、指定された対象者及び期日に臨時予防接種を行うものとする。

(4) 食品衛生対策

町は、保健所と連携し、被災地内での炊き出し施設の把握と衛生指導を実施するとともに、特に、仮設の炊き出し施設に対しては、原料の調達、保管、調理について重点的に指導する。

(5) 栄養指導対策

町は、保健所と連携し、次により被災者の栄養指導を行う。

ア 町が設置した炊き出し実施現場での栄養管理指導

イ 避難所、応急仮設住宅及び被災家屋を巡回し、栄養相談の実施

ウ 食生活相談者への相談・指導の実施

エ 特定給食施設への指導

(6) 精神保健対策

ア 巡回相談等

保健所等の精神保健福祉相談員は、災害等発生時の不安除去等精神的ケアに対応するため、避難所や応急仮設住宅等で被災者を対象に巡回相談を行うとともに、通所している精神障がい者を訪問指導し、必要により精神科医療機関と連絡調整を行う。

イ 心のケア対策

(ア) 心のケアに関する電話相談

a 不安や精神的な課題を抱えた被災者に対する電話相談

b 保健所・精神保健福祉センターで実施

(イ) 被災地への心のケアチームの派遣

a 県は、町の要請に基づき、県内外の心のケアチームを派遣し、急性ストレス障がい及び在宅精神障がい者の医療の確保等に対応

する。

- b 精神科医・看護師（保健師）・精神保健福祉士・臨床心理士・精神保健福祉相談員・事務職等からなるチームを編成し、その旨を厚生労働省に報告する。

(ウ) 災害時精神科医療体制の整備

- a 被災地からの緊急入院患者等に対応するため、24時間体制の精神科医療を確保する。
- b 24時間医療を確保するため、県精神科病院協会等の協力により空床確保等の後方支援体制を確保する。
- c 被災した精神病院入院患者の転院先を確保する。

(エ) 被災者への普及啓発

- a 被災者に対して、被災後の心理的反応とその対処法・心のケア対策情報をパンフレットやチラシ等で伝達する。
- b ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、支援者自身の心のケアに関する情報を提供する。
- c 新聞・テレビ等報道機関を通じて被災者の心のケアに関する情報を提供する。

(オ) 援助者への教育研修

- a 保育士・学校教員・ケアマネージャー等関係者に対し、「被災ストレスとその対処法」等の研修を実施する。
- b ボランティア・開業医・行政職員等の支援者に対し、支援者自身の心のケアに関する研修を実施する。

7 被災動物対策

町は、県等関係機関や県獣医師会等関係団体との協力関係を確立し、動物の愛護と住民の安全確保を図るため、被災時に飼い主とともに避難した動物の適正な飼養、危険な動物の緊急措置等の確認及び負傷動物又は放し飼いの状態にある動物の保護、収容に関し必要な措置を講ずる。

(1) 避難動物の適正飼養等

町は、動物の愛護及び環境衛生の維持を図るため、保健所や県獣医師会等関係団体と連携し、飼い主とともに避難所及び応急仮設住宅に避難した動物の適正な飼養に関する指導、助言、人と動物の共通感染症を予防するうえで必要な措置並びに飼料・ケージ等の調達及び配分等に関する必要な措置を行う。

(2) 被災地域における動物の保護、収容等

町は、保健所等関係機関や県獣医師会等関係団体と連携し、負傷動物

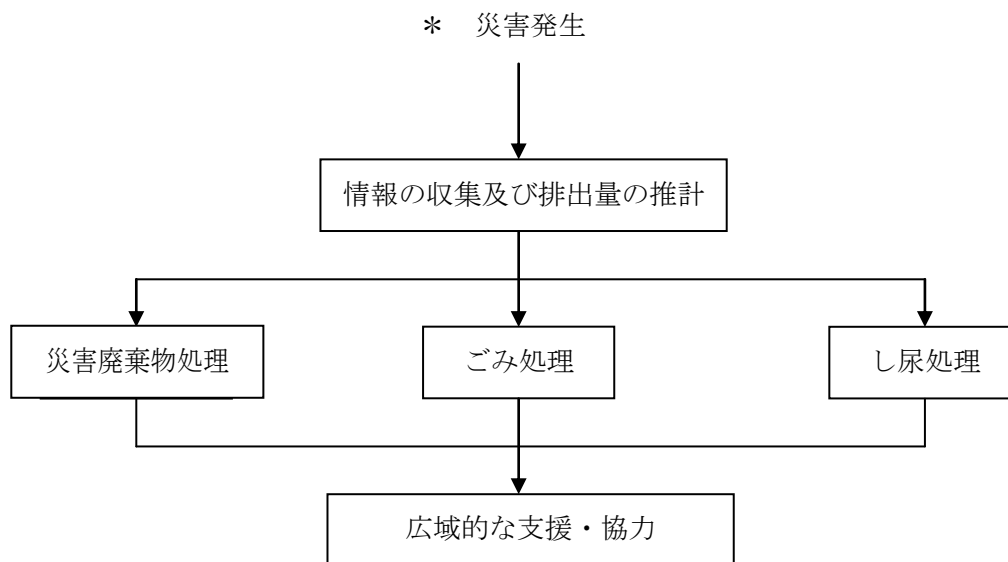
又は放し飼いの状態にある愛護動物の保護、収容を行うとともに、動物の治療内容や保護状況等を把握し、指導を行う。

第6款 廃棄物処理計画

1 計画の概要

地震災害等に伴い発生する被災地の災害廃棄物、ごみ及びし尿等の廃棄物を、迅速かつ適正に収集・処理し、生活環境の保全を図るために、町が実施する廃棄物処理対策について定める。

2 廃棄物処理計画フロー



3 災害廃棄物処理

(1) 災害廃棄物処理計画

町は、国が定める「災害廃棄物対策指針」（以下「指針」という。）に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、近隣市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。

(2) 災害廃棄物の処理

町は、次により災害廃棄物処理を実施する。

ア 町は、国及び県とともに大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、町は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。

イ 町は、国及び県とともに災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

ウ 町は、発生した災害廃棄物の種類、性状（腐敗物、有害物質の含有、固形状、泥状等）等を勘案し、その発生量を推計したうえで、災害廃棄物の処理計画を随時適切に見直すとともに、見直し後の計画に基づき、仮置場、最終処分地を確保し、必要に応じて広域処理を行うこと等により、災害廃棄物の計画的な収集、運搬及び処分を行い、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。また、ごみ処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

エ 町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに近隣市町村等への協力要請を行う。

オ 損壊建物数等の情報を速やかに収集し、災害廃棄物の排出量を推計する。

カ 災害等により損壊した建物から発生した災害廃棄物については、原則として被災者が町の指定する収集場所に搬入する。ただし、被災者自ら搬入することが困難な場合で、かつ、被災者から要請があったときは、町がその建物に関する権利関係等を確認したうえで搬出する。

また、この際、放置された災害廃棄物のうち、周辺住民の人命等に危害を及ぼす可能性の高いもの及び道路の通行に支障があるものについては適切な場所に移動する。

キ 災害廃棄物の処理に長期間を要する場合があることから、必要により、生活環境保全上支障のない場所に、災害廃棄物の選別や保管可能な仮置場を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、火災予防等に十分な配慮を行う。なお、あらかじめ、災害廃棄物の仮置場の候補地を選定しておく。

ク 災害廃棄物の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、他の市町村等や地元の建設業協会等に応援要請を行う。

また、他の市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

ケ ごみ処理施設について、耐震性の確保を図るとともに、被災した場合の対処として、処理系統の多重化や補修等に必要な資機材の備蓄を行うものとする。ごみ処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めることとする。

コ 特定の大規模災害が発生した場合、災害対策基本法に基づく廃棄物処理特例地域内の市町村長は、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町村に代わって国が行うよう、要請する。

サ 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化を図るとともに、復旧・復興計画を考慮に入れ、計画的に行うものとする。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

4 ごみ処理

町は、次によりごみ処理を実施する。

(1) 情報の収集及び排出量の推計

町は、避難所等の避難人員及び場所を速やかに確認し、被災地域におけるごみの排出量を推計する。

(2) ごみの処理

町は、避難者の生活に支障を生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行うとともに、一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについて、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

(3) 一時保管場所の確保

町は、生活ごみ等を早期に処理できない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理について衛生面のほか、周辺環境の保全、火災予防等に十分な配慮を行う。

(4) 県、近隣市町村等への応援要請

ア 町は、生活ごみ等の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合には、近隣市町村及び一部事務組合に応援要請を行う。

イ 町は、近隣市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援を要請する。

5 し尿処理

町は、次によりし尿処理を実施する。

(1) 情報の収集及び排出量の推計

町は、避難所等の避難人員及び設置場所を速やかに確認し、被災地域におけるし尿の排出量を推計する。

(2) し尿処理施設の応急復旧

町は、し尿処理施設の臨時点検等を早急に行い、その処理能力を確認するとともに、施設や設備に支障が生じた場合は、速やかに応急復旧を行う。

(3) し尿の処理

町は、必要な人員及び収集運搬車両を確保して、円滑な収集を行う。

(4) 避難所等への仮設（簡易）トイレの設置

町は、上水道、下水道及びし尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じて、水洗トイレの使用を自粛するよう地域住民等に協力を要請するとともに、避難所や住宅密集地等に仮設（簡易）トイレを設置する。

なお、町は、仮設（簡易）トイレの管理にあたっては、必要な消毒剤等を確保し、衛生上十分な配慮を行う。

(5) 県、近隣市町村等への応援要請

ア 町は、し尿の収集、運搬及び処理に必要な人員、収集運搬車両並びに処理施設が不足する場合、また、し尿処理施設の処理能力を超える場合には、近隣市町村、一部事務組合及び山形県環境整備事業協同組合等に応援要請を行う。

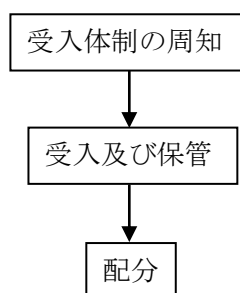
イ 町は、近隣市町村等による応援体制が確保できない場合には、県に対して広域的な支援の要請を行う。

第7款 義援金品受入、配分計画

1 計画の概要

大規模な地震災害による被災者に、全国から寄せられる義援金品を円滑かつ適切に受入れ及び配分するために実施する対策について定める。

2 義援金品受入、配分計画フロー



3 義援金

(1) 受入体制の周知

町は、義援金の受入が必要と認められる場合は、国の非常災害対策本部又は報道機関等を通じて、義援金の受入窓口となる振込金融機関口座（銀行名等、口座番号、口座名等）を公表する。

(2) 受入

町は、次により義援金を受入れる。

ア 一般からの受入窓口を開設する。

イ 一般から直接受領した義援金については、寄託者へ領収書を発行する。

(3) 配分

ア 町及び県は、学識経験者、日本赤十字社山形県支部等義援金受付団体、県社会福祉協議会等福祉団体、被災者代表で構成する義援金配分委員会（以下この節において「委員会」という）を組織し、義援金の総額及び被災状況等を考慮した配分対象及び配分基準を定め、適切かつ速やかに配分する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

イ 町に寄託された義援金は、速やかに委員会に送金する。また、報道機関及び各団体が募集した義援金も同様とする。

4 義援物資

(1) 受入の基本方針

町は、県と連携し、必要に応じて義援物資の受入体制を構築する。

ただし、全国から一度に大量の義援物資が寄せられた場合、保管、仕分け、配送等に大きな労力を要し、被災者の置かれた環境やニーズに合

わせて適時適切に供給することは困難と考えられるため、まずは応援協定等に基づき民間企業や他自治体等から必要量を調達することを基本とする。

(2) 受入体制の周知

町は、義援物資の受入が必要と認められる場合は、県とともに国の非常災害対策本部等又は報道機関を通じ、義援物資の取扱いや募集、被災地のニーズ等公表する。

また、義援物資受入の必要がなくなった場合も、必要に応じその旨公表する。

(3) 受入及び保管

町は、次により義援物資を受入れる。

ア 義援物資の受入窓口は人的支援部が行う。

イ 義援物資の集積場所は、集積及び仕分け作業が可能な被災地外の場所を、緊急輸送路へのアクセスを考慮のうえ選定する。また、庁舎へ直接持ち込まれる物資についても、当該集積場所へ誘導又は移送する。

(4) 配分

ア 町の調達物資及び町に対する応援要請物資を調整しながら、需給状況及び被災地におけるニーズを勘案して効果的な配分を行う。

イ 義援物資集積場所における在庫物資及び配送済物資のリストを整備し、当該場所からの配送作業を円滑に行う。

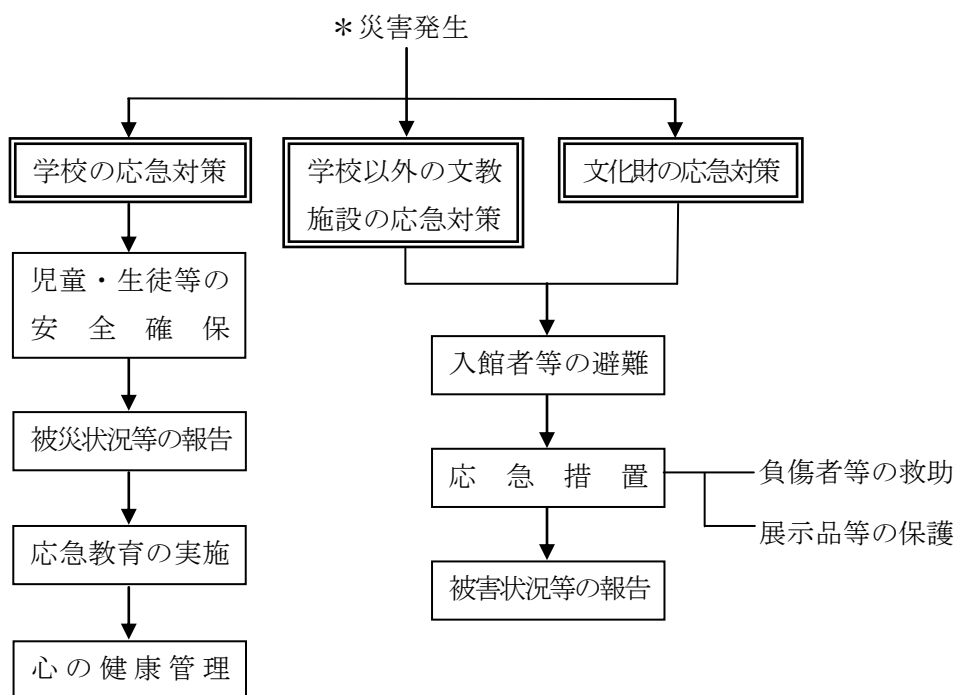
ウ 一時集積配分拠点から避難所への輸送は、町が行う。

第14節 文教施設における災害応急計画

1 計画の概要

地震災害等発生時における児童生徒等の安全確保及び学校教育活動の早期回復並びに学校以外の文教施設及び文化財の被害の防止又は軽減を図るために、各施設の管理者等が実施する災害応急対策について定める。

2 文教施設における災害応急計画フロー



3 学校の応急対策

災害等発生時における学校の基本的役割は、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、指定避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、町が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童生徒等の安全確保

ア 在校時の措置

災害発生後、直ちに全教職員で児童生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生埋め者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに町、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、庄内警察署等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・搜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に

取扱う。

イ 登下校時の措置

登下校中の児童生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童生徒等の情報を得たときは、直ちに町、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、庄内警察署等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

ウ 勤務時間外の措置

校長並びに学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）であらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保したうえで、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

エ 下校及び休校の措置

児童生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえで、児童生徒等を速やかに下校させる。幼稚園、小学校及び特別支援学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。

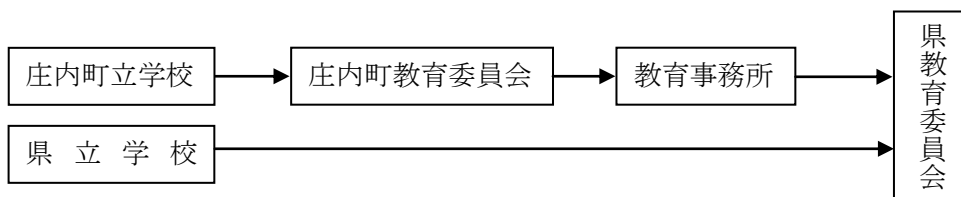
その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者とともに安全が確保される学校にとどまることや、避難行動を促すなどの対応を行う。

また、児童生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

(2) 被災状況等の報告

校長は、児童生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに町及び県に報告する。（この報告は、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず行う）

学校連絡経路



(3) 応急教育の実施

ア 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じる。

(ア) 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

(イ) 学区の通学路や交通手段等の確保

(ウ) 児童生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導

(エ) 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

イ 教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずる。

(ア) 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）

例 公民館、体育館等

(イ) 災害等発生時における児童生徒等の転校手続き等の弾力的運用

(ウ) 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

a 複式授業の実施

b 近隣市町及び県等に対する人的支援の要請

c 非常勤講師又は臨時講師の発令

d 教育委員会事務局職員等の応援

ウ 災害救助法に基づく措置

町長は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

(ア) 学用品給与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

(イ) 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体操着等）

(ウ) 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書（教材を含む）は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する。（ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで必要な期間を延長することができる）

(エ) 学用品給与の方法

町教育委員会は、補給を要する教科書の数量等を取りまとめて、県教育委員会に報告する。

(4) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

4 学校以外の文教施設の応急対策

学校以外の文教施設の管理者は、大規模な災害が発生した場合には、各施設の防災計画等に基づき、次により人命の安全確保及び施設等の保全を図り、被害の防止又は軽減に努める。

- (1) 館内放送等により、施設内の入館者等に施設外の状況を伝えるとともに、必要に応じてハンドマイク等を使用し、施設外へ安全に避難させる。
- (2) 要救助者及び負傷者がいる場合は、酒田地区広域行政組合及び庄内警察署等に通報するとともに、救急隊が到着するまでの間、職員等により救助作業及び負傷者の手当等を行う。
- (3) 収蔵物、展示品及び蔵書等の被害状況を調査するとともに、直ちに被害拡大防止のための応急措置をとる。
- (4) 人的及び物的被害状況等を集約し、速やかに町に報告する。（被害がなくても報告を行う）
- (5) 応急危険度判定等により安全性を確認した施設にあつては、町から指示があつたとき又は近隣住民等が施設に避難してきたときは、可能な範囲内で施設を避難所として開放し、その運営に協力する。

5 文化財の応急対策

- (1) 町、国及び県指定文化財等の所有者及び管理者は、災害が発生した場合は、次により文化財の被災の防止又は軽減に努める。

ア 建造物及び搬出不可能な文化財

防災設備が設置してあるものについてはその設備により、未設置のものについては所有者又は管理責任者等の定める自衛防災組織の活動により、被災の防止又は軽減に努める。

イ 搬出可能な文化財

指定文化財ごとに、その性質や保全等についての知識を有する搬出責任者が、あらかじめ準備された器具等により、定められた避難所に

搬出する。

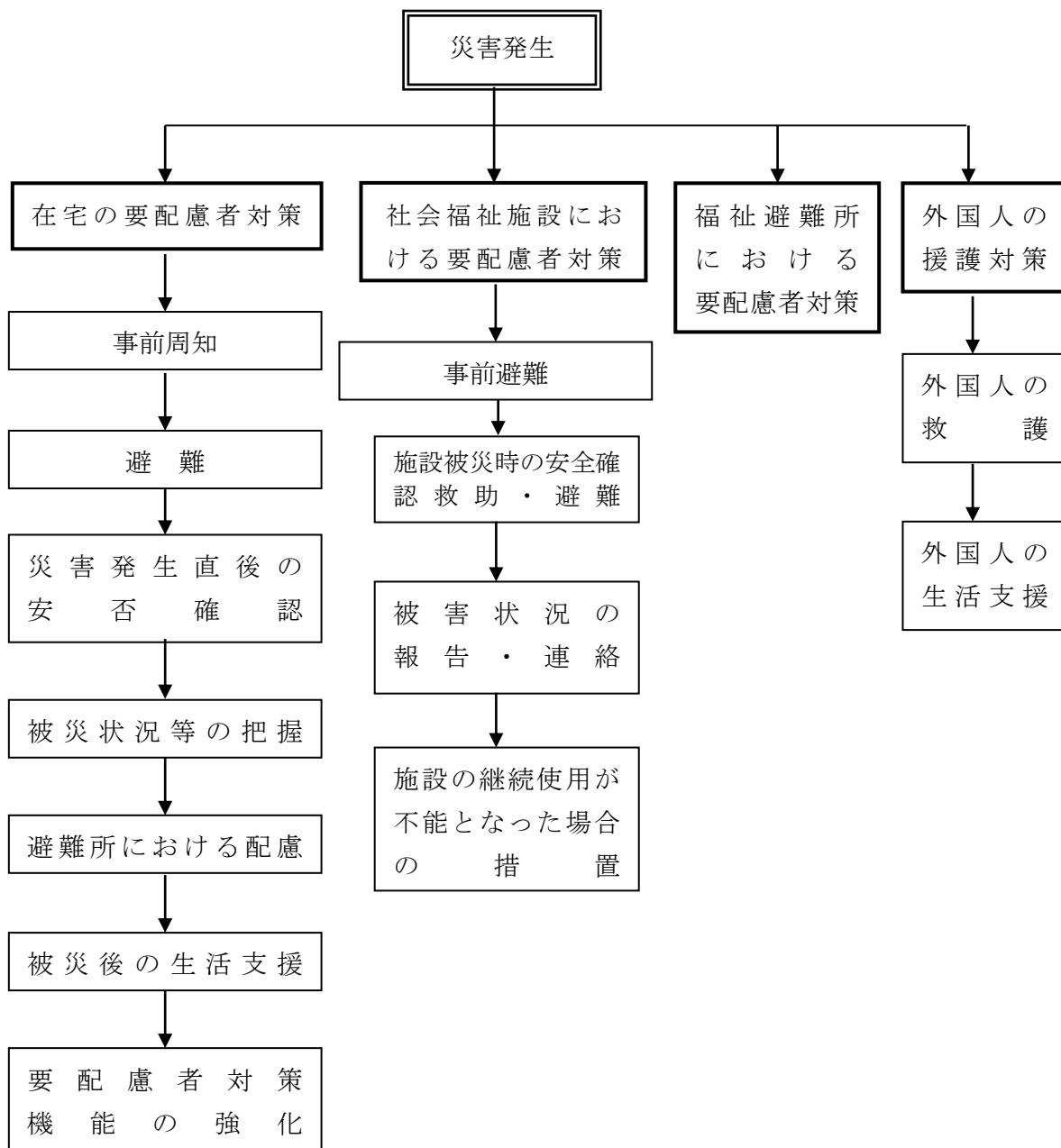
- (2) 建造物等に観覧者等がいる場合は、人命の安全確保の措置を行う。
- (3) 被害が発生した場合は、直ちに町教育委員会を經由して、県教育委員会に報告するとともに、被害拡大防止のための応急措置をとる。

第15節 要配慮者の応急対策計画

1 計画の概要

地震災害等が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、町及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

2 要配慮者の応急対策計画フロー



3 在宅の要配慮者対策

(1) 災害等が発生するおそれがある場合の対応

町は、災害等が発生するおそれがあるときは、避難準備・高齢者等避難開始を発表し、町が定める避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難行動要支援者に対し確実に情報を伝達する。

(2) 避難

町は、避難行動要支援者の避難が必要となった場合、避難誘導等が避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者避難支援プランに基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。また、自治会、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。

また、避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(3) 災害発生直後の安否確認

町は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者等の協力を得て、避難行動要支援者について、避難所への受入状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。このとき、把握した情報は、町に提供する。

(4) 被災状況等の把握

町は、避難所や要配慮者の自宅等に、保健師や地域包括支援センターの職員等を派遣し、次の事項を把握する。

ア 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況

イ 家族（介護者）有無及びその被災状況

ウ 介護の必要性

エ 施設入所の必要性

オ 日常生活用具(品)の状況

カ 常時服用している医薬品等の状況

キ その他避難生活環境等

(5) 避難所における配慮

町は、福祉施設職員等の応援体制など、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、町は、福祉施設職員等の応援体制を構築し、福祉避難所（3ヶ所）を設置し、要配慮者を避難させる。

(6) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

町は、県と連携し、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

また、町内の施設で対応できない場合、近隣市町村又は県に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

イ 相談体制の整備

町は、県と連携し被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

その場合、特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、要配慮者の被災状況等に応じて、保健師や在宅介護支援センターの職員等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、町は、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入（通）所及び施設の被災状況を町及び県に報告し、必要な措置を要請する。

(2) 施設被災時の安全確認・救助・避難

町は、施設が被災し施設長から災害時における応急救援活動への応援に関する協定書により応援要請があった場合は、必要な措置を講じるよう消防団長に協力を求める。消防団長は、要請に基づき当該分団に対し、協力するよう指示する。

(3) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

町は、被災した施設長から施設の継続使用が不能となった連絡を受けた場合、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、町は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、県と連携しながら、他の施設との調整に努め、入所可能施設を斡旋する。

5 福祉避難所における要配慮者対策

町は、必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。その際、相談にあたる介助員を配置すること等により、要配慮者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図

るとともに、要配慮者の健康状態の把握を行う。また、被災した要配慮者の福祉避難所での生活におけるニーズを把握し、粉ミルク、哺乳びん、おむつ等の生活必需品、医薬品、介護用品等の調達、ホームヘルパーや手話通訳者等の供給など、円滑な生活支援を行う。実施にあたっては、必要に応じて関係機関へのケアにあたる人材等の派遣について協力を要請する。

なお、福祉避難所での避難生活が困難な要配慮者、身体状況等の悪化により緊急に入院加療が必要な者等については、緊急入所、ショートステイ、緊急入院等により対応を行うとともに、福祉避難所の収容能力を超えるなど、町で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

6 外国人の援護対策

(1) 外国人の救護

町は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

町は、県と連携しながら報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 相談体制の整備

町は、県と連携しながら被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第16節 応急住宅対策計画

1 計画の概要

大規模な地震災害等により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下この節において「法」という）が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施し、又は公営住宅等の斡旋等により、その援護を推進するために、町が実施する災害応急対策について定める。

なお、災害により被害を受けた住家の被害認定の実施に際しては、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月）及び改正被災者生活再建支援法（令和2年12月4日改正）に基づき実施する。

なお、被災者生活再建支援法の改正により新たに導入された「中規模半壊」の判定方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において令和2年度内の改定が予定されており、本節の記載についても、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の改定を受けて修正するものとする。

2 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において判定する住家の被害の程度は、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の5区分とされたが、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」（令和2年12月4日公布・施行）により、「中規模半壊」が追加され、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分となった。

「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の認定基準は、下表のとおり。

被害の程度	認定基準
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

被害の程度	認定基準
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊 (世帯)	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯。 具体的には、住宅の損害割合が30%以上40%未満又は損壊割合が30%以上50%未満の被災世帯
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

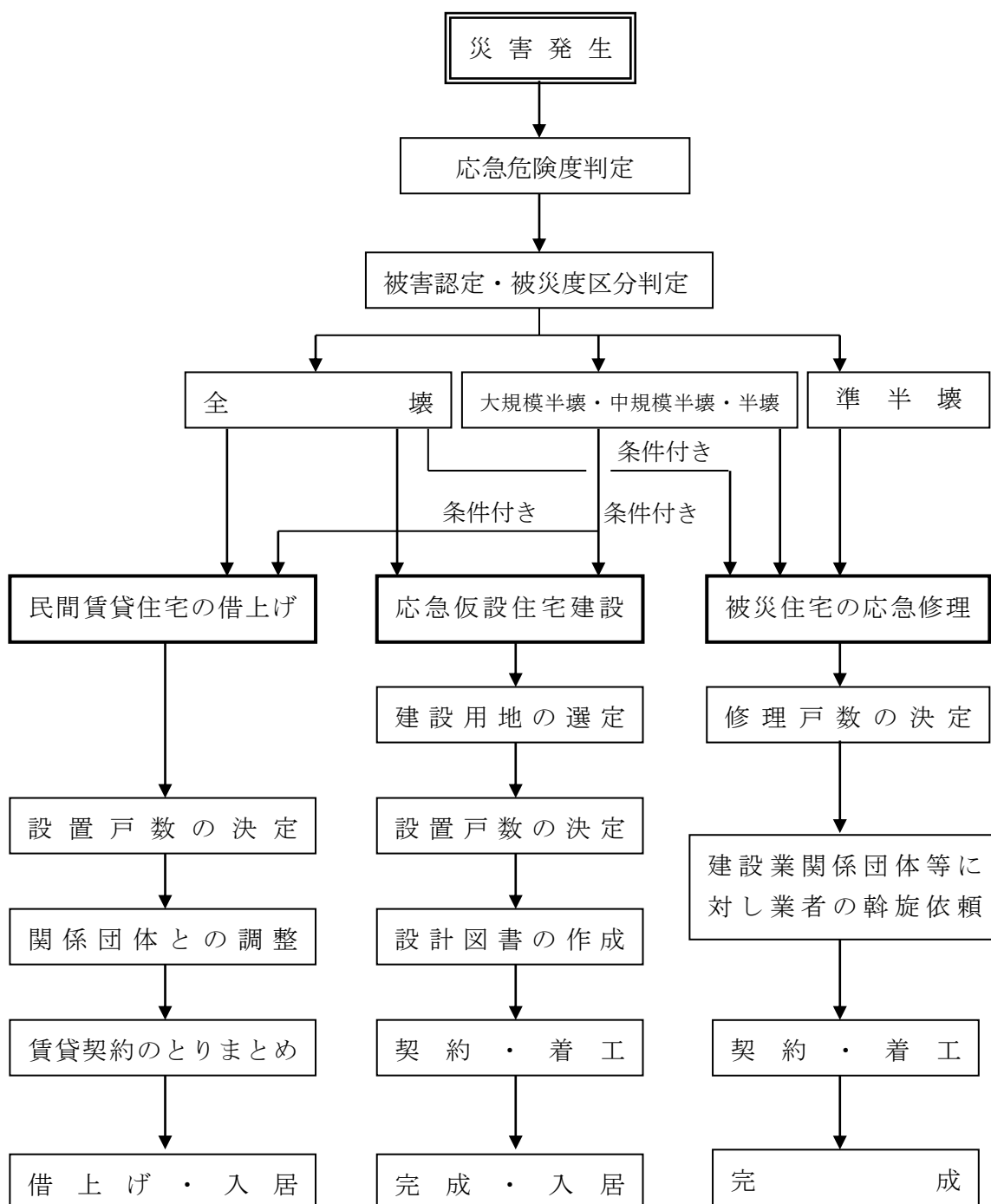
※全壊、半壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法（令和2年12月4日改正）第2条第2号ホ」による。

※準半壊：「災害救助法事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）

3 応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー



4 住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

町は、地震により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な下記事項について早急に調査を実施する。

県は、町の協力を得て、早急に住宅の被災状況等を把握するとともに必要な調査を実施する。

ア 地震情報及び被害状況

イ 避難場所の状況

ウ 住宅に関する緊急対応状況(予定を含む。)

エ 被災建築物応急危険度判定

(ア) 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル(全国被災建築物応急危険度判定協議会策定)」及び「山形県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」等に基づき、基本的に町が実施し、県は必要な各種の支援を行う。

(イ) 町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

(ウ) なお、判定の実施にあたっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

オ 被災宅地危険度判定

敷地の被害の状況により、町は宅地の危険度判定を行う。県は必要な各種の支援を行う。

カ 被害認定

町は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和2年3月)及び改正被災者生活再建支援法(令和2年12月4日改正)に基づき被災建築物の被害認定を行う。

キ 被災度区分判定

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行う。

ク 当面の応急仮設住宅の必要戸数

ケ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

コ 住宅に関する県への要望事項

サ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 応急仮設住宅の必要戸数の把握

町は、被害認定の状況、住民からの要望等を踏まえて、応急仮設住宅の必要戸数や規模等について見積もりを行う。

(3) 公的住宅等の活用の可否に係る調査

町は、住家が滅失した被災者に対する当面の仮設住宅として、町営住宅及び公的宿泊施設等を使用させることの可否について調査を実施し、県に報告する。

5 応急仮設住宅の確保

町は、住家に被害を受けた被災者の収容対策として県が実施する、次の応急的な仮設住宅の建設に協力する。

(1) 応急仮設住宅

応急仮設住宅の供給は下記によるものとする。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、町の住宅事情等により下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りでない。

なお、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

ア 民間賃貸住宅の借上方法

(ア) 県は、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸経営者協会連合会（以下「関係団体等」という。）の協力を得て借上住宅を供給するものとする。

(イ) 関係団体等は、借上げる住宅の選定、賃貸契約等のとりまとめに関する事務を行うものとする。

イ 民間賃貸住宅の借上住宅の入居者選定等

(ア) 入居の資格

借上住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。（大規模半壊・中規模半壊・半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む。）

b 居住する住家がない者であること。

c 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。

(a) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(b) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

(c) 前各号に準ずる者

(イ) 入居者の選定

- a 借上住宅の入居者の選定及び申込み受付は、町が行う。
- b この場合、身体障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員・児童委員等関係者の意見を参考にする。
- c 県は、町から入居申込みの報告を受け、入居の許可及び借上住宅の契約締結等を行う。

(ウ) 供与の期間

借上住宅を被災者に供与できる期間は、入居可能日から2か年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

(2) 応急仮設住宅の建設

ア 町は、県が実施する応急仮設住宅の建設可能な用地の把握に協力するため、建設用地を選定し報告する。

イ 用地選定には次の事項に十分留意し選定する。

(ア) 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮する。

また、福祉仮設住宅やグループホーム等の設置についても検討する。

(イ) 降雨等による二次災害を受けることがないように、土石流危険渓流等の災害危険箇所を避ける。

(ウ) 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議のうえ、正規の2か年程度の土地使用契約書を取り交わす。

(エ) 学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

(3) 応急仮設住宅の入居者選定

ア 入居の資格

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

(ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。（大規模半壊・中規模半壊・半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む。）

(イ) 居住する住家がない者であること。

(ウ) 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
- c 前各号に準ずる者

(エ) 応急修理をする被害者のうち応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難なもの

イ 入居者の選定

(ア) 町は、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。

また、選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮すること。

(イ) この場合、身体障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員・児童委員等関係者の意見を参考にする。

(ウ) 町は、県が行う入居予定者名簿の作成に協力するため、入居者の選定結果の報告を行う。

ウ 供与の期間

応急仮設住宅を被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から2か年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

(4) 応急仮設住宅の管理

町は、県が実施する応急仮設住宅の管理に協力するものとし、状況に応じて町に管理を委任した場合町が実施する。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

町は、住民ニーズの把握や孤立防止を図るため、巡回訪問等を行う生活支援相談員の配置に努める。

(5) 公営住宅、職員住宅、民間賃貸住宅の空家等の斡旋等

町は、県、関係団体と連携し、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や職員住宅、民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋ができるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

6 被災住宅の応急修理

町は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を、応急的に補修する。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図るものとする。

(1) 修理の方針

ア 範囲及び費用

- (ア) 被災住宅の応急修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。
- (イ) 被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

イ 修理の期間

- (ア) 被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了する。
- (イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって1か月の期間内に修理を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 修理の方法

被災住宅の応急修理については、救助の実施機関である町長が、建築関係業者と直接契約するなどして、応急修理を実施する。

(3) 修理の対象者

ア 対象者の範囲

被災住宅の応急修理の対象となる者は、次の事項に該当する者とする。

- (ア) 災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者〔半壊〕
- (イ) 大規模又は中規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者〔大規模半壊・中規模半壊〕
- (ウ) 災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者〔準半壊〕
- (エ) 自らの資力をもっては、応急修理をすることができない次の者であること。
 - a 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない高齢者及び障がい者等
 - c 前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

7 建物関係障害物の除去

町は、災害等により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

(1) 障害物除去の方針

ア 範囲及び費用

(ア) 障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(イ) 障害物の除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

イ 障害物の除去の実施期間

(ア) 障害物の除去は、災害が発生した日から、原則として10日以内である。

(イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって10日の期間内に除去を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 障害物除去の方法

障害物の除去については、救助の実施機関である町長が、作業員あるいは技術者を動員して、障害物の除去を実施する。

(3) 障害物除去の対象者

ア 対象者の範囲

障害物の除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ア) 災害によって住宅が半壊又は床上浸水し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力をもっては、障害物の除去をすることができない次の者であること。

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない高齢者及び障がい者等
- c 前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

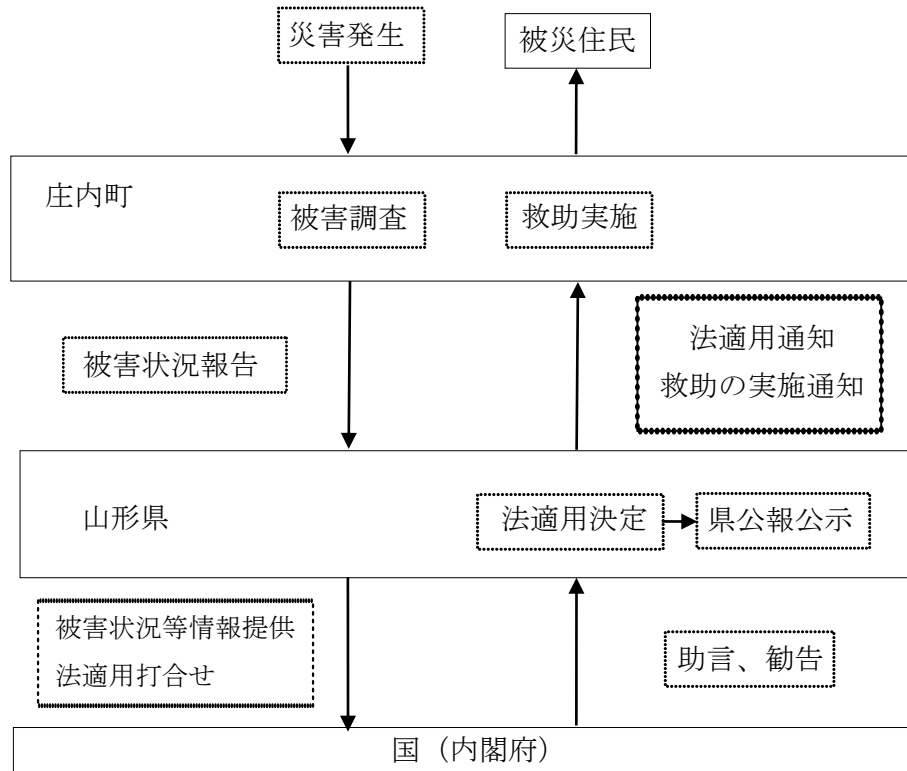
町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

第17節 災害救助法の適用に関する計画

1 計画の概要

一定規模以上の地震災害が発生した場合の応急救助措置に適用される災害救助法（昭和22年法律第118号。以下この章において「法」という）の運用について定める。

2 災害救助法による救助フロー



3 災害救助法の適用基準

(1) 基準の内容

法による救助は、市町村の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達し、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、次により行われる（法第2条）。

ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 同一の原因による災害によることを原則とする。

ただし、この例外として、

(ア) 同時又は相接近して、異なる原因による災害が発生した場合

(イ) 時間的に接近して、同一市町村内の別の地域に同種又は異なる災害が発生した場合においても、前の災害と社会的混乱の同一性が認められる場合は、これらの災害を一つの災害として取扱う。

- ウ 市町村又は県の人口に応じた一定数以上の住家の滅失があること。
- エ 被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

(2) 適用基準

法の適用基準は、法施行令第1条第1項に定めるところによるが、本県における具体的適用基準は次のとおりである。

ア 住家の滅失した世帯数が、当該市町村の人口に応じ、別表の1号適用基準以上であるとき（法施行令第1条第1項第1号）。

イ 被害が広範囲にわたり、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が1,500世帯以上に達した場合であって、かつ、当該市町村の区域内で住家の滅失世帯数が別表の2号適用基準以上であるとき（法施行令第1条第1項第2号）。

ウ 被害が県下全域に及ぶ大災害で、県の区域内で住家の滅失世帯の総数が7,000世帯以上に達した場合であって、かつ、当該市町村の区域内で住家の滅失世帯数が多数であるとき（この場合の「多数」については、被害の態様や四囲の状況に応じて個々に判断すべきものである。）（法施行令第1条第1項第3号前段）。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき（法施行令第1条第1項第3号後段）。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたときであって内閣府令に定める基準に該当するとき。（法施行令第1条第1項第4号）。

4 被害状況等の判定基準

(1) 滅失世帯数の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した1の世帯とみなし、適用基準上換算して取扱う（法施行令第1条第2項）。

滅失世帯数＝(全壊、全焼、流失)＋(半壊、半焼)×1/2＋(床上浸水等)×1/3

(2) 住家滅失の認定

ア 住家が全壊、全焼又は流失したもの

(ア) 住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延べ

床面積の70%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の主要な構成要素（壁、柱、はり、屋根又は階段等をいう。半壊又は半焼の場合も同様。）の経済的被害を住家全体に占める損害を割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの

イ 住家が半壊又は半焼したもの

損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のものであって、次のものをいう。

(ア) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの

ウ 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（準半壊）

住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたものであって、次のものをいう。

(ア) 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の10%以上20%未満のもの

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

エ 住家が床上浸水又は土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

具体的には、ア及びイに該当しない場合であって、次のものをいう。

(ア) 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの

(イ) 土砂や竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。次の点に留意する。

(ア) 同一家屋内の親子夫婦であっても、明らかに生活の実態が別々であれば、2世帯として差し支えない。

(イ) マンションやアパート等のように1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれを一つの世帯として取扱う。

(ウ) 会社又は学生の寮などは、全体をもって1世帯とすることを原則とするが、実情を勘案し、個々の生活実態に基づき、それぞれが独立した生計を営んでいると認められる場合は、別々の世帯として認

定できる。

イ 住家

現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。次の点に留意する。

- (ア) 炊事場、浴場、便所及び離れ座敷等、生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。
- (イ) 学校や病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がある場合は、それを住家とする。
- (ウ) 社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。例えば、通常は非住家として取扱われるような土蔵や小屋等であっても、現実に住家として人が居住している建物であれば、これを住家として取扱う。

5 災害救助法の適用

(1) 県の役割

知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、関係機関の協力のもとに応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る（法第2条）。また、知事は、救助を迅速に行う必要があると認められるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる（法第13条第1項）。

(2) 町の役割

町長は、上記(1)により町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助するものとする（法第13条第2項）。

(3) 国との連携等

法の適用にあたっては、必要に応じて内閣総理大臣に技術的助言を求め、適用した場合は、県広報に公示するとともに、内閣総理大臣に情報提供するものとする。

6 災害救助法による救助の種類と実施体制

(1) 救助の種類

法による救助の種類は次のとおりである（法第4条第1項及び法施行令第2条）。なお、本県では、知事が必要があると認めて指定した救助の実施に関する事務は町長が行うこととしている（法第13条第1項及び県災害救助法施行細則第1条第1項）。

ア 収用施設の供与

(ア) 避難所の設置

(イ) 応急仮設住宅の供与

イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 被災者の救出
- カ 被災した住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋葬
- ケ 死体の捜索及び処理
- コ 障害物の除去

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石や竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- (2) 救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要であると認めた場合においては、特例的に救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる（法第4条第2項）。

7 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

(1) 一般基準

法による救助の程度、方法及び期間は、県災害救助法施行細則別表第1に定められているとおりであり、その基準については内閣府において適宜改定が行われる。

(2) 特別基準

災害の種類や態様、被災者の構成や家族事情、あるいは社会通念上の生活様式の変化などによっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、知事は、町長の要請等に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、その都度必要に応じて内閣総理大臣と協議する。

庄内町の災害救助法適用基準被災世帯数

市町村名	人口	適用基準	
		1号	2号
庄内町	21,666人	50世帯	25世帯

注1：住家が滅失した世帯の数の算定は、次の方式による（法施行令第1条第2項）。

$$\text{滅失世帯数} = (\text{全壊、全焼、流失}) + (\text{半壊、半焼}) \times 1/2 + (\text{床上浸水等}) \times 1/3$$

注2：人口は、平成27年10月1日現在の国勢調査の結果による。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

1 計画の概要

地震災害等により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、町及び防災関係機関が実施する、被災者の相談の受付、見舞金の支給及び雇用の確保等の民生安定化対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 被災者のための相談	① 相談所の開設 ② 相談事項 ③ 被災証明書の発行 ④ 被災者台帳の整備 ⑤ 被災者等の生活再建等の支援
2 見舞金等の支給及び生活資金の貸付	① 災害弔慰金 ② 災害障害見舞金 ③ 被災者生活再建支援金 ④ 災害援護資金の貸付 ⑤ 生活福祉資金（福祉資金福祉費）の貸付 ⑥ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還猶予 ⑦ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の違約金不徴収 ⑧ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長
3 雇用の確保	① 臨時総合相談窓口の開設 ② 離職者の早期再就職の促進 ③ 雇用保険失業等給付に関する特例措置 ④ 未払賃金立替払事業に関する措置 ⑤ 労働保険給付等に関する措置 ⑥ 労働保険料の納付に関する特例措置
4 応急金融対策	① 通貨供給の確保 ② 非常金融措置
5 生活関連物資の需給価格状況の調査、監視及び情報の提供	① 調査、監視及び情報の提供 ② 物資の指定等
6 住宅対策	① 住宅資金の貸付 ② 災害公営住宅の建設 ③ 住宅復旧のための木材調達
7 租税の特例措置	① 町税等の減免 ② 町税等の期限延長 ③ 国税、県税の減免及び徴収猶予
8 公共料金等の特例措置	① 郵便事業 ② 貯金事業 ③ 電信電話事業 ④ 電気事業 ⑤ 都市ガス事業及び簡易ガス事業

項 目	概 要
9 被災住民への各種措置の周知	

3 被災者のための相談

(1) 相談所の開設

町及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、次の場所に速やかに相談所を開設し、他の防災関係機関と連携しながら、相談業務を実施する。

ア 県の設置する相談所：県庁、被災地及び応急仮設住宅等の所在する庄内総合支庁

イ 町の設置する相談所：町役場、出張所、コミュニティ・センター及び避難所等

(2) 相談事項

相談所では、設置地域の状況及び他の防災関係機関との連携状況等を踏まえながら、次の事項等について相談業務を実施する。

ア 生活相談：各種見舞金、災害援護資金・福祉資金等、生活保護、災害時要介護者への対応、租税の特例措置及び公共料金等の特例措置等

イ 職業相談：雇用全般にわたる相談

ウ 金融相談：農林漁業資金及び商工業資金の利用

エ 住宅相談：住宅の安全診断、住宅の補修、住宅関係資金、公営住宅及び応急仮設住宅

(3) り災証明書の発行

町は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるとともに、効率的なり災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

ア り災証明書の申請・交付

窓口での申請・交付は、不特定多数の被災者が集まるため、感染リスクが高まることから、下記の取組等について事前に検討するとともに、窓口での対応に際しては、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示す留意事項の感染防止対策等を講じた上で、事前の整理券配布、申請・交付の分散化（地域別に申請・交付）等の取組を実施する。

(ア) 申請

申請に際し、電子申請の活用や郵送による申請等の対応を事前に検討する。

(イ) 交付

- a 交付に際し、郵送による交付等の対応を事前に検討する。
- b 窓口での申請・交付では、不特定多数の被災者が集まり、感染リスクが高まることから、できるだけ接触のない手続方法を検討する。

イ 被災者への広報

被災者に対し、被害認定調査の実施時における感染防止対策や災証明書の申請・交付方法などについて、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示す留意事項を踏まえつつ、適切な広報を行う。

ウ 業務の効率化や体制の構築等

発災時には、フェーズに応じた感染防止対策等が求められ、より多くの業務が生じることから、各種被災者支援システムの事前導入や発災時を想定した訓練の実施など、業務を円滑に進められる工夫により業務の効率化を図るとともに、自治体同士や民間との事前の協定締結や「被災市区町村応援職員確保システム」の活用等により、体制の構築に努める。

なお、体制構築に当たっては、総務省において「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項3について」（令和2年5月22日付け総行派第20号）を踏まえて、検討を行う。

エ 感染防止対策に必要な物資・資材やスペース等

発災時には、短期間で多くの職員が災証明書交付業務を行うこととなり、フェーズに応じて、感染防止対策のための多くの物資・資材や十分な作業スペース等を確保する必要があることから、事前に準備を進める。

オ その他

(ア) 運用指針や手引き等については、災害救助法による住宅の応急修理制度の準半壊（損害割合10%以上20%未満）への対象拡充に伴う見直し等の改定（令和2年3月）に留意する。

(イ) り災証明書の様式は、「罹災証明書の様式の統一化について」（令和2年3月30日付け府政防第737号）、り災証明書の交付枚数や代理申請は、「罹災証明書の交付に係る運用について」（令和2年3月30日付け事務連絡）を参考とし、り災証明書の適切な交付に

努める。

(4) 被災者台帳の整備

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(5) 被災者等の生活再建等の支援

町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

4 見舞金等の支給及び生活資金の貸付

(1) 災害弔慰金

町は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金

町は、自然災害により精神又は身体に著しい障がいを受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

(3) 被災者生活再建支援金

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立した生活を再建することが困難なものに対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、自立した生活の開始を支援する目的から被災者生活再建支援金を支給する。

(4) 災害援護資金の貸付

町は、災害救助法が適用される災害等により家財等に被害を受けた世帯のうち、一定の所得要件を満たすものに対し、生活の建て直し資金として、災害援護資金を貸し付ける。

(5) 生活福祉資金（福祉資金福祉費）の貸付

県社会福祉協議会は、災害救助法の適用に至らない災害等により家財等に被害を受けた低所得世帯等に対し、生活の建て直し資金として生活福祉資金（災害援護資金（福祉資金福祉費））を貸し付ける。

(6) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還猶予

母子及び父子並びに寡婦福祉資金の償還猶予を行う。

(7) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金の違約金不徴収

母子及び父子並びに寡婦福祉資金の違約金不徴収を行う。

(8) 母子及び父子並びに寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住

宅資金)の据置期間の延長

母子及び父子並びに寡婦福祉資金の(事業開始資金、事業継続資金、住宅資金)の据置期間の延長を行う。

5 雇用の確保

山形労働局は、被災者に対し以下の支援を行い、生活の再建等を図る。

(1) 臨時総合相談窓口の開設

被災地及び避難所の存する労働基準監督署、公共職業安定所に臨時総合相談窓口を開設し、労働条件や労働力確保等に向けた措置を講じる。

(2) 離職者の早期再就職の促進

被災地域の公共職業安定所長は、災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職等を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、必要に応じ、次の措置を講ずる。

ア 雇用維持等の要請

イ 被災者のための臨時職業相談の実施

ウ 公共職業安定所に出頭することの困難な地域における巡回職業相談の実施

(3) 雇用保険失業等給付に関する特例措置

ア 求職者給付の支給に関する特例

公共職業安定所長は、災害災害救助法適用地域に所在する雇用保険の適用事業所に雇用される被保険者が、災害により当該事業所が休業するに至ったため一時的な離職を余儀なくされた場合、当該被保険者に基本手当を支給する。

イ 証明書による失業の認定

公共職業安定所長は災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、基本手当等を支給する。

(4) 未払賃金立替払事業に関する措置

災害を原因とする事業場の閉鎖等により労働者に対する賃金未払いが生じた場合は、未払賃金立替払制度により迅速に必要な措置を講じる。

(5) 労働保険給付等に関する措置

労働保険給付請求にあたり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、事業主の証明がなくとも請求書を受理する等弾力的な運用を行う。

(6) 労働保険料の納付に関する特例措置

災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができない

事業主に対して、必要があると認める場合は、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は保険料の納付の猶予を行う。

6 応急金融対策

(1) 日本銀行山形事務所は、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行うため、必要に応じて次により応急金融対策を実施する。

ア 通貨の供給の確保

(ア) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

(イ) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し又は通信を行う必要がある場合は、関係行政機関等と密接に連絡をとり、輸送及び通信の確保を図る。

(ウ) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、斡旋、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業を行うよう指導する。

イ 非常金融措置

(ア) 非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議のうえ、金融機関に対し次のような非常措置をとるよう斡旋、指導を行う。

- a 預金通帳を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- b 被災者に対して定期預金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- c 被災地の手形交換所において、災害関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出しを認めるほか、不渡処分等の特別措置をとること。
- d 損傷日本銀行券及び貨幣の引き換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(イ) 金融措置に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払戻措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引換え措置等については、金融機関と協力し、速やかに周知徹底を図る。

(2) 東北財務局山形財務事務所は、関係行政機関と協議のうえ、被災金融機関が、早急に営業を開始できるよう、斡旋、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業を行うよう指導する。

(3) 金融機関は、被災者の便宜を図るため、次のような非常措置を行う。

ア 預貯金通帳を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対して定期預貯金、定期積立金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 日本郵便株式会社は、被災者に係る簡易保険業務について、非常取扱いを行うこと。

7 生活関連物資の需給及び価格状況の調査、監視及び情報の提供

(1) 調査、監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給及び価格状況の調査並びに監視を行うとともに、その結果を被災地の住民等に情報提供する。

(2) 物資の指定等

ア 県は、生活関連物資の価格が著しく上昇し若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し若しくはそのおそれがあると認める場合は、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という）として指定する。

イ 県は、指定物資を供給する事業者、店舗等の立ち入りを行い、適正な価格で売り渡すよう指導を行うとともに、必要に応じて勧告及び公表を行う。

8 住宅対策

(1) 住宅資金の貸付

ア 住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金）の貸付

町及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、被害状況踏査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。この場合において、町は、被災者が機構に対して負うべき債務を保証するよう努める。

イ 住宅金融支援機構資金（一般住宅建設資金）の特別貸付

住宅金融支援機構資金（一般住宅建設資金）の特別貸付を行う。

ウ 生活福祉資金（福祉資金福祉費）貸付

県社会福祉協議会は、災害等により住家に被害を受けた低所得世帯、高齢者世帯及び身体障がい者世帯に対し、家屋の補修等資金として、生活福祉資金（住宅資金）を貸し付ける。

エ 母子父子寡婦福祉資金（住宅資金）貸付

母子父子寡婦福祉資金（住宅資金）の貸付を行う。

(2) 災害公営住宅の建設

町及び県は、災害等により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「り災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当する場合は、災害住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

(3) 住宅復旧のための木材調達

県は、必要により森林管理署等の協力を得て、県内の製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。なおも不足する場合は、近県に対して製材品の供給要請を行う。

(4) 町及び県は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できるかぎり早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

9 租税の特例措置

(1) 町税等の減免措置等

被災した住民から申請があったときは、「地方税法（昭和25年法律第226号）」、「災害被災者に対する地方税の減免措置等について（平成12年4月1日自治税企第12号各都道府県知事あて自治事務次官通知）並びに「庄内町税条例」（平成17年庄内町条例第75号）」の規定に基づき減免の措置がとられる。

10 公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

ア 被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる官製便せん）の無償交付

イ 被災者の差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物（被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会及び共同募金連合会にあてた小包郵便及び現金書留に限る）の料金免除

(2) 貯金事業

被災者救援用寄附金（被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会等に対する寄附金の通常払込み及び通常振替料金に限る）送金のための郵便振替料金免除

(3) 電気通信事業

ア 避難勧告等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金（避難勧告の日から同解除の日までの期間（1カ月未満は日割り計算）とする）の減免

イ 被災者の電話移転工事費（災害による建物被害により、仮住居等へ電話を移転する契約者の移転工事費に限る）の減免

(4) 電気事業

災害救助法が適用された市町村及び同法が適用された市町村に隣接する市町村の被災者から申し出があった場合（り災証明書の提出等）、経済産業大臣の許可を受けて次の措置が実施される。

なお、当該措置の適用項目及び期間は災害の規模による。

ア 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸

イ 不使用月の基本料金の免除

ウ 建て替え等に伴う工事費負担金（被災前と同一契約に限る）の免除

エ 仮設住宅等における臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ 被災により使用不能となった電気施設分の基本料金の免除

カ 被災により1年未満で廃止又は減少した契約の料金精算の免除

キ 被災に伴う引込線・計量器類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(5) 都市ガス事業及び簡易ガス事業

被害の状況を踏まえ、東北経済産業局の認可を受けて、次の措置が実施する。

ア 被災者のガス料金の納期の延伸

イ 事業区域外の災害被災者が区域内に移住してきた場合も、上記アを適用

11 被災者への各種措置の周知

県、町及び防災関係機関は、それぞれが行う前記の措置が効果的に実施されるよう、各種の広報手段を活用し、被災者に対する周知を図るよう努める。

第2節 金融支援計画

1 計画の概要

地震災害等により被害を受けた農林漁業者及び中小企業等の早期復旧及び事業経営の維持安定を図るため、町及び県が実施する金融支援対策について定める。

2 計画の体系

(1) 農林漁業関係

項目	概要
1 天災融資制度による融資	① 天災資金の貸付（天災融資法が適用された場合） ② 山形県農林漁業天災対策資金の貸付
2 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資	① 農業関係資金（農業基盤整備資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金） ② 林業関係資金（林業基盤整備資金・農林漁業施設資金、農林漁業セーフティネット資金） ③ 漁業関係資金（漁業基盤整備資金・漁船資金・農林漁業セーフティネット資金・農林漁業施設資金）
3 各融資機関に対する円滑な融資の要請	
4 既貸付金の条件緩和	① 既貸付制度資金の条件緩和措置 ② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請
5 農林漁業者への各種措置の周知	

(2) 中小企業関係

項目	概要
1 被災中小企業の資金需要把握	
2 災害対策資金の発動と既存制度の拡充等の措置	
3 災害関連融資制度による融資	
4 各金融機関に対する円滑な融資の要請	
5 既貸付金の条件緩和	① 既貸付制度資金の条件緩和措置 ② 各金融機関に対する条件緩和措置の要請
6 中小企業者への各種措置の周知	① 各種広報手段を活用した周知 ② 被災地への中小企業金融相談所の設置

3 農林漁業関係

(1) 天災融資制度による融資

ア 天災資金の貸付

町及び県は、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法が適用された場合、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給及び損失補償を行うことにより、被害を受けた農林漁業者（以下「被害農林漁業者」という）に対し、その再生産に必要な低利の経営資金を融通するほか、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会及び漁業協同組合であって当該天災によりその所有し管理する施設、在庫品等に著しい被害を受けたものに対し、天災により被害を受けたために必要となった事業資金を融通する。

イ 山形県農林漁業天災対策資金の貸付

町及び県は、当該天災が山形県経済に及ぼす影響が大であると認められる場合には、農業協同組合等系統金融機関及び銀行等の融資機関に対し利子補給を行うことにより、被害農林漁業者に対し、低利の経営資金を融通する。

(2) 日本政策金融公庫災害復旧資金の融資

日本政策金融公庫は、被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合はその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等を融資する。

4 各融資機関に対する円滑な融資の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた農林漁業者への円滑な融資が図られるよう努める。

5 既貸付金の条件緩和

(1) 既貸付制度資金の条件緩和措置

町及び県は、被害の状況に応じて、被害農林漁業者に対する既貸付農林漁業関係制度資金について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を実施するよう農業協同組合及び銀行等の融資機関に要請する。

(2) 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、農業協同組合及び銀行等の各融資機関に対し、被害農林漁業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

6 農林漁業者への各種措置の周知

町及び県は、農林漁業の早期復旧と経営の維持安定を図るため、農林漁

業関係団体及び融資機関と連携しながら、各種の広報手段を活用し、被害農林漁業者に対し各種災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

7 中小企業関係

(1) 被災中小企業の資金需要の把握

県は、被害を受けた中小企業の早期復旧を図るため、関係行政機関、政府系金融機関及び民間金融機関と密接に連携し、中小企業の被害状況及び再建に要する資金需要を的確に把握するよう努める。

(2) 災害対策資金の発動と既存制度の拡充等の措置

県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認められた時は、災害対策資金制度を発動する。また、既存融資制度について、特例的に拡充を図ることについても併せて検討する。

さらに、信用力・担保力が不足した中小企業者への金融の円滑化を図るため、必要があると認められた場合は、山形県信用保証協会に対して柔軟な保証対応について要請する。

8 災害関連融資制度による融資

災害復旧に係る既存の融資制度を活用することができる。

9 災害対策資金の発動と既存制度の拡充等の措置

県は、中小企業者の受けた被害の状況に応じ、必要があると認められた時は、災害対策資金制度を発動する。また、既存融資制度について、特例的に拡充を図ることについても併せて検討する。

さらに、信用力・担保力が不足した中小企業者への金融の円滑化を図るため、必要があると認められた場合は、山形県信用保証協会に対して柔軟な保証対応について要請する。

10 各金融機関に対する円滑な融資の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、審査手続きの簡便化、貸出しの迅速化及び貸出条件の緩和等について便宜が図られるよう要請し、被害を受けた中小企業者に円滑な融資が図られるよう努める。

11 既貸付金の条件緩和

(1) 既貸付制度資金の条件緩和措置

県は、被害の状況に応じて、被害を受けた中小企業者に対する既貸付制度資金（山形県商工業振興資金、中小企業高度化資金）について、法令規則等の範囲内において償還猶予等の条件緩和措置を講ずるよう必要な措置を行うとともに、関係金融機関に対し指導を行う。

(2) 各金融機関に対する条件緩和措置の要請

町及び県は、被害の状況に応じて、政府系金融機関及び銀行等の各金融機関に対し、被害を受けた中小企業者に対する既貸付金について、償還猶予等の条件緩和措置を要請する。

12 中小企業者への各種措置の周知

(1) 各種広報手段を活用した周知

町及び県は、商工会、中小企業団体中央会及び各金融機関と連携し、各種の広報手段を活用し、被害を受けた中小企業者に対し、災害復旧に係る各種金融支援措置の周知を図るよう努める。

(2) 被災地への中小企業金融相談窓口の設置

町及び県は、被害の状況に応じ、商工会、中小企業団体中央会、信用保証協会及び金融機関と連携し、中小企業金融相談窓口を設置し、各種金融支援措置の周知に努めるとともに、必要な助言、調整を行う。

第3節 公共施設等災害復旧計画

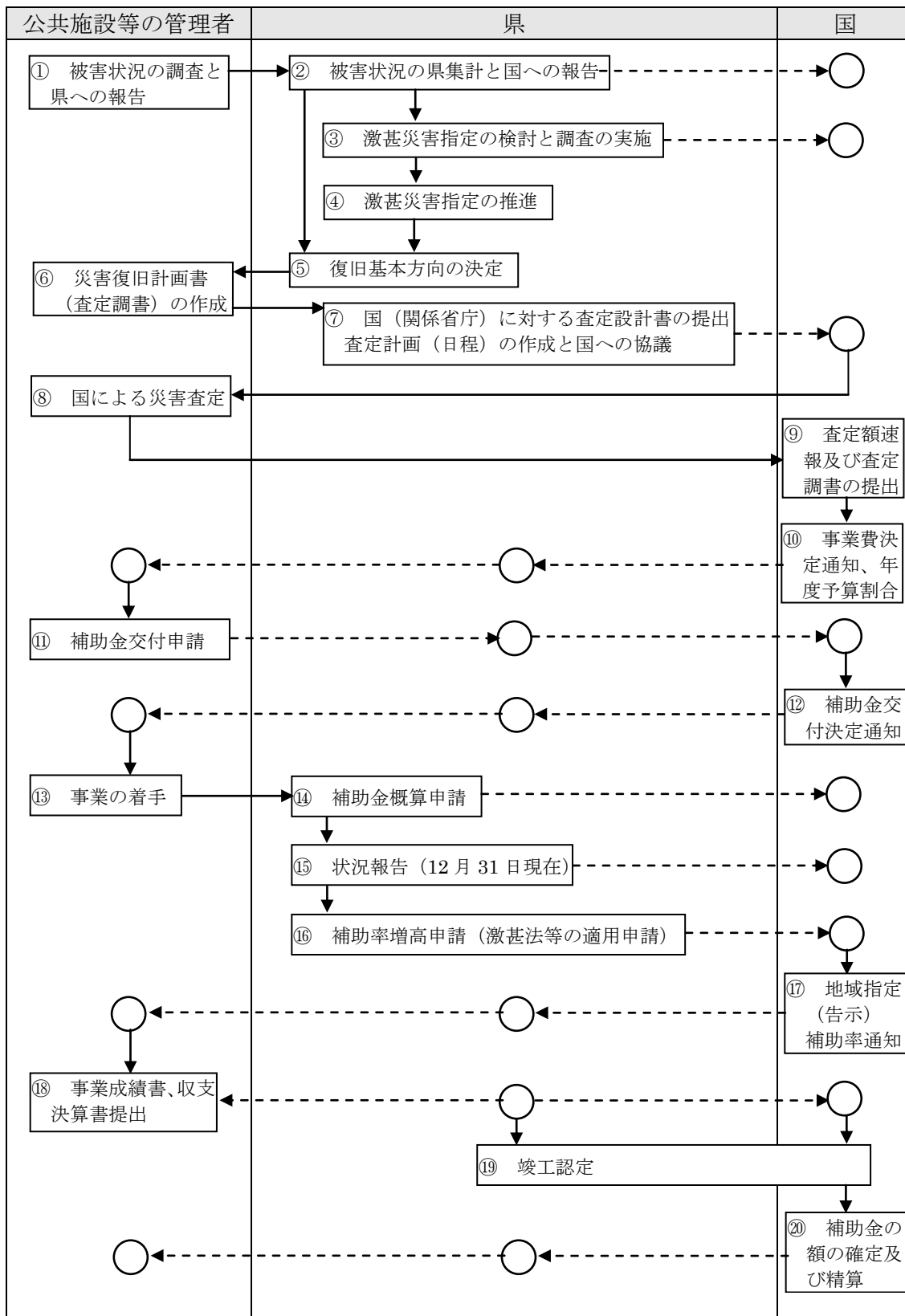
1 計画の概要

地震災害等により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 被害状況の調査と県への報告	① 公共施設等の管理者による被害状況の調査 ② 県の所管課に対する被害状況の報告
2 被害状況の県集計と国への報告	① 県の所管課による県全体の被害状況の集計 ② 国(関係省庁)に対する集計結果の報告
3 激甚災害指定の検討と推進	① 激甚災害指定の検討と調査の実施 ② 激甚災害指定の推進 ③ 局地激甚災害指定の推進
4 復旧の基本方向の決定等	① 復旧の基本方向の決定 ② 災害復旧計画概要書(査定設計書)の作成
5 災害査定	① 国(関係省庁)に対する査定設計書の提出 ② 査定計画(日程)の作成と国(関係省庁)との協議
6 災害復旧関係技術職員等の確保	① 市町村営災害復旧事業における応援派遣の協力要請等 ② 県営災害復旧事業における応援派遣の協議等
7 資金計画	① 市町村の資金計画 ② 県の資金計画 ③ 東北財務局山形財務事務所の措置 ④ 山形中央郵便局の措置

災害復旧事業執行手続きの流れ



3 被害状況の調査と県への報告

災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を町に対し速やかに報告する。

また、町は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに（第6編 災害情報の収集・報告関係）に示す県（所管課又は出先機関）に対し報告する。

4 被害状況の県集計と国への報告

県の所管課は、施設の管理者若しくは町又は出先機関から被害状況の報告を受けたときは、速やかに県全体の集計を行い、その結果を国に対し報告（速報、概要報告及び確定報告）するとともに、防災危機管理課にその内容を報告する。

5 激甚災害指定の検討と推進

(1) 激甚災害指定の検討と調査の実施

県の所管課は、第3項の被害状況報告に基づいての被害状況等を検討し、県内において著しく激甚である災害が発生したと判断される場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚法」という）に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、必要な調査を実施する。

町は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 激甚災害指定の推進

ア 県の所管課は、前項に基づく調査の結果、激甚法に定める激甚災害が発生したと認められるときは、防災危機管理課に対しその旨を報告する。

イ 防災危機管理課は、当該所管課と連携を図りながら、国（内閣府等）に対し激甚法に基づく激甚災害の指定を働きかけるなど、早期に激甚災害の指定が受けられるよう努める。

6 復旧の基本方向の決定等

(1) 復旧の基本方向の決定

県は、被害の状況及び被災地の特性並びに被害を受けた公共施設等の管理者及び町の意向等を勘案するとともに、迅速な原状復旧又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定める。

(2) 災害復旧計画概要書（査定設計書）の作成

被害を受けた公共施設等の管理者は、(1)の基本方向に基づき、速や

かに災害復旧計画概要書（査定設計書）を作成する。

なお、被害を受けた公共施設等の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

また、迅速な原状復旧を進めるため、県警察は暴力団等の動向把握を徹底し、復旧事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、県、町及び業界団体等に必要な働きかけを行うなどして、復旧事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

7 災害査定

(1) 災害査定申請

県の所管課は、復旧事業費の早期決定により災害復旧事業の円滑な実施を図るため、県営災害復旧事業について、国（関係省庁）に対し国庫負担申請を行う。また、町営災害復旧事業については、副申を行う。

(2) 査定計画の作成と協議

県の所管課は、国に対する国庫負担申請に合わせて、査定計画（日程）を作成のうえ、国（関係省庁）と協議を行い、被害を受けた公共施設等について国の査定が速やかに受けられるよう努める。

また、被害の状況により、特に緊急を要する場合は、査定が迅速に実施されるよう必要な措置を講ずる。

8 災害復旧関係技術職員等の確保

(1) 町営災害復旧事業

ア 町において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足を生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主管課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。

イ 災害復旧事業を所管する県の部局の主管課は、被災町から技術職員等の応援派遣について協力要請を受けたときは、被災地以外の町からの職員の応援派遣又は県職員の応援派遣について調整を行うなど、必要な措置を講ずる。

(2) 県営災害復旧事業

ア 庄内総合支庁において、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足を生じたときは、当該出先機関を所管する本庁の課（この項において、以下「本庁主管課」という）に対し、技術職員等の応援派遣を協議する。

イ 本庁主管課は、出先機関から技術職員等の応援派遣について協議を受けたときは、被災地以外を管轄する県出先機関及び本庁関係各課から所要数の技術職員等を派遣するべく、当該出先機関及び関係課並び

に人事課と調整を行うなど、必要な措置を講じる。

ウ 本庁主管課は、県職員の応援派遣のみでなお不足を生じるときは、関係都道府県から職員の応援派遣を受けるべく、国に斡旋を要請するなど、必要な措置を講ずる。

9 資金計画

(1) 町の資金計画

町は、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、町議会とともに予算確保に努める。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて、短期資金の確保を行う。

(2) 県の資金計画

ア 資金需要の把握

県（財政課）は、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を迅速に調査し、全体の資金量を把握する。

イ 資金計画の策定

県（財政課）は、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

ウ 各種災害復旧事業制度の活用

県の災害復旧事業担当課は、国からの助成を確保するため、各種災害復旧事業制度等に基づき必要な措置を講ずる。

エ 地方財政措置制度の活用

県（財政課）は、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、普通交付税の繰上交付、災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入、特別交付税の交付及び起債等、地方財政措置制度に基づき必要な措置を講ずる。

なお、大規模災害等の発生時においては、特別交付税の交付額の決定等の特例が設けられる。

[地方財政措置制度の概要]

1 地方交付税の種類

(1) 普通交付税

財源不足団体に対し交付

(2) 特別交付税

普通交付税では捕捉されない特別の財政需要に対し交付

2 特別交付税の額の決定

特別交付税の額は、

- (1) 基準財政需要額に捕捉されなかった特別の財政需要があること、
 - (2) 基準財政需要額に過大に算定された財政収入があること、
 - (3) 災害のための特別の財政需要があること
- 等を考慮して決定される。

3 地方交付税の交付時期

(1) 普通交付税

各地方公共団体の資金繰り等を考慮し、4月、6月、9月及び11月の4回に分けて交付される。

(2) 特別交付税

年度途中における財政需要等も考慮する必要があること等から、12月及び3月の2回に分けて決定・交付される。

オ 短期資金の確保

県（財政課）は、災害対策に係る資金計画において一時的に資金が不足する場合は、金融機関からの一時借入金又は東北財務局山形財務事務所からの地方短期資金（災害つなぎ資金）により、必要資金を確保する。

(3) 東北財務局山形財務事務所の措置

ア 東北財務局山形財務事務所は、町及び県と緊密に連絡し、その災害対策に係る資金計画を把握するとともに、町及び県の地方債について必要な措置を講ずる。

イ また、町及び県の資金計画において一時的に資金が不足する場合は、町及び県の要請に応じ、災害つなぎ資金として財政融資資金を融通する措置を講ずる。

ウ 県又は町において国有財産（普通財産）を応急措置や復旧・復興対策の実施の用に供する場合は、県又は町の要請に応じ、適切な貸付けの措置を講ずる。

(4) 山形中央郵便局の措置

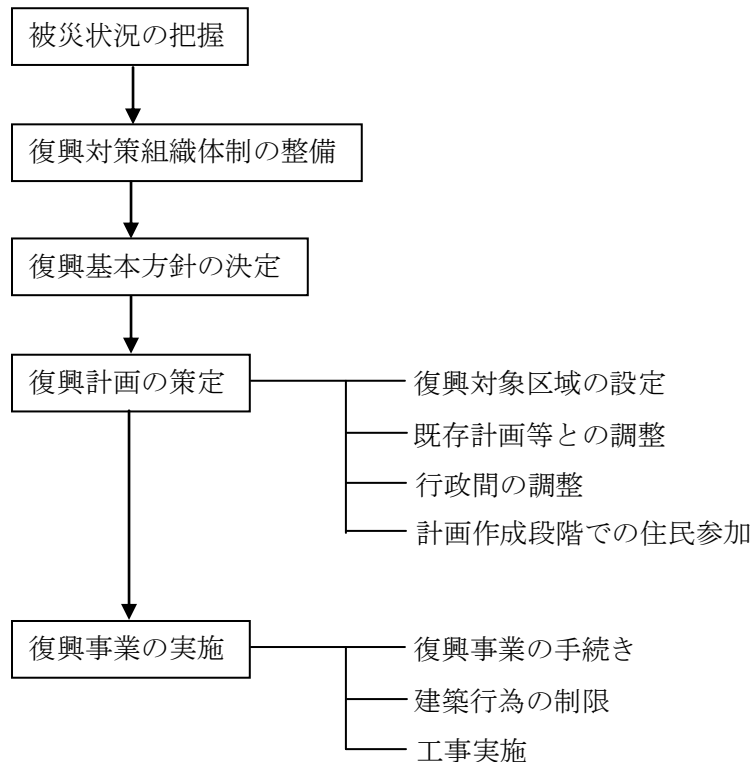
山形中央郵便局は、町及び県の資金計画において一時的に資金が不足する場合は、町及び県の要請に応じ、税収入、地方交付税及び見返り財源の範囲で、簡易保険積立金からの融資措置を講ずる。

第4節 災害復興計画

1 計画の概要

大規模な地震災害等により社会経済活動に甚大な被害が発生した場合に、町及び県が住民、民間事業者及び施設管理者等と連携して実施する災害復興対策について定める。

2 災害復興計画フロー



3 復興対策組織体制の整備

被災地の復旧・復興は、町及び県が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行う。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

町及び県は、被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、必要に応じ復興本部等の総合的な組織体制を整備する。その際、復興対策の円滑な実施を期すため、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画策定のための検討組織を併せて設置する。

その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者や高齢者等の要配慮者の参画についても促進する。

また、復興対策の遂行にあたり必要な場合は、国、他の市町村及び関係機関等に職員の派遣を要請する等の協力を得る。

4 復興基本方針の決定

町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定める。

5 復興計画の策定

(1) 復興計画の策定

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となることから、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

町及び県は、再度災害防止と快適な都市環境を目指し、総合計画等の上位計画や他の個別計画等との調整を図りながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した復興計画を作成する。復興計画のうち、幹線道路や公園などの都市施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画については、事業着手までの間、建築規制等についての住民協力を得るため、都市計画決定を行う。

(2) 特定大規模災害時における復興対応

町は、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

町及び県は、必要に応じ、関係行政機関又は関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

6 復興事業の実施

(1) 土地区画整理事業等の推進による防災まちづくり

町は、土地区画整理事業等の推進により、住宅地、業務地等の民有地の整備改善と、道路、公園、河川等の公共施設の整備に総合的・一体的に取り組む。また、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用し、被災市街地復興推進地域内の市街地において、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による計画的な整備改善、市街地の復興に必要な住宅の供給について必要な措置を講じる。

なお、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。

(2) 防災性向上のための公共施設の整備等

町、県及び公共施設管理者等は、防災性向上のため、必要に応じ次に掲げる公共施設等を整備する。その際、関係機関が連携し、医療、福祉、

行政及び備蓄等の機能を有する公共・公益施設を集中的に整備し、災害時における防災の拠点となる「防災安全街区」の整備についても留意する。

- ア 緊急物資の輸送路、避難路、延焼遮断空間及び防災活動拠点等の機能を持つ道路、都市公園及び河川等の骨格的な都市基盤施設の整備
- イ 電線共同溝等の整備によるライフラインの耐震化
- ウ 建築物及び公共施設の耐震・不燃化

7 住民合意の形成

復興対策を円滑に実施するためには、地域住民の合意形成を図ることが重要である。

町は、地域住民に対して、新たなまちづくりの展望や計画作成までの手続き、スケジュール等の情報を提供し、その参加と協力を得て復興計画を策定し、各種の復興施策を推進していく。

第3編 風水害等対策編

第1章 災害予防計画

第1節 気象等観測体制整備計画

(環境防災課)

1 計画の概要

災害発生時における迅速な初動態勢の構築に資するため、防災関係機関が整備する気象等観測体制について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 気象等観測体制の現状	① 山形地方気象台の観測体制 ② その他関係機関の観測体制
2 観測体制の充実	

3 気象観測体制の現状

(1) 山形地方気象台の観測体制

ア 気象官署 1地点 (山形地方気象台)

気圧、気温、湿度、風向・風速、降水量、積雪の深さ、降雪の深さ、日照時間、日射量、天気、視程、大気現象等を自動的に観測している。

イ 特別地域気象観測所 2地点 (酒田・新庄)

気圧、気温、湿度、風向・風速、降水量、積雪の深さ、降雪の深さ、日照時間、視程、大気現象を自動的に観測している。

ウ 地域気象 (雨量) 観測所 23地点

降水量、風向・風速、気温、湿度、積雪深の観測を自動で行っている。

エ 航空気象観測所 2地点 (山形 地点名「東根」・庄内 地点名「浜中」)

降水量、風向・風速、気温の観測を自動で行っている。

オ ウインドプロファイラ

上空の風向風速の観測を行うウインドプロファイラが酒田市に設置されている。観測データは気象庁に集められ、きめ細かな天気予報のもととなる数値予報などに利用している。

上記ア～オの観測データは、気象庁ホームページで公開されている。

(2) その他関係機関の観測体制

ア 東日本旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社は、県内の駅等の観測地点で、次により、気象観測を行っている。

(ア) 職員による計測

各駅の職員は、天候、風向、気温、気圧、湿度、雨量、降雪及び積雪を1日2回観測し、定時に管轄する支社へ報告する。観測結果は記録として保存し、災害及び事故発生時の気象状況の分析等に活用する。

(イ) 機械観測

駅、駅間及び橋梁等に自動雨量計・風速計等を設置し、雨量・風速を2分間隔で計測する。観測結果は管轄する支社等に設置された監視画面に表示され、運転規制等に使用する。

冬期間は県内数カ所の駅に設置された観測器で、降雪深及び積雪深を1時間間隔で記録する。

4 観測体制の充実

各機関は、自動観測装置や遠隔監視システムの導入等、観測体制の充実・強化及び観測施設の信頼性の確保を図るとともに、観測情報を相互に提供できるシステムの構築を推進するよう努める。

また、防災や観測成果の公表を目的として気象観測施設を設置した時は、設置の日から30日以内に山形地方気象台長に届け出る。また、観測精度を維持するため、気象観測に用いる気象測器は気象業務法で定める技術上の基準に従い、検定に合格したものを使用する。

第2節 防災知識の普及計画

(庄内町環境防災課・企画情報課・教育委員会、庄内町消防団、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、自主防災組織)

1 計画の概要

震災対策編第1章第3節 防災知識の普及計画 1 計画の概要に準ずる。

2 計画の体系

震災対策編第1章第3節 防災知識の普及計画 2 計画の体系に準ずる。

3 防災関係機関職員に対する防災教育

震災対策編第1章第3節 防災知識の普及計画 3 防災関係機関職員に対する防災教育に準ずる。

4 一般住民に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、町及び県は、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に対する防災知識の普及を図る。

また、地域における多様な主体の関わりの中で防災知識の普及を図る。

なお、国、町及び県は、住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害・土砂災害リスクの提供に努める。

また、集中的な大雪が予測される場合は、住民一人一人が非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要となることから、雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップやスクレーパー、飲食料及び毛布等を備えておくなど防災知識の普及を図る。

(1) 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害への備えについての啓発事項

(ア) 住宅の安全点検

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

(エ) 高齢者用、乳幼児用、食物アレルギー者用等、家族の実情に応じ

た食料等の備蓄

- (イ) 家族が服用している医薬品の情報等の把握
- (ロ) ペットとの同行避難や避難所での飼養についての準備（しつけと健康管理、迷子にならないための対策、避難用品や備蓄品の確保等）
- (ハ) 水害保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (ニ) 新型コロナウイルス感染症対策として、避難所へ避難する際に持参する持出品等（食料〔最低1日分〕、マスク、体温計等）の事前準備
- (ホ) 本町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

イ 災害予想区域図の周知

町は、想定される被害の危険区域及び指定避難所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）を更新（最上川、京田川、立谷沢川の洪水ハザードマップについては令和元年7月3日更新）しており、住民等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 特別警報・警報・注意報発表時、避難勧告等発令時にとるべき行動
- (イ) 風水害のおそれのない適切な避難所、避難経路
- (ロ) 応急救護の方法
- (ハ) 通信システムの適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (ニ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮
- (ホ) ライフライン途絶時の対策
- (ヘ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(2) 啓発方法

町は県と協力し、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、防災DVDの貸出し、山形県防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、住民を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動並びに消防本部で実施する応急手当講習会など様々な機会を通じて防災知識と自助を基本とした防災意識の普及啓発を図る。

また、必要に応じて指定避難所の開錠・開放を自主防災組織で担う等、

円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3) 住民の責務

住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

5 事業所等に対する防災知識の普及

大規模な災害が発生した場合は、地域において事業所等との連携活動が重要となることから、町及び県は、自衛防災体制の整備・強化指導を通して事業所等に防災知識の普及を図るとともに、地域との連携・協力体制の強化を促進する。

(1) 啓発内容

災害に備えた普段の心得や災害発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 災害の備えについての啓発事項

(ア) 事業所等の安全点検

(イ) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備

(ウ) 最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄

(エ) 水害保険・共済等の事業所等の生活再建に向けた事前の備え

(オ) 本町の災害史や災害教訓・伝承、地域の危険情報の把握

イ 災害予想区域図の周知

町は、想定される被害の危険区域及び指定避難所、避難経路等を示した災害予想区域図（ハザードマップ）を更新（最上川、京田川、立谷沢川の洪水ハザードマップについては令和元年7月3日更新）しており、事業所等に周知する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

ウ 災害発生後の行動等についての啓発事項

(ア) 風水害のおそれのない適切な避難所、避難経路

(イ) 応急救護の方法

(ウ) 通信系統の適切な利用方法（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）

(エ) 高齢者、障がい者等の要配慮者への配慮

(オ) ライフライン途絶時の対策

(カ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(2) 啓発方法

町は県と協力し、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や、

防災DVDの貸出し、山形県防災学習館の利用、ホームページの活用などを促進するとともに、事業所等を対象とした防災セミナー等の開催に努め、防災知識と自助を基本とした防災意識の啓発を推進する。

また、緊急時に対処できる自衛防災体制及び地域との連携強化による災害時の協力体制の整備を指導する。

また、必要に応じて指定避難所の開錠・開放を自主防災組織と担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

6 学校教育における防災教育

震災対策編第1章第3節 防災知識の普及計画 6 学校教育における防災教育に準ずる。

7 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

震災対策編第1章第3節 防災知識の普及計画 7 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育に準ずる。

8 洪水予報河川等に指定されていない中小河川における対策

町長は、洪水予報を実施する河川又は避難判断水位に到達した旨の情報を提供する河川として指定した河川（以下「洪水予報河川等」という。）に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水位情報や浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

第3節 地域防災力強化計画

(庄内町環境防災課、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、自主防災組織)

1 計画の概要

震災対策編第1章第4節 地域防災力強化計画 1 計画の概要に準ずる。

2 計画の体系

震災対策編第1章第4節 地域防災力強化計画 2 計画の体系に準ずる。

3 自主防災組織の育成

震災対策編第1章第4節 地域防災力強化計画 3 自主防災組織の育成に準ずる。

4 企業（事業所）等における防災の促進

町は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図る。また、企業防災に資する情報の提供等を進め、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。また、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

(1) 企業（事業所）等における自衛消防組織の育成

ア 育成の方針

多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防災活動を行う必要がある施設を対象に自衛消防組織の整備を推進する。

イ 育成強化対策

(ア) 消防法に基づく指導

町は、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

(イ) 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

町は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられて

いない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

ウ 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

(ア) 平常時の活動

- a 防災要員の配備
- b 消防用設備等の維持及び管理
- c 各種防災訓練の実施等

(イ) 災害等発生時の活動

- a 出火防止及び初期消火活動の実施
- b 避難誘導活動の実施等
- c 救急・救助活動の実施等

(2) 企業等における事業継続計画の策定促進

企業等は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に中核事業を継続又は早期に復旧させるための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

町は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、実効性の高い方策が盛り込まれるよう計画策定への支援を行う。また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災

訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第4節 災害ボランティア受入体制整備計画

震災対策編第1章第5節 災害ボランティア受入体制整備計画に準ずる。

第5節 防災訓練計画

震災対策編第1章第6節 防災訓練計画に準ずる。

第6節 避難体制整備計画

(庄内町環境防災課)

1 計画の概要

災害は、二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、町が実施する避難体制の整備について定める。

2 計画の体系

震災対策編第1章第7節 避難体制整備計画 2 計画の体系に準ずる。

3 避難場所及び避難所の指定と事前周知

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、地域住民等が災害による危険を事前に回避する場合又は住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠を失った場合を考慮し、公園、緑地、グラウンド、体育館、公民館及び学校等の公共施設等を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所（公園、緑地、グラウンド等）及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（体育館、公民館及び学校等の公共施設等）（以下この節において「指定避難所等」という。）について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、町防災計画に定めるとともに、住民への周知徹底を図る。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

(1) 指定避難所等の定義

ア 指定緊急避難場所

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は指定避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等であり、法の基準を満たし、町地域防災計画で指定した場所をいう。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

イ 指定避難所

災害等による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた住民又は被害を受けるおそれのある住民を体育館、公民館及び学校等の公共施設等に避難させ、一定期間保護するための施設であり、法の基準を満たし、かつ、町地域防災計画で指定した施設をいう。

(2) 指定避難所等の指定

指定避難所等の指定（資料編による）にあたっては、次の事項に留意する。

- ア 指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定すること。
- イ 指定避難所については、以下の事項を満足する施設を指定すること。
なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定すること。
- (ア) 避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有する
 - (イ) 速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する
 - (ウ) 避難所の開設が必要となった場合に、迅速に開設を行うことが可能な管理体制等を有する
 - (エ) 災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある
 - (オ) 水害や土砂災害等の発生が想定されない区域に立地する、又は、災害の発生が想定される区域であっても、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者を滞在させることが可能である施設
- ウ 地区別に指定し、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
また、一旦避難した指定避難所等にさらに危険が迫った場合に、他の指定避難所等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。
- エ 発生が想定される避難者（大規模災害時における帰宅困難者や断水、停電等による避難者を含む）をすべて収容できる面積を確保すること。
《参考》阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、指定緊急避難場所で1～2㎡/人程度、指定避難所で3㎡/人程度が目安とされている。
- オ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。指定避難所は十分な耐震強度を確保すること。
- カ 公園等を指定緊急避難場所等に指定する場合は、火災が発生した場合の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

- キ 危険物を取扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。
- ク 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。
- ケ 指定避難所については、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、避難を開始した場合直ちに開設できる体制を整備すること。
- コ 指定避難所等の指定場所は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の外とすること。ただし、やむを得ず土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内に避難所等を指定する場合は、土砂災害に対する安全が確保できる複数階の頑強な建物とすること。
- サ 学校を指定避難所等として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。学校施設の指定避難所等としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所等となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。
- シ 指定避難所となる施設において、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めること。
- ス 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めること。
- セ 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、避難所運営のノウハウを有するNPO等や医療・保健・福祉の専門家等との定期的な情報交換に努めること。

(3) 避難路の安全確保

指定避難所等に至る避難路を設定するとともに、その安全を確保するため、次の事項に留意する。

- ア 指定避難所等へ至る避難路について、十分な幅員の確保と延焼防止、がけ崩れ防止等のための施設整備に努めるとともに土砂災害発生（予想を含む）の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民等に周知すること。
- イ その他の道路についても、道路に面する家屋や建造物等が被災した場合に支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

(4) 指定避難所等及び避難方法の事前周知

指定した避難所等を次の方法等により住民にその位置及び避難にあたっての注意事項等の周知徹底を図る。

ア 難誘導標識、避難地案内板等の設置

町は、指定避難所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工

業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定避難所等であることを明示するよう努める。また、災害種別一般図記号を使った指定避難所等標識の見方に関する周知に努める。

イ 広報紙、ハザードマップ、チラシ配布

ハザードマップ等の作成にあたっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

ウ 防災訓練等の実施

なお、以下の内容については、特に周知徹底に努める。

- (ア) 指定緊急避難場所と指定避難所の役割に違いがあること。
- (イ) 指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定されていること。
- (ウ) 避難の際には、発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること。
- (エ) 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合は、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當な場合があること。

また、町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

エ ホームページへの掲載

(5) 公共用地の活用

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進にあたり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

4 避難勧告等発令体制の整備

(1) 判断基準の明確化

町は、災害時に適切な避難勧告等を発令できるよう、あらかじめ明確な基準の設定に努める。

また、避難勧告等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

(2) 全庁をあげた体制の構築

町は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

(3) 国や県との連携

町は、避難勧告等の発令についてはそれらの解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法

を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

(4) 避難勧告の発令基準の策定

ア 避難勧告等の発令判断・伝達マニュアルに記載すべき事項

項目	洪水	土砂災害
① 対象とする災害及び警戒すべき区間等	避難行動をとる必要がある河川とその区間を特定（ハザードマップ等、河川や内水発生等の特徴に関する情報）	土砂災害警戒区域等及びその他の土砂災害危険箇所
② 避難すべき区域	水位観測所ごとに特定の水位到達時に避難が必要な区域を特定（要配慮者に関する情報）	土砂災害警戒区域等を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位を設定（孤立箇所、自主防災組織、要配慮者等地区の実情を考慮）
③ 避難勧告等の発令の判断基準等	(1) 避難所等へ避難するため必要な時間を把握 (2) 避難すべき区域ごとに避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準や考え方を策定	土砂災害警戒情報、近隣の土砂災害前兆現象、土砂災害発生状況等を用いた発令基準の設定
④ 避難勧告等の伝達方法	(1) 伝達文の内容の設定 (2) 伝達手段や伝達先の設定（伝達手段の整備や自主防災の体制等）	(1) 伝達文の内容の設定 (2) 伝達手段や伝達先の設定（伝達手段の整備や自主防災の体制等）
⑤ 災害特性等	外水氾濫、内水氾濫（水門操作のタイミングや水路の状況）など	(1) 局地的・突発的に発生し、目視による確認が困難で家屋・人的被害が発生しやすい。 (2) 深層崩壊など想定を超える規模の土砂災害が発生することもあるため、気象状況、近隣の災害発生

項目	洪水	土砂災害
		状況や前兆現象等状況把握に努め、避難勧告等の発令を判断する。

イ 避難勧告等の発令判断・伝達マニュアルの作成

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報、流域雨量指数の予測値、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難勧告等の発令基準を策定する。また、避難勧告等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して勧告したり、屋内での安全確保措置の区域を示して勧告したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

また、町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町域をいくつかの地域に分割したうえで、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。

町は、マニュアルの作成にあたり、災害の特性と住民に求められる避難行動（猛烈な豪雨が継続しているなど切迫した状況下では、計画された避難所等に避難することが必ずしも適切でない場合には、自宅や近隣の堅牢な建物の2階等に緊急的に避難するなどの行動）や具体的かつ確実な伝達手段（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、町防災行政無線の屋外スピーカや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した伝達手段の確保）に関して留意するとともに、住民への十分な周知を行うものとする。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住

民の意識啓発に努める。

ウ 避難勧告等の発令・伝達体制の整備

町は、迅速・的確な避難実施が行えるよう、次の事項についてあらかじめ体制を整備する。

- ・町長が不在時の発令代行の順位
- ・発令の判断に必要な気象情報等の確実な入手体制の整備
- ・災害種別に応じた指定避難所等・避難経路の事前の選定

(5) 町防災計画への反映

	項目	内容	根拠法令等
洪水・土砂	避難勧告等の発令基準	避難勧告等の発令基準等について記載 判断基準の情報 ・洪水：氾濫危険水位、洪水予報、洪水警報、大雨警報（浸水害）、洪水警報の危険度分布、大雨警報（浸水害）の危険度分布、流域雨量指数の予測値 ・土砂：大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報、土砂災害に関するメッシュ情報、記録的短時間大雨情報、土砂災害緊急情報、土砂災害前兆現象、土砂災害発生情報	
	避難場所	浸水や土砂災害からの安全性についての配慮に加え、避難経路や避難誘導体制等を記載	水防法第15条第1項第2号 土砂災害防止法第8条第1項
	要配慮者の警戒避難体制	要配慮者の情報把握 要配慮者利用施設への情報伝達体制	水防法第15条第2項第2号 土砂災害防止法第8条第2項
洪水	洪水予報等の伝達方法	浸水想定区域ごとに規定 ・伝達手段：防災行政無線、電話、訪問など ・伝達情報：洪水予報、避難判断水位情報など	水防法第15条第1項1号
	避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項	浸水想定区域ごとに規定 ・洪水予報等の具体的かつ詳細な伝達方法 ・要配慮者向けの段階的な避難情報の伝達方法	水防法第15条第1項2号
	要配慮者施設	浸水想定区域ごとに規定	水防法第15条

	項 目	内 容	根拠法令等
	等の名称及び所在地等	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者施設等 ・要配慮者施設については、利用者の洪水時の安全かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを記載 ・防災計画に、これらの施設の名称及び所在地を記載した場合は、施設ごとに、警戒避難体制を確保するため、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を記載 <p>【地域防災計画に位置付けられた施設の所有者又は管理者の義務等】</p> <p>○要配慮者施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難確保計画の策定 ・避難確保のための訓練の実施 ・自衛水防組織の設置（努力義務） 	<p>第1項4号</p> <p>水防法第15条の3</p>
土砂	土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備等	<p>1) 土砂災害警戒区域等ごとに、次に掲げる事項について定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発表及び伝達に関する事項 ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ③土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 ④土砂災害警戒区域等内に、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設がある場合、これらの施設の名称及び所在地 ⑤救助に関する事項 ⑥その他必要な警戒避難体制に関する事項 <p>2) 防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定める場合、施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。</p>	<p>1) 土砂災害防止法第8条第1項（法定）</p> <p>2) 土砂災害防止法第8条第2項（法定）</p>

項目	内容	根拠法令等
	3) 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ〔防災マップ〕）の配布その他の必要な措置を講じる。 【地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の所有者又は管理者の義務】 ○避難確保計画の策定 ○避難確保のための訓練の実施	3) 土砂災害防止法第8条第3項（法定） 土砂災害防止法第8条の2

5 指定避難所等に係る施設、設備、資機材等の整備

指定避難所等について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備及び資機材等の整備に努める。

- (1) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な衛星携帯電話等の通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備
- (2) 地域完結型の備蓄施設（既存施設のスペースも含む）の確保及び給水用資機材、炊き出し用具（食料及び燃料）及び毛布等の生活必需品
- (3) 要配慮者等に配慮した指定避難所等への誘導標識の整備と避難施設の空調、洋式トイレ、障がい者用トイレ、スロープ等バリアフリー化等の環境整備
- (4) 避難生活が長期化することに備え、プライバシー確保のための間仕切り用パーティションや冷暖房機器の増設・配備をはじめとする環境の整備
- (5) 更衣室等のスペース確保等の男女のニーズの違い等に配慮した施設の環境整備

6 避難行動要支援者の避難支援計画

震災対策編第1章第7節 避難体制整備計画 7 避難行動要支援者の避難支援計画に準ずる。

7 避難誘導體制の整備

町は、避難勧告等が発令された場合に住民が迅速かつ安全に避難できるような避難誘導體制を整備する。

特に、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護

保険事業者、障がい福祉サービス事業者等多様な主体の連携や協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努め、情報伝達体制や避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図る。

町は、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等、やむを得ないと住民自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

8 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の要配慮者が利用する施設

学校、幼稚園、保育園、病院及び社会福祉施設の管理者は、施設内の避難通路確保のため、天井等の落下防止及び備品等の転倒防止策を講じるとともに、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、町は県と連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。町は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

ア 防災情報の入手体制

イ 地域の実情に応じた避難所等（町指定の避難所等）及び避難経路並びに避難誘導及びその指示伝達の方法

ウ 入院患者及び自力避難の困難な避難行動要支援者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

エ 集団的に避難する場合の保健衛生対策及び給食の実施方法

オ 施設利用者の受入に関する災害協定を締結した施設等

カ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の住民が利用する施設

大規模小売店舗、旅館、駅その他不特定多数の住民が利用する施設の設置者又は管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難場所に係る町等との事前調整

(3) 地下空間を有する施設

地下通路など地下空間を有する施設の管理者は、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 利用者の施設外への安全な避難手段の確保

イ 利用者に対する地下空間が有している危険性の周知

9 福祉避難所の指定

震災対策編第1章第7節 避難体制整備計画 9 福祉避難所の指定に準ずる。

10 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定

震災対策編第1章第7節 避難体制整備計画 10 近隣市町村における指定緊急避難場所の指定に準ずる。

11 新型コロナウイルス感染症対策

町は、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対策のほか、「山形県避難所における新型コロナウイルス感染予防ガイドライン（令和2年8月改訂）」に基づく対策を講ずるものとする。

(1) 宿泊施設等の活用

ア 宿泊施設等を避難所として開設する必要性の検討

(ア) 町は、可能な限り多くの避難所の開設を検討し、避難所として開設可能な公共施設等の活用についても十分検討したうえで、なお不足が予測される場合は、宿泊施設等の活用を検討する。

(イ) 避難所としての宿泊施設等の活用の検討に当たっては、町は県の関係部局との調整を行う。なお、宿泊施設等が、町、県のいずれにも協力を予定している場合は、発災時の対応を事前に協議しておくものとする。

イ 宿泊施設等の借上げに係る調整

(ア) 町は、検討の結果、宿泊施設等の活用が必要であると判断した場合は、宿泊団体等から情報提供された受入可能な宿泊施設等のリストも参考にしながら、宿泊施設等の立地の状況等を踏まえ、災害発生時の避難所としての活用に適すると思われる宿泊施設等との間で借上げに係る調整を実施する。

(イ) 町のみでは対応が困難な場合は、県に調整を要請する。

(ウ) 調整に当たっては、各宿泊施設等との間で借上げ開始時期、期間、費用等具体の借上げ条件及び避難者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合の対応、濃厚接触者への対応等について調整しておく。

ウ 宿泊施設等の避難所としての開設に向けた準備

(ア) 町において、災害発生時において宿泊施設等を避難所として開設する場合の運営体制についてあらかじめ定めるものとする。また、町のみでは十分な体制を構築できない場合は、県等から応援職員の派遣を検討する。

(イ) 町は、宿泊施設等の活用が必要となる可能性がある場合は、宿泊

施設等へ優先的に避難する者（高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦・訪日外国人旅行者等及びその家族等）を検討し、優先順位の考え方を決めておくとともに、事前にリストを作成する。検討結果については、県と共有するものとする。

(ウ) 町は、宿泊施設等へ優先的に避難する者としてリストに掲載されている者がどの宿泊施設等に避難すべきか事前に検討しておくものとする。

(2) 避難所開設・運営訓練の実施

避難所運営訓練は、避難所運営に際しての必要人員の検討、役割分担、手順、課題等を確認するに当たって有効であるため、感染拡大防止に配慮の上、「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン」を参考としつつ、積極的に実施する。

第7節 救助・救急体制整備計画

震災対策編第1章第8節 救助・救急体制整備計画に準ずる。

第8節 火災予防計画

震災対策編第1章第9節 火災予防計画に準ずる。

第9節 医療救護体制整備計画

震災対策編第1章第10節 医療救護体制整備計画に準ずる。

第10節 防災用通信施設災害予防計画

震災対策編第1章第12節 防災用通信施設災害予防計画に準ずる。

第11節 地盤災害予防計画

(庄内町環境防災課・企画情報課・農林課・建設課)

1 計画の概要

がけ崩れや地すべり等に起因する土砂災害を未然に防止し又は被害の軽減を図るために、町及び県等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 土砂災害警戒区域等の調査・周知	① 基礎調査の実施 ② 土砂災害警戒区域等の指定・周知
2 山地災害危険地区の調査・周知	① 調査の実施 ② 山地災害危険地区の周知
3 防災体制の整備	① 推進体制の強化 ② 観測、情報収集・伝達体制の整備 ③ 警戒避難体制の整備 ④ 避難勧告等の判断基準に基づいた避難勧告等の発令 ⑤ 緊急連絡体制の確立 ⑥ 緊急用資機材の確保
4 国土保全事業等の推進	① 法指定の促進等 ② 治山事業等の促進 ③ 緊急用資機材の確保 ④ 地盤沈下の防止
5 災害防止に配慮した土地利用の誘導	① 危険住宅等の移転推進 ② 危険箇所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等

3 土砂災害警戒区域等の調査・周知

(1) 基礎調査の実施

県では、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づく基礎調査を定期的に行い、その結果を町に通知するとともに、警戒区域の相当する区域を平面図等に明示し公表する。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定・周知

県は、基礎調査の結果、土砂災害が発生した場合には県民等の生命及び身体に危害が生じるおそれがある土地の区域を「土砂災害警戒区域」、また、建築物に損壊が生じ県民の生命及び身体に著しい危害が生じるおそれのある土地の区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

また、町とともに関係図書を一般の縦覧に供するほか、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

町は、県のこれらの土砂災害警戒区域等を町防災計画に明記するとともに、土砂災害警戒区域等に指定された区域毎に警戒避難体制の整備等に関する事項について定め、地域住民等に周知徹底を図る。

4 山地災害危険地区の調査・周知

(1) 調査の実施

県は、山地災害危険地区調査要領に基づき、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その結果を町に提供する。

(2) 山地災害危険地区の周知

県は、調査の結果、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区や災害が発生した地区を「山地災害危険地区」とし、ホームページでの公開等の多様な手段により住民への周知徹底を図る。

また、町は、これらの「山地災害危険地区」を町防災計画に明記するとともに、地域住民等に周知徹底を図る。

5 防災体制の整備

(1) 推進体制の強化

国、県、町及び防災関係機関は連携を強化し、施策の緊急性等を勘案して、土砂災害対策を中長期的視野に立ち計画的かつ総合的に推進する。

また、町は、自主防災組織の育成と活動の支援に努め、緊急時における連携体制を強化する。

(2) 観測、情報収集・伝達体制の整備

国、県、町及び防災関係機関は、土砂災害からの早期の警戒避難を的確に実施するため、気象等の観測、情報の提供、収集及び伝達に係る施設の整備を図るとともに、災害若しくは警戒避難に係る情報の通報、周知及び伝達体制についても併せて整備を推進する。

また、国、町及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努めるものとする。

町は、警戒避難に係る情報が具体的かつ確実に伝達できる体制を整備する（地震や豪雨時にはライフラインに著しい影響を与えるおそれがあり、また、町防災行政無線の屋外スピーカや広報車は、豪雨時等に聞こえにくいという問題を考慮した複数の伝達手段の確保等）。

(3) 警戒避難体制の整備

ア 土砂災害警戒区域等

町は、県が指定した土砂災害警戒区域（土砂災害危険箇所）等を町

防災計画に明記する。

イ 避難勧告等の発令対象区域

避難勧告等の発令対象区域は、土砂災害警戒区域を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位を、町内会や自主防災組織、避難所、孤立の懸念等を勘案し設定する。

ウ 情報の収集及び伝達体制

県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報や、県及び気象台が提供している降雨や土砂災害に関するメッシュ情報（土砂災害危険度情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布）など土砂災害に関する情報を防災情報提供システム・電話・インターネット等で収集し住民に伝達する。

また、それら土砂災害の警戒避難に資する情報の収集方法について住民に周知を図る。なお、避難勧告等の発令にあたっては、対象住民に確実に伝達するため、豪雨時や夜間等を想定し、防災行政無線の他、緊急速報メールや広報車等による伝達を行う。

エ 避難所の開設・運営

避難所は資料編による。避難所の開設・運営にあたっては、町職員その他、自主防災組織や住民等と連携した体制を構築する。

オ 避難行動要支援者への支援

町は、避難行動要支援者避難支援プランに基づき、雨量情報、土砂災害警戒情報、避難所・避難経路、避難勧告などの土砂災害の警戒避難に関する情報の伝達体制を構築する。

カ 防災意識の向上

町及び自主防災組織等は、定期的に防災訓練を実施し、防災意識の向上を図るとともに、警戒避難に係る方法や体制の点検を行う。また、小中学生を対象とした防災教育を積極的に推進する。

キ 要配慮者利用施設対策

町は、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合は、その施設名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報並びに予報及び警報の伝達方法を定める。

また、町は県及び関係機関と協力して、土砂災害に関する情報を施設管理者等に提供、周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、警戒避難体制の確立に努める。

本町の土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設は以下のとおり。

なお、「山水園」においては、令和2年9月に「土砂災害に関する避難確保計画」を策定の上、警戒避難体制の確立を図っている。

番号	名称	所在地	電話番号
1	山水園 [特別養護老人ホーム]	庄内町狩川字笠山433番地3	0234-56-3522

(4) 避難勧告等の判断基準に基づいた避難勧告等の発令

土砂災害の発生するおそれのある場合は、以下の避難勧告等の判断基準に基づき、避難準備情報、避難勧告及び避難指示を発令する。避難勧告等の避難情報の発令にあたっては、今後の気象予測や土砂災害警戒情報等の情報を含めて総合的に判断する。

避難勧告等の伝達は、町防災行政無線、広報車、サイレン、警鐘、テレビ・ラジオ、緊急速報メール等及び職員・消防団員による巡回等により町民へ伝達する。その場合、関係地域内のすべての人に伝わるよう留意し、日本放送協会その他報道機関や自主防災組織の協力を得るなどあらゆる手段を活用し、その内容の周知徹底を図る。

避難勧告等の判断基準（土砂災害の場合） [再掲]

区分	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始 (警戒レベル3)	<p>■以下のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令することが考えられる。</p> <p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報（※）において、実況又は1～2時間先予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に達する場合</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報 [土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p>
避難勧告 (警戒レベル4)	<p>■以下のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令することが考えられる。</p> <p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報 [土砂災害]）が発表された場合</p> <p>2：大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報（※）において、1～2時</p>

区分	判断基準
	<p>間先予想で土砂災害警戒情報の基準に達する場合 3：土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合</p>
<p>避難指示（緊急） （警戒レベル4）</p>	<p>■以下のいずれかに該当する場合に、避難指示（緊急）を発令することが考えられる。</p> <p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報（※）において、実況で土砂災害警戒情報の基準に達した（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）場合</p> <p>2：避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要があるとき。</p>
<p>災害発生情報 （警戒レベル5）</p>	<p>1. 土砂災害が発生した場合 (注)大雨特別警報(土砂災害)の発表時には、土砂災害に関するメッシュ情報（※）を参照し、避難勧告等の対象区域の範囲が十分であるかどうかなど、既に実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。</p>
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●避難勧告等の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●本表は土砂災害のうち、土石流や集中的に発生するがけ崩れを想定しているが、地すべりについても、斜面の勾配等を考慮し、これに準ずる。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
<p>避難勧告等の解除</p>	<p>●国土交通省緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。</p>

※「土砂災害に関するメッシュ情報」とは、気象庁の「大雨警報（土砂災害）の危険度分布」と山形県が発表する「土砂災害危険度情報」をまとめた呼称である。

(5) 緊急連絡体制の確立

町は県と連携し、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連

絡体制を確立しておく。

(6) 緊急用資機材の確保

町は県と連携し、災害等により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

6 国土保全事業等の推進

(1) 法指定の促進等

国及び県は、国土を保全し、土地利用の適正化と土砂災害対策の推進を図るため、下表により危険箇所の法指定を促進する。

また県は、監視指導体制を強化し、法指定地等の適切な管理に努める。

国、県が指定する危険箇所の法指定の内容

法令名	指定箇所名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域 宅地造成規制区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域、 土砂災害特別警戒区域

(2) 治山事業等の促進

国及び県は、相互に調整を図り、地域の防災対策の推進に配慮しながら、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり防止対策事業等の国土保全事業を計画的に推進する。

(3) 緊急用資機材の確保

町及び県は、発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するため、必要な資機材を確保し緊急時に備える。

(4) 地盤沈下の防止

町及び県は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図り、地下水の過剰採取による地盤の不等沈下を防止する。

7 災害防止に配慮した土地利用の誘導

震災対策編第1章第13節 地盤災害予防計画 6 災害防止に配慮した土地利用の誘導に準ずる。

第12節 孤立集落対策計画

震災対策編第1章第14節 孤立集落対策計画に準ずる。

第13節 都市防災計画

震災対策編第1章第15節 都市防災計画に準ずる。

第14節 建築物災害予防計画

(庄内町環境防災課・建設課)

1 計画の概要

災害による建築物の被害の未然防止と軽減が図られるよう、庁舎、病院及び学校等の防災上重要な公共施設、一般建築物等の不燃性の強化等を促進するために、町等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 建築物の火災耐力の向上促進	① 既存建築物に対する改善指導 ② 防火対象物定期点検報告制度による指導
2 建築物の災害予防対策の推進	① 防災活動の拠点となる公共建築物の災害予防対策 ② 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策 ③ 一般建築物の災害予防対策

3 建築物の火災耐力の向上促進

建築物自体の耐火性・防火性は、建築基準法を中心とする各種法令により規定されており、火災ができるだけ拡大しないような措置がとられている。

そのため、町は県と連携し、新築及び増改築等建築物について、建築基準法に基づき指導を行うとともに、既存建築物についても、次により改善指導を推進する。

(1) 既存建築物に対する改善指導

町は、建築基準法第12条に基づく定期報告制度を活用し、不特定多数の人が集まる既存特殊建築物の安全性確保と施設の改善を指導する。

(2) 防火対象物定期点検報告制度による指導

町及び酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、又は特定の防火対象物（不特定多数の者が利用するもの）のうち一定基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告（セイフティマーク）等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

4 建築物の災害予防対策の推進

(1) 防災活動の拠点となる公共建築物の災害予防対策

ア 防災活動の拠点として位置づけられる公共建築物

(イ) 災害対策本部等が設置される施設（町庁舎）

(ロ) 医療救護活動に従事する機関の施設（病院等）

- (ウ) 応急対策活動に従事する機関の施設（町の出先庁舎等）
- (エ) 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- (オ) 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、障がい福祉施設等）

イ 防災対策の実施

アに掲げた建築物は、災害時の避難所や応急活動・復旧活動における拠点施設として重要な機能を担う必要があることから、次の防災対策を推進する。

(ア) 建築物の安全性の確保

施設設置者は、各種法令により規定されている技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりに努める。

(イ) 防災設備等の整備

施設管理者は、次に示す防災措置を実施し、防災機能の強化に努める。

- a 配管設備類の固定強化
- b 非常用電源の基本能力の確保
- c 飲料水の基本水量の確保
- d 消防防災用設備等の充実
- e 情報・通信システム等の安全性能の向上等

(ウ) 維持管理

施設管理者は、建設当時の設計図面等を整理保管するとともに、法令点検等の台帳や防災関係図及び維持管理の手引き等を整備し、日常点検の励行に努める。

特に建築基準法第12条第2項、4項に基づく建築物・建築設備等の定期点検を徹底する。

(2) 不特定多数の者が利用する建築物の災害予防対策

不特定多数の者が利用する建築物は、災害等発生時に一定の機能を果たし、かつ、人命を守る基礎となることから、施設管理者は、(3)に掲げる一般建築物の災害予防対策に努める一方、消防機関及び電気・ガス等保安団体は、次に示す防災対策等を指導する。

ア 災害等発生時における混乱防止のための、各種通信手段の活用等による迅速かつ正確な情報収集伝達体制の整備

イ 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備

ウ 避難誘導にあたる施設従業員等の教育訓練の徹底

エ 災害等発生時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底

オ 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励

行

(3) 一般建築物の災害予防対策

町は、建築物等の安全性を確保するために、次の留意事項により指導等を行う。

ア 著しく劣化している建築物の安全性の確保

防災パトロール等の機会を利用した防災点検の必要性の啓発

イ 落下物等による災害の防止

建築物から外れやすい窓・戸及び看板類等の落下物並びに断線等による災害を防止するための安全性の確保の指導・啓発

ウ 水害常襲地の建築物における耐水化

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土・基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導

第15節 輸送体制整備計画

震災対策編第1章第17節 輸送体制整備計画に準ずる。

第16節 各種施設災害予防対策関係

第1款 交通関係施設災害予防計画

震災対策編第1章第18節 第1款 交通関係施設災害予防計画に準ずる。

第2款 土砂災害防止施設災害予防計画

震災対策編第1章第18節 第2款 土砂災害防止施設災害予防計画に準ずる。

第3款 河川施設災害予防計画

震災対策編第1章第18節 第3款 河川施設災害予防計画に準ずる。

第4款 農業用施設災害予防計画

震災対策編第1章第18節 第4款 農業用施設災害予防計画に準ずる。

第5款 ガス供給施設災害予防計画

震災対策編第1章第18節 第5款 ガス供給施設災害予防計画に準ずる。

第6款 上水道施設災害予防計画

震災対策編第1章第18節 第6款 上水道施設災害予防計画に準ずる。

第7款 下水道施設・農業集落排水施設災害予防計画

震災対策編第1章第18節 第7款 下水道施設・農業集落排水施設災害予防計画に準ずる。

第8款 危険物等施設災害予防計画

震災対策編第1章第18節 第8款 危険物等施設災害予防計画に準ずる。

第17節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画

震災対策編第1章第19節 食料、飲料水及び生活必需品等の確保計画に準ずる。

第18節 文教施設における災害予防計画

震災対策編第1章第20節 文教施設における災害予防計画に準ずる。

第19節 要配慮者の安全確保計画

(庄内町環境防災課・保健福祉課・税務町民課、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、庄内町社会福祉協議会)

1 計画の概要

震災対策編第1章第21節 要配慮者の安全確保計画 1 計画の概要に準ずる。

2 計画の体系

震災対策編第1章第21節 要配慮者の安全確保計画 2 計画の体系に準ずる。

3 在宅の要配慮者対策

震災対策編第1章第21節 要配慮者の安全確保計画 3 在宅の要配慮者対策に準ずる。

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

- (1) 社会福祉施設等の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次により社会福祉施設における災害予防対策を推進するとともに、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に際しては、町は県と連携し、要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して確実に計画を作成するよう指導する。町及び県は、避難確保計画等について、定期的に確認するとともに、必要な支援や働きかけを行う。

ア 防災体制の整備

(ア) 自衛防災組織の設置

社会福祉施設等の管理者は、防火管理者の下に、施設の職員により構成する自衛防災組織を設置し、必要に応じて、情報班、消火班、救出・救護班、安全指導班及び応急物資班等を置き、防災業務を担当させる。

(イ) 職員動員体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、災害等発生時に職員を迅速に参集させるため、職員の緊急連絡体制及び初動態勢を整備する。また、夜間における災害の発生等も考慮し、入（通）所者の状況及び建物の構造等を総合的に勘案して、夜間における職員の配置体制を整備する。

(ウ) 情報連絡、応援体制の確立

社会福祉施設等の管理者は、消防署等との非常通報装置(ホットライン)の設置に努めるほか、必要に応じて、消防、庄内警察署、

医療機関及び近隣施設等との連絡会議の設置や、災害時の施設利用者の受入に関する事前の取り決めなどにより、災害等発生時の救助・協力体制の整備に努める。なお、その内容を、県に情報提供するよう努める。

また、地域住民、民間ボランティア団体及び近隣施設等から、災害等発生時における施設入所者の避難等について応援が得られるよう、普段から協力関係の構築に努める。

イ 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

町は、県と連携し、災害等発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

社会福祉施設等の管理者は、近隣施設との相互応援協力体制を整え、日頃から受入可能な余裕スペースの確認に努める。

ウ 防災教育、防災訓練の実施

社会福祉施設等の管理者は、職員及び入（通）所者に対し、日頃から防災意識の啓発に努めるとともに、地域の自主防災組織、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署等の協力、参加を得て、自力避難困難者の避難誘導や救出・救護訓練等を重点とした防災訓練を実施する。また、被災状況等により、施設に長くとどまれないなどのため、入（通）所者の避難誘導の対応に加え、必要に応じあらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細に決めておく。

エ 施設、設備等の安全性強化

社会福祉施設等の管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の施設について耐震診断を実施し、必要に応じて計画的な改修に努める。

また、日頃から、備品等の落下・転倒防止措置、危険物の安全点検等を行うとともに、施設、設備等の安全性の強化・維持に努める。

オ 食料等の備蓄

社会福祉施設等の管理者は、災害等に備えて、最低3日間、推奨1週間分の食料・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障がい者用仮設トイレ、避難用テント、福祉用具及び避難生活用具等を備蓄するとともに、必要に応じて井戸、耐震性貯水槽及び備蓄用倉庫等の整備に努める。

カ 要配慮者の受入体制の整備

災害時に要配慮者を緊急に受け入れられる体制の整備に努める。

(2) 町及び県は、次により社会福祉施設における災害予防対策を支援する。

ア 社会福祉施設相互間の応援協力体制の確立

災害発生時における緊急入所並びに社会福祉施設等の被災に伴う転所等に備えるため、施設相互間のネットワークの形成に努める。

イ 防災教育、防災訓練への支援

社会福祉施設等の管理者が実施する防災教育、防災訓練の支援に努める。

ウ 要配慮者の受入体制の整備

社会福祉施設等が要配慮者を緊急に受入れた場合に支援する体制の整備を図る。

(3) 洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域の情報提供等

町は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等内の要配慮者利用施設であって、洪水時等にその利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、町防災計画にその名称及び所在地を定め、警戒避難体制の確立など防災体制の整備に努める。

町及び県は、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成について支援し、町長は、必要な指示をすることができる。なお、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、町長はその旨を公表することができる。

5 外国人の安全確保対策

震災対策編第1章第21節 要配慮者の安全確保計画 5 外国人の安全確保計画に準ずる。

第2章 災害応急計画

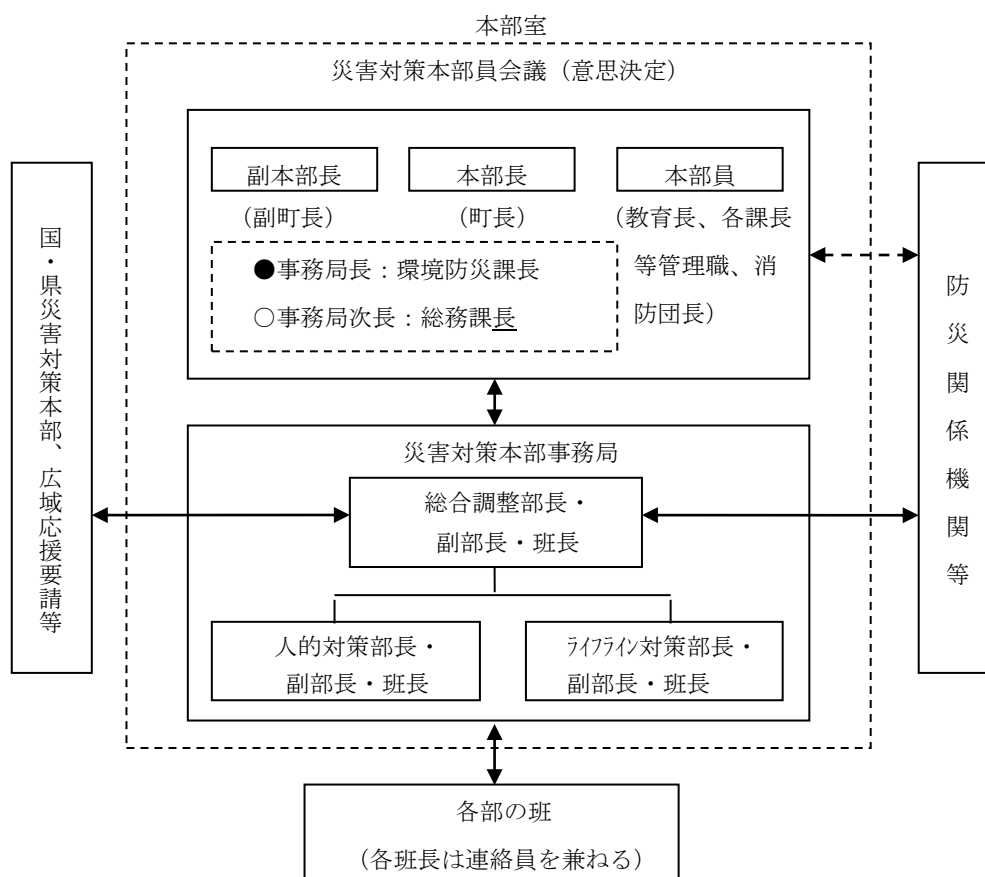
第1節 活動体制関係

第1款 災害対策本部

1 計画の概要

大規模な災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合において、災害対策を強力に推進するため設置される町災害対策本部の組織及び運営の活動体制について定める。

2 町災害対策本部の組織図



3 町災害対策本部の設置

(1) 設置基準

ア 町長は、次の基準の一つ以上に該当する場合は、町災害対策本部（以下「本部」という。）を設置又は廃止する。

設置基準	
	1 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき
	2 特別警報（大雨〔浸水害、土砂災害〕、暴風、暴風雪、大雪）が発表されたとき
	3 町長が特に必要と認めたとき

廃止基準	1 災害応急対策がおおむね完了したとき 2 その他必要がなくなったと認められたとき
------	--

イ 町長に事故がある時は副町長が、町長、副町長ともに事故がある時は、庄内町長の職務代理者を定める規則に基づき本部を設置する。

(2) 本部（本部室）設置場所

ア 本部（本部室）は本庁舎庁議室に設置する。

(3) 本部設置の庁内周知

本部を設置しようとするとき又は本部が設置された場合は次により各部へ周知する。

ア 本庁舎庁議室に設置する場合「庁内放送、電話又は防災行政無線」

(4) 本部を設置又は廃止した場合の防災関係機関への通知等

ア 災害対策本部総合調整部長は、本部が設置された場合又は廃止された場合は、次に掲げる機関に直ちにその旨を連絡する。

通知及び公表先	連絡方法
本部員	庁内放送又は電話
町防災会議委員	電話又は文書
町議会議員	電話又はFAX
県、庄内総合支庁	防災行政無線又は電話
庄内警察署	電話、FAX又は文書
報道機関	電話、FAX又は口頭等
一般住民	防災行政無線又は広報車

4 町災害対策本部の組織、運営等

(1) 本部の組織

本部は本部員会議及び本部事務局をもって構成する本部室からなる。

(2) 本部員会議

ア 組織

(ア) 本部長：町長

(イ) 副本部長：副町長

(ウ) 本部員：教育長、各課長等管理職、消防団長

(エ) 本部員会議に、次のとおり事務局長及び事務局次長を置く

・事務局長：環境防災課長

・事務局次長：総務課長

イ 招集

本部長は、災害対策に関する重要事項等の協議を行うため、必要に応じ本部員会議を招集する。災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる。

ウ 所掌事務等

- (ア) 災害情報の総括に関すること
- (イ) 町の実施する災害応急対策等に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項に関すること
- (ウ) 町の各部が実施する災害応急対策の総合調整に関すること
- (エ) 災害応急対策及び災害復旧対策に係る国、県、他市町村及び公共機関等他機関との調整のうち重要な事項に関すること
- (オ) その他災害対策上重要な事項に関すること

エ 防災関係機関との合同会議

本部長は、災害応急対策を実施するにあたり、他の防災関係機関との連携の強化及び調整を図るため、必要に応じ本部員会議と防災関係機関との合同会議を開催する。

オ 防災関係機関等への情報提供協力要請

本部長は、必要に応じ関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対して、資料・情報の提供等の協力を求める。

(3) 本部事務局

ア 組織

災害対策本部の事務局機能を強化するため、総合調整部、人的対策部、ライフライン対策部を設ける。

各部の部長及び副部長は課長級職員とし、各部には班を設け、班長は課長補佐級職員、又は、主査及び係長職員とし、それぞれの班には、あらかじめ指定した関係課等の職員を班員として適宜配置し構成する。各部の部長は、事務局長が、その都度、登庁している職員の中から指名し、副部長及び班長については、指名された部長が、その都度、登庁している職員の中から指名する。また、班長に指名された職員は、連絡員を兼ねる。

ただし、基本となる本部事務局の体制は「災害時職員初動マニュアル」により、毎年年度初めに指名する。

3つの部は、基本体型として設置するものであり、災害の態様及び必要に応じて増減する。

各部に所属する職員は、災害対策本部長（町長）の命により応急対策に従事する事務局スタッフであり、平時において所属する組織の支援を受けながら、本部長の命による応急対策活動に従事する。

イ 各部及び各班の任務

各部及び各班は、災害の緊急状況に応じ、次のとおり応急対策活動を行う。

部の区分

次に示す応急対策部は、基本となる3つの部であり、災害の態様により必要と認める場合は、事務局長の判断により増減することができる。また、必要に応じ部内に支部等を設ける場合は、部長の判断により設置し事務局長に報告する。

応急対策部	担 当 課 等
総合調整部	環境防災課、総務課、企画情報課、会計室、議会事務局、監査委員事務局
人的対策部	環境防災課、保健福祉課、教育課、税務町民課、社会教育課、社会福祉協議会、子育て応援課、立川総合支所
ライフライン対策部	建設課、企業課、農林課、農業委員会事務局、商工観光課、立川総合支所

班の区分及び分掌事務

次に示す対策事項は、初動期から本格稼働期に行う応急対策活動を、緊急性の高いものから順番に示したものであり、災害の態様により緊急性が高くなる事項及び不足する事項がある場合は、適宜その対策をすみやかに行う。また、人員配置等の部外調整が必要な場合は、事務局長と協議のうえ行い、部内調整については、部長が随時、関係班長と調整のうえ実施する。

(各部長、副部長、班長及び主となる担当係についてはマニュアルにより指定する。)

<各部・班共通事項>

班名・担当課	対 策 事 項
各 部 ・ 班 共 通 事 項	①各班の動員配備に関する事。 ②災害対策本部及び各部・班間、所管する関係機関・団体等との連絡調整に関する事。 ③所管する施設及び分野の被害情報の収集、とりまとめに関する事。 ④指定避難所・指定緊急避難場所が開設された場合の運営・管理への協力に関する事。 ⑤被災情報一元化とりまとめへの協力に関する事。 ⑥被害認定調査、り災証明・被災証明の発行、被災者台帳作成への協力に関する事。 ⑦一時集積配分施設の管理及び救援物資の管理・配布への協力に関する事。 ⑧災害救助法適用後の救助実施への協力に関する事。 ⑨本部長の指示による事務及び他部・班の応援に関する事。

<総合調整部>

部 長：環境防災課長

副部長：総務課長

※太字は、「3 初動対応別マニュアル」に記載あり

班 名	担 当 課 名	対 策 事 項
●班長		
【危機管理班】 ●環境防災課長	環境防災課	①対策本部会議の設置と運営 (3. (1) ①②) ②地震情報・気象情報の収集、外部機関からの情報収集 ③避難勧告等の避難情報の発令

班名 ●班長	担当課名	対策事項
		④防災無線の運用に関する事 ⑤県災害対策本部との連絡に関する事 ⑥県への被害報告に関する事 ⑦関係行政機関及び公共機関との連絡等に関する事 ⑧協力機関との連絡調整及び相互協力に関する事 ⑨防災関係機関への派遣要請等手続きに関する事 ⑩広域応援要請 (3. (4)) ⑪自衛隊の派遣要請依頼及び他自治体への応援要請に関する事 ⑫災害救助法の適用要請手続きに関する事 ⑬他部・班に属さない事項
【総務班】 ●総務課長	総務課	①庁舎機能の確保 (3. (2)) ②住民相談窓口及び住民の被害状況把握 ③物資の調達に関する事 ④応急対策用公用車の確保 ⑤緊急輸送に関する事 ⑥緊急通行車両の確認証明に関する事 ⑦災害対策費の予算措置 ⑧職員の登庁人数の確認及び職員の被災状況の確認 ⑨各部等の人員調整 ⑩現場に派遣された職員の全体把握 ⑪職員の健康管理「食料・飲料水・休憩室・毛布等必要物資の確保」 ⑫被災職員の公務災害補償及び福利厚生 ⑬応急対策全般の総合調整 ⑭停電対策、通信の確保 ⑮東北電力(株)とNTT東日本山形支店との連絡調整 ⑯電力・電話の応急復旧に係る優先順位の提示、要請 ⑰受援体制の確保に関する事
【情報管理班】 ●企画情報課長	企画情報課	①情報収集・伝達 (3. (3)) ②立川総合支所との連絡に関する事 ③広報・報道対応 (3. (5)) ④各部から報告された被害状況の集約 ⑤災害記録及び災害広報 ⑥住民の被害状況調査 ⑦災害写真の収集 ⑧通信の確保 ⑨ホームページによる被害情報の開示
【議会班】 ●議会事務局長	議会事務局 監査委員事務局	①議会の対応
【出納班】 ●会計管理者	会計室	①義援金受付窓口の設定、運営

<人的対策部>

部長：社会教育課長

副部長：保健福祉課長

※太字は、「3 初動対応別マニュアル」に記載あり

班名 ●班長	担当課名	対策事項
【衛生班】 ●環境防災課長	環境防災課	①仮設トイレの確保 ②遺体安置所の確保、検視検案の依頼、身元確認 ③医療救護所の設置協力 ④衛生施設の被害調査及び災害対策 ⑤災害廃棄物の収集及び処理 ⑥し尿処理 (3. (12))

班名 ●班長	担当課名	対策事項
		⑦へい獣の処理 ⑧ ごみ処理 (3. (13)) ⑨災害時の愛玩動物 (ペット) 対策に関すること。
【避難対策班】 (一般住民担当) ●税務町民課長	税務町民課 立川総合支所	①安全な場所への避難誘導 ②自然発生した避難所の把握 ③住民安否情報の整理、身元確認 ④り災者・被災者の被害状況調査 ⑤り災者名簿・被災者台帳の作成 ⑥り災証明・被災証明の発行 ⑦災害に伴う諸税の減免及び納期延長 ⑧応急仮設住宅の入居者選考
【避難対策班】 (園児、児童生徒等担当) ●教育課長	教育課 子育て応援課	①在園、在校時の避難対策 ・安全な場所への避難誘導、安否確認 ・負傷者、行方不明者の確認 ・緊急連絡網 (引渡しカード) による保護者への引き渡し ②在園、在校時以外の避難対策 ・教職員による緊急連絡網での安否確認 ・負傷者、行方不明者等の把握 ③り災児童生徒等の応急教育 ④教職員の動員及び確保 ⑤災害時における学校給食
【避難対策班】 (避難施設担当) ●社会教育課長	社会教育課 教育課 立川総合支所	① 指定避難所・指定緊急避難場所の開設 (3. (9)) ② 指定避難所・指定緊急避難場所の運営 (3. (10)) ③指定避難所・指定緊急避難場所の被害確認 ④避難施設の選定 ⑤指定された避難施設への職員派遣 (避難者数の把握・避難者ニーズの把握) ⑥指定された避難施設の運営 ⑦文化財の災害対策 ⑧社会教育団体の応援
【要配慮者支援班】 ●保健福祉課長		①名簿に基づき、民生委員・児童委員・避難支援者への協力要請 ②福祉施設の被害状況調査 ③福祉避難所の開設・運営 ④ 要配慮者支援 (3. (8)) ⑤要配慮者利用施設管理者等が作成する避難確保計画及び避難訓練実施への支援に関すること
【救護班】 ●保健福祉課長	保健福祉課	①災害拠点病院、救急指定病院等の受入確認 ②医療救護所の設置 ③医療救護班、DMATの派遣要請 ④ 医療救護活動 (3. (7)) ⑤感染症の予防 ⑥り災者の保健指導 ⑦日赤県支部との連絡調整 ⑧他の医療機関との調整
【ボランティア支援班】 ●社会福祉協議会事務局 長	社会福祉協議会	① ボランティアとの連携 (3. (14)) ②ボランティアの受入及び登録 ③災害ボランティアの活動支援

<ライフライン対策部>

部長：建設課長

副部長：企業課長

※太字は、「3 初動対応別マニュアル」に記載あり

班名	担当課名	対策事項
●班長 【物資対策班】 ●商工観光課長	商工観光課 農林課 立川総合支所 企業課	① 食品・生活必需品等の供給 (3. (6)) ②備蓄食料の放出、生活物資の供給要請 ③炊き出し ④救援物資受入窓口の開設 ⑤一時集積配分施設の管理及び救援物資の管理・配布に関する こと ⑥生活物資の配分計画
【農林商工対策班】 ●農林課長	農林課 商工観光課 立川総合支所 農業委員会事務局	①り災農家の被害調査及び災害資金融資 ②飼料、種苗、肥料の調達支援 ③病虫害の発生、予防、防除 ④農用地・農業施設の被害調査及び災害対策 ⑤農業団体等に関する災害対策指導 ⑥山林及び林道の災害対策 ⑦被害林業者・団体等に対する災害対策 ⑧商工観光に係る被害調査及び災害対策
【土木対策班】 ●建設課長	建設課	① 道路被害応急対応 (3. (15)) ②土木施設の被害の状況把握及び応急措置 ③緊急輸送道路の確保 ④町道の応急復旧、国・県道の応急復旧の要請、迂回路の選定 ⑤交通規制の要請 ⑥降雨量、河川の水量、水位等の情報収集 ⑦河川堤防、土砂災害危険区域等の災害対策
【建築物対策班】 ●建設課長		①公共施設の被害の状況把握及び応急復旧 ②都市下水路の内水状況把握 ③指定避難所の応急危険度判定の実施 ④ 応急危険度判定 (3. (16)) ⑤一般住宅の危険箇所を選定、立入制限 ⑥応急仮設住宅の用地確保及び建設
【下水道対策班】 ●企業課長	企業課	①下水道施設の緊急点検、パトロールの実施 ②液状化の発生による道路交通被害の確認 ③復旧方針の策定、住民に対する広報・巡回 ④ し尿処理 (3. (12))
【ガス・水道対策班】 ●企業課長		①「地震等非常時の対策要領」及び「水道危機管理マニュアル」による対応 ② 給水 (3. (11))

5 現地災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町長は、風水害等により、局地的に人身被害、住家被害等が多数発生した場合は、必要に応じ、被災地で本部の事務の一部を行う現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

(2) 設置期間

現地での主要な災害応急対策がおおむね終了するまでの間、又は現地本部設置の必要性がなくなったと認められるまでの間とする。

(3) 設置場所

災害現場又は町長の指定する被災地の町有施設に設置する。

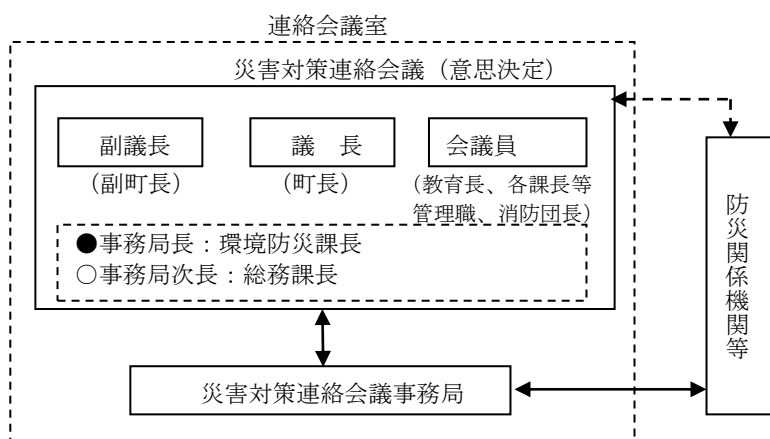
(4) 現地本部の組織

- ア 現地本部に現地本部長及び現地本部員を置く。
- イ 現地本部長は、本部の副本部長（副町長）又は本部員のうちから本部長（町長）が指名する。
- ウ 現地本部員は、本部事務局職員、各課等の職員のうちから本部長が指名する。

6 災害対策連絡会議

相当規模の災害等が発生し又は発生するおそれがあり、その規模が町災害対策本部設置基準に達しない場合に、災害応急対策を推進するために設置される災害対策連絡会議について定める。

(1) 町災害対策連絡会議の組織図



(2) 町災害対策連絡会議の設置

ア 設置基準

(ア) 町長は、次の基準の一つ以上に該当する場合は、町災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し又は廃止する。

設置基準	1 相当な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 2 町長が特に必要と認めたとき
廃止基準	1 災害応急対策がおおむね完了したとき 2 本部が設置されたとき 3 その他必要がなくなると認められたとき

(イ) 町長に事故がある時は副町長が、町長、副町長ともに事故がある時は環境防災課長が連絡会議を設置する。

(ウ) 環境防災課長にも事故があるときは、庄内町長の職務代理者を定める規則第3条の規定により連絡会議を設置することができる。

イ 連絡会議（連絡会議室）設置場所

連絡会議（連絡会議室）は、本庁舎庁議室に設置する。

ウ 連絡会議を設置又は廃止した場合の庁内への周知及び防災関係機関への通知は、町災害対策本部の設置又は廃止の例による。

(3) 町災害対策連絡会議の組織、運営等

ア 連絡会議の組織

連絡会議は、連絡会議及び連絡会議事務局をもって構成する連絡会議室からなる。

イ 連絡会議

(ア) 組織

a 議長：町長

b 副議長：副町長

c 会議員：教育長、各課長等管理職、消防団長

d 連絡会議には、次のとおり事務局長及び事務局次長を置く

・事務局長：環境防災課長

・事務局次長：総務課長

(イ) 招集

議長は、災害対策に関する重要事項等の協議を行うため、必要に応じ連絡会議を招集する。

(ロ) 協議事項

a 災害情報の総括に関すること

b 町の実施する災害応急対策等に関する基本的事項及び災害対策実施に関する重要な事項に関すること

c 町の各部局等が実施する災害応急対策の総合調整に関すること

d 災害応急対策及び災害復旧対策に係る国、県、他市町村及び公共機関等他機関との調整のうち重要な事項に関すること

e その他災害対策上重要な事項に関すること

(ハ) 防災関係機関との合同会議

連絡会議議長は、災害応急対策を実施するにあたり、他の防災関係機関との連携の強化及び調整を図るため、必要に応じ、連絡会議と防災関係機関との合同会議を開催する

ウ 連絡会議事務局

連絡会議の事務局機能は、平時における所属課等を基本に組織し、所属長の指示を受け、別表のとおり被害状況の調査と応急対策活動を行う。

(別表)

災害対策連絡会議事務局

課 名	対 策 事 項
環境防災課 総務課	①災害対策連絡会議の開催 ②人的被害の調査及び応急対策 ③報道機関等の対応 ④気象情報の受理及び伝達 ⑤住民への情報提供 ⑥防災関係機関との連絡調整 ⑦連絡会議及び各課との連絡調整 ⑧電話・電力の被害調査及び連絡調整
建設課	①土木施設等の被害調査及び応急対策 ②道路、橋梁、河川等の被害調査及び応急対策 ③建築物等の被害調査及び応急対策
企業課	①ガス供給施設の被害調査及び応急対策 ②上水道及び簡易水道の被害調査及び応急対策 ③農業集落排水施設の被害調査及び応急対策 ④下水道施設の被害調査及び応急対策
農林課	①農産物等の被害調査及び連絡調整 ②農業施設等の被害調査及び応急対策
その他各課においてあ らかじめ指定する職員	①所管する施設等の被害調査及び応急対策 ②環境防災課、建設課、企業課及び農林課への協力 ③その他、連絡会議議長の命ずること

7 業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、町は、自ら保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

加えて、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

8 新型コロナウイルス感染症対策

災害対策本部の運営等に際して、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（①密閉空間、②密集場所、③密接場面）を避けることをより一層推進する。

【工夫の例】

ア 災害対策本部設置場所の工夫

イ 災害対策本部設置場所の座席配置の工夫

- ウ 災害対策本部設置場所の換気の徹底
- エ 手洗い、咳エチケット、マスク着用の徹底
- オ 共同で使用する物品・機器等の消毒の徹底
- カ 電話やTV会議システム等の活用

- (1) 災害対策本部のみならず、出先機関での各種会議や広域物資拠点など人が密集することが想定される場所についても、適切な空間の確保への配慮等を行う。
- (2) 大規模な災害の発生時においては、国や他地方公共団体の応援職員の派遣に備え、災害対策本部と近接した執務スペースを確保する。
- (3) 新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対策本部のレイアウトは「新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント」に示すレイアウト（例）を参考とする。

第2款 職員の動員配備体制

1 計画の概要

町の機関による風水害等の災害応急対策を迅速に推進するため、町職員の動員体制について定める。

2 災害等発生時における配備体制

町内において災害等が発生し又は発生するおそれがある場合、又は気象等に関する注意報・警報・特別警報等が発表された場合、危機管理に係る24時間警戒態勢に基づき宿日直員が迅速な初動対応を行うとともに、災害応急対策を実施すべき各課等の長は、別表「職員の動員配備体制」に基づき、その配備体制ごとにあらかじめ指定した職員（以下「指定職員」という。）を迅速に招集し、災害対策業務に従事させる。

また、これらの職員では対応できない規模の災害であると判明した場合は、必要に応じてその他の職員を登庁させ、配備体制を強化する。

なお、指定職員の指定にあたっては、勤務時間外に大規模な災害が発生し、交通が混乱又は途絶した場合でも迅速に初動体制が確立できるよう、職員の居住地と庁舎までの距離及び担当業務等を勘案する。

3 勤務時間外における職員の招集

- (1) 指定職員は、勤務時間外に災害の発生を覚知したときは、テレビ、ラジオ等から町内の気象情報等の災害に関する情報を確認し、配備基準に従い、所属長の指示を待つことなく速やかに登庁する。
- (2) 自ら又は家族が被災した職員は、その旨を所属長に連絡するとともに、家族の避難及び病院への収容等必要な措置をとった後に登庁する。
- (3) 交通の混乱・途絶等により登庁できない職員は、電話等で所属長へ報告し、その後の指示を受ける。

4 指定職員の報告

各課等の長は、別表に定める配備区分に応じて、毎年、年度初めに指定する職員を指名し環境防災課長に報告する。配備区分に応じ指定する職員の人数は、町災害対策本部及び災害対策連絡会議におけるそれぞれの応急対策活動に対応できる人数とする。

(別表)

風水害等発生時における職員の動員配備体制

区分	災害対策組織設置基準		職員配備基準	体制	
第1次配備	警戒レベル1	災害対策警戒班	<ol style="list-style-type: none"> 大雨（浸水害、土砂災害）、洪水警報発表時 台風接近時等の大雨、洪水注意報発表時 災害の発生するおそれがあるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 環境防災課長及び商工観光課長並びに環境防災課、建設課、商工観光課及び農林課の担当職員 	必要に応じ、環境防災課は、建設課、農林課に対応を指示
第2次配備	警戒レベル2	災害対策警戒班	<ol style="list-style-type: none"> 台風接近時等の大雨（浸水害、土砂災害）、洪水警報発表時 災害の発生するおそれがあるとき 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課長、環境防災課長、立川総合支所長、商工観光課長、教育課長、社会教育課長及び企業課長並びに危機管理係 その他各課においてあらかじめ指定した職員 	必要に応じ、環境防災課長を長とし、関係課からなる災害対策警戒組織を設置
第3次配備	警戒レベル3	災害対策連絡会議	<ol style="list-style-type: none"> 相当な災害が発生するおそれがあるとき 町長が特に必要と認めるとき <p>■避難情報 避難準備・高齢者等避難開始 ※発令する場合は第4次配備に切り替えるものとする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 以下の動員による <ol style="list-style-type: none"> 町長、副町長 連絡会議の議員 環境防災課の全職員 その他各課においてあらかじめ指定した職員 	<p>【設置場所】 本庁舎A棟3階庁議室</p> <p>議長：町長 副議長：副町長 議員：教育長 各課長等管理職 消防団長</p>
第4次配備	警戒レベル4・5	災害対策本部	<ol style="list-style-type: none"> 大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき 特別警報（大雨〔浸水害、土砂災害〕、暴風、暴風雪、大雪）が発表されたとき 町長が特に必要と認めるとき <p>■避難情報： 避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報</p>	<ol style="list-style-type: none"> 以下の動員による <ol style="list-style-type: none"> 町長、副町長 対策本部の本部員 総務課、環境防災課、立川総合支所、社会教育課、建設課、企業課、農林課及び農業委員会の全職員 その他各課においてあらかじめ指定した職員 	<p>【設置場所】 本庁舎A棟3階庁議室</p> <p>本部長：町長 副本部長：副町長 本部員：教育長 各課長等管理職 消防団長</p>

第3款 広域応援・受援体制

震災対策編第2章第1節 第3款 広域応援・受援体制に準ずる。

第4款 自衛隊災害派遣計画

震災対策編第2章第1節 第5款 自衛隊災害派遣計画に準ずる。

第5款 災害ボランティア活動計画

震災対策編第2章第1節 第6款 災害ボランティア活動計画に準ずる。

第2節 情報収集伝達関係

第1款 通信計画

震災対策編第2章第2節 第1款 通信計画に準ずる。

第2款 気象情報等伝達計画

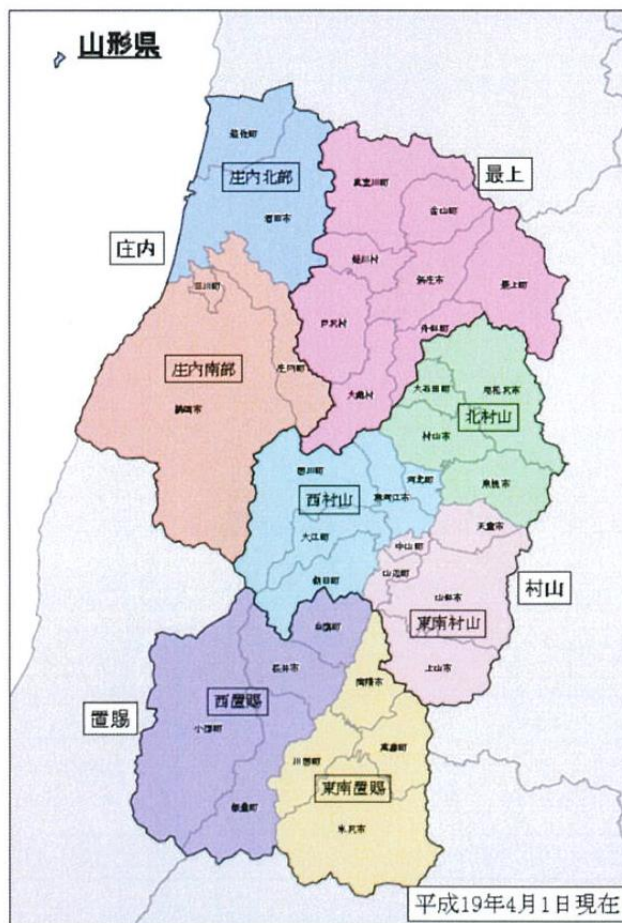
1 計画の概要

災害による被害を最小限にとどめるため、町が気象に関する情報を、迅速かつ正確に関係機関及び住民等に伝達するための方法について定める。

2 特別警報・警報・注意報等

(1) 特別警報・警報・注意報の概要

大雨や強風などの気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水などの警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。



※「村山」、「置賜」、「庄内」、「最上」はそれぞれ一次細分区域を示す。
 これ以外の地域を表す囲み文字は「市町村等をまとめた地域」を示す。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要は以下のとおりである。

ア 一般の利用に適合する特別警報・警報・注意報及び情報

(7) 特別警報・警報・注意報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

種 類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報 （本町対象外）	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報 （本町対象外）	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

種 類		概 要
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報 (本町対象外)	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報 (本町対象外)	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報 (本町対象外)	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報 (本町対象外)	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザ-

種 類	概 要
	ドマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着雪(氷)注意報	著しい着雪(氷)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害などの災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物などに著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

特別警報基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮 (本町対象外)		高潮になると予想される場合
波浪 (本町対象外)		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

警報・注意報発表基準一覧表

(令和2年8月6日現在) 発表官署 山形地方気象台

庄内町	府県予報区		山形県		
	一次細分区域		庄内		
	市町村等をまとめた地域		庄内南部		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	11	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	111	
	洪水	流域雨量指数基準		京田川流域=17	
		複合基準 ^{※1}		—	
		指定河川洪水予報による基準		最上川下流 [白ヶ沢・下瀬]	
	暴風	平均風速	18m/s ^{※2}		
	暴風雪	平均風速	18m/s ^{※2} 雪を伴う		
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ30cm ^{※3}	
			山沿い	12時間降雪の深さ45cm	
	波浪	有義波高		—	
高潮	潮位		—		
注意報	大雨	表面雨量指数基準		8	
		土壌雨量指数基準		87	
	洪水	流域雨量指数基準		京田川流域=13.6	
		複合基準 ^{※1}		最上川流域=(5, 13.6)	
		指定河川洪水予報による基準		最上川下流 [白ヶ沢・下瀬]	
強風	平均風速		12m/s ^{※4}		

風雪	平均風速	12m/s ^{*4} 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ15cm ^{*5}
		山沿い	12時間降雪の深さ30cm
波浪	有義波高		
高潮	潮位		
雷	落雷等で被害が予想される場合		
融雪	融雪により被害が予想される場合		
濃霧	視程	100m	
乾燥	①最小湿度30% 実効湿度65% ②降雪雪の場合を除き、実効湿度70%、風速10m/s以上		
なだれ	①山沿いで24時間降雪の深さ30cm以上で肘折（アメダス）の積雪100cm以上 ②山形地方気象台の日平均気温5℃以上で肘折（アメダス）の積雪180cm以上 ③山形地方気象台の日最高気温5℃以上で肘折（アメダス）の積雪300cm以上 ④12月は日降水量30mm以上で肘折（アメダス）の積雪100cm以上		
低温	夏期：最高・最低・平均気温のいずれかが平年より4～5℃以上低い日が数日以上続くとき 冬期：①最低気温が-7℃以下、又は-4℃以下で平均風速5m/s以上のとき ②日平均気温が-3℃以下が数日続くとき		
霜	早霜、晩霜期におおむね最低気温2℃以下（早霜期は農作物の生育を考慮し実施する）		
着氷・着雪	大雪注意報の条件下で気温が-2℃より高い場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100 mm	

*1（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

*2 狩川（アメダス）の観測値は風向が東の場合20m/sを目安とする。

*3 狩川（アメダス）の観測値は35cmを目安とする。

*4 狩川（アメダス）の観測値は風向が東の場合15m/sを目安とする。

*5 狩川（アメダス）の観測値は20cmを目安とする

(1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。

(2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。

(3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「...以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「...以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山沿い」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数10.5以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (13) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

気象警報等発表時における町や住民の対応例

町の対応	住民の行動	気象警報等の種類		
		大雨		
		(土砂災害)	(浸水害)	
<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の連絡態勢確立 ・気象情報や雨量の状況を収集 ・注意呼びかけ ・警戒すべき区域の巡回 	<ul style="list-style-type: none"> ・気象情報に気をつける ・テレビ、ラジオ、気象庁HPなどから最新の気象情報を入手 ・窓や雨戸など家の外の点検 ・避難所の確認 ・非常持出品の点検 	大雨注意報		
		土砂災害警戒情報	大雨警報 (土砂災害)	大雨警報 (浸水害)
			大雨特別警報 (土砂災害)	大雨特別警報 (浸水害)
<ul style="list-style-type: none"> ・警報の住民への周知 ・避難所の準備、開設 ・必要地域に避難準備・高齢者等避難開始 ・応急対応態勢確立 ・必要地域に避難勧告、避難指示（緊急） ・避難の呼びかけ ・特別警報が発表され非常に危険な状況であることの住民への周知 ・直ちに最善を尽くして身を守るよう住民に呼びかけ 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難の準備をする ・危険な場所に近づかない ・日頃と異なったことがあれば、役場などへ通報 ・暴風警報については、安全な場所に退避 ・直ちに命を守る行動をとる（避難所へ避難するか、外出することが危険な場合は家の中で安全な場所にとどまる） 			

イ 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

警報の危険度分布等の概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	<p>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レ

種類	概要
	<p>ベル3に相当。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	<p>短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p>
洪水警報の危険度分布	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

ウ 全般気象情報、東北地方気象情報、山形県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

エ 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県）で発表する。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

オ 土砂災害警戒情報

山形県と山形地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長が避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、地域住民の自主避難の判断の参考となるよう、その対象となる市町村名（なお、鶴岡市は北部・南部、酒田市は北部・南部・飛島に細分化）を指定して発表する。

なお、これを補足する情報である大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）で、実際に危険度が高まっている場所を確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

また、地震や火山噴火等により、通常の降雨指標基準を適用することが適切でないと考えられる場合は、「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用する。

カ 記録的短時間大雨情報

大雨警報又は大雨特別警報発表中に、県内で数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所については、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

山形県では、100ミリ以上の1時間雨量を観測又は解析した場合に

発表される。

キ 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風に対して注意を呼びかけるものである。竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（村山、置賜、庄内、最上）を対象に発表する。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加して発表する。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

ク 指定河川洪水予報

山形、酒田、新庄の各河川（国道）事務所、又は県と山形地方区気象台が共同して、河川の増水や氾濫などに対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報で、下表の標題により発表する。

種類	標題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況で、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、あるいは、避難判断水位に達しさらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考

種類	標題	概要
		とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

ケ 酒田河川国道事務所又は県が発表する水位到達情報（水位周知河川）

酒田河川国道事務所又は県が、河川の増水や氾濫などに対する住民の避難行動の参考になるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位を示して発表する水位到達情報で、下表の標題により発表する。

標題	概要
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
氾濫危険情報	氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
氾濫注意情報	氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するな

標 題	概 要
	ど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

※氾濫発生情報、氾濫注意情報は酒田河川国道事務所のみ発表

コ 水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報

山形地方気象台長は、気象等の状況により洪水等のおそれがあると認められるときは、その状況を東北地方整備局長及び県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

発表する警報、注意報の種類及び概要は次のとおりであり、水防活動の利用に適合する（水防活動用）警報及び注意報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する特別警報、警報及び注意報をもって代える。

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	発表基準
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい）と予想したとき
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき

(2) 雪の情報の提供

気象庁は、令和元年11月13日から、現在の積雪・降雪の分布を推定する新しい雪の情報の提供を開始した。また、令和元年末の冬期から、大雪の際に山形県気象情報において3日先までの降雪量予測を提供する他、短時間に記録的な大雪があった際には一層の警戒を呼びかける。

ア 「現在の雪」（解析積雪深・解析降雪量）の提供

アメダスの積雪計による観測値に加え、現在の積雪の深さと降雪量の分布を推定する「解析積雪深・解析降雪量」の提供を、令和元年11月13日から気象庁ホームページで開始した。これにより、雪の観測が行われていない地域を含めて積雪・降雪の分布を把握できるよう

になり、外出予定の変更や迂回経路の選択等に活用可能となる。

イ 3日先までの降雪量予測の提供

冬型の気圧配置により日本海側で数日間降雪が持続するような時など、降雪量について精度良く予測が可能な場合には、山形県気象情報等に「48時間先からの24時間予想降雪量」を記述する。

ウ 短時間の大雪に対する一層の警戒を呼びかけ

山形県のほか、福島県（会津地方）、新潟県、富山県、石川県、福井県において、顕著な降雪が観測され今後も継続すると見込まれる場合に「短時間の大雪に対して一層の警戒を呼びかける情報」を発表する。

(3) 特別警報、警報・注意報等の伝達

ア 山形地方気象台は、警報等を発表した場合は、県、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社、消防庁、酒田海上保安部、NHK山形放送局、山形河川国道事務所、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達する。

ただし、東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社への伝達は特別警報・警報に限る。

イ 県（防災危機管理課）は、警報等について気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに県防災行政無線等により市町村や消防本部に通知するとともに、関係部局及び防災関係機関に通報する。

特に、特別警報について通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに県防災行政無線等により市町村へ通知する。

また、県（各総合支庁河川砂防課）は、山形地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

ウ 町は、警報等について、県、消防庁、NTTから通報を受けたとき又は自ら知ったときは、地域内の公共団体、行政機関、施設管理者、自主防災組織等に通報するとともに、住民へ周知する。

特に、特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災行政無線（戸別受信機を含む）及び広報車等により住民へ周知する。

エ 東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社は、特別警報・警報を各支店、関係市町村に伝達する。

オ 山形河川国道事務所は、国土交通省の県内の河川及びダムを管理する事務所等に伝達する。また、県内の河川を管理する事務所は、山形地方気象台からの通報及び自ら観測した水位、流量等により水防警報発令の判断をする。

カ 放送機関は、県民への周知を図るため、放送時間、放送回数を考慮の上、放送する。

キ その他の機関にあつては、それぞれの災害担当業務に応じ適切な措置を講ずる。

3 消防法で定める火災気象通報及び火災警報

(1) 火災気象通報

ア 火災気象通報の概要

山形地方気象台は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、消防法第22条第1項の規定により、その状況を「火災気象通報」として、直ちに県知事に通報しなければならない。通報を受けた県知事は、同法第22条第2項の規定により、直ちにこれを町長に通報しなければならない。

定時に行う通報としては、午前5時に発表する天気予報に基づき、向こう24時間先までの気象状況の概要を気象概況として毎日午前5時頃に山形県に通報する。

臨時に行う通報は、定時通報の対象期間内で、火災気象通報の内容に変更があった場合、臨時の通報を行う。

通報は、県（防災危機管理課）を通じて町及び消防本部に伝達される。

イ 火災気象通報を行う基準

山形地方気象台が発表する「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ウ 火災気象通報の伝達

(ア) 山形地方気象台

山形地方気象台は、火災気象通報を行う基準となる場合は、県（防災危機管理課）に対し、気象情報伝送処理システム（アデスオンライン）により速やかに通報する。

(イ) 県（防災危機管理課）

県（防災危機管理課）は、一般の気象注意報、警報等の伝達に準じて、県防災行政無線により速やかに町、消防本部に通報する。

(2) 火災警報

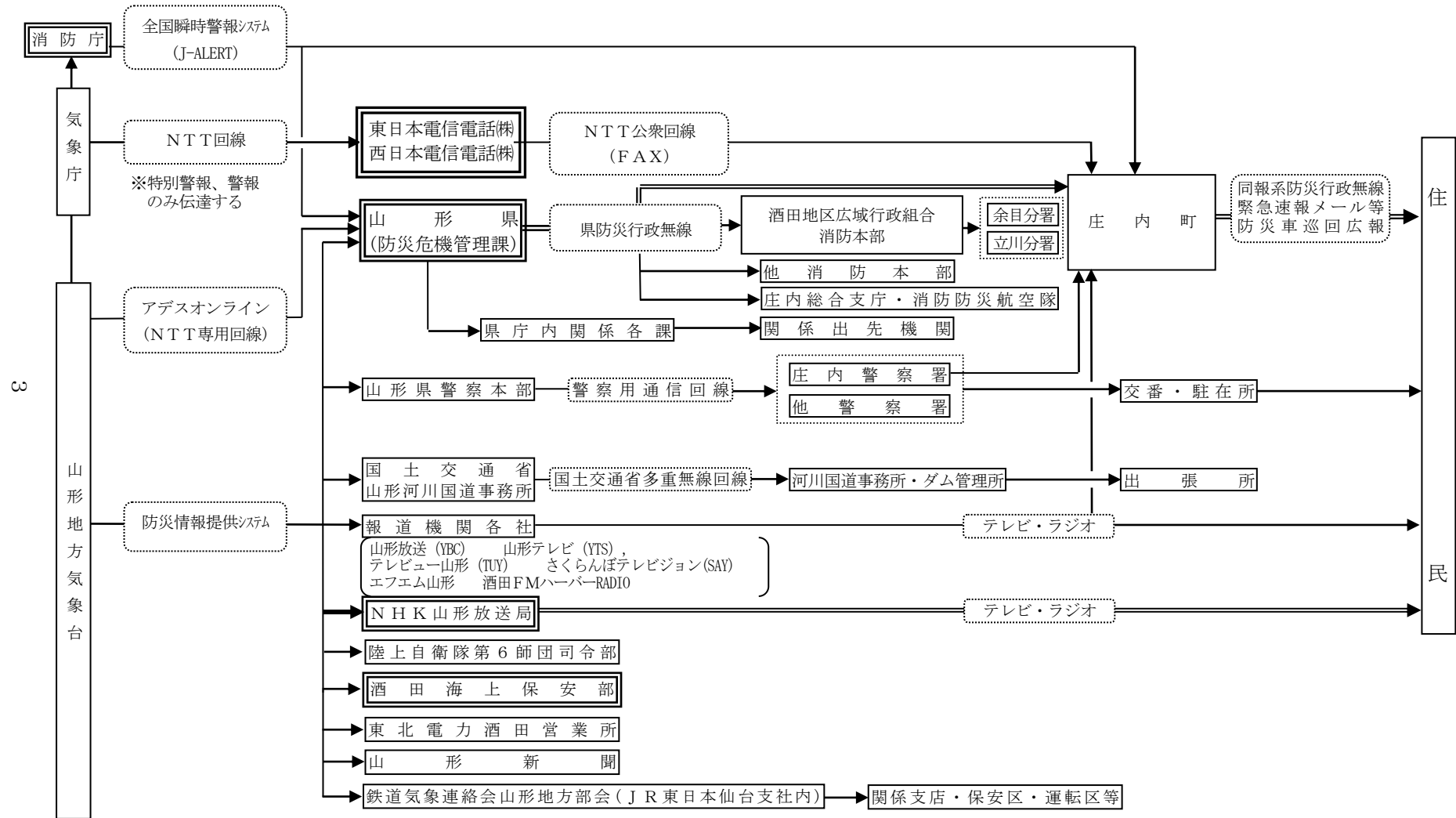
ア 火災警報の概要

町長は、県知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火の使用の制限等により火災の発生を防止するため消防法第22条第3項の規定により、「火災警報」を発することができる。

イ 火災警報の伝達

町は、火災警報を発し、又は解除したときは、防災行政無線、巡回広報車及び消防自動車等により、速やかに住民等に対しその旨を周知するとともに、県（防災危機管理課）に対し通報する。

気象特別警報・警報・注意報等の伝達経路図



二重枠で囲まれている経路は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務付けられている伝達経路

第3款 災害情報の収集・伝達計画

震災対策編第2章第2節 第3款 災害情報の収集・伝達計画に準ずる。

第4款 広報計画

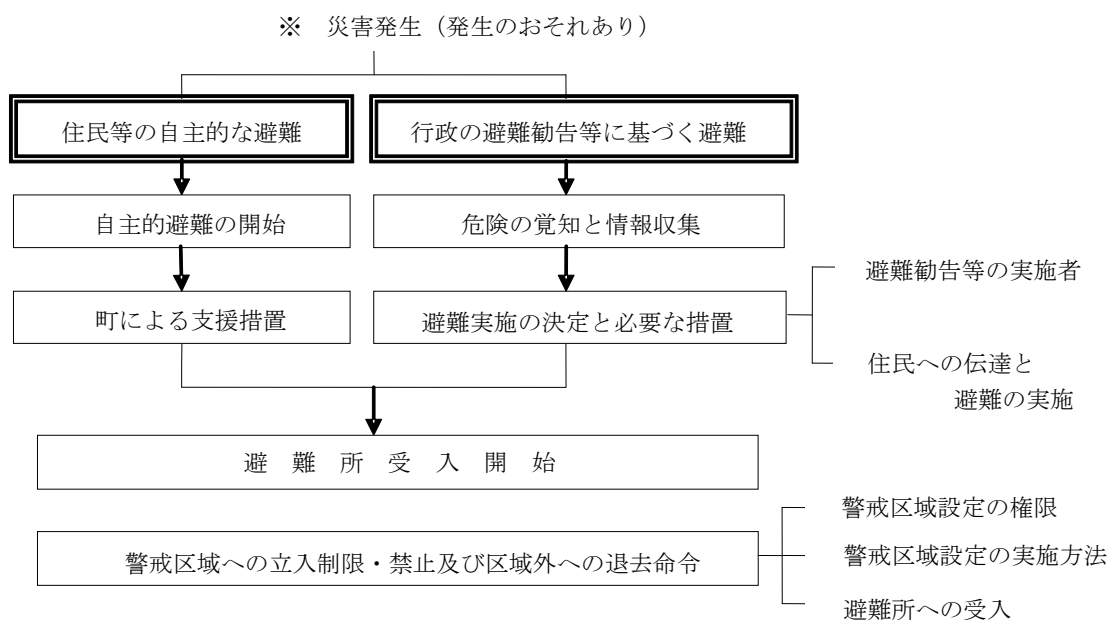
震災対策編第2章第2節 第4款 広報計画に準ずる。

第3節 避難計画

1 計画の概要

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に地域住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、避難しやすい時間帯での避難準備・高齢者等避難開始の発令による、高齢者や障がい者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、町があらかじめ定める手順等に沿った避難支援を行うことが重要であることから、地域住民の自主的避難行動並びに町及び防災関係機関が実施する避難活動等について定める。

2 避難勧告・避難指示（緊急）応急対策フロー



※ 避難勧告等：避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）

3 住民等の自主的な避難

(1) 自主的避難の開始

住民等は、危険が切迫し又は現実に被災したことにより自主的に避難する場合は、近隣住民にも状況を伝達するとともに、町へ避難先、避難人数等を連絡するように努める。

また、危険の切迫により避難する際は、できるだけ近隣住民がまとまって行動し、高齢者等の要配慮者の安全確保と避難の補助等を心掛ける。

(2) 町の支援措置

町は、住民等から自主的避難を開始した旨の連絡を受けた場合は、直

ちに職員等を被災地あるいは危険が切迫している地域に派遣し、避難行動の支援及び指定避難所の開放の措置を行う。指定避難所は、あらかじめ鍵を近隣住民に保管してもらう等、住民が自主的に避難してきた場合に、直ちに受入れられるようにしておく。

4 行政の避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は、避難指示（緊急）に基づく避難

(1) 危険の覚知と情報収集

ア 町、県及び防災関係機関は、災害情報を収集するとともに、所管区域内のパトロールを強化して、住民等の避難が必要となる危険箇所の把握に努めることで、避難勧告等を適切なタイミングで発令するよう留意する。

特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

イ 町、県及び放送事業者等は、伝達を受けた警報等を町防災行政無線（戸別受信機を含む。）等により、地域住民等への伝達に努めるものとする。なお、町は、大雨、暴風等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに地域住民等に伝達する。

ウ 町及び県は、災害発生による建築物等の倒壊及び宅地の崩壊に関して、建築技術者等による被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、必要に応じて応急措置を行うとともに二次災害のおそれがある場合は速やかに避難対策を実施するものとする。

エ 土砂災害防止法第28条、第29条及び第31条に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切な避難勧告及び避難指示（緊急）の発令の判断等を行えるよう特に高度な技術を要する土砂災害については国が、その他の土砂災害については県が、被害の想定される区域・時期を調査し、情報を町に通知するとともに、一般に周知する。町は、その情報を基に速やかに避難勧告及び避難指示（緊急）を発令とする。

(2) 避難実施の決定と必要な措置

ア 避難勧告等の実施者

(ア) 町長は、町内において災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認められる場合は避難準備・高齢者等避難開始を発表し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて庄内警察署長及び酒田地区広域行政組合消防本部消防長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

(イ) 避難勧告及び避難指示（緊急）の発令は、法第60条第1項に基づき、避難準備・高齢者等避難開始の発令は、避難勧告等に関するガイドラインに基づき、原則として町長が行う。

町は、避難勧告等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求められることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

町長は、町内において災害が発生し又は発生するおそれがあり、住民を避難させる必要があると判断したときは、避難のための立ち退きを勧告又は指示し、速やかにその旨を知事に報告する。また、必要に応じて庄内警察署長及び酒田地区広域行政組合消防本部消防長に、住民の避難誘導への協力を要請する。

(ウ) 住民に危険が切迫する等急を要する場合で、町長が避難勧告・避難指示（緊急）を行うことができないとき、又は町長から要求があったときは、次のとおり警察官等が避難の指示等を行うことができる。この場合、警察官等は、避難の指示等を行った旨を速やかに町長に通知する。

(エ) 町は、避難勧告等の発令の際には、指定避難所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の大雨の場合は、躊躇なく避難勧告又は避難指示（緊急）を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

また、町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令したうえで、避難時の周囲の状況等により、近隣のより安全な建物への「緊急的な待避」や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努める。

	実施責任者	措置	実施の基準
			勧告等を実施した場合の通知等
避難準備・高齢者等避難開始	町長	高齢者等の要配慮者への避難行動開始の呼びかけ	・災害が発生するおそれがあり、要配慮者が避難行動を開始する必要があると認めるとき (避難勧告等に関するガイドライン)
屋内待避	町長	屋内での待避等の安全措置	・災害が発生又は発生しようとしている場合に、避難のための立ち退きにより、かえって人の生命や身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき（基本法第60条第3項）

	実施責任者	措置	実施の基準
			勧告等を実施した場合の通知等
避難勧告 及び避難 指示（緊 急）	町長	立退きの勧告 及び立退き先 の指示	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示（基本法第60条）
	知事	立退きの勧告 及び立退き先 の指示	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長がその全部又は大部分の事務を行うことができないと認める場合 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し直ちにその旨を公示（基本法第60条）
避難指示 （緊急） 等	知事、その命を受けた 県職員又は 水防管理者	立退きの指示	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水の氾濫により著しい危険が切迫しているときと認められるとき（水防法第29条）
			水防管理者→（通知）→警察署長
	知事、又はその命を受けた 県職員	立退きの指示	<ul style="list-style-type: none"> ・地すべりにより著しい危険が切迫しているときと認められるとき（地すべり等防止法第25条）
			知事又はその命を受けた県職員→（通知）→警察署長
	警察官	立退き先の指示	<ul style="list-style-type: none"> ・町長が立退きの指示を行うことができないと認める場合、又は町長から要求があった場合（基本法第61条）
			警察官 →（通知）→町長 →（報告）→知事
		避難等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な被害が切迫すると認める場合、警告を発し、特に急を要する場合、危害を受けるおそれがある者に対し必要な限度で避難等の措置（警察官職務執行法第4条）
			警察官 →（報告）→公安委員会
災害派遣を命ぜられた 部隊等の自衛官	避難等の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・警察官がその場にはいない場合、「警察官職務執行法第4条」による避難等の措置（自衛隊法第94条） 	
		自衛官 →（報告）→防衛大臣の指定する者（第6師団長等）	

	実施責任者	措置	実施の基準
			勧告等を実施した場合の通知等
災害発生情報	町長	命を守るための最善の行動を促す	<ul style="list-style-type: none"> ・災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令 →避難の必要がなくなったときは、避難住民に対し、直ちにその旨を公示する。（災害対策基本法第60条）

(エ) 住民への伝達と避難の実施

a 避難準備・高齢者等避難開始の内容

- (a) 要避難準備対象地域
- (b) 避難準備理由
- (c) 避難先
- (d) 避難経路
- (e) 避難時の注意事項等

b 避難勧告又は避難指示（緊急）の内容

- (a) 要避難対象地域
- (b) 避難理由
- (c) 避難先
- (d) 避難経路
- (e) 避難時の注意事項等

(オ) 避難の広報

a 町は、Ｌアラート（災害情報共有システム）、サイレン、警鐘、無線、標識、広報車、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）及びワンセグ等あらゆる広報手段の複合的な活用を図り、住民、要配慮者利用施設等に対して迅速に周知・徹底する。

b 町は、避難行動要支援者への避難準備・高齢者等避難開始又は避難勧告又は避難指示（緊急）にあたっては、あらかじめ指定した避難支援者、地域の消防団、自主防災組織等を通じ確実に伝達する。

(カ) 避難誘導

町、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、庄内警察署による誘導にあたっては、可能な限り自治会、職場、学校等を単位とした集団避難に努める。

また、避難行動要支援者の避難誘導等が避難行動要支援者避難支援プランに基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。

- a 町は、地域又は自治会単位に避難集団を形成するため、庄内警察署及び酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署の協力を得て、指定避難所等に誘導員を配置し、住民を誘導する。
また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼し、避難への応援を依頼する。
 - b 酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、避難勧告又は避難指示（緊急）等が出された場合には、被害の規模、道路橋梁の状況、火災の拡大方向及び消防隊の運用を勘案し、最も安全と思われる方向を町及び庄内警察署に通報するとともに避難が開始された場合は、消防吏員及び消防団員が避難誘導にあたる。
 - c 庄内警察署の避難誘導にあたっては、避難道路の要所に誘導員を配置する等避難者の通行を確保する。
- (キ) 避難経路
- a 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別に、避難経路の周知・徹底を図る。
 - b 災害時に避難経路を選択するにあたっては、周囲の状況を検討し、浸水や土砂災害等のおそれのある危険箇所を避ける。
- (ク) 避難路の安全確保
- 町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員を派遣し、道路管理者及び警察官等の協力を得て、避難路上にある障害物を排除する。
- また、必要に応じ、県知事に対して車両、舟艇及びヘリコプター等の支援の確保を要請する。
- (ケ) 避難順位
- a 災害時の避難誘導は、原則として、高齢者や障がい者等の要配慮者及び避難行動要支援者を優先して行う。
 - b 浸水や土砂災害などの災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。
- (コ) 携帯品の制限
- a 携帯品は、必要最少限の食料、日用品、医薬品等とする。
 - b 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、避難所の距離、地形等により決定する。

(㊦) 危険防止措置

- a 避難所の開設にあたって、町長は、避難所の管理者や応急危険度判定士等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- b 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。

(㊧) 自主避難の実施

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛ける。

(㊨) その他避難誘導にあたっての留意事項

- a 要配慮者及び避難行動要支援者の事前の避難誘導・移送
地域に居住する要配慮者及び避難行動要支援者の避難誘導にあたっては、事前に把握された要配慮者及び避難行動要支援者の実態に応じて避難誘導を実施する。特に、自力で避難できない者に対しては、自主防災組織や避難支援者の協力を得るなどして地域ぐるみで要配慮者及び避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両等を手配し、一般の避難所とは異なる介護機能を備えた福祉避難所及び要配慮者利用施設等に事前に移送するなどの措置をとる。
- b 避難が遅れた者の救出・収容
避難が遅れた者を救出する場合、町及び消防本部又は県消防防災ヘリコプターにおいて対応する。

5 警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

震災対策編第2章第3節 避難計画 5 警戒区域への立ち入り制限・禁止及び区域外への退去命令に準ずる。

6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供

震災対策編第2章第3節 避難計画 6 帰宅困難者、外国人、旅行者等土地不案内者に対する避難情報等の提供に準ずる。

第4節 避難所運営計画

震災対策編第2章第4節 避難所運営計画に準ずる。

第5節 災害警備計画

震災対策編第2章第5節 災害警備計画に準ずる。

第6節 救助・救急計画

震災対策編第2章第6節 救助・救急計画に準ずる。

第7節 消火活動計画

1 計画の概要

震災対策編第2章第7節 消火活動計画 1 計画の概要に準ずる。

2 計画の体系

震災対策編第2章第7節 消火活動計画計画 2 計画の体系に準ずる。

3 初期消火

(1) 地域住民等による活動

家庭、職場等においては、火災が発生したときは速やかに酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署へ通報する。

ア 酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署へ速やかに通報（電話、駆け込み）する。

イ ブレーカーを切る、ガスの元栓を閉める等して、二次災害の防止に努める。

(2) 自主防災組織による活動

地域、職場等の自主防災組織及び自衛消防組織は、自身の安全を確保しながら、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署が到着するまでの間、あらかじめ定められた班編成等により、防災資機材を活用して初期消火にあたり、火災の延焼を防止するとともに、付近住民の避難誘導及び救助活動を行う。

4 火災防ぎょ活動

震災対策編第2章第7節 消火活動計画計画 4 火災防ぎょ活動に準ずる。

5 広域応援要請

火災の多発や延焼の危険性の増大により、自らの消防力のみでは火災防ぎょ活動を十分に行えなくなることが予想される。

このような場合、町長は躊躇することなく他の市町村長等に対して広域応援を要請する。

また、被災地域以外の消防本部は、大規模な地震の発生を覚知したときは、広域応援要請に応じることができる体制を速やかに整える。

(1) 県内等への応援要請

町長は、自らの消防力のみでは十分に防ぎよし得ないと認める場合は、「山形県広域消防相互応援協定」、「緊急消防援助隊運用要綱」及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」等に基づき、知事又は他市町村長等に対して広域応援を要請する。

(2) 応援受入体制

知事又は町長は、緊急消防援助隊の応援が決定された場合は、「山形県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、次により応援受入体制を整備する。

- ア 応援隊の集結場所、誘導方法の明確化
- イ 応援隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- ウ 応援隊の野営場所、ヘリポートの確保

第8節 医療救護計画

震災対策編第2章第8節 医療救護計画に準ずる。

第9節 遺体対策計画

震災対策編第2章第9節 遺体の搜索・処理・埋葬計画に準ずる。

第10節 交通輸送関係

第1款 輸送計画

震災対策編第2章第10節 第1款 輸送計画に準ずる。

第2款 道路交通計画

震災対策編第2章第10節 第2款 道路交通計画に準ずる。

第11節 各種施設災害応急対策関係

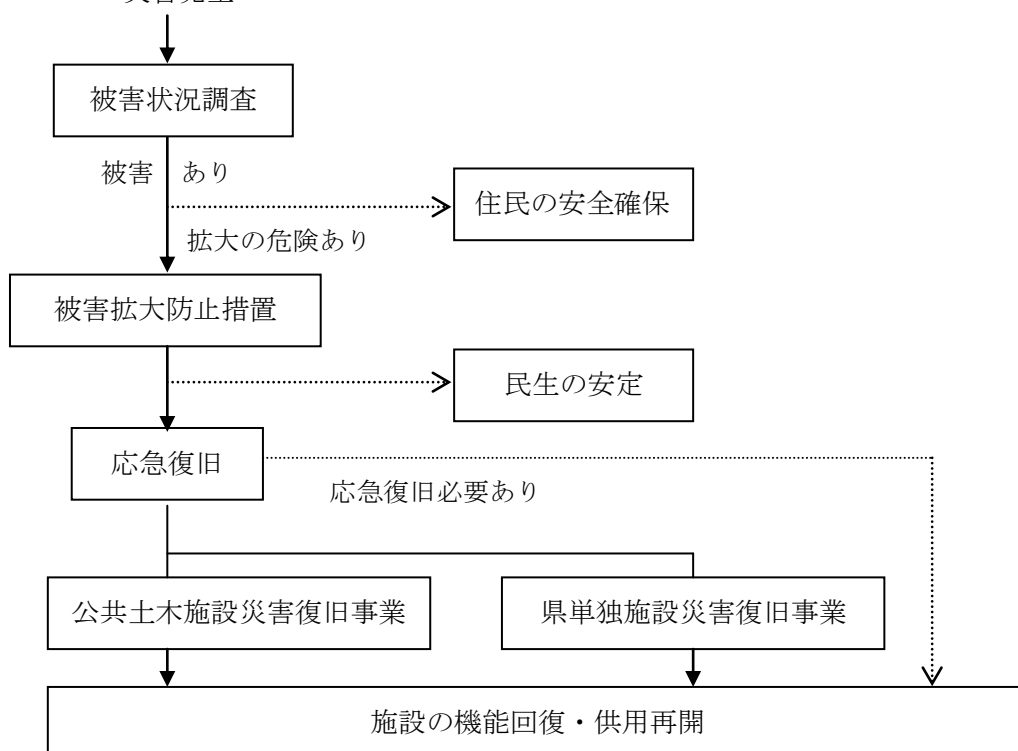
第1款 土砂災害防止施設災害応急計画

1 計画の概要

災害により土砂災害防止施設が被災し又は被災するおそれがある場合に、その機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、町及び土砂災害防止施設の管理者（以下この款において「施設管理者」という。）が実施する災害応急対策について定める。

2 土砂災害防止施設災害応急計画フロー

* 災害発生



3 被災状況調査

土砂災害防止施設の管理者（以下この款において「施設管理者」という。）は、土砂災害の発生のおそれがある場合は、防災関係機関と連携・協力して、直ちに現地パトロール等を実施し、施設の被災状況を把握するとともに、構造上の安全性及び施設の機能性について緊急点検を実施する。

また、防災上緊急を要する場合は、これらの情報を関係機関に速やかに提供するとともに、応急措置及び二次災害防止対策等に係る専門的な助言及び指導に努める。

4 住民の安全確保

施設管理者は、施設の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設

置する等により立ち入りを禁止し、防災関係機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

また、知事は、必要と認める場合は、地すべり等防止法（昭和33年法第30号）第25条に基づき、地すべりが発生し著しい危険が切迫している区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを指示する。

町は、県から施設の被災により住民に被害が及ぶおそれがあるとして立ち入りを禁止した通報を受けたときは、住民への避難勧告を行う。

5 被害拡大防止措置

施設管理者は、現地パトロール及び緊急点検によって施設の異常や被災が確認された場合には、その危険度を調査して適切な対策を講じるほか、次により二次災害による住民への被害を防止する措置をとるとともに、公共土木施設災害復旧事業等を実施して施設の機能回復に努める。

(1) 二次災害の予防

災害情報に配慮するとともに大雨注意報・警報及び土砂災害警戒情報等に注意して応急対策を進める。

ア 危険箇所の応急対策

県は、地すべりの兆候、斜面の亀裂及び湧水等を確認した場合は、関係機関や住民に周知を図り、必要に応じ警戒避難の注意を促すとともに、町と協力して地盤変動の抑止対策や感知器・警報等の設置等必要な応急対策を実施する。

イ 監視の継続

県は町と連携して、災害発生後の一定期間は監視を継続し、住民に注意を呼びかける。また、町は、避難地・避難経路等の周知徹底を図る。

(2) 施設の応急措置

ア 治山施設

倒木、流木等により治山施設が損壊するおそれがある場合は、発見次第速やかにそれらの除去に努める。治山施設の被災が拡大するおそれがある場合は、状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

治山施設の被災によって上流に堆積した不安定土砂が下流域に流下するおそれがある場合は、被災施設の補強又は治山施設の新設を行い、土石流等の発生を防止する。

イ 地すべり防止施設

地すべりが発生し又はその兆候が確認された場合には、監視体制を強化して地盤変動の推移を観測するとともに、住民に対する情報提供

や状況に応じて立退きの指示を行う。

亀裂が生じた場合はシートを張り、落石には仮設防護柵を設置する。
地すべり拡大の兆候がある場合は、土塊の排土や押さえ盛土等を行う。

ウ 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地が崩壊し又は急傾斜地崩壊防止施設が被災した場合は、巡回パトロールや要員の配置等により監視を強化する。落石があった場合は、防護柵や仮設的な補強を行う。

エ 砂防施設

砂防施設が被害を受けた場合は、巡回し又は状況に応じて要員を配置し、現地の状況変化を監視する。

砂防堰堤に生じた亀裂等については、堤体グラウト、基礎グラウト等により補強を行う。また、流路や護岸に異常堆積や侵食がある場合は、流水の方向が変わらないよう河道の修正を行う。

オ 土石災害危険箇所等の応急措置

国、県、町及び防災関係機関は、土石災害危険箇所等における被害の拡大を防止するため、相互に連携し、シート張りや土のう積等の応急措置を実施する。

6 応急復旧

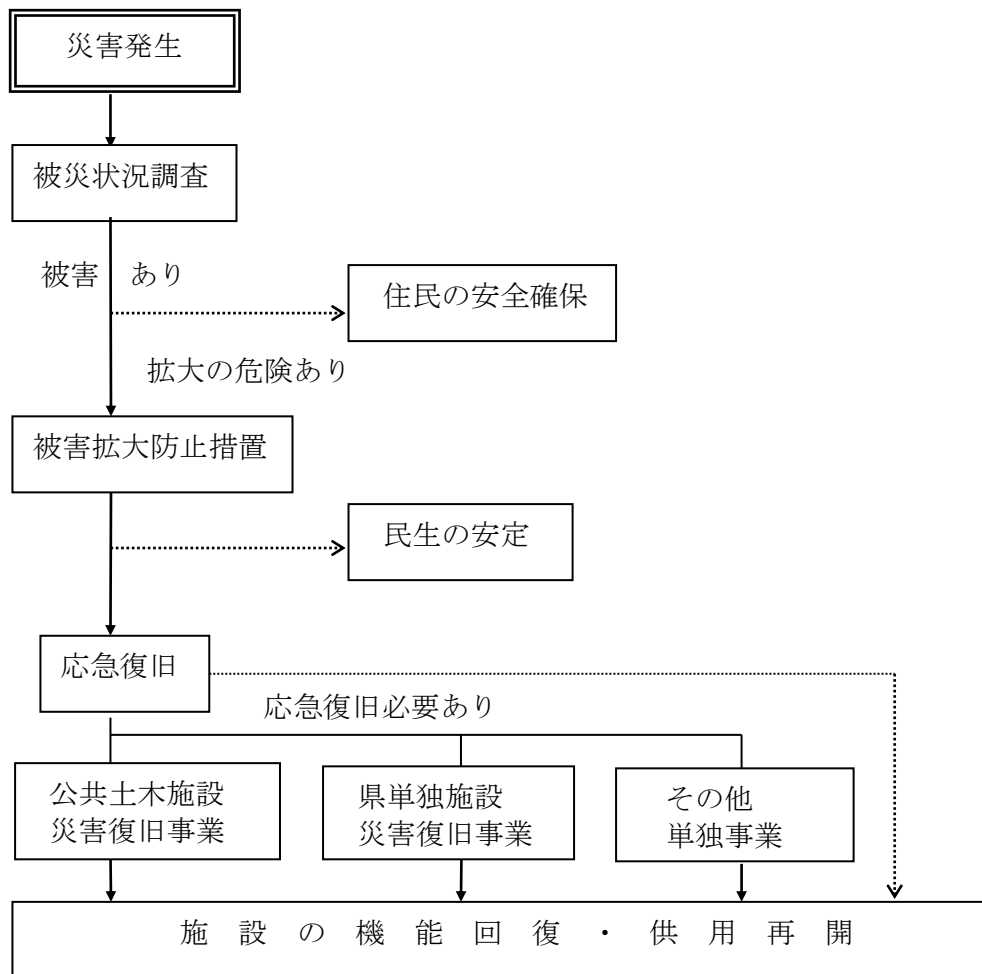
施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第2款 河川施設災害応急計画

1 計画の概要

災害により被災した河川施設の機能を回復し、被害の拡大及び二次災害の防止を図るために、町及び水害防止施設の管理者（以下この款において「施設管理者」という。）が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

2 河川施設災害応急計画フロー



3 被災状況調査

施設管理者は、大雨や洪水等が発生した場合、必要に応じ民間協定業者と連携し直ちに巡回等を実施し、管理施設の被災概要等を把握するとともに、主要管理施設や重要水防箇所等の防災上重要な施設又は箇所について緊急点検を実施する。

4 住民の安全確保等

施設管理者は、施設等が被災し又はその後の気象状況等により被災箇所

が拡大することにより、住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあると認められるときは、管理する施設又は所有地への立ち入りを禁止するための柵、立て看板を設置する等により立ち入りを禁止し、町、警察及び消防機関等へ通報するとともに、住民に自主的に避難するよう注意を促す。

町、庄内警察署、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署等は、施設管理者から、施設等が被災し又は被災後の気象状況等により住民、道路、人家及び集落に被害を及ぼすおそれがあるとして立ち入り禁止措置をとる通報を受けたときは、警戒避難体制をとる等必要な措置を実施する。

5 被害拡大防止措置

施設管理者は、巡回及び緊急点検で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、関係機関及び民間業務協定業者等と密接に連携し、必要な応急措置を実施する。

(1) 河川管理施設及び頭首工等許可工作物

ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置

堤防等河川構造物や頭首工、排水機場等の河川に関連する施設の損傷は、資材や施工規模を考慮し適切な応急措置を実施する。

イ 低標高地域の浸水対策

低標高地域では浸水が長期化しやすく、復旧工事等災害支援の障害ともなるため、浸水の原因となっている箇所の応急復旧と可搬式ポンプや稼働可能な排水機場施設を利用した浸水対策を実施する。

ウ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策

浸水被害が拡大するおそれがある地域については、その原因となる箇所の締切り工事を行うとともに、危険な箇所については、人的な事故の発生を防止するため立ち入り禁止等の措置を実施する。

エ 許可工作物の損傷等に関する指導及び助言

施設占有者に対し、被災地の早急な復旧・復興を期すために必要な指導及び助言を行う。

頭首工等河川の流水の利用を目的とする施設の管理者は、速やかに応急的措置を行うとともに、河川管理者及び周辺施設の管理者と協議を行い、二次災害の防止に努める。

オ 危険物、油等流出事故対策

災害により危険物や油等が流出した場合は、二次災害を防止するため、その状況を速やかに関係各機関に通報・連絡するとともに、必要に応じ、報道機関等を通じて住民へ周知し、汚染拡大防止対策を実施

する。

カ その他河川管理に関する事項の調整

河川管理に関する事項の調整にあたっては、できる限りライフラインや地域住民の生活に密着した応急対策に関する事項の調整を優先して行う。

6 応急復旧

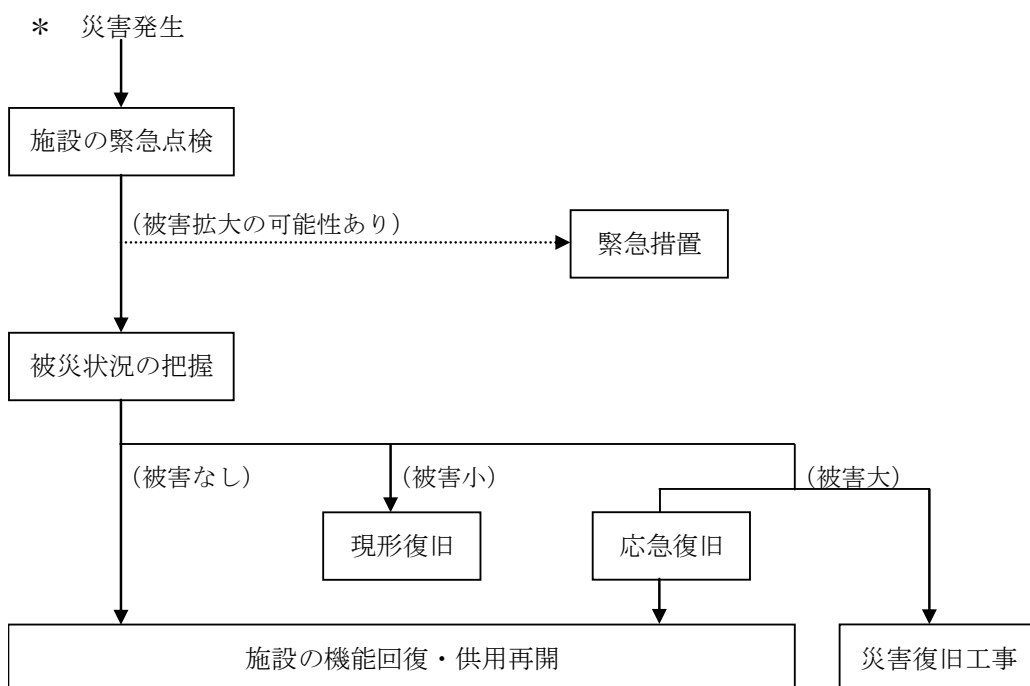
施設管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期及び施工規模並びに資材や機械の確保等を考慮して、適切な工法により応急復旧工事を実施する。

第3款 農地・農業用施設災害応急計画

1 計画の概要

災害により被災した農地・農業用施設の機能を回復し、被害の拡大や二次災害の防止を図るために、町、県及び土地改良区等が実施する災害応急対策及び復旧対策について次に定める。

2 農地・農業用施設災害応急計画フロー



3 施設の緊急点検

施設管理者は、24時間雨量が80mm、時間雨量が20mm以上の降雨等を観測した場合は、速やかにパトロールを実施し、主要構造物や地すべり危険箇所等について緊急点検を行う。その結果、危険と認められる箇所については、町、県警察及び消防機関等の関係機関へ通報するとともに、住民に対して自主避難を呼びかけ、適切な避難誘導を実施する等、緊急措置を迅速に実施する。

4 被災状況の把握

町は、関係土地改良区等と連携して農地・農業用施設等の被害状況を把握し、庄内総合支庁に報告する。

5 応急対策及び応急復旧対策の実施

- (1) 町、土地改良区等は、庄内総合支庁の指導を受け必要な応急措置を行う。
- (2) 施設管理者は、関係機関と連携し、被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設等の機能を確保するため、被災状況に応じた所要の人員

体制をとるとともに、復旧資機材を確保して、次により応急対策を実施する。

ア 集落間の連絡農道及び基幹農道の管理者は、避難路や緊急輸送路を確保するため、優先して障害物の除去及び応急復旧を行う。通行が危険な農道については、県、町及び警察等の関係機関に通報するとともに、通行禁止等の措置を講ずる。

イ 用排水施設、ため池等の被災により、下流域に浸水被害が拡大するおそれがある場合は、決壊箇所等の締切り工事を行うとともに、排水対策を行う。

ウ 施設管理者は、必要に応じ、地震や降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検及び主要構造物・建築物の危険度判定を、専門技術者等を活用して行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知し、不安定土砂の除去、仮設防護柵又は構造物の設置等の応急工事、適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うとともに、災害発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策をとる。

エ 施設管理者は、被災し危険な状態にある箇所についてパトロール要員を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。

オ 応急工事は、被害の拡大防止に重点をおき、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模及び資機材の確保を考慮し、適切な工法により実施する。

(3) 町は、農地・農業用施設の被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

第4款 ガス供給施設災害応急計画

震災対策編第2章第11節 第4款 ガス供給施設災害応急計画に準ずる。

第5款 下水道施設及び農業集落排水施設災害応急計画

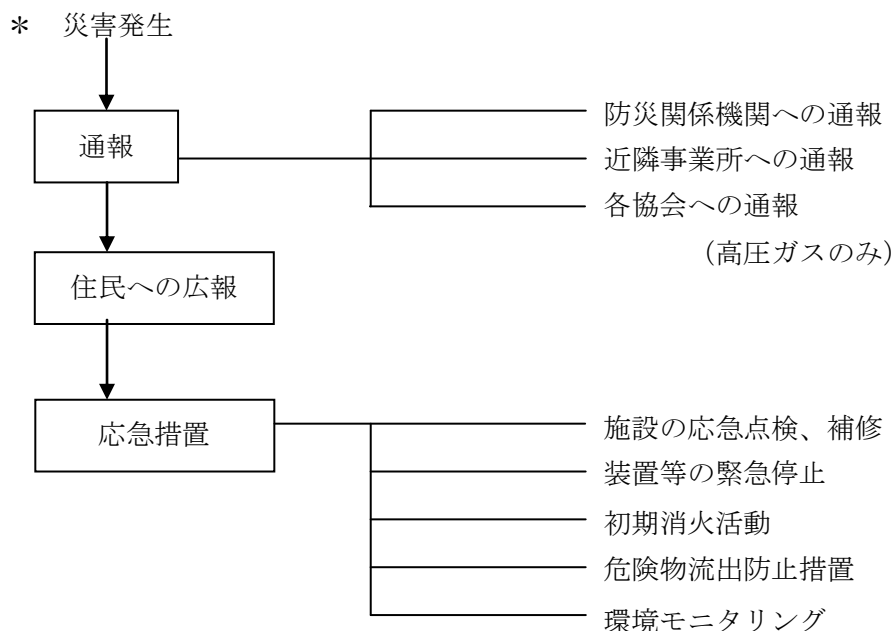
震災対策編第2章第11節 第5款 下水道施設及び農業集落排水施設災害応急計画に準ずる。

第6款 危険物等施設災害応急計画

1 計画の概要

風水害等に伴う危険物等施設の被災による二次災害を防止するため、危険物等施設の管理者が防災関係機関と協力して実施する災害応急対策について定める。

2 危険物等施設災害応急計画フロー



3 共通の災害応急対策

それぞれの危険物等施設に共通する災害応急対策は次のとおりである。

(1) 関係機関への通報等

危険物等取扱事業所は、事故発生時及び災害等により被災した場合、消防機関、警察、町及び県等関係機関並びに隣接事業所に、事故等の状況を直ちに通報又は連絡し、これらの機関との協力体制を確立する。

(2) 住民への広報

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全のため、必要に応じ町、県及び報道機関の協力も得て、住民への広報及び避難誘導を行う等適切な措置をとる。

(3) 自主防災活動の実施

危険物等取扱事業所は、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき、自主防災活動を行う。

(4) 危険物等施設の応急措置

被害が広範囲にわたり、引火、爆発又はそのおそれがある場合は、地域住民の安全を図るため、施設関係者や町等関係機関と連絡をとり、立

入禁止区域を設定するとともに、住民への広報や避難立ち退きの指示又は勧告を行う。

4 個別の災害応急対策

前項に掲げた災害応急対策以外の各危険物等施設に係る災害応急対策は次のとおりである。

(1) 高压ガス

高压ガス関係事業者は、必要に応じて高压ガス関係団体の応援を受け、高压ガスの性質（毒性、可燃性及び支燃性）や状況に応じた応急措置を実施する。

ア 高压ガス製造施設、貯蔵施設等における措置

高压ガス関係事業者は、製造施設や貯蔵施設等が危険な状態になったとき又はそのおそれ、直ちに製造等を中止するとともに、火災等が発生した場合は、消火や冷却放水、安全放出及び高压ガスの移動を行う。ガスが漏れ出した場合には、緊急遮断等の漏れ防止措置を実施するとともに、必要に応じ立入禁止区域や火気使用禁止区域の設定を行う。

なお、防災要員以外の従業員は退避させ、発災した施設以外の設備の緊急総点検を行うとともに、必要に応じ県警察に連絡して交通規制等の措置を講じる。

イ 販売事業者の容器置場における措置

販売事業者は、高压ガス容器が転倒しガス漏れ等が発生した場合には、直ちにガス漏れ遮断等の措置を講じるとともに、容器を安全な場所に移動する等の措置を行う。なお、必要に応じ担当作業員以外の従業員を退避させる。

ウ 一般消費者における容器等の措置

一般消費者は容器等に係るガス漏れ等の事故が発生した場合は、速やかに販売事業者又は保安機関に連絡するとともに、必要に応じて消防機関等に通報し、付近住民が火気等を使用しないよう呼びかける。

エ 高压ガスの移送中の措置

高压ガス輸送車の運転者は、移送中に地震による災害が発生した場合には、直ちに安全な場所に車両を移動させるとともに、必要に応じて防災関係機関に通報する。また、車両に損傷を受ける等により高压ガスが漏れ出した場合は、直ちにガス漏れを遮断する等の措置を講じ、付近の住民等に避難勧告を行うとともに、県高压ガス地域防災協議会及び防災関係機関に通報する。

5 危険物等流出応急対策

- (1) 河川、大気等に大量の危険物等が流出し、若しくは漏えいし、又はそれらのおそれのある場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに町等関係機関に通報又は連絡する。
- (2) 防災関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、それぞれの業務又は作業について、相互に密接に連絡をとり、次の防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。
 - ア 危険物等の拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を展張する。
 - イ オイルフェンス等により流出範囲を縮小した危険物等を、吸引ポンプ等により吸い上げ又は汲み取るとともに、必要により化学処理剤により処理する。
 - ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災の発生や健康及び環境への被害を未然に防止するため、必要な措置を講ずる。
- (3) 町及び県警察・庄内警察署等は、付近住民等に対する火気使用の制限及び避難勧告等の措置を講ずる。
- (4) 飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者は、被害のおそれのある水道用水取水施設管理者に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。
- (5) 有害物質（石綿を含む。）等が河川等の公共用水域に流出し、地下に浸透し、若しくは大気中に放出され、又はそれらのおそれのある場合は、河川管理者及び県総合支庁等は、原因者の究明、原因者の措置状況の確認、原因者の指導のほか、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を被害防止対策に活用できるよう関係機関に速やかに通報する。

第12節 農林業災害応急計画

震災対策編第2章第12節 農林業災害応急計画に準ずる。

第13節 生活支援関係

第1款 食料供給計画

震災対策編第2章第13節 第2款 食料供給計画に準ずる。

第2款 給水・上水道施設応急対策計画

震災対策編第2章第13節 第3款 給水・上水道施設応急対策計画に準ずる。

第3款 生活必需品等物資供給計画

震災対策編第2章第13節 第4款 生活必需品等物資供給計画に準ずる。

第4款 保健衛生計画

震災対策編第2章第13節 第5款 保健衛生計画に準ずる。

第5款 廃棄物処理計画

震災対策編第2章第13節 第6款 廃棄物処理計画に準ずる。

第6款 義援金品受入、配分計画

震災対策編第2章第13節 第7款 義援金品受入、配分計画に準ずる。

第14節 文教施設における災害応急計画

1 計画の概要

震災対策編第2章第14節 文教施設における災害応急計画 1 計画の概要に準ずる。

2 計画の体系

震災対策編第2章第14節 文教施設における災害応急計画 2 計画の体系に準ずる。

3 学校の応急対策

災害等発生時における学校の基本的役割は、児童生徒等の安全確保と学校教育活動の早期回復を図ることにある。従って、指定避難所として指定を受けた学校においても、避難所の運営は、町が主体となり自主防災組織等と連携して行い、学校は可能な範囲内で協力することを基本とする。

(1) 児童生徒等の安全確保

ア 災害発生前の事前措置

(ア) 気象情報等により風水害等の発生が予測される場合の措置

校長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校等の措置をとり、児童生徒等を保護者の元に帰す。県・町教育委員会は、気象等に関する情報提供及び注意喚起等、必要とされる措置をとる。

下校措置にあたっては、中学生以上の生徒については集団下校、幼稚園児・小学生・特別支援学級生徒については教職員による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。その際、あらかじめ保護者等との間で災害の規模や状況によって引渡しの基準や条件を詳細にきめておく。

なお、帰宅しても保護者が家にいない児童については、緊急連絡先に連絡し、保護者が引き取りに来るまで学校で保護する。

(イ) 校外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置

引率教職員は、活動を中止して本校に連絡をとり、児童生徒等を安全に帰校させる。交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、児童生徒等の安全を確保したうえ本校に連絡し、校長と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機に対応を行う。

イ 災害発生時の安全確保

(ア) 在校時の措置

災害発生後、直ちに全教職員で児童生徒等を掌握し、状況を見て安全と判断される場所に避難させる。児童生徒等が避難・集合し次第、人員の点呼を行い、負傷者の手当等を行う。

火災が発生した場合及び重傷者、生理者又は行方不明者等がいる場合は、直ちに町、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、庄内警察署等に通報するとともに、適切な方法により初期消火や救出・搜索活動等を行う。

また、非常持ち出し品については、あらかじめ指定された者が適切に取扱う

(イ) 登下校時の措置

登下校中の児童生徒等のうち、学校へ避難してきた者は直ちに学校で保護し、確認のうえ保護者に連絡する。避難してきた児童生徒等から状況を聞き取り、災害に巻き込まれ、行方不明となった児童生徒等の情報を得たときは、直ちに町、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、庄内警察署等に通報するとともに、状況に応じ現場へ教職員を派遣して安否を確認する。

(ウ) 勤務時間外の措置

校長及び学校安全計画及び危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）で、あらかじめ指定された教職員は、自分自身・家族等の安全を確保したうえで、直ちに登校し、学校施設の被災状況を調査する。施設が被災しているときは、直ちに応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

(エ) 下校及び休校の措置

児童生徒等の在校時に大規模な災害が発生した場合、校長は、帰宅経路等の安全を確認したうえで、児童生徒等を速やかに下校させる。幼稚園、小学校及び特別支援学校については、できる限り緊急時連絡先に連絡をとり、保護者に迎えに来てもらう。

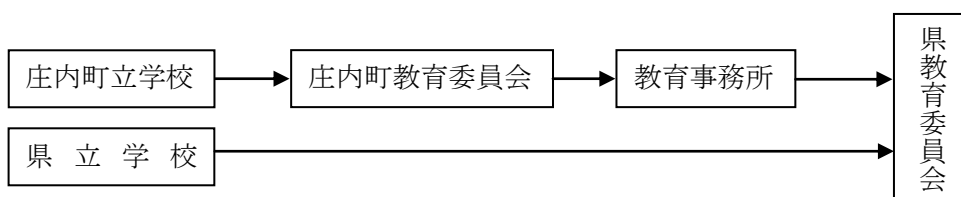
その際、限られた時間での対応が迫られる災害が発生した場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者ととも安全が確保される学校に留まることや、避難行動を促すなどの対応を行う。

また、児童生徒等の自宅に連絡をとるなどして安否を確認し、災害の状況及び施設の被災状況などを考慮したうえで、状況により休校等の措置をとる。

(2) 被災状況等の報告

校長は、児童生徒等の安否状況や学校施設の被災状況などを把握し、下記の連絡経路で速やかに町及び県に報告する。（この報告は、人的・物的被害の有無にかかわらず必ず行う）

学校連絡経路



(3) 応急教育の実施

ア 校長は、学校及び地域の復旧状況を考慮し、次により応急教育の実施に必要な措置を講じる。

(ア) 短縮授業、二部授業又は分散授業等の実施

(イ) 学区の通学路や交通手段等の確保

(ウ) 児童生徒等に対する衛生・保健管理上の適切な措置と指導

(エ) 学校給食の応急措置

災害救助法が適用された場合、応急の学校給食を実施する学校は、県教育委員会に協議・報告する。

イ 教育委員会等は被災状況により次の措置を講ずる。

(ア) 適切な教育施設の確保（現施設の使用が困難なとき）

例 公民館、体育館等

(イ) 災害等発生時における児童生徒等の転校手続き等の弾力的運用

(ウ) 教職員の確保等

教職員自身が被災し、人員が不足する場合は次の措置をとる。

a 複式授業の実施

b 近隣市町村及び県等に対する人的支援の要請

c 非常勤講師又は臨時講師の発令

d 教育委員会事務局職員等の応援

ウ 災害救助法に基づく措置

町長は、学校及び教育委員会と協力し、次により学用品の調達及び給与を行う。

(ア) 学用品給与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒

(イ) 学用品の品目

教科書、教材、文房具、通学用品及びその他の学用品（運動靴、体操着等）

(ウ) 学用品給与の時期

災害が発生した日から、原則として、教科書（教材を含む）は1か月以内に、文房具、通学用品及びその他の学用品は15日以内に支給を完了する。（ただし、交通又は通信等の途絶によって、学用品の調達及び輸送の困難が予想される場合には、知事は内閣総理大臣に協議し、その同意を得たうえで必要な期間を延長することができる）

(エ) 学用品給与の方法

町教育委員会は、補給を要する教科書の数量等を取りまとめて、県教育委員会に報告する。

(4) 心の健康管理

学校においては、災害等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該災害等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行い、心のケア対策を推進する。この場合、保護者との連携を図るとともに必要に応じ、当該学校の所在する地域の医療機関その他の関係機関との連携を図る。

4 学校以外の文教施設の応急対策

震災対策編第2章第14節 文教施設における災害応急計画 4 学校以外の文教施設の応急対策に準ずる。

5 文化財の応急対策

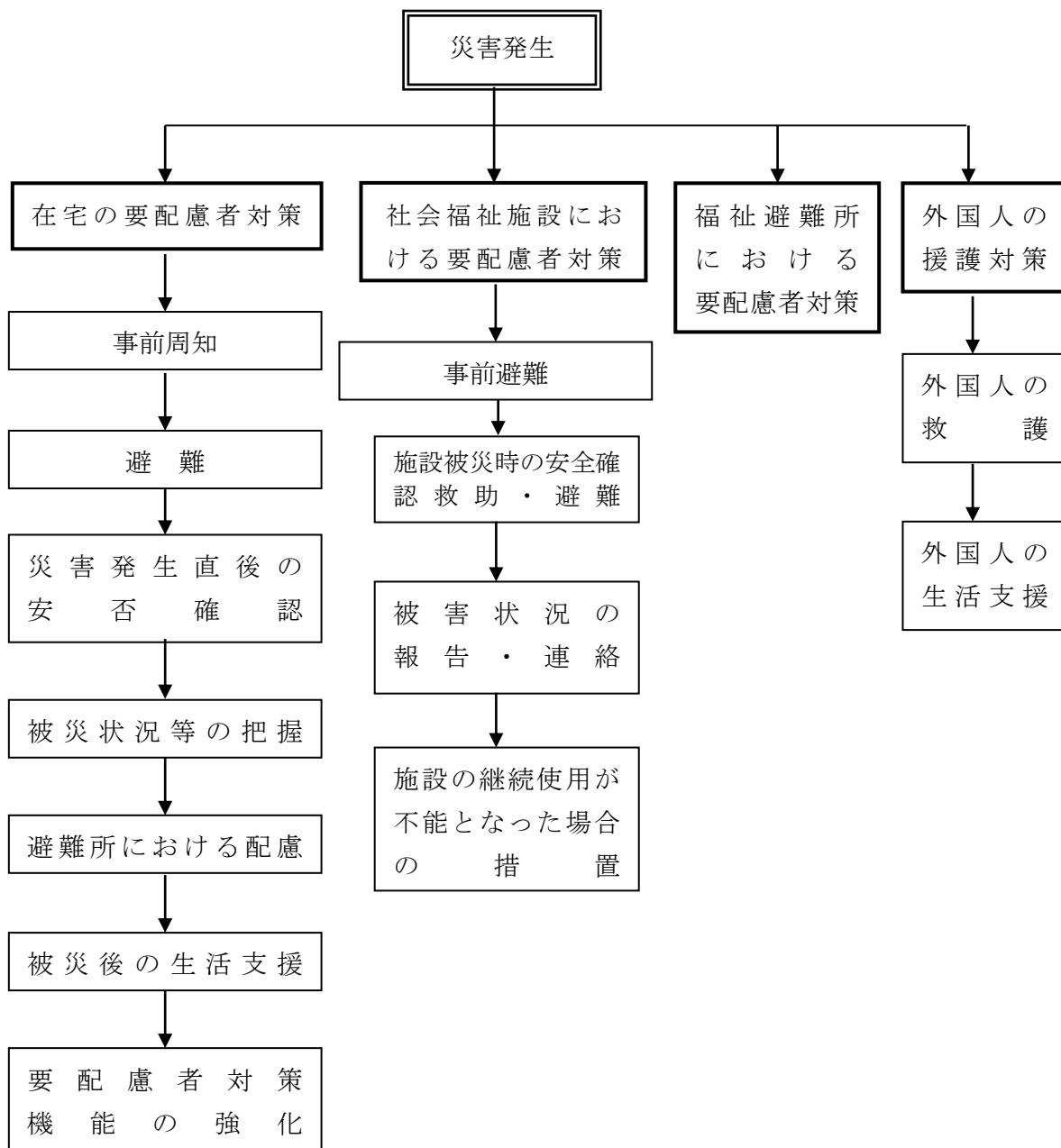
震災対策編第2章第14節 文教施設における災害応急計画 5 文化財の応急対策に準ずる。

第15節 要配慮者の応急対策計画

1 計画の概要

災害が発生した場合に、要配慮者の被害軽減や生活支援を図るために、町及び社会福祉施設等の管理者が、地域住民等の協力を得て実施する災害応急対策について定める。

2 要配慮者の応急対策計画フロー



3 在宅の要配慮者対策

(1) 災害等が発生するおそれがある場合の対応

町は、風水害等が発生するおそれがあるときは、避難準備・高齢者等避難開始を発表し、町が定める避難行動要支援者避難支援プランに基づき、避難行動要支援者に対し確実に情報を伝達する。

(2) 避難誘導等

町は、避難行動要支援者の避難が必要となった場合、避難誘導等が避難行動要支援者避難支援プランに基づき適切に実施されるよう必要な措置を講じる。また、自治会、近隣住民、自主防災組織等は避難行動要支援者の避難行動に協力するよう努める。

また、避難の誘導にあたっては、身体等の特性に合わせた適切な誘導を行う。

(3) 災害発生直後の安否確認

町は、近隣住民、自主防災組織、自治会、民生委員・児童委員等の協力を得て、要配慮者について、避難所への収容状況や在宅状況等を確認し、その安否確認に努める。

(4) 被災状況等の把握

町は、避難所や要配慮者の自宅等に、保健師や地域包括支援センターの職員等を派遣し、次の事項を把握する。

ア 要配慮者の身体及びメンタルヘルスの状況

イ 家族（介護者）有無及びその被災状況

ウ 介護の必要性

エ 施設入所の必要性

オ 日常生活用具(品)の状況

カ 常時服用している医薬品等の状況

キ その他避難生活環境等

(5) 避難所における配慮

町は、要配慮者に配慮した避難所の運営、環境整備及び食料・生活物資の供給等に努める。また、町は、福祉施設職員等の応援体制を構築し、福祉避難所（3箇所）を設置し、要配慮者を避難させる。

(6) 被災後の生活支援

ア 社会福祉施設等への緊急入所

町は、県と連携し、高齢者や障がい者等のうち、緊急に施設で保護する必要がある者に対して、一時入所等の措置を講じる。

また、町内の施設で対応できない場合、近隣市町村又は県に対し、社会福祉施設等への緊急入所について協力を要請する。

イ 相談体制の整備

町は、県と連携し被災した要配慮者の生活に必要な物資や人的援助のニーズを把握するため、相談体制を整備する。

その場合、特に、情報の伝達が困難な視聴覚障がい者や寝たきり者、車椅子使用者等については、手話通訳や移動介護等のボランティアの活用により、コミュニケーション手段の確保に配慮する。

ウ サービスの提供

町は、県の指導・助言を受け、在宅要配慮者の被災状況等に応じて、保健師や地域包括支援センターの職員等の派遣、必要な日常生活用具（品）の供与等の措置を講じるとともに、災害情報、生活情報等の継続的な提供に努める。

また、町は、被災した要配慮者に対して、ボランティアの活用等により継続的な日常生活の支援に努める。

4 社会福祉施設等における要配慮者対策

(1) 事前避難

ア 施設長は、町等から避難勧告・避難指示（緊急）があった場合又は入（通）所者を避難させる必要があると判断される場合は、直ちに要員を配置して、避難体制を整える。

また、避難の誘導にあたっては、入（通）所者に不安を抱かせないように配慮する。

イ 施設長は、風水害等の状況に応じて、適切な避難所を選択し、避難の誘導を行う。

ウ 夜間又は休日等で、在施設職員数が少数のときは、日頃から連携を図っている近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、安全な避難誘導に努める。

(2) 施設被災時の安全確認・救助・避難

ア 施設が被災した場合、施設長は直ちに入（通）所者の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、入（通）所者の不安解消に努める。

イ 入（通）所者が被災したときは、職員、近隣住民及び自主防災組織等の協力を得て、応急救助を実施するとともに、必要に応じ消防機関等へ救助を要請する。

ウ 施設の被災により入（通）所者の避難が必要となった場合は、上記（1）に準じ避難を実施する。

(3) 被害状況の報告・連絡

施設長は、入（通）所者及び施設の被災状況を町及び県等に報告し、必要な措置を要請する。

また、保護者に入(通)所者の被災状況等を連絡し、必要な協力を依頼する。

(4) 施設の継続使用が不能となった場合の措置

施設長は、施設の継続使用が不能となった場合、町又は県を通じて、他の施設への緊急入所要請を行うとともに、必要に応じて、保護者による引取り等の手続きを講じる。

また、町及び県は、被災施設の施設長から緊急入所の要請があったときは、他の施設との調整に努め、入所可能施設を斡旋する。

5 福祉避難所における要配慮者対策

震災対策編第2章第14節 文教施設における災害応急計画 5 福祉避難所における要配慮者対策の応急対策に準ずる。

6 外国人の援護対策

(1) 外国人の救護

町は、地域の自主防災組織やボランティアの協力を得ながら、外国人の安否確認、救助活動及び避難誘導等に努める。

(2) 外国人の生活支援

ア 外国人への情報提供

町は、県と連携しながら報道機関及びボランティア等の協力を得て、被災した外国人に対して、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報の提供を行う。

イ 相談体制の整備

町は、県と連携しながら被災した外国人の生活に必要な物資や通訳等のニーズを把握するため、ボランティア等の協力を得ながら、相談体制を整備する。

第16節 応急住宅対策計画

1 計画の概要

大規模な災害等により住家が滅失した被災者のうち、自己の資力では住宅を確保することができない者について、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下この節において「法」という）が適用された場合に、応急仮設住宅を設置してこれを収容し、又は被害家屋の応急修理を実施し、又は公営住宅等の斡旋等により、その援護を推進するために、町が実施する災害応急対策について定める。

なお、災害により被害を受けた住家の被害認定の実施に際しては、「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」に規定される住家の損害割合による場合の具体的な調査方法や判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和2年3月）及び改正被災者生活再建支援法（令和2年12月4日改正）に基づき実施する。

なお、被災者生活再建支援法の改正により新たに導入された「中規模半壊」の判定方法については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において令和2年度内の改定が予定されており、本節の記載についても、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」の改定を受けて修正するものとする。

2 住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」において判定する住家の被害の程度は、「全壊」「大規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の5区分とされたが、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律」（令和2年12月4日公布・施行）により、「中規模半壊」が追加され、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」の6区分となった。

「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の認定基準は、下表のとおり。

被害の程度	認定基準
全壊	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

被害の程度	認定基準
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
中規模半壊 (世帯)	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難な世帯。 具体的には、住宅の損害割合が30%以上40%未満又は損壊割合が30%以上50%未満の被災世帯
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。

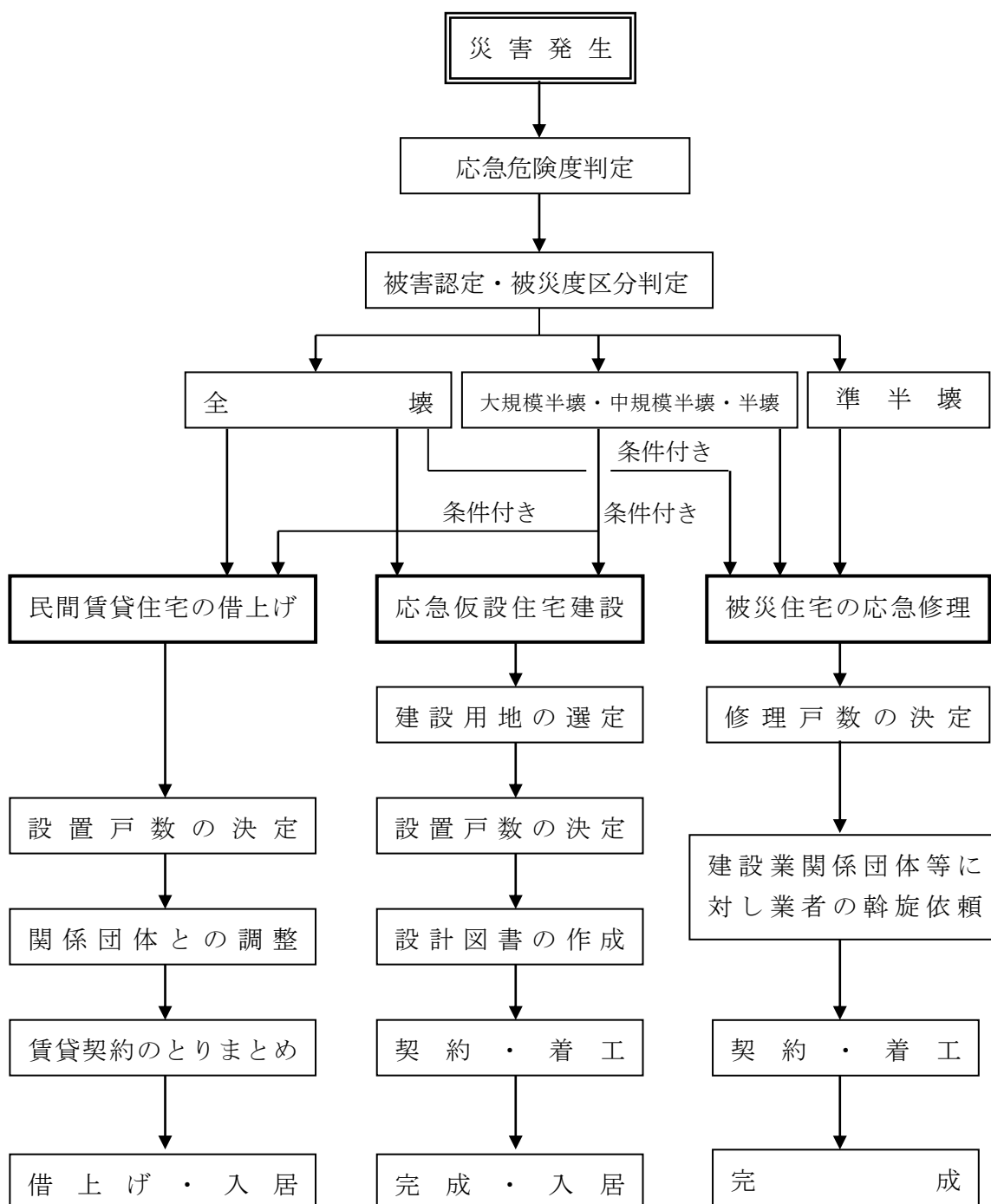
※全壊、半壊：被害認定基準による。

※大規模半壊：「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成16年4月1日付け府政防第361号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」による。

※中規模半壊：「被災者生活再建支援法（令和2年12月4日改正）第2条第2号ホ」による。

※準半壊：「災害救助法事務取扱要領（令和2年3月30日付け内閣府政策統括官（防災担当））」による。（令和2年3月末時点）

3 応急仮設住宅建設・被災住宅応急修理の計画フロー



4 住宅被災状況等の把握

(1) 被災住宅の調査

町は、災害により住家に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理等に必要な下記事項について早急に調査を実施する。

県は、町の協力を得て、早急に住宅の被災状況等を把握するとともに必要な調査を実施する。

ア 被害状況

イ 避難所の状況

ウ 住宅に関する緊急対応状況(予定を含む。)

エ 被災建築物応急危険度判定

(ア) 被災建築物の応急危険度判定業務は、「山形県被災建築物応急危険度判定要綱」、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル(全国被災建築物応急危険度判定協議会策定)」及び「山形県被災建築物応急危険度判定実施マニュアル」等に基づき、基本的に町が実施し、県は必要な各種の支援を行う。

(イ) 町は、実施本部を設置し、判定実施要否の判断、判定実施区域、判定実施順位等の検討・決定、判定実施計画の策定、地元判定士等の参集、受付及び名簿の作成並びに判定コーディネーターの配置等を行い、県は支援実施計画を作成する。

(ウ) なお、判定の実施にあたっては、指定避難所に指定されている公共建築物等について優先的に実施し、次いで被災地の住宅について判定を行い、自宅の使用が可能な者については自宅への帰宅を促す。

オ 被災宅地危険度判定

敷地の被害の状況により、町は宅地の危険度判定を行う。県は必要な各種の支援を行う。

カ 被害認定

町は、「災害の被害認定基準」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(令和2年3月)及び改正被災者生活再建支援法(令和2年12月4日改正)に基づき被災建築物の被害認定を行う。

キ 被災度区分判定

建築構造技術者は、住宅所有者の依頼により、地震で被害を受けた住宅が修理により恒久的継続使用が可能かどうか判定を行う。

ク 当面の応急仮設住宅の必要戸数

ケ 要配慮者に配慮したバリアフリー応急仮設住宅の必要戸数

コ 住宅に関する県への要望事項

サ その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

(2) 応急仮設住宅の必要戸数の把握

町は、被害認定の状況、住民からの要望等を踏まえて、応急仮設住宅の必要戸数や規模等について見積もりを行う。

(3) 公的住宅等の活用の可否に係る調査

町は、住家が滅失した被災者に対する当面の仮設住宅として、町営住宅及び公的宿泊施設等を使用させることの可否について調査を実施し、県に報告する。

5 応急住宅の確保

町は、住家に被害を受けた被災者の収容対策として県が実施する、次の応急的な仮設住宅の建設に協力する。

(1) 応急仮設住宅

応急仮設住宅の供給は下記によるものとする。ただし、被害の程度や住民の経済的能力、住宅事情等により下記によりがたいと知事が認める場合はこの限りでない。

なお、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

ア 民間賃貸住宅の借上方法

(ア) 県は、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部及び公益社団法人全国賃貸経営者協会連合会（以下「関係団体等」という。）の協力を得て借上住宅を供給するものとする。

(イ) 関係団体等は、借上げる住宅の選定、賃貸契約等のとりまとめに関する事務を行うものとする。

イ 民間賃貸住宅の借上住宅の入居者選定等

(ア) 入居の資格

借上住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

a 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。（大規模半壊・中規模半壊・半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む。）

b 居住する住家がない者であること。

c 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。

(a) 生活保護法の被保護者及び要保護者

(b) 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等

(c) 前各号に準ずる者

(イ) 入居者の選定

- a 借上住宅の入居者の選定及び申込み受付は、町が行う。
- b この場合、身体障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員等・児童委員関係者の意見を参考にする。
- c 県は、町から入居申込みの報告を受け、入居の許可及び借上住宅の契約締結等を行う。

(ウ) 供与の期間

借上住宅を被災者に供与できる期間は、入居可能日から2か年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

(2) 応急仮設住宅の建設方針

ア 町は、県が実施する応急仮設住宅の建設可能な用地の把握に協力するため、建設用地を選定し報告する。

イ 用地選定には次の事項に十分留意し選定する。

- (ア) 保健衛生、交通、医療及び教育等、居住者の生活環境について考慮するとともに、要配慮者に適応したバリアフリー対応に配慮する。
- (イ) 降雨等による二次災害を受けないよう、土石流危険渓流等の災害危険箇所を避ける。
- (ウ) 原則として公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は私有地を利用するが、その際には、所有者等と十分に協議のうえ、正規の2か年程度の土地使用契約書を取り交わす。

(3) 応急仮設住宅の入居者選定

ア 入居の資格

応急仮設住宅の供与の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

ただし、災害地における住民登録の有無は問わない。

- (ア) 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。（大規模半壊・中規模半壊・半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む。）
- (イ) 居住する住家がない者であること。
- (ウ) 自らの資力をもっては、住宅を確保することのできない次の者であること。
 - a 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - b 特定の資産のない高齢者、障がい者、母子世帯及び病弱者等
 - c 前各号に準ずる者

(エ) 応急修理をする被害者のうち応急修理の期間が1か月を超えると見込まれる者であって、自宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難なもの

イ 入居者の選定

(ア) 町は、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。

また、選定を行う際は、地域のコミュニティを十分考慮すること。

(イ) この場合、身体障がい者、難病者及び高齢者等を優先的に入居させる等要配慮者に十分配慮するとともに、必要に応じ民生委員・児童委員等関係者の意見を参考にする。

(ウ) 町は、県が行う入居予定者名簿の作成に協力するため、入居者の選定結果の報告を行う。

ウ 供与の期間

応急仮設住宅を被災者に供与できる期間は、その建築工事が完了した日から2か年以内とする。

ただし、知事が必要と認める場合は1年毎の延長ができる。

(4) 応急仮設住宅の管理

町は、県が実施する応急仮設住宅の管理に協力するものとし、状況に応じて町に管理を委任した場合町が実施する。

この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性参画を推進し、女性を始め生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮するものとする。

(5) 公営住宅、職員住宅、民間賃貸住宅の空家等の斡旋等

町は、県、関係団体と連携し、被災者用の住居として利用可能な公営住宅や職員住宅、民間賃貸住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋ができるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

6 被災住宅の応急修理

町は、被災した住家について、居住のために必要な最小限度の部分を、応急的に補修する。また、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携を図るものとする。

(1) 修理の方針

ア 範囲及び費用

(ア) 被災住宅の応急修理の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(イ) 被災住宅の応急修理のため支出できる費用は、県災害救助法施行

細則に定める範囲内とする。

イ 修理の期間

(ア) 被災住宅の応急修理は、災害が発生した日から、原則として1か月以内に完了する。

(イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって1か月の期間内に修理を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 修理の方法

被災住宅の応急修理については、応急仮設住宅の建設の方法に準じて、救助の実施機関である町長が、現物給付をもって実施する。

(3) 修理の対象者

ア 対象者の範囲

被災住宅の応急修理の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ア) 災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者〔半壊〕

(イ) 大規模又は中規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者〔大規模半壊・中規模半壊〕

(ウ) 災害のため住家が半壊に準じる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者〔準半壊〕

(エ) 自らの資力をもっては、応急修理をすることができない次の者であること。

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない高齢者及び障がい者等
- c 前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

7 建物関係障害物の除去

町は、災害等により土石や竹木等の障害物が住居又はその周辺に運び込まれ、日常生活を営むのに著しい支障をきたしている者に対し、これを除去することによって、その被災者を保護する。

(1) 障害物除去の方針

ア 範囲及び費用

(ア) 障害物の除去の範囲は、居室、炊事場及び便所等、当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。

(イ) 障害物の除去のため支出できる費用は、県災害救助法施行細則に

定める範囲内とする。

イ 障害物の除去の実施期間

(ア) 障害物の除去は、災害が発生した日から、原則として10日以内である。

(イ) ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情によって10日の期間内に除去を完了することができない場合には、事前に内閣総理大臣の承認を受けて、必要最小限度の期間を延長することができる。

(2) 障害物除去の方法

障害物の除去については、応急仮設住宅の建設の方法に準じて、救助の実施機関である町長が、現物給付をもって実施する。

(3) 障害物除去の対象者

ア 対象者の範囲

障害物の除去の対象となる者は、次のいずれの事項にも該当する者とする。

(ア) 災害によって住宅が半壊又は床上浸水し、その居住者がそのままでは当面の日常生活を営むことができない者であること。

(イ) 自らの資力をもっては、障害物の除去をすることができない次の者であること。

- a 生活保護法の被保護者及び要保護者
- b 特定の資産のない高齢者及び障がい者等
- c 前各号に準ずる者

イ 対象者の選定

町において、被災者の資力や生活条件等を十分に調査して選定する。

第17節 災害救助法の適用に関する計画

震災対策編第2章第17節 災害救助法の適用に関する計画に準ずる。

第3章 災害復旧・復興計画

第1節 民生安定化計画

震災対策編第3章第1節 民生安定化計画に準ずる。

第2節 金融支援計画

震災対策編第3章第2節 金融支援計画に準ずる。

第3節 公共施設等災害復旧計画

震災対策編第3章第3節 公共施設等災害復旧計画に準ずる。

第4節 災害復興計画

震災対策編第3章第4節 災害復興計画に準ずる。

第4章 個別災害対策計画

第1節 水害対策計画

第1款 水防管理団体等体制整備計画

(庄内町環境防災課・農林課・建設課)

1 計画の概要

洪水による水害を防止するために、水防管理団体である町が実施する水防活動体制の整備について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 水防管理団体の義務	① 水防管理団体の責務 ② 水防管理者の責務 ③ 水防計画の策定・周知
2 水防体制の整備	① 水防活動体制の整備 ② 水防団等の育成強化 ③ 水防活動施設の整備 ④ 水防協力団体の指定促進
3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等における取組	

3 水防管理団体の義務

(1) 水防管理団体の責務

水防管理団体である町は、その区域における水防を十分に果たすべき責務を有する。

(2) 水防管理者の責務

水防管理団体である町の町長は、平時から水防団による地域水防組織の整備を図る。

(3) 水防計画の策定・周知

町長は、町水防計画に応じて毎年出水期までに水防計画を定め、関係機関に周知する。また、水防法の改正（平成29年最新改正）に伴い、以下の項目を記載する。

ア 河川管理者が行う河川に関する情報提供や水防訓練への参加、重要水防箇所の合同点検、水防資器材の貸与、現地情報連絡員（リエゾン）の派遣等、河川管理者による町の水防活動への協力

イ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等における自主避難確保・浸水防止の取組の推進

ウ 水防協力団体の指定対象拡大による、建設会社等の民間企業や自治会、ボランティア団体等との連携

4 水防体制の整備

(1) 水防活動体制の整備

- ア 町は、毎年出水期前に1回以上の水防訓練を行う。
- イ 町は、河川ごとに、重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討しておく。
- ウ 河川等の公共施設管理者は、平時及び出水期の巡視はもとより、災害時における所管施設の緊急点検や応急復旧等を実施する体制を整備するとともに、必要な資機材の備蓄に努める。
- エ 河川管理者及び農業用排水施設管理者等は、ダム、堰及び水門等の適切な操作を定めたマニュアルを作成するとともに、その操作に習熟した人材の育成に努める。

(2) 水防団等の育成強化

- ア 水防管理者は、平時から水防団、水防協力団体の研修及び訓練を実施するとともに、広報活動を行い、水防団組織等の充実と習熟に努める。
- イ 水防管理者は、自主防災組織が常に有効に機能するよう、リーダーに対する研修を定期的開催するとともに、防災訓練を実施する。
- ウ 青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

(3) 水防活動施設の整備

水防管理者は、水防活動の拠点となる河川防災ステーション等の施設の整備に努める。

(4) 水防協力団体の指定促進

水防団等の水防活動に協力する「水防協力団体」の指定対象については、水防法の改正（平成29年最新改正）により、営利法人を含む民間法人や、法人格を有しない自治会等も対象となり、水防協力団体となった企業からの重機の提供や、自治会、町内会、女性団体、自主防災組織等が水防演習や水防の普及啓発活動に取組む等の支援協力が期待されるため、「水防協力団体」の指定を促進する。

5 浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等における取組

浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の事業所においては、避難確保計画・浸水防止計画の作成や自衛水防組織の設置に取組むとともに、町からの洪水予報等の直接伝達により、自主的な判断による速やかな避難行動の促進を図る。

なお、酒田河川国道事務所内の「災害情報普及支援室」は、要配慮者利用施設や大規模工場等の事業所等に対し、避難確保計画・浸水防止計

画作成、訓練実施等の技術的助言を行うものとする。

(1) 警戒避難体制の確立

町は、浸水想定区域内に要配慮者利用施設がある場合は、その施設名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、洪水等に関する情報並びに予報及び警報の伝達方法を定める。

また、町は県及び関係機関と協力して、洪水等に関する情報を施設管理者等に提供、周知し、洪水等に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、警戒避難体制の確立に努める。

本町の浸水想定区域内における要配慮者利用施設は以下のとおり。

なお、「ふれあいホーム家根合」においては令和2年2月に、「医療法人崇仁会」においては令和2年7月に、「要配慮者利用施設避難確保計画」を策定の上、警戒避難体制の確立を図っている。

番号	名称	所在地	電話番号
1	ふれあいホーム家根合 [学童保育所]	庄内町家根合字菖蒲島11	0234-42-1805
2	医療法人崇仁会 [診療所]	庄内町清川字腹巻野45-1	0234-57-2030

第2款 洪水予報・水防警報・避難勧告等伝達計画

1 計画の概要

災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に資するために、気象や水象情報等を、水防関係機関及び住民に迅速かつ適切に伝達するための計画について定める。

2 洪水予報及び水防警報の伝達

町は、国及び県が伝達する洪水予報及び水防警報を、水防関係機関及び関係住民へ伝達、周知する。なお、水防法の改正（平成29年最新改正）により、洪水予報については、避難勧告・避難指示（緊急）の発令にあたり特に緊急を要する情報として、酒田河川国道事務所よりホットラインで町への直接伝達が行われる。

3 避難勧告等の判断基準に基づいた避難勧告等の発令

避難判断水位等到達情報が発表された場合は、以下の避難勧告等の判断基準に基づき、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）を発令する。避難勧告等の避難情報の発令にあたっては、今後の気象予測や河川巡視等の情報を含めて総合的に判断する。

避難勧告等の伝達は、町防災行政無線、広報車、サイレン、警鐘、テレビ・ラジオ、緊急速報メール等及び職員・消防団員による巡回等により住民へ伝達する。その場合、関係地域内のすべての人に伝わるよう留意し、日本放送協会その他報道機関や自主防災組織の協力を得るなどあらゆる手段を活用し、その内容の周知徹底を図る。

避難勧告等の判断基準（河川の氾濫の場合）

区分	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始 （警戒レベル3）	1：指定河川洪水予報又は水位到達情報により、次の水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達したと発表され、かつ、水位予測において引き続きの水位上昇が見込まれている場合 ・最上川の臼ヶ沢観測所〔国土交通省〕：16.20m ・立谷沢川の木の沢観測所〔山形県〕：1.60m 2：指定河川洪水予報の水位予測又はその他の情報により、次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達することが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ・最上川の臼ヶ沢観測所〔国土交通省〕：16.50m ・立谷沢川の木の沢観測所〔山形県〕：1.90m

区分	判断基準
	<p>3：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（警戒レベル2水位））を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合※</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京田川の三和観測所〔山形県〕：2.70m ・京田川の三川落合観測所〔山形県〕：4.20m <p>①上記の観測所より上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②上記の河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合</p> <p>③上記の観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>4：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「警戒」が表示された場合</p> <p>5：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「警戒」が表示された場合</p> <p>6：軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>7：避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合</p>
<p>避難勧告 （警戒レベル4）</p>	<p>1：指定河川洪水予報又は水位到達情報により、次の水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達したと発表された場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最上川の臼ヶ沢観測所〔国土交通省〕：16.50m ・立谷沢川の木の沢観測所〔山形県〕：1.90m <p>2：指定河川洪水予報の水位予測又はその他の情報により、次の水位観測所の水位が堤防天端高（又は背後地盤高）を越えることが予想される場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最上川の臼ヶ沢観測所〔国土交通省〕 ・立谷沢川の木の沢観測所〔山形県〕 <p>3：次の水位観測所の水位が一定の水位（氾濫注意水位（レベル2水位）又は避難判断水位（レベル3水位））に到達し、次の①～③のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p>

区分	判断基準
	<ul style="list-style-type: none"> ・最上川の白ヶ沢観測所〔国土交通省〕： 氾濫注意水位14.00m、避難判断水位16.20m ・立谷沢川の木の沢観測所〔山形県〕： 氾濫注意水位1.00m、避難判断水位1.60m ・京田川の三和観測所〔山形県〕： 氾濫注意水位2.70m、避難判断水位2.80m ・京田川の三川落合観測所〔山形県〕： 氾濫注意水位4.20m、避難判断水位4.30m <p>①上記の観測所より上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合</p> <p>②上記の河川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合</p> <p>③上記の観測所より上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>4：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「非常に危険」が表示された場合</p> <p>5：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「非常に危険」が表示された場合</p> <p>6：異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>7：避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合※</p> <p>※3については、河川の状況に応じて①～③のうち、適切な方法を一つ又は複数選択する。</p> <p>※7については、対象とする地域状況を勘案し、基準とするか判断する。</p>
避難指示（緊急） （警戒レベル4）	<p>1：次の水位観測所の水位が、氾濫危険水位（レベル4水位）を超えた状態で、指定河川洪水予報の水位予測により、堤防天端高に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最上川の白ヶ沢観測所〔国土交通省〕：16.50m ・立谷沢川の木の沢観測所〔山形県〕：1.90m ・京田川の三和観測所〔山形県〕：3.30m ・京田川の三川落合観測所〔山形県〕：4.60m

区分	判断基準
	<p>2：次の水位観測所の水位が堤防高（又は背後地盤高）に到達するおそれが高い場合（越水・溢水のおそれのある場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最上川の臼ヶ沢観測所〔国土交通省〕 ・立谷沢川の木の沢観測所〔山形県〕 ・京田川の三和観測所〔山形県〕 ・京田川の三川落合観測所〔山形県〕 <p>3：異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4：洪水警報の危険度分布（気象庁）で町内河川に「極めて危険」が表示された場合</p> <p>5：大雨警報（浸水害）の危険度分布（気象庁）により、町域内に「極めて危険」が表示された場合</p> <p>6：樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する）</p>
<p>災害発生情報 （警戒レベル5）</p>	<p>1：決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）</p>
<p>雨量観測所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・玉川第六ダム〔国土交通省〕 ・大中島〔国土交通省〕 ・羽黒山〔国土交通省〕 ・肝煎〔国土交通省〕 ・狩川〔気象庁〕 ・東雲橋（道路）〔酒田河川国道事務所〕 ・古関（道路）〔酒田河川国道事務所〕 ・余目除雪S T（道路）〔酒田河川国道事務所〕 ・余目西（道路）〔酒田河川国道事務所〕 ・臼ヶ沢〔山形県〕
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●避難勧告等の発令にあたっては、町内外の水位観測所・雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連付ける方向で検討する必要がある。
<p>避難勧告等の解除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●解除については、気象警報等の解除、今後の気象状況等を総合的に判断して行う。

第3款 水防活動計画

1 計画の概要

洪水等による災害が発生し又は発生が予想される場合に、町等がこれを警戒・防ぎよし、被害を軽減するための水防活動について定める。

2 水防活動の基準

水防活動の連絡体制及び活動組織等の水防計画は、別に定める。

第4款 応援計画

1 地元住民の応援

水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のため止むを得ず必要がある時は、当該水防管理団体の区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる（法第24条）。

2 警察官の応援

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して警察官の出動を求めることができる（法第22条）。

3 他の水防管理団体の応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は他の水防管理者又は市町村長若しくは消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者はでき得る限りその求めに応じるとともに、応援に派遣された者は、水防について応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する（法第23条）。

4 協定

水防管理団体は、法第23条に規定する応援が円滑、迅速に遂行できるようあらかじめ協定を締結しておく。

5 指導

町は、県水防支部長、消防機関の長、警察署長及び管轄区域内の水防管理団体と密接な連絡を図り、必要があると認めるときは各々部下を派遣して水防団（消防団）の配置、警戒、資材の管理支給、輸送及び作業の方法等の応援・指導を行うものとする。

6 自衛隊派遣要請の依頼

町長は、水防のため必要と認めるときは、知事に対し自衛隊法第83条に基づき、災害派遣要請の依頼を行うものとする。

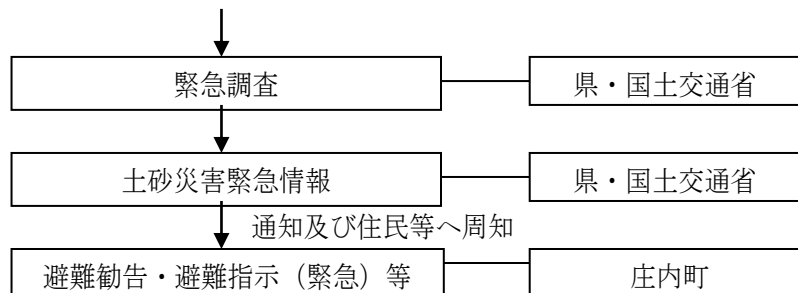
第2節 大規模土砂災害対策計画

1 計画の概要

土砂災害防止法に基づく重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において、土砂災害から住民等の生命及び身体を保護するために、県、国土交通省、町が実施する大規模土砂災害対策について定める。

2 大規模土砂災害対策フロー

* 大規模土砂災害現象の発生



3 緊急調査

県及び国土交通省は、大規模土砂災害現象の発生を覚知した場合は速やかに現地を確認し、下表に示す重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況があると認められるときは、緊急調査に着手するものとする。

緊急調査は、重大な土砂災害が想定される区域及び時期を明らかにするための調査を実施する。

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況

重大な土砂災害の急迫した危険が予想される状況		緊急調査 実施機関
項目	内容	
河道閉塞による 湛水を発生原因 とする土石流	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される 場合	国土交通省
河道閉塞による 湛水	河道閉塞の高さがおおむね20m以上ある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される 場合	国土交通省
火山噴火に起因 する土石流	河川勾配が10度以上である区域のおおむね5 割以上に1cm以上の降灰等が堆積した場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される 場合	国土交通省
地すべり	地すべりにより、地割れや建築物等に亀裂が 発生又は広がりつつある場合 おおむね10戸以上の人家に被害が想定される 場合	県

4 土砂災害緊急情報

県又は国土交通省は、法第60条第1項及び第6項の規定による避難勧告、避難指示（緊急）等の判断に資する情報として、緊急調査によって得られた情報（土砂災害緊急情報）を県にあっては町に、国土交通省にあっては町及び県に通知するとともに、報道機関及びそれぞれのホームページ等に

より一般に周知するものとする。

また、県及び国土交通省は、町が適切な避難判断を行うことができるよう、判断基準の設定について助言等を行う。

町は、県又は国土交通省からの土砂災害緊急情報を受け、法第60条第1項及び第6項の規定による避難勧告、避難指示（緊急）等を適切に実施し、住民等が速やかに避難できるようにするため、事前に避難判断基準の設定や避難所等を示したハザードマップの作成、住民等への伝達方法など、警戒避難体制を整備する。

5 避難勧告等の判断基準に基づいた避難勧告等の発令

土砂災害の発生するおそれのある場合は、以下の避難勧告等の判断基準に基づき、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）を発令する。避難勧告等の避難情報の発令にあたっては、今後の気象予測や土砂災害警戒情報等の情報を含めて総合的に判断する。

避難勧告等の伝達は、町防災行政無線、広報車、サイレン、警鐘、テレビ・ラジオ、緊急速報メール等及び職員・消防団員による巡回等により住民へ伝達する。その場合、関係地域内のすべての人に伝わるよう留意し、日本放送協会その他報道機関や自主防災組織の協力を得るなどあらゆる手段を活用し、その内容の周知徹底を図る。

避難勧告等の判断基準（土砂災害の場合） [再掲]

区分	判断基準
避難準備・高齢者等避難開始 (警戒レベル3)	<p>■以下のいずれかに該当する場合に、避難準備・高齢者等避難開始を発令することが考えられる。</p> <p>1：大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報（※）において、実況又は1～2時間先予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に達する場合</p> <p>2：数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合</p> <p>3：大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合</p>
避難勧告 (警戒レベル4)	<p>■以下のいずれかに該当する場合に、避難勧告を発令することが考えられる。</p> <p>1：土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災</p>

区分	判断基準
	<p>害]) が発表された場合</p> <p>2 : 大雨警報 (土砂災害) が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報 (※) において、1～2時間先予想で土砂災害警戒情報の基準に達する場合</p> <p>3 : 土砂災害の前兆現象 (山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等) が発見された場合</p>
避難指示 (緊急) (警戒レベル4)	<p>■以下のいずれかに該当する場合に、避難指示 (緊急) を発令することが考えられる。</p> <p>1 : 土砂災害警戒情報 (警戒レベル4相当情報 [土砂災害]) が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報 (※) において、実況で土砂災害警戒情報の基準に達した (警戒レベル4相当情報 [土砂災害]) 場合</p> <p>2 : 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要があるとき。</p>
災害発生情報 (警戒レベル5)	<p>1. 土砂災害が発生した場合</p> <p>(注)大雨特別警報 (土砂災害) の発表時には、土砂災害に関するメッシュ情報 (※) を参照し、避難勧告等の対象区域の範囲が十分であるかどうかなど、既の実施済みの措置の内容を再度確認する必要がある。</p>
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●避難勧告等の発令にあたっては、国や県及び関係機関等に助言を求め、町内外の雨量観測所の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●本表は土砂災害のうち、土石流や集中的に発生するがけ崩れを想定しているが、地すべりについても、斜面の勾配等を考慮し、これに準ずる。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難勧告等の解除	<ul style="list-style-type: none"> ●国土交通省緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) や専門家の派遣を依頼したり、国、県に対し解除の助言を求める。

※「土砂災害に関するメッシュ情報」とは、気象庁の「大雨警報 (土砂災害) の危険度分布」と山形県が発表する「土砂災害危険度情報」をまとめた呼称である。

6 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

(1) 土砂災害警戒区域等

町は、県が指定した土砂災害警戒区域（土砂災害危険箇所）等を町防災計画に明記する。

(2) 避難勧告等の発令対象区域

避難勧告等の発令対象区域は、土砂災害警戒区域等を原則としつつ、同一の避難行動をとるべき地区単位を、町内会や自主防災組織、避難所、孤立の懸念等を勘案し設定する。

(3) 情報の収集及び伝達体制

県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報や、県及び気象台が提供している降雨や土砂災害に関するメッシュ情報（土砂災害危険度情報、大雨警報（土砂災害）の危険度分布）など土砂災害に関する情報を電話・インターネット等で収集し住民に伝達する。

また、それら土砂災害の警戒避難に資する情報の収集方法について住民に周知を図る。なお、避難勧告等の発令にあたっては、対象住民に確実に伝達するため、豪雨時や夜間等を想定し、防災行政無線の他、緊急速報メールや広報車等による伝達を行う。

(4) 避難所の開設・運営

避難所は資料編による。避難所の開設・運営にあたっては、町職員その他、自主防災組織や住民等と連携した体制を構築する。

(5) 要配慮者への支援

町は、避難行動要支援者避難支援プランに基づき、雨量情報、土砂災害警戒情報、避難所・避難経路、避難勧告などの土砂災害の警戒避難に関する情報の伝達体制を構築する。

(6) 防災意識の向上

町及び自主防災組織等は、定期的に防災訓練を実施し、防災意識の向上を図るとともに、警戒避難に係る方法や体制の点検を行う。また、小中学生を対象とした防災教育を積極的に推進する。

第3節 火山災害対策計画

1 計画の概要

噴火等の火山現象による被害を防止し又は軽減するために、県、町及び防災関係機関が実施する火山災害対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 火山災害対策の基本的な考え方	① 基本的な考え方 ② 計画対象火山と予想される被害
2 火山噴火に対応した土砂災害対策	① 砂防事業の推進 ② 火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定等 ③ 緊急調査及び土砂災害緊急情報の提供等
3 観測体制の整備	① 観測の対象 ② 観測体制の整備状況
4 噴火警報等の発表及び伝達	① 噴火警報・噴火予報等の内容と発表 ② 噴火速報の発表 ③ 火山の状況に関する解説情報の発表と内容 ④ 降灰予報・火山ガス予報の内容と発表 ⑤ その他の情報等の内容と発表 ⑥ 噴火警報等の伝達 ⑦ 異常な火山現象に関する情報の収集及び伝達
5 火山防災協議会の設置等	① 火山防災協議会の設置 ② 町及び県の体制
6 警戒避難体制の整備	① 避難計画の策定等 ② 町防災計画への記載 ③ 避難体制の整備 ④ 関係施設の整備 ⑤ 火山防災マップの作成、配布
7 避難の実施及び解除	① 避難の実施 ② 警戒区域等の設定 ③ 避難長期化への対応 ④ 避難の解除
8 広域的な避難対策	
9 救助・救急、医療活動	① 救助・救急活動 ② 救急医療
10 登山届等の提出の周知・啓発	
11 防災訓練等の実施	
12 避難確保計画の作成	
13 情報の共有等	
14 降灰対策の実施	
15 防災知識の普及	① 住民に対する防災知識の普及

項 目	概 要
	② 登山者等に対する防災知識の普及
16 火山周辺市町村の広域避難への支援	

3 火山災害対策の基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

国、県、町及び防災関係機関は、火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進する。

火山災害の想定にあたっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査する。

(2) 計画対象火山と予想される被害

計画の対象とする火山は、活火山である鳥海山及び肘折とする。各火山周辺の市町村（以下、「周辺市町村」という。）は次の表のとおりである。

また火山の噴火活動に伴い一般的に予想される現象及び警戒すべき被害は次のとおりである。

火山名	周辺市町村名
鳥海山	酒田市、遊佐町
肘折	大蔵村

火山活動に伴い予想される現象及び被害

火山活動	概 要
大きな噴石	爆発的な噴火によって火口から吹き飛ばされる概ね20cm～30cm以上の大きな噴石等は、風の影響を受けずに火口から弾道を描いて飛散して短時間で落下し、建物の屋根を打ち破るほどの破壊力を持っている。被害は火口周辺のおおむね2～4 km以内に限られるが、過去、大きな噴石の飛散で登山者等が死傷したり建造物が破壊される災害が発生している。
火砕流 (火砕サー ジを含む)	高温の火山灰や岩塊、空気や水蒸気が一体となって急速に山体を流下する現象である。規模の大きな噴煙柱や溶岩ドームの崩壊などにより発生する。大規模な場合は、地形の起伏にかかわらず広範囲に広がり、通過域を焼失、埋没させ、破壊力が大

火山活動	概 要
	<p>きく極めて恐ろしい火山現象である。流下速度は時速数十kmから百数十km、温度は数百℃にも達する。</p> <p>火砕流の先端部や周辺部は、火山灰や砂塵を含んだ爆風となっており、この部分を火砕サージと呼ぶ。破壊力、殺傷力は極めて強力で、掃過域の中で生き残ることは困難である。また、火砕流と違い成分の大部分が気体のため、地形の制約を受けることなく、尾根を乗り越えるなどして火砕流本体よりも広範囲に襲来する。（避難を検討するうえでは火砕サージを火砕流と区別する必要性は低く、火砕流に含める。）</p>
融雪型 火山泥流	<p>積雪期の火山において噴火に伴う火砕流等の熱によって斜面の雪が融かされて大量の水が発生し、周辺の土砂や岩石を巻き込みながら高速で流下する現象。流下速度は時速60kmを超えることもあり、谷筋や沢沿いをはるか遠方まで一気に流下し、広範囲の建物、道路、農耕地が破壊され埋没する等、大規模な災害を引き起こしやすい。</p>
溶岩流	<p>マグマが火口から噴出して高温の液体のまま地表を流れ下るもの。通過域の建物、道路、農耕地、森林、集落を焼失、埋没させて完全に不毛の地と化す。地形や溶岩の温度・組成にもよるが、流下速度は比較的遅い。</p>
火山泥流	<p>火口湖の決壊などによって火山灰や礫などを含んだ泥水が斜面を流れ下る現象。</p>
降灰後の 土石流	<p>火山噴火により噴出された岩石や火山灰が堆積しているところに大雨が降ると土石流や泥流が発生しやすくなる。火山灰が積もったところでは、数ミリ程度の雨でも発生することがある。これらの土石流や泥流は、高速で斜面を流れ下り、下流に大きな被害をもたらす。</p>
小さな 噴石・降灰	<p>噴火により噴出した小さな固形物のうち直径2mm以上のものを小さな噴石（火山れき）、直径2mm以下のものを火山灰といい、粒径が小さいほど火口から遠くまで風に流されて降下する。</p> <p>小さな噴石は、火口から10km以上遠方まで風に流されて降下する場合もあるが、噴出してから地面に降下するまでに数分～十数分かかることから、火山の風下側で爆発的噴火に気付いたら屋内等に退避することで小さな噴石から身を守ることができる。</p> <p>火山灰は、時には数十kmから数百km以上運ばれて広域に降下・</p>

火山活動	概要
	堆積し、農作物の被害、交通麻痺、家屋倒壊、航空機のエンジントラブルなど広く社会生活に深刻な影響を及ぼす。
岩屑流 (岩なだれ)	火山の山体が、噴火や強い火山性地震などの衝撃により崩壊し、大量の砕けた岩片が大なだれとなって流下する現象である。
火山ガス	火山地域ではマグマに溶けている水蒸気や二酸化炭素、二酸化硫黄、硫化水素などの様々な成分が、気体となって放出される。ガスの成分によっては人体に悪影響を及ぼし、過去に死亡事故も発生している。

4 火山噴火に対応した土砂災害対策

(1) 砂防事業の推進

県は、発生が予想される融雪型火山泥流及び降灰後の土石流による土砂災害に備え、砂防堰堤等の整備促進に努める。

(2) 火山噴火緊急減災対策砂防計画の策定等

県及び国土交通省は、火山噴火時に発生が想定される火山泥流、土石流等の土砂災害による被害を軽減するため、ハード・ソフト対策からなる火山噴火時の緊急対応を定めた火山噴火緊急減災対策砂防計画を周辺市町村や関係機関等と連携のうえ策定し、この計画に基づく緊急対応の実施に努める。

(3) 緊急調査及び土砂災害緊急情報の提供等

国土交通省は、火山噴火に起因する土石流発生時における土砂災害防止法に基づく緊急調査及び土砂災害緊急情報の通知並びに一般への周知が迅速かつ的確になされるよう、県、周辺市町村及び関係機関等との連携を強化するなどして実施体制の整備を図る。

5 観測体制の整備

(1) 観測の対象

火山の噴火は、噴火の前兆となる現象を、高性能の観測機器を用いて継続的に観測することにより、ある程度予測することが可能である。観測等の対象となる主な前兆現象は次のとおり。

- ア 火山性地震（微動）の多発
- イ 鳴動、音響
- ウ 火山周辺の地殻変動
- エ 噴気、地熱、温泉等の温度や噴出（湧出）量の変化
- オ 火口の火山ガス、昇華物（硫黄等）の変化

(2) 観測体制の整備状況

計画対象火山については、気象庁及び大学等により、常時又は臨時の

観測体制が敷かれ、観測が続けられている。

火山の常時観測体制

火山名	観測機関名	観測機器
鳥海山	仙台管区気象台	地震計、空振計、GNSS、傾斜計、監視カメラ
	東北大学	地震計
	国土地理院	GNSS
	防災科学技術研究所	地震計

6 噴火警報等の発表及び伝達

(1) 噴火警報・噴火予報等の内容と発表

仙台管区気象台は、必要に応じ噴火警報（特別警報を含む）及び噴火予報を発表する。

ア 噴火警報

噴火警報は、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生や危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）を明示して発表するもの。

「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」として発表する。

噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

イ 噴火予報

予想される火山現象の状況が静穏である場合その他火口周辺等においても影響を及ぼすおそれがない場合で、火山の状態の変化等を周知する必要があると認める場合に発表するもの。

ウ 噴火警戒レベルの導入

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。噴火警戒レベルが運用されている県内の活火山（鳥海山、蔵王山、吾妻山）において、噴火警報又は噴火予報に付して発表する。

鳥海山の噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	・噴火により火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼす、又は切迫している 【過去事例】 1800～04年の噴火： 新山形成、火砕物降下、噴石、泥流、死者8名
			4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）	警戒が必要な居住地域での避難準備等が必要 要配慮者及び特定地域の避難等が必要	・噴火により火砕流・火砕サージ、火口噴出型泥流、融雪型火山泥流が居住地域に影響を及ぼすことが予想される 【過去事例】 該当事例なし
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口から居住地域近くまでの範囲への立入規制等 状況に応じて要配慮者の避難準備等、特定地域の避難等が必要 住民は通常的生活	・噴火により大きな噴石が火口からおおむね4kmの範囲内、火砕流・火砕サージが居住地域の近くまで影響を及ぼす、又は予想される 【過去事例】 1740～47年の噴火： 噴煙多量、硫黄化合物が川に流入し、水田・川魚に被害 1974年の噴火： 火砕物降下、泥流
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される	火口周辺への立入規制等状況に応じて特定地域の避難準備等が必要 住民は通常的生活	・噴火により大きな噴石が火口からおおむね1.5kmの範囲内に影響を及ぼす、又は予想される 【過去事例】 該当事例なし
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）	状況に応じて火口内への立入規制等	・火口内で噴気や火山ガス等が発生

- 注1) 火口とは、鳥海山火山噴火緊急減災対策砂防計画の想定火口域をいう。
状況に応じて新山周辺に火口域が限定される場合がある。
- 注2) 火口噴出型泥流とは、噴火に伴い火山内部の熱水が噴出し、泥流となって流れ下る現象をさす。
- 注3) 融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。
- 注4) 特定地域とは、他の居住地域より早期に避難等の対応が必要な地域をさす。
- 注5) 各レベルの警戒が必要な範囲内で上位レベルに記述されている火山現象が発生する場合がある。

噴火警戒レベルが運用されていない活火山（肘折）

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲における嚴重な警戒 居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺における警戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される
		火口から少し離れた所までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される
予報	噴火予報	火口内等	活火山であることに留意	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）

(2) 噴火速報の発表

仙台管区気象台は、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する。噴火速報は以下のような場合に発表する。

- ・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合
- ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※）
- ・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合

※噴火の規模が確認できない場合は発表する。

なお、噴火の発生を確認するにあたっては、気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。

(3) 火山の状況に関する解説情報の発表と内容

仙台管区気象台は、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う

ような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性がある判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

(4) 降灰予報・火山ガス予報の内容と発表

気象庁及び仙台管区气象台は、必要に応じ降灰予報・火山ガス予報を発表する。

ア 降灰予報（定時）

(ア) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表する。

(イ) 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供する。

イ 降灰予報（速報）

(ア) 噴火が発生した火山（※1）に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表する。

(イ) 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供する。

（※1）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

ウ 降灰予報（詳細）

(ア) 噴火が発生した火山（※2）に対して、降灰予測計算（数値シミュレーション計算）を行い、噴火発生後20～30分程度で発表する。

(イ) 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供する。

（※2）降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量以上の降灰が予測された場合に発表する。

降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。

降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。

降灰量階級と降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1mm以上
やや多量	0.1mm以上1mm未満
少量	0.1mm未満

降灰量階級ととるべき行動等

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm以上 【外出を控える】	完全に覆われる	視界不良となる	外出を控える 慢性の喘息や慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し、健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ ≤ 1mm 【注意】	白線が見えにくい	明らかに降っている	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良のおそれがある道路の白線が見えなくなるおそれがある（およそ0.1～0.2mmで鹿児島市は除灰作業開始	稲等の農作物が収穫できなくなったり※1、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm未満	うっすら積もる	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰や衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※1

※1 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

エ 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に発表される

(5) その他の情報等の内容と発表

噴火警報・予報、噴火速報、火山の状況に関する解説情報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁及び仙台管区気象台が発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、臨時及び定期的に発表する。

イ 月間火山概況

前月一ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめたもので、原則として毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

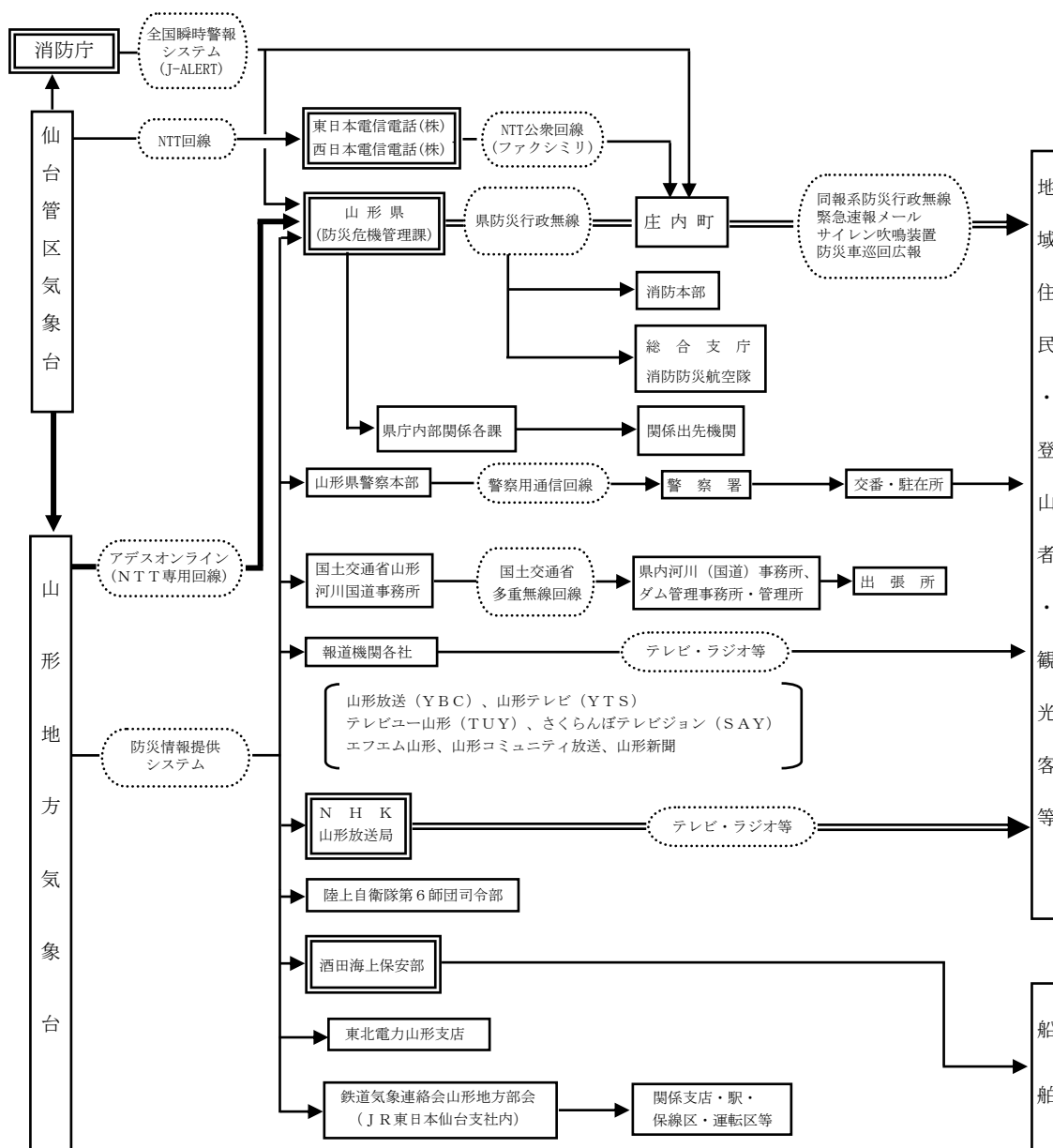
噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちにお知らせするために発表する。

(6) 噴火警報等の伝達

町、報道機関等は、伝達を受けた噴火警報等を町防災行政無線等により、住民、登山者及び観光客等への伝達に努める。なお、町は、特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルでは4以上に相当）、噴火速報、火山の状況に関する解説情報（臨時）の伝達を受けた場合は、これを直ちに住民及び観光客等に伝達する。

噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベルを含む）・噴火速報・火山の状況に関する解説情報・降灰予報・火山ガス予報等の伝達は、次の系統による。

噴火警報等伝達経路図



注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第9条の規定に基づく法定伝達先。
 注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2の規定に基づき火山現象特別警報の通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。
 注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務づけられている伝達経路。

(7) 異常な火山現象に関する情報の収集及び伝達

異常な火山現象を発見した者は、直ちに町その他関係機関へ通報するものとする。また、町その他機関が異常な火山現象を覚知したときは、直ちに山形地方気象台に連絡する。

連絡を受けた山形地方気象台は、仙台管区気象台に連絡するとともに、県、県警察本部、地元市町村及び消防機関等との連絡体制を強化する。また、県消防防災ヘリコプター及び県警察ヘリコプターは、上空からの観測・情報収集活動に協力するとともに、県は必要に応じ自衛隊にもヘリコプターの出動を要請する。

なお、通報を要する異常な火山現象とは、おおむね次の内容のものをいう。

- ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、火砕流等）及びそれに伴う降灰砂等
- イ 火山地域での火映、鳴動の発生
- ウ 火山地域での地震の多発
- エ 火山地域での山崩れ、地割れ、土地の上昇、沈下、陥没等の地形変化
- オ 火口、噴気孔の新生拡大、移動、噴気、噴煙の量、色、温度あるいは昇華物等の顕著な異常変化
- カ 火山地域での湧泉の新生あるいは枯渇、量、味、臭、色、濁度、温度の異常等顕著な変化
- キ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯の新生、拡大あるいは移動及びそれらに伴う草木の立枯れ等
- ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、軽石、魚類等の浮上等

7 町及び県の体制

(1) 町及び県の体制

ア 県は、計画対象火山の異常を覚知したとき、又は計画対象火山に係る噴火警報（火口周辺）が発表されたときは、火山災害担当職員は登庁し、災害関連情報等の収集、伝達を行う。町は県と速やかに情報交換を行う。

イ 計画対象火山に係る噴火警報（火口周辺又は居住地域）が発表されたときは、県火山災害担当部局課はすみやかに応急対策を実施できるような体制をとる。町は県と連携し、火山災害関連情報等の収集、伝達を行う。

8 警戒避難体制の整備

(1) 避難体制の整備

ア 町は、住民、登山者及び観光客等への情報伝達及び要避難者の迅速な集合と集団避難のための体制の整備に努める。

イ 町及び周辺市町村は、住民、登山者及び観光客等を避難させる際の県、消防機関及び自衛隊等との協力体制について、あらかじめ協議して定めておく。

ウ 町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、火山防災協議会の枠組みを活用するなどにより国や他の市町村との協力体制の構築に努めるとともに、他の市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

エ 町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

(2) 関係施設の整備

ア 情報伝達のための施設

町は、防災行政無線の整備等、住民等への情報伝達手段の整備に努める。また、県等と協力し、登山者及び観光客等への情報伝達方法をより確実にするため、防災行政無線、サイレン、緊急速報メール、登録制メールなど、地域の状況を踏まえながら、情報伝達手段の多様化を図る。

イ 避難者受入のための施設

町及び周辺市町村は、危険区域外に避難住民全員の受入が可能な施設の確保に努める。

9 避難の実施及び解除

(1) 避難の実施

町長及び周辺市町村の長は、火山噴火等により住民、登山者及び観光客等の生命、身体等に危険が及ぶおそれがある場合には、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に基づき、住民、登山者及び観光客等に対し避難勧告又は避難指示（緊急）を発令し、避難計画に従って住民、登山者及び観光客等の事前避難を実施する。県は、当該市町村長から要請があった場合は、必要に応じ自衛隊又は近隣市町村等の協力も得て、住民、登山者及び観光客等の避難に協力する。

(2) 警戒区域等の設定

町長及び周辺市町村の長は、住民、登山者及び観光客等の安全を確保するため、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）に基づき、警戒区域を設定して立入りを制限又は禁止する。また、噴火が予想されるときは、

火山防災協議会の関係機関と協議のうえ、必要に応じ当該火山及び近隣の山への入山（登山）禁止措置をとる。

(3) 避難の長期化への対応

一般に、火山災害に伴う住民避難は長期間にわたる場合が多い。町及び周辺市町村は、避難先での住民生活の安定のため、住居、就業、医療及び教育等に関する長期的な対策を実施する。

(4) 避難の解除

町長及び周辺市町村の長は、噴火警報等（噴火警戒レベルを含む）により危険が去ったと判断したときは、避難勧告・避難指示（緊急）又は警戒区域の設定を解除し、住民の帰宅及び生活再開を支援する。

避難勧告等の解除にあたっては、国や火山専門家の助言を踏まえるなど、十分に安全性の確認に努める。

10 救助・救急、医療活動

(1) 救助・救急活動

火山災害の発生時における救助・救急活動については、「第2編第2章第1節第5款 自衛隊災害派遣計画」及び「第6節 救助・救急計画」によるものとし、火山災害の現場において要救助者があるときは、町その他の防災関係機関又は現場にいる者はその者の救出にあたるものとする。

(2) 救急医療

傷病者に対する救急医療については、「第2章第8節 医療救護計画」によるものとする。

11 降灰対策の実施

町及び県は、火山噴火に伴う降灰により火山周辺地域の住民の生活や農林水産業等に支障を生じた場合は、活動火山対策特別措置法に基づく降灰除去事業や各種資金の融通等の施策を実施し、その軽減に努める。

12 火山周辺市町村の広域避難への支援

火山周辺市町村（鳥海山：酒田市、遊佐町、肘折：大蔵村）が被災した場合の、火山周辺市町村避難者の本町への受入等の支援については、震災対策編第2章第1節 第4款 広域避難受入計画を参照する。

第4節 雪害対策計画

第1款 ライフライン等確保計画

(庄内町環境防災課・建設課)

1 計画の概要

降雪期における交通及び通信を確保するために、町、国、県及び関係機関が実施する雪害対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 交通の確保	① 道路施設の交通確保 ② 鉄道施設の交通確保 ③ 住民への広報
2 電力の確保	① 施設の雪害予防措置 ② 復旧体制の整備
3 通信の確保	① 電気通信事業者の雪害予防措置 ② 孤立地区における通信確保

3 交通の確保

豪雪等に対し、緊急に道路交通及び鉄道交通を確保できるよう、県、町及び鉄道事業者は、迅速かつ的確な除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員の動員、施設並びに連絡手続き等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の計画的な備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努める。

特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）に対しては、町及び県は道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図ることを目的に、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、町及び県は、契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(1) 道路施設の交通確保

町は、集中的な大雪時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

ア 町は、毎年「道路除雪計画」を定め、除排雪を実施して雪害予防に努める。

(ア) 除雪体制

町内の道路、公共施設及び住宅等の立地状況を勘案し、気象状況、積雪状況に応じた除雪体制を整える。

(イ) 除雪路線

路線の選定にあたっては、主な幹線道路、バス路線、地域的に主要な道路及び公共、公益施設への道路を主体として選定する。

(ウ) 除雪目標

交通確保の重要度に応じ、除雪路線ごとの除雪目標を定め、迅速・効率的な除雪を実施する。

イ 消融雪施設等の整備

町、国、県及び防災関係機関は、道路交通の確保が必要と認められる道路及び家屋、家屋周辺における除排雪を可能とするため、消融雪施設等の整備を行う。

(ア) 消雪パイプの整備

a 人家連たん区域、交通量の多い交差点及び急坂路等、機械除雪作業の効率が著しく低下する道路に、消雪パイプの整備を検討する。

また、消雪パイプの地下水揚水に伴う地盤沈下の防止を図るため、無散水消雪施設等の拡充にも努める。

b 消雪パイプは、降雪期前に点検整備を行うとともに、使用期間中においても定期的に維持管理を行う。

(イ) 流雪溝の整備

街区において迅速かつ的確な除排雪活動を実施するため、機械除雪、消雪パイプ及び無散水消雪施設の整備と組み合わせて、流雪溝の面的整備の促進に努める。

ウ 地吹雪対策の推進

町、国、県及び防災関係機関は、地吹雪による交通の途絶及び事故防止を図るため、地吹雪の発生箇所を把握し、施設の整備を図るとともに、利用者への啓発を実施する。

(ア) 地吹雪施設の整備

道路管理者は、地吹雪発生箇所に防雪柵を設置して地吹雪による災害の防止を図るとともに、気象観測装置及び監視カメラ等を整備し、降雪期の道路状況の把握に努める。

(イ) 利用者への啓発

国、県、町、消防機関及び県警察等は、地吹雪対策連絡会において地吹雪の対策について検討するとともに、過去の事故・災害等を踏まえた地吹雪マップやチラシを作成し、相互に協力して利用者へ

の啓発に努める。

エ 災害未然防止活動

道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、車両の立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所をあらかじめ把握するよう努める。

(2) 鉄道施設の交通確保

鉄道事業者は、降積雪時における列車の安全走行を確保するため、除雪車両及び除雪機械を整備するとともに、適正要員を配置し除雪体制の確保に努める。

ア 除雪体制

(ア) 線路除雪に当っては、除雪機械を適所に配備するとともに、除雪要員の配置及び外注除雪の体制を整える。

(イ) 線区の重要度に応じて除雪車両及び除雪機械を整備し、列車運転の混乱防止に努める。

(ウ) 機械により難しい箇所は、人力による除雪を計画的に実施するほか、消雪設備を計画的に整備するよう努める。

イ 踏切り箇所の除雪

踏切り箇所は、線路及び道路側からの排雪による堆雪により、見通しが阻害されることのないよう、道路管理者と協議し除雪を実施する。

ウ 融雪設備等の強化

輸送の確保を図るため、熱風、蒸気、電気及び水等を利用した融雪設備の充実を図る。

エ 運転規制

降積雪期における輸送能力の確保と輸送の混乱を防止するため、降積雪の状況に応じた体制を区分し、基準に基づいた運転規制を実施するとともに、状況に即応した排雪列車の運転と構内除雪を実施する。

オ 予防保全対策

(ア) 雪崩警備体制を強化し、雪崩の発生が予想される時は、列車の運転規制を実施する。

(イ) 雪崩発生重点警備箇所を毎年検討し、巡回警備を強化する。

カ 雪害時の対策

(ア) 雪害時における緊急除雪等は、非現業職員を含めた社員の動員を第一とし、必要に応じて関連事業所の応援を得て実施するが、状況に応じて自衛隊の派遣要請を県に依頼する。

(イ) 雪害時における緊急輸送は一般貨客を優先的に行うが、緊急輸送

が輻輳したときは、県と協議のうえ輸送物資及びその順位を定める。

(3) 住民等への広報

各施設の管理者は、雪害による被害を防止し又は軽減するとともに、交通の混乱を防止するため、住民や乗客に対して積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況について、適時適切な広報に努める。

4 電力の確保

東北電力株式会社庄内営業所は、積雪時における電力の供給を確保するため、次により送電線路及び配電線路等の雪害予防及び復旧体制の整備を図る。

(1) 施設の雪害予防措置

ア 送電線路

(ア) 降雪期前に雪害予防の巡視を実施し、送電線路の補修、整備を行う。

(イ) 樹木の接触や倒木による断線防止のため、基準離隔距離が保てるよう、樹木所有者と協議のうえ伐採などを行う。

(ウ) 着雪による断線及び着雪、落雪時のはね上がりによる混触断線を防止するため、割り込み鉄塔による危険箇所の解消、腕金改造による電線間隔の拡大、がい子の吊型変形及び相間スペーサーの取り付けを実施する。

(エ) 冠雪、雪崩又は雪圧による停電を防止するため、適時パトロールを実施し、冠雪落としや支持物除雪等を行う。

イ 配電線路

(ア) 降雪期前に雪害予防の巡視を実施し、配電線路の補修、整備を行う。

(イ) 樹木の接触や倒木による停電防止のため、樹木所有者と協議のうえ樹木の枝おろし、伐採及び倒木ガードワイヤーの設置等効果的措置を実施する。

(ウ) 着雪による断線などの停電を防止するため、難着雪電線を使用する。

(エ) 冠雪、雪崩又は雪圧による停電を防止するため、時期をとらえたパトロールを実施し、冠雪落としや支線除雪等を行う。

(オ) 特に雪の多い地域については、電線の縦配列、ヒートパイプを応用した支線周辺融雪工事等の耐雪化工事を計画的に実施する。

(2) 復旧体制の整備

ア 豪雪時における電線路障害の早期復旧を図るため、主要な支店に雪上車を配置し、障害地点への人員、資材の輸送手段を確保する。

イ 送電設備の巡視については、ヘリコプターによる空中査察を行う。

5 通信の確保

(1) 電気通信事業者の雪害予防措置

電気通信事業者は、豪雪のおそれのある電気通信設備等についての耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、雪害の未然防止と重要通信の確保を図る。

ア 設備の耐雪構造化

(ア) 電柱引上げ部分などの被害防止のため、凍結防止用PEパイプを取り付ける。

(イ) 積雪、寒冷地用屋外線への取り替えを計画的に実施する。

イ 通信網の整備

(ア) 雪害が発生した場合、重要通信を確保し通信不能地域をなくすため、主要伝送路のループ化構成又は2ルート化構成を図る。

(イ) 停電に備え、主要な電気通信設備の予備電源の整備、維持を図る。

ウ 迅速な復旧態勢の確保

被災した設備の迅速な復旧を図るため、災害対策用機器、車両等を主要場所に配備する。

(2) 孤立地区における通信確保

町及び電気通信事業者は、豪雪により孤立が予想される地区の災害による有線通信の途絶に備え、次により通信手段の多ルート化に努める。

ア 防災行政無線設備及び停電時における補助電源設備の整備

イ 衛星携帯電話の整備

ウ 簡易移動無線局の冬期間における臨時設置

エ アマチュア無線の活用の整備

第2款 雪崩防止計画

(庄内町環境防災課・建設課)

1 計画の概要

山間多雪地帯において、生活や産業活動の安全な環境を確保するため町、国、県、庄内警察署、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、施設管理者等が実施する雪崩防止対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 雪崩発生危険箇所の調査・周知	① 雪崩危険箇所の調査・点検 ② 雪崩危険箇所の周知
2 雪崩防止施設等の整備	① 雪崩予防施設の整備 ② 雪崩防護施設等の整備 ③ 砂防・治山の施設設備 ④ 雪崩防止施設・設備の点検整備
3 危険箇所の警戒	① 鉄道・道路等の危険箇所の点検 ② 町等による監視 ③ 住民の心構え
4 事前回避措置の実施	① 住民への雪崩情報の周知 ② 鉄道・道路等施設の対策
5 雪崩発生時の応急措置	① 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助 ② 鉄道・道路等施設の被災時の対策 ③ 孤立集落住民の救助 ④ 二次災害の防止

3 雪崩危険箇所の調査・周知

(1) 雪崩危険箇所の調査・点検

町、国、県及び関係機関は、既存資料の収集・整理や地図・空中写真の計測・判読の他、定期的な現地の調査点検や聞き取り調査を組み合わせ、雪崩危険箇所を把握する。

(2) 雪崩危険箇所の周知

町は、これらの危険箇所を町防災計画に登載するとともに、特に学校、福祉等の施設や多数の住民が集まる施設等について留意し、地域住民への周知徹底を図る。

4 雪崩防止施設等の整備

国、町及び県は、雪崩施設の機能を十分に発揮できるよう、地形、土質、勾配及び雪崩の種類等の条件や防護対象物を考慮して適宜・適切な施設を選定し、雪崩防止施設等の整備を推進するとともに、警戒避難体制の整備を含めた総合的な雪崩災害予防対策に努める。

(1) 雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、

雪崩防止林、階段工、予防柵、予防壁及び導流工等の雪崩予防施設の設置に努める。

(2) 雪崩防護施設等の整備

道路及びその付属施設の保全並びに交通の安全を確保するため、防護柵、防護擁壁及びスノーシェッド等の防護施設の整備に努める。

(3) 砂防・治山の施設整備

雪崩、融雪等による河川、沢等のせき止めは、洪水、土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防、治山等の施設整備に努める。

(4) 雪崩防止施設・設備の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、積雪前に定期的な整備、点検に努める。

また、降雪時においては積雪の状況を把握するとともに、積雪深計、雪崩監視装置の設置に努めるほか、パトロール及び巡視員等による整備、点検を行う。

5 危険箇所の警戒

(1) 道路・鉄道等の危険箇所の点検

道路・鉄道等の施設管理者は、積雪期間中、雪崩危険箇所の点検を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

(2) 町等による監視

町は、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署と協力して雪崩危険箇所の巡視を行うとともに、雪崩危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設及び旅館等を対象に、雪崩監視装置を設置する等警戒体制の整備を図る。

また、危険箇所のある集落への連絡員の配置に努め、雪崩発生の兆候及び雪崩を発見したときの通報、警戒にあたらせる。

(3) 住民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況及び気象状況等に注意し、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民及び町に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

6 事前回避措置の実施

(1) 住民への雪崩情報の周知

ア 町は、気象状況、積雪の状況及び危険箇所の巡視結果等を分析し、雪崩の発生の可能性について住民に適宜広報を行い、注意を喚起し、状況により県に報告する。

イ 町は、地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底

を図る。

イ 町は、雪崩の発生により人家に被害を及ぼす可能性が高いと認めるときは、住民に対し避難勧告又は避難指示（緊急）を行う。また、住民が自主的に避難した場合は、直ちに公共施設等への受入体制をとるとともに、十分な救援措置を講じる。

(2) 鉄道・道路等施設の対策

鉄道・道路等の施設管理者は、雪崩の発生しそうな箇所を発見したときは、当該区間の車両の通行を一時停止し、雪庇落とし等の雪崩予防作業を行い、雪崩発生の事前回避に努める。

7 雪崩発生時の応急措置

(1) 雪崩発生状況の把握及び被災者の救助

ア 町は、自らの巡視又は他の関係機関及び住民等からの通報により雪崩の発生を覚知したときは、直ちに被害の有無を確認し、県へ状況を報告する。

イ 町は、住民等が被災した場合、直ちに酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、庄内警察署と連携し救助作業を行うとともに、必要に応じて県に自衛隊の派遣要請を行う。

ウ 町は、住居を失った住民を公共施設等に受入れ、十分な救援措置を講じる。

(2) 鉄道・道路等施設の被災時の対策

ア 鉄道・道路等の施設管理者は、雪崩により施設が被災した場合、直ちに当該区間の列車の運行、車両の通行を一時停止するとともに、応急復旧措置を行い、交通の早期回復に努める。

また、避難者がいる場合は直ちに酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、庄内警察署に通報して救援を求めるとともに、自らも救出作業にあたる。

イ 町は、雪崩による通行止めが長時間にわたり、列車や通行車両中に乗客・乗員等が閉じ込められる事態となったときは、施設管理者からの要請又は自らの判断により、炊き出し、毛布等の提供、避難施設への一時受入等を行う。

(3) 孤立集落住民の救助

町は、雪崩による交通途絶のため、集落の孤立が長期間に及ぶと認めるときは、県に対しヘリコプターの要請を行い、医師、保健師、看護師等の派遣及び医薬品、食料、生活必需品の輸送、救急患者の救助、若しくは集落住民全員の避難救助を実施する。

(4) 二次災害の防止

町は、雪崩が河川等他の施設に影響を与えている場合は、直ちに当該施設の管理者に通報し、二次災害等被害の拡大防止を要請する。

第3款 住民生活の安全確保計画

(庄内町環境防災課・建設課・農林課・保健福祉課)

1 計画の概要

積雪期における住民生活の安全を確保するために、町及び県等が実施する雪害予防計画について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 一般建築物の雪害予防	① 住宅・建築物の安全性に対する指導 ② 克雪住宅の普及推進 ③ 豪雪地帯の要援護世帯に対する除雪援助 ④ 屋根雪等に係る事故防止の啓発
2 大雪注意報、警報、特別警報の伝達	
3 町豪雪対策本部の設置	① 設置場所 ② 構成及び事務局 ③ 豪雪対策本部設置の目安 ④ 電話連絡体制 ⑤ 任務及び当面の対策
4 孤立集落対策	
5 消防水利の整備	
6 総合的雪対策	

3 一般建築物の雪害予防

(1) 住宅・建築物の安全性に対する指導

町及び県は、建築物の新築、改良工事等を行う所有者に対し、市街地の状況や敷地の状況等による周辺への影響を充分配慮した屋根雪処理とするよう指導に努める。

(2) 克雪住宅の普及推進

核家族化や高齢化の進行に伴い、自力で屋根雪処理を実施できない世帯が増加しており、雪下ろしの労働力確保も難しくなっていることから、町及び県は、屋根雪荷重による家屋倒壊の防止を兼ねた克雪住宅の普及指導に努める。

(3) 豪雪地帯の要援護世帯に対する除雪援助

町及び県は、高齢者世帯等の要援護世帯に対し民生委員・児童委員、福祉団体等による訪問等を行い、積雪状況等の把握に努めるとともに、これらの世帯の除雪にあたっては、地域社会の連帯、相互扶助等による組織的な取組が実施されるよう啓発を行ったり、地域への支援を行う雪

害ボランティアの組織化を図る。また、必要によっては、除雪業者の斡旋を行う。この場合、関係団体と連携し、除排雪窓口の一本化等により効率的かつ迅速に対応できる体制づくりを進める。

(4) 屋根雪等に係る事故防止の啓発

町は、屋根雪等による事故防止について、住民に対する啓発に努める。

- ア こまめな雪下ろしの励行
- イ 雪庇や屋根からの落雪埋没による事故防止
- ウ 雪下ろし中の転落による事故防止
- エ 家庭用除雪機のロータリーによる事故防止
- オ 非常時における出入り口の確保
- カ 換気口の確保
- キ ガス供給配管の点検

4 大雪注意報、警報、特別警報の伝達

大雪注意報、警報、特別警報の伝達については、風水害等対策編第2章第2節 第2款 気象情報等伝達計画を参照する。

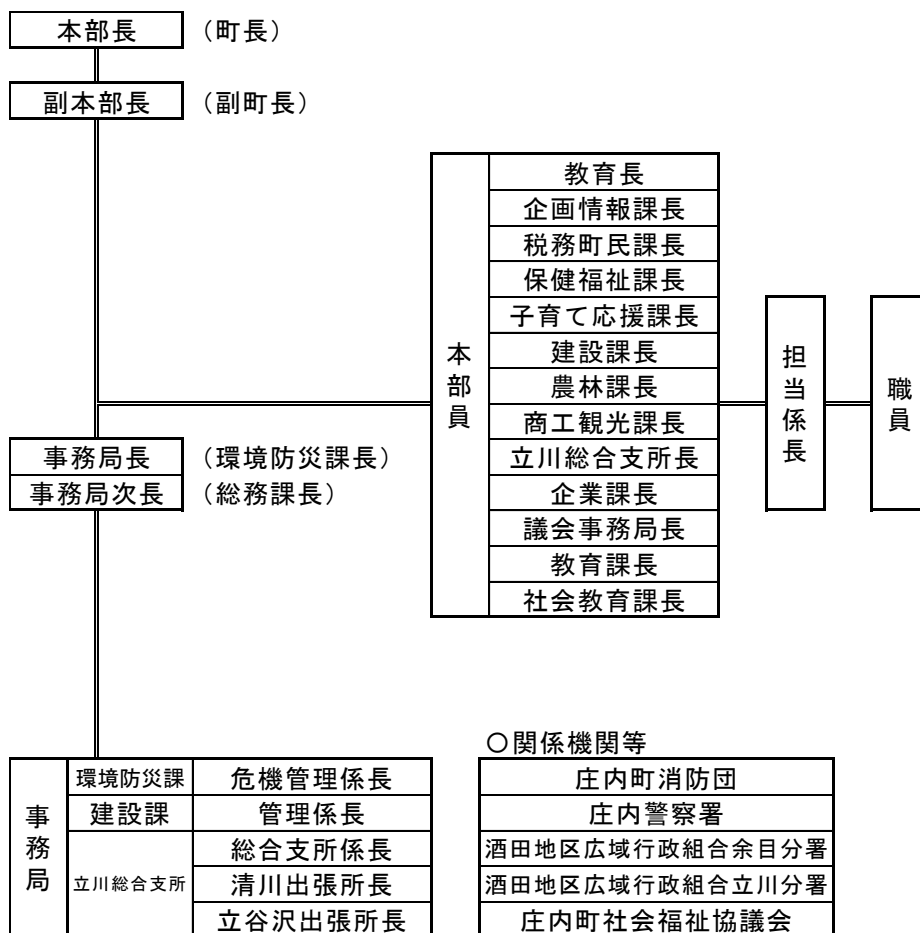
5 町豪雪対策本部の設置

町は、降雪により積雪量が増加し、住民生活への影響が予想される事態となったときは、その影響を最小限に食いとどめるとともに、大雪による災害を未然に防止するため、庄内町豪雪対策本部を設置する。

- (1) 設置場所：庄内町役場内
- (2) 構成及び事務局

町豪雪対策本部組織図並びに事務局の体制図は以下のとおりとする。

庄内町豪雪対策本部組織図



- 1 事務局長は、必要事項を総括する。
- 2 対策本部事務局は、事務局長の命を受け、臨時に事務局の事務に従事するものとする。

(3) 豪雪対策本部設置の目安

豪雪対策本部設置の目安	<p>ア 狩川気象観測所の積雪量が100cmに達したとき。</p> <p>イ 町に大雪特別警報、暴風雪特別警報が発表されたとき。</p> <p>ウ 狩川気象観測所の積雪量が100cmに至るまでの場合は、県及び庄内管内市町の動向や、雪害により多くの住民生活に重大な影響を及ぼすおそれが見込まれる等により判断する。 (豪雪対策本部設置を庄内全体で検討する)</p> <p>エ 雪解け期〔3月までの残された期間〕や雪害により多くの住民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき。</p>
-------------	---

(4) 電話連絡体制

【日中】	○庄内町役場本庁舎	43-0242
	○庄内町役場立川総合支所	56-2211
	○清川出張所	57-2211
	○立谷沢出張所	59-2211
【夜間】	○環境防災課長宅	
	○総務課長宅	
	○建設課長宅	

(5) 任務及び当面の対策

大雪による災害の予防、災害発生及び復旧について必要な情報の収集、対策の策定及び連絡調整にあたるものとし、当面の対策として以下の事項を行う。また、以下の項目以外の必要な事項は町長（本部長）が別に定める。

任務及び当面の対策	担当課
1 積雪に対する注意の広報	環境防災課
2 被害発生時の情報把握	環境防災課、建設課、農林課
3 交通の確保	建設課
4 除雪・排雪・雪下ろし	環境防災課・建設課・保健福祉課・社会福祉協議会・シルバー人材センター・町内業者代表等
5 高齢者世帯の雪下ろし	保健福祉課、社会福祉協議会
6 農業施設等の対策	農林課
7 公共施設の管理	関係各課
8 消防関係	環境防災課

6 孤立集落対策

町及び県は、豪雪のため孤立が予想される集落及び過疎・高齢化の進行により集落機能が弱体化している集落について、生活道路の除雪、並びに避難所の電気及び通信等のライフラインに関する雪害予防対策を講じるとともに、避難所で使用する暖房設備、燃料、携帯暖房品、食料、救助資機材等の整備及び備蓄並びに高齢者世帯等の除雪及び救急患者輸送対策等の推進に努める。

7 消防水利の整備

町は、積雪期にも配慮した消防力と救急体制の充実強化を図るとともに、多雪地に適した消火栓や立上がり吸水管付防火水槽の整備に努める。

8 総合的雪対策

町は、雪対策の総合的かつ長期的推進を図るため、「山形県雪対策基本計画」に基づき、関係機関と相互に協力し、より実効性のある雪対策の確立と雪による障害の解消を行う。

第5節 竜巻・台風・突風対策計画

この計画は、台風や、冬期の季節風、その他局地的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生するのを防ぐため、過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及啓発を図ることを目的とする。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

1 竜巻・突風等に関する知識の普及啓発

町は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及啓発を図る。

(1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛ける。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。その他、竜巻・突風に関連して、強風・風雪注意報、暴風・暴風雪警報、暴風・暴風雪特別警報の伝達については、風水害等対策編第2章第2節 第2款 気象情報等伝達計画を参照する。

気象情報	内容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する山形県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。雷注意報を補完する気象情報として天気予報の対象地域と同じ発表単位（山形県では、村山、置賜、庄内、最上）を対象に発表され、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表す

気象情報	内 容
	る。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

(2) 住民への啓発

町、消防機関及び関係機関は、竜巻災害のメカニズムと過去の被害の実績を広報し、住民への啓発を図る。

内閣府では、「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」を作成し、我が国における竜巻等突風災害の特徴と個人の身の守り方を国民に紹介しており、これらのパンフレット等広報資料を利用し、住民に伝達する。

竜巻からの身の守り方

屋内にいる場合	屋外にいる場合
<ul style="list-style-type: none"> ・ 窓を開けない ・ 窓から離れる ・ カーテンを引く ・ 雨戸・シャッターをしめる ・ 地下室や建物の最下階に移動する ・ 家の中心部に近い、窓のない部屋に移動する ・ 部屋の隅・ドア・外壁から離れる ・ 頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 車庫・物置・プレハブを避難所にしない ・ 橋や陸橋の下に行かない ・ 近くの頑丈な建物に避難する ・ （頑丈な建物が無い場合は）近くの水路やくぼみに身をふせ、両腕で頭と首を守る ・ 飛来物に注意する

出典：内閣府「竜巻等突風災害とその対応（パンフレット）」

(3) 安全な場所への誘導

竜巻来襲時、多くの住民が竜巻と認識せず、火事の煙と思い、窓の近くの危険な場所にとどまるケースが多いため、鉄筋コンクリート構造など堅牢な建築物などの安全な場所への誘導を図る。

(4) 安全な場所の周知

低い階（2階よりも1階）、また、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所の周知を図る。

(5) 堅牢な建築物への誘導

プレハブなどの強度が不足する建築物より、可能な限り堅牢な建築物へ誘導を図る。

2 家屋・農作物等の風害防止対策

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による家屋や農作物等への被害対策を推進する。

(1) 家屋・農作物等の被害防止対策

- ア 防風ネット等の防風施設など農作物被害防止施設の整備
- イ 風速50m/s以上に耐える低コスト耐候性ハウスの設置
- ウ 風害等を受けやすい地域における家屋・農用地の災害の未然防止や保全を目的とする防風施設等の整備

(2) 風倒木対策

町は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去など必要な対策をあらかじめ講ずる。

第6節 航空災害対策計画

第1款 航空災害予防計画

1 計画の概要

町内において、航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、応急対策を円滑に実施できるようにするため、町、県、消防機関、県警察・警察署、医療機関等の防災関係機関が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 防災体制の整備	① 連絡体制等の整備

3 防災体制の整備

(1) 連絡体制等の整備

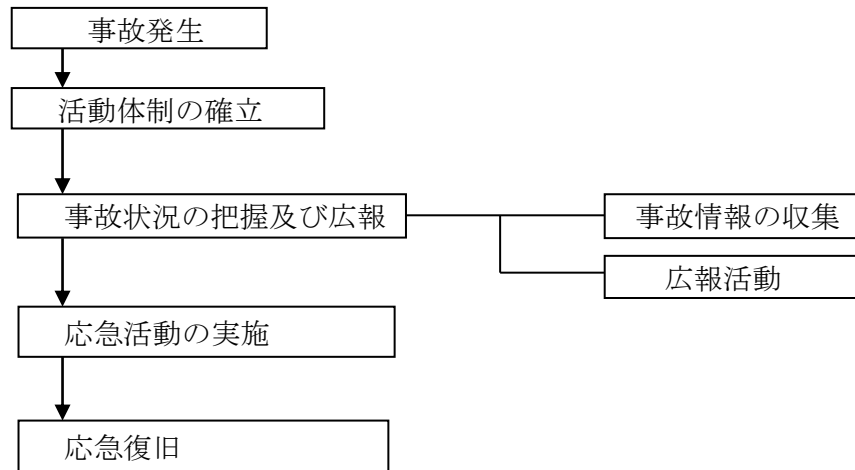
町、県及び防災関係機関は、航空機事故の発生時の情報連絡システムを整備するとともに、航空機事故消火救難活動に関する協定等に基づき、応援協力体制についてあらかじめ整備しておくものとする。

第2款 航空災害応急計画

1 計画の概要

町内において、航空機の墜落炎上等による多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に、町、県、消防機関、県警察・警察署、医療機関等の防災関係機関が実施する応急対策について定める。

2 航空機災害応急計画フロー



3 活動体制の確立

(1) 応急体制の確立

町内において航空機事故が発生した場合、町、消防機関、県及び県警察・警察署等の関係機関は、事故の規模や被害状況に応じて速やかに応急体制を確立する。

(2) 広域応援要請

町及び県等は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

(3) 自衛隊派遣要請の依頼

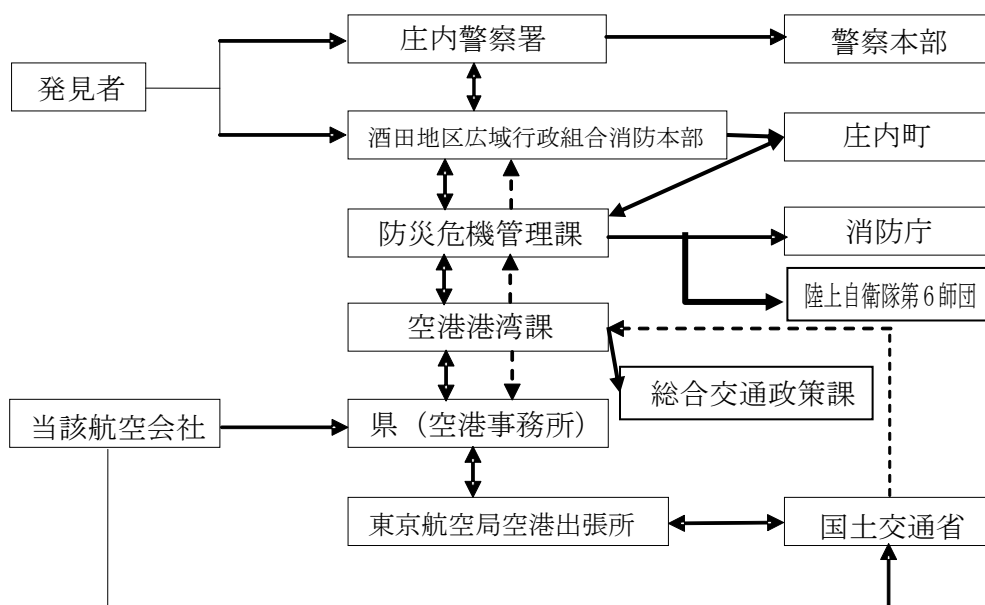
町長は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、知事に対し、自衛隊の災害派遣要請の依頼を行うものとする。

4 事故状況の把握及び広報

(1) 事故情報の収集

ア 情報の伝達経路

航空機事故が発生した場合、次の伝達経路により、事故情報が伝達される。町に対しては、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署を通じて連絡が入る。



イ 伝達内容

伝達すべき内容は、次のとおりとする。

- (ア) 事故発生時刻
- (イ) 事故発生場所
- (ウ) 事故の態様（墜落、胴体着陸、オーバーラン、火災発生の有無等）
- (エ) 搭乗人員数及び負傷者の有無並びにその概数
- (オ) 機種及び搭載燃料
- (カ) 搭載している危険物
- (キ) 運航会社名及び便名

(2) 広報活動

ア 関係機関の連携

広報活動を行うにあたって町は、県、他市町村、県警察、航空会社、防災関係機関及び報道関係機関等は連絡、調整を密にし、被害状況、応急対策及び避難勧告等の情報を的確、迅速に伝えるように努める。

イ 乗客の家族等への情報提供

乗客の家族等への情報提供は、航空災害に関わる航空会社が迅速に行う。

ウ 周辺住民、乗客等への広報

町は、県及び航空会社等と連携し、航空災害の状況、安否情報、交通情報等、ニーズに応じた情報の広報を行う。

(3) 避難指示（緊急）、避難勧告

町及び庄内警察署は、事故発生時に広報車等で避難勧告等の指示を行うとともに、県に対し、報道機関に避難勧告等の報道を依頼する。

(4) 交通規制の実施状況等

庄内警察署は、必要に応じ交通規制の実施状況等を報道機関に広報を依頼するとともに、広報車等により広報活動を実施する。

5 応急活動体制の確立

町内において航空機事故が発生した場合は、町、消防本部、県、県警察・警察署及び医療機関等は、事故の状況等に応じ災害対策本部等を設置し、必要により現地に合同の対策拠点を設置する等、連携を図り迅速かつ的確な応急活動を行う。国の現地災害対策本部が設置された場合は、相互に連携して応急活動にあたる。

町は、関係機関と連携し、円滑・迅速な応急対策の実施を図るため、事故の規模や被害状況に応じて速やかに応急体制を確立する。

6 応急復旧

町は、事故被害状況を把握して、県、消防機関、県警察・警察署等の防災関係機関及び当該航空会社と協力して応急復旧に努める。

第7節 鉄道災害応急計画

第1款 鉄道災害予防計画

1 計画の概要

鉄道事故に伴う多数の死傷者の発生等の災害を防止するため、鉄道事業者が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 鉄道施設等の安全対策の推進	① 監督官庁による安全指導 ② 交通環境の整備 ③ 安全運行施設等の整備・改良 ④ 保守・点検体制の充実
2 防災体制の整備	① 防災計画の作成 ② 連携体制の整備 ③ 応急対策用資機材の整備 ④ 再発防止対策の実施
3 防災教育等の実施	① 防災教育の徹底 ② 防災訓練の実施 ③ 広報体制の充実

3 鉄道施設等の安全対策の推進

(1) 監督官庁による安全指導

東北運輸局は、管内で鉄道事業を営む者に対し、法令の規定に基づき、定期又は必要の都度、立入検査、指導等を実施する。

(2) 交通環境の整備

鉄道事業者及び道路管理者は、踏切道改良促進法に基づき、列車運行回数及び道路交通量の多い踏切の立体交差化、舗装の改良等の構造改良、交通規制及び統廃合等を計画的に推進し、踏切での重大事故の発生防止に努める。

(3) 安全運行施設等の整備・改良

鉄道事業者は、CTC(列車集中制御装置)、ATS(自動列車停止装置)、ATC(自動列車制御装置)、踏切保安設備、防風設備等、列車の安全運行に関する施設・設備の整備・改良及び車両の不燃化等の安全対策を計画的に推進し、列車運行の安全性の向上に努める。

(4) 保守・点検体制の充実

鉄道事業者は、法令並びに各社の安全基準及び保安規程に基づき、車両、軌道、橋梁、トンネル、信号保安設備その他関連施設・設備の保守・点検体制を充実させ、鉄道システム全体の安全性・信頼性の維持に努める。

4 防災体制の整備

(1) 防災計画の作成

鉄道事業者は、法令等の定めるところにより防災計画を作成し、事故・災害発生時の指揮系統、職員の動員計画、対応手順、災害時における事業継続に関すること等をあらかじめ定めておく。

(2) 連携体制の整備

鉄道事業者は、関係機関及び協力会社との情報連絡体制及び相互の役割分担等について確認し、平時から連携の強化に努める。

(3) 応急対策用資機材の整備

鉄道事業者は、保安規程に基づき、事故・災害発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておく。

(4) 再発防止対策の実施

万一、鉄道事故が発生した場合には、鉄道事業者は、鉄道事故の再発防止を図るため、その原因を徹底的に究明し、その成果を速やかに安全対策に反映させるよう努める。

5 防災教育等の実施

(1) 防災教育の徹底

鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため、職員に対し次の事項について防災教育を徹底する。

ア 事故・災害発生時の旅客の案内

イ 避難誘導等混乱防止対策

ウ 緊急時の通信確保・利用方法

エ 旅客対策等

(2) 防災訓練の実施

鉄道事業者は、事故・災害発生時に適切な処置がとれるよう、事故・災害発生を想定した防災訓練を定期的の実施し、習熟に努める。

ア 非常呼出訓練

イ 避難誘導訓練

ウ 消火訓練

エ 脱線復旧訓練等

(3) 広報体制の充実

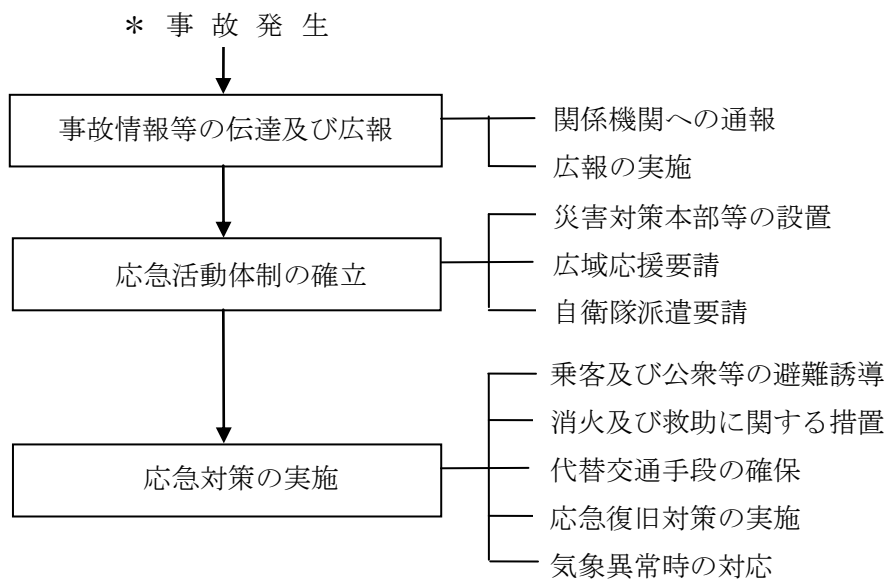
鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡網を確立し、広報体制の充実に努める。

第2款 鉄道災害応急計画

1 計画の概要

鉄道事故災害が発生した場合の被害を最小限にとどめ、鉄道の乗客の安全を確保するとともに、輸送の確保を図るため、鉄道事業者が実施する応急対策の方針等について定める。

2 鉄道災害応急対策フロー

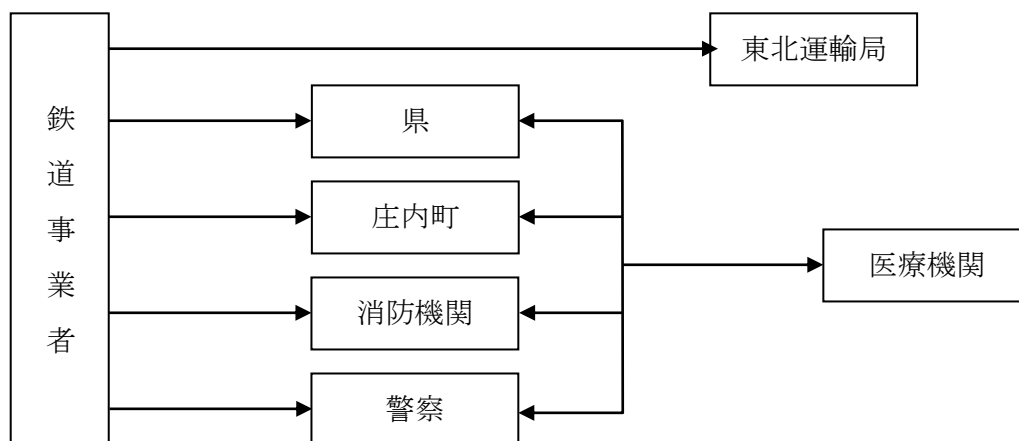


3 事故情報等の伝達及び広報

(1) 関係機関への通報

鉄道事業者は、乗客、乗員及び地域住民等の多数の死傷者の発生、又は土砂災害、雪崩発生及び危険物流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模な鉄道事故が発生した場合は、直ちに次の経路により、被害(人的、施設等)状況、復旧見込み、代替交通手段等について、速やかに関係機関に対して通報する。

<事故・災害発生時の連絡通報体制図>



このほか、地域住民からの110番、119番通報等により事故発生情報をもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は、上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

(2) 広報の実施

鉄道事業者は、正確な情報を迅速に提供して混乱の防止を図るため、被災者の家族等並びに旅客及び一般住民等に対して次により広報を実施する。

ア 被災者の家族等への広報

被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制を整えるほか、被災者の家族等に役立つ次の情報を適切に提供する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 被災者の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 災害応急対策に関する情報
- (オ) その他必要な事項

イ 旅客及び一般住民等への広報

報道機関を通じて又は広報板への掲示若しくは広報車の利用等により次の事項についての広報を実施する。

- (ア) 鉄道災害の状況
- (イ) 旅客等の安否情報
- (ウ) 医療機関等の情報
- (エ) 災害応急対策に関する情報
- (オ) 施設等の復旧状況
- (カ) 避難の必要性等地域に与える影響
- (キ) その他必要な事項

4 応急活動体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

鉄道事業者、警察本部、消防機関、県、町、医療機関その他関係機関は、事故・災害の状況により、各組織内に災害対策本部等を設置するとともに、必要に応じ、現地に関係機関合同の応急対策の拠点を設置して連絡を密にし、情報の共有及び効率的な応急対策の推進に努める。

(2) 広域応援要請

町及び県は、事故・災害の規模により、それぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

(3) 自衛隊派遣要請

鉄道事業者は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

5 応急対策の実施

(1) 乗客及び公衆等の避難誘導

ア 列車内

列車の乗務員は、乗客に対して、速やかに不通の状況、その列車の運行状況及び接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な避難誘導に努める。

イ 駅構内

事故・災害状況を的確に把握したうえで、随時適切な案内放送等を行うとともに、状況に応じて旅客公衆等を安全な避難所に誘導する。

(2) 消火及び救助に関する措置

ア 乗務員は、事故・災害等により火災が発生した場合は、速やかに指令及び駅を介して消防機関に通報し、旅客公衆等を安全な避難所に誘導するとともに、延焼拡大防止を図るため、消火体制を整える。

イ 事故・災害による火災、建物倒壊及び車両の破損等により負傷者が発生した場合は、速やかに消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ 事故・災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合は、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出・救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報するとともに、警察、消防機関、町、県、医療機関等に協力を依頼する。

(3) 代替交通手段の確保

事故・災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア 折り返し運転の実施

イ 運転不能線区のバス代行輸送

ウ 迂回線区に対する臨時列車の増強等

(4) 応急復旧対策の実施

事故・災害の復旧にあたっては、早期に運転を再開させるため、次により必要な資機材等を確保して応急工事を実施し、その後に本復旧対策を実施する。

ア 応急建設機材の運用

復旧作業に必要な応急建設機材については、あらかじめ定めた運用方法・借用方法により適切に確保する。

イ 資材の調達

事故・災害時における資材の供給については、事故・災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する。

ウ 技術者等の配置

復旧作業に従事する技術者等を適切に配置するとともに、緊急時は関係協力会社に対して技術者等の派遣を要請する。

(5) 気象異常時の対応

ア 気象予警報の伝達

山形地方気象台その他の関係機関から気象異常（降雨、降雪、強風等）の予報及び警報の伝達を受けたときは、速やかに関係箇所に対して伝達する。

イ 運転規制等の実施

時雨量、連続雨量及び風速等が運転規制基準に達した場合は、その強度により、直ちに列車の速度規制又は運転中止を実施する。

ウ 災害警備及び軌道調査

気象異常の情報を受けたとき又は気象観測機器が異常を検知したときで災害の発生が予測される場合は、線路設備等の警備を実施するとともに、直ちに線路、橋梁等関係施設を調査し、安全確認を行う。

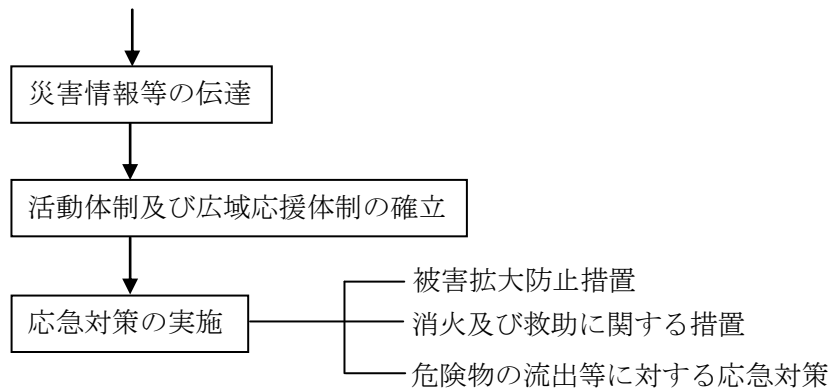
第8節 道路災害対策計画

1 計画の概要

道路上における大規模な交通事故に伴う災害が発生した場合に、迅速に救急救助活動を行うとともに、二次災害の発生等、被害の拡大防止のために、道路管理者、庄内警察署、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署等が実施する災害応急活動について定める。

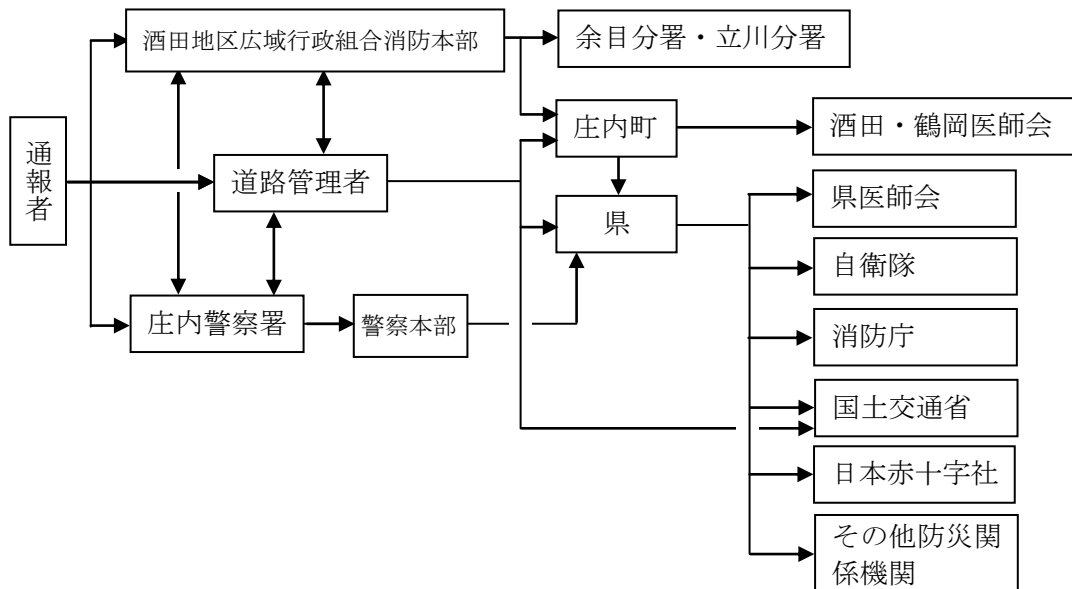
2 道路災害対策計画フロー

*災害発生



3 災害情報等の伝達

大規模な道路災害が発生したときは、次により事故情報等を伝達する。



- (1) 道路管理者、庄内警察署、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署のうち通行者からの通報又は自らのパトロール等により道路災害の発生を覚知した機関は、直ちに関係機関に通報するものとする。
- (2) 町は、事故発生を覚知した場合、被害の状況を調査し、県に報告する。

4 活動体制及び広域応援体制の確立

(1) 災害対策本部等の設置

道路管理者、町、県並びに関係機関等は、事故・災害の状況により、必要に応じ各組織内に災害対策本部の設置等、必要な体制を確立するとともに、緊密な連携に努める。

(2) 広域応援要請

町及び県は、事故・災害の規模によりそれぞれ単独では十分な災害応急対策を実施できないと認められる場合には、国、他都道府県及び他市町村等に対して応援を要請する。

(3) 自衛隊派遣要請

町長は、事故・災害の規模や収集した被害情報などから判断し、必要があると認められる場合には、知事に対し自衛隊の災害派遣要請の依頼を行うものとする。

5 応急対策の実施

(1) 被害拡大防止措置

道路管理者は二次災害防止のため次の措置を講ずる

ア 通行禁止又は制限

道路管理者は、事故災害等による道路の破損その他の理由により通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて管理する道路の通行を禁止又は制限する。

警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において道路交通法に基づき一般車両の通行禁止等の交通規制を行う。

道路管理者は、道路の通行を禁止した場合、迂回路を確保するなど円滑な道路交通の確保に努める。

イ 道路利用者及び一般住民等への広報

道路管理者は、道路の通行禁止等の措置を講じた場合は、直ちに庄内警察署、関係機関及び道路交通情報センター等へ連絡し、報道機関を通じて又は町防災無線や広報車の利用等により広報を行う。

(2) 消火及び救助に関する措置

ア 町、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、救助・救出活動を行うほか、火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 道路管理者は、町等の要請に基づき負傷者等の救助・救出及び消火活動の実施のため、必要な協力を行う。

(3) 危険物の流出等に対する応急対策

危険物の流出が認められるときには、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、庄内警察署及び道路管理者は、流出した危険物の名称、性状及び毒性等の把握に努めるとともに、相互に連携して防除活動にあたるものとする。

ア 二次災害の防止

(ア) 酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署等は、流出した危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災、健康被害及び環境汚染等の未然防止に必要な措置を講ずる。

(イ) 流出した危険物により飲料水汚染の可能性がある場合は、県及び河川管理者等は水道水取水施設管理機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

(ウ) 有害物質が河川、公共用水域、地中及び大気中に放出された場合、河川管理者及び保健所等は、必要に応じて環境調査を実施する。

イ 住民の安全確保

町及び庄内警察署等は、危険物による被害が周辺に及ぶおそれがある場合は、住民の避難誘導及び火気の使用制限措置を講ずる。

第9節 林野火災対策計画

第1款 林野火災予防計画

1 計画の概要

自然環境と森林資源及び住民の生命財産を林野火災による被害から守るために、町、県、国及び林野関係機関が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 火災予防体制の整備	① 体制等の整備 ② 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等 ③ 危険気象等に対する警戒
2 防火思想の普及	① 一般住民に対する啓発 ② 地域住民、林野関係者等に対する指導
3 消防体制等の整備	① 消防体制の整備 ② 消防資機材の整備 ③ 消防水利の確保 ④ 林野火災防ぎょ訓練の実施

3 火災予防体制の整備

(1) 体制等の整備

町、県、国、森林組合及び林野所有者等は、次により林野火災予防に必要な体制等の整備に努める。

ア 監視体制の整備

林野の管理者は、森林保護を兼ねた監視所・見張り所等の設置や、林野内の住民等に林野の監視、事故通報等を委嘱する等、監視体制の整備に努める。

イ 防火樹帯・防火線の整備

林野所有者等は、尾根、森林区画等を利用し、耐火樹、防火樹からなる防火樹帯を整備するとともに、地形、水利状況等を考慮して防火線を設けるよう努める。

防火線は、定期的な刈り払い等により適切な維持管理を行い、延焼防止機能の維持に努める。

ウ 林道（防火道）の整備

町等は、消防用車両の通行に支障が無いよう、林道（防火道）の適切な維持管理に努める。

エ 消防水利の確保

町は、消防水利を確保するため、防火水槽の一層の整備を推進する。また、防災関係機関は、河川、湖沼、ダム及び砂防・治山関係施設等の整備にあたっては、消火作業に使用する際の利便性に配慮した構造

とするよう努める。

オ 消防施設等の整備

町は、国の支援措置を活用する等により、林野火災用消防施設等の整備に努める。

(2) 林野内及び周辺地域での火気使用の指導等

ア 森林等への火入れ許可

町長は、森林法第21条に基づき森林等への火入れを許可する場合には、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署と十分協議し、火災予防に関する指導を徹底する。

また、火入れ場所が他の市町村に近接する場合には、当該市町村に通知する。

イ 火気使用施設への指導

酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署と町は連携して、森林内及びその周辺に所在する民家、山小屋、キャンプ場等の管理者に対して、火気の使用について適宜、査察や指導を行う。

(3) 危険気象等に対する警戒

ア 通常の警戒

林野の所有者、管理者及び酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署・立川分署は、気象条件により林野火災が発生するおそれがある場合には、林野の巡視、監視等を強化する。

また、周辺住民、入林者等に対し火気使用に関する注意を喚起するとともに、火災発生防止に努める。

イ 火災警報発令と警戒

町長は、山形地方気象台から火災気象通報が発表されたとき又は気象の状況が火災予防上危険と認めるときは、火災に関する警報を発令して住民、入林者等に対し周知するとともに、屋外での火気使用の制限、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

4 防火思想の普及

(1) 一般住民に対する啓発

町、県、森林管理署その他林野関係機関は、連携して広域的かつ総合的な林野火災防止運動を展開し、登山、観光及び保養等の森林利用者のマナー向上とその定着を図る。

また、出火は行楽期等一定期間に集中していることから、出火危険期は火災予防の強化期間とし、新聞、テレビ及びラジオ等により啓発を行うとともに、登山口や林野内の道路等にポスター、立て看板及び標識板

等を設置して注意を喚起する。

(2) 地域住民、林野関係者等に対する指導

ア 山火事防止対策連絡会議等の開催

町、県、森林管理署その他林野関係機関は、山火事防止のための連絡会議等を適宜開催し、予防対策や火災発生時の対処等基本的事項等について確認し、その徹底を図る。

イ 地域での指導の徹底

町は、林野内に立ち入る機会の多い地域住民に対して、林野火災防止に関する講習会を開催する等により、防火思想の徹底を図る。

ウ 職場での指導・啓発

林野関係事業者等は、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署の協力を得る等により、職場で林野火災防止に関する講習会を開催し、その職員等に林野火災防止対策や火災発生時の措置等について周知徹底する。

5 消防体制等の整備

(1) 消防体制の整備

ア 消防出動計画の策定

町は、当該管轄地域の地勢、植生及び気象等を勘案し、林野火災を想定した出動計画を町防災計画に定める。

イ 林野火災防ぎょ図の整備

酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、林野火災の特性及び消火活動上必要な事項を網羅した林野火災防ぎょ図を整備する。

なお、必要に応じ、管轄区域以外の林野地域についても、その管轄する酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署と協議のうえ、所要の事項を表示する。

ウ 自衛消防体制の整備

林野管理者等は、林野火災が消防車両の到着が困難な場所で発生する機会が多いことを考慮し、自衛消防隊を組織する等により、初期消火体制の整備を図る。

エ 広域応援体制等の整備

町及び県は、県内外の消防機関との広域的な応援体制や森林管理署、庄内警察署、自衛隊その他の機関との協力体制を整備し、火災発生時に効果的な消防活動が展開できるよう、平時から情報交換等に努める。

(2) 消防資機材の整備

町は、県及び林野関係機関と連携し、林野火災に対する火災防ぎょ活

動に必要な資機材の整備、充実に努める。

(3) 消防水利の確保

町、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、火災防ぎょ活動時に必要な消防水利を確保するため、防火水槽の整備を図るほか、河川、湖沼等の自然水利や砂防ダム等の水源として利用できる施設等を調査し、消防水利マップを作成する等、消防水利の一層の整備を図る。

(4) 林野火災防ぎょ訓練の実施

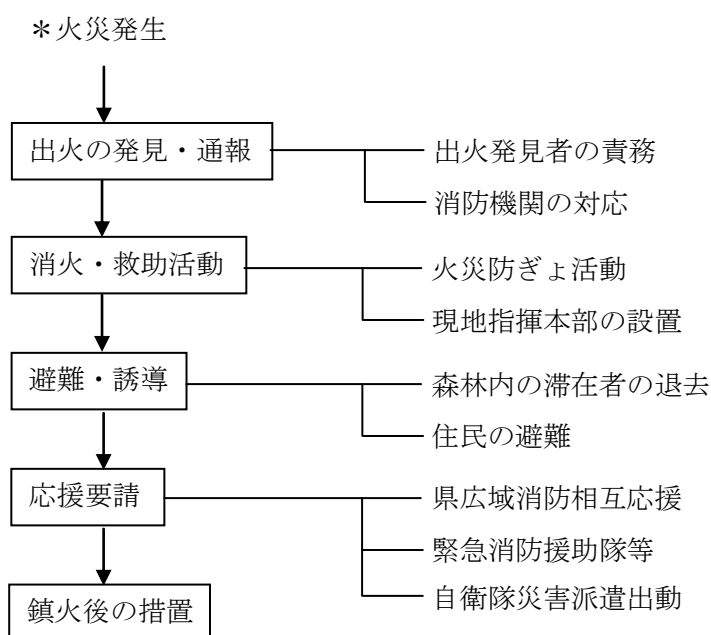
町、県、その他の林野関係機関は、林野火災発生時における相互の協力体制の整備と火災防ぎょ技術の向上を図るため、毎年訓練の実施に努める。

第2款 林野火災応急計画

1 計画の概要

林野火災の発生に対し、迅速かつ効果的な消防活動によりその延焼を最小限に食い止めるために、森林所有者・管理者、地域住民、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、県その他関係機関が連携して実施する消火・救助活動について定める。

2 林野火災応急計画フロー



3 出火の発見・通報

(1) 出火発見者の責務

森林・原野等で火災の発生を発見した者は、直ちに酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署に通報しなければならない。

また、発生した火災が初期であり火力が弱い場合には、発見者は自身に危険が及ばない範囲で初期消火にあたる。

(2) 酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署の対応

通報を受けた酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、直ちに関係隊を出動させるとともに、関係機関に所要の措置を講ずるよう要請する。

4 消火・救助活動

(1) 火災防ぎょ活動

ア 地上での消火活動

町、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署、森林管理署及びその他の林野関係機関等は、相互に連絡を密にし、それぞれ

れの消防計画に定めるところにより、一致協力して消火活動を行う。

イ 空中消火活動

町は、地上での消火活動では消火が困難であり、ヘリコプターによる空中からの消火の必要があると認めるときは、県に対して、消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

ウ 要救助者の救助

酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署等は、火災現場に負傷者や退路を断たれる等逃げ遅れた者がある場合には、火災及び周辺の状況から、最も確実かつ安全な方法により、他に優先して人命救助活動を行う。

(2) 現地指揮本部の設置

大規模な火災の場合等は、町のほか、関係市町村、県、庄内警察署、陸上自衛隊の派遣部隊等、多数の機関が消火・救助活動に従事することから、酒田地区広域行政組合消防本部の消防長は、これら機関相互の連絡調整を行い、消火・救助活動を統一的に実施するため、必要に応じ現場近くに現地指揮本部を設置する。

5 避難・誘導

(1) 森林内の滞在者の退去

町、庄内警察署、酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署等は、林野火災発生の通報を受けたときは、直ちに広報車等により火災発生周辺地域に広報を行い、登山者等の森林内滞滞者に速やかな退去を呼びかける。

また、道に迷った者等に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全地帯まで誘導する。

(2) 住民の避難

町長は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断したときは、住民に対して避難勧告等を行い、庄内警察署等と協力して住民を安全に避難させる。

特に、要配慮者の避難誘導については、本人、家族及び福祉・防災関係者により事前に避難行動要支援者避難支援プランに基づき避難支援者をあらかじめ決めておくとともに、避難準備・高齢者等避難開始を発令するなど、時間に余裕を持った避難誘導を行う。

6 応援要請

町又は県は、火災が大規模の場合等に、その消防力をもっては火災の鎮圧等が困難と認めるときは、次により関係機関に応援要請を行う。

(1) 県広域消防相互応援協定

町は、「山形県広域消防相互応援協定」に基づき、他の市町村等に対して応援を要請する。

(2) 自衛隊災害派遣出動

町は、知事に対し自衛隊の災害活動派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは自衛隊に対して派遣要請を行うとともに空中消火資機材の手配を行う。

7 鎮火後の措置

酒田地区広域行政組合消防本部・余目分署及び立川分署は、火災鎮火後においても当分の間、再燃に備えて監視・警戒を行う。

林野の管理者等は、焼失した林地の崩壊等を防止するため、速やかに植林や治山工事を実施する等、二次災害防止措置を講ずる。

第10節 原子力災害対策計画

第1款 総則

1 計画の目的

原子力災害（隣接県の原子力発電所における大規模な事故及び放射性物質の輸送中に発生した事故により放射性物質が大量に放出される災害）に関し、予防計画、応急計画及び復旧計画を定め、総合的かつ計画的な対策を講じることによって、住民の健康を保護するとともに、不安を解消し、安全・安心な住民生活を確保することを目的とする。

2 計画において尊重すべき指針

原子力災害対策における専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

3 計画の前提となる緊急事態が想定される原子力発電所

本県と隣接する宮城県、福島県及び新潟県には、下記の原子力発電所が所在している。

(1) 宮城県

本町（役場本庁舎）からは約148kmの距離に位置している。

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力	備考
東北電力株式会社	女川原子力発電所	宮城県牡鹿郡 女川町及び石巻市	1号	BWR	52.4万kW	平成30年 12月21日 廃止
			2号	BWR	82.5万kW	
			3号	BWR	82.5万kW	

※BWR＝沸騰水型軽水炉



(2) 福島県

本町（役場本庁舎）からは約187kmの距離に位置している。

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型 (※)	認可出力	備考
東京電力 ホールディングス株式会社	福島第一 原子力発電所	福島県双葉郡 大熊町及び双葉町	1号	BWR	46.0万kW	平成24年4 月19日廃止
			2号	BWR	78.4万kW	
			3号	BWR	78.4万kW	
			4号	BWR	78.4万kW	
	福島第二 原子力発電所	福島県双葉郡 楡葉町及び富岡町	1号	BWR	110.0万kW	平成26年1 月31日廃止
			2号	BWR	110.0万kW	
			3号	BWR	110.0万kW	
			4号	BWR	110.0万kW	

※ BWR = 沸騰水型軽水炉



(3) 新潟県

本町（役場本庁舎）からは約195kmの距離に位置している。

事業者名	発電所名	所在地	号機	原子炉型(※)	認可出力
東京電力 ホールディングス株式会社	柏崎刈羽 原子力発電 所	新潟県柏崎市 及び 刈羽郡刈羽村	1号	BWR	110.0万kW
			2号	BWR	110.0万kW
			3号	BWR	110.0万kW
			4号	BWR	110.0万kW
			5号	BWR	110.0万kW
			6号	ABWR	135.6万kW
			7号	ABWR	135.6万kW

※BWR＝沸騰水型軽水炉、ABWR＝改良型沸騰水型軽水炉



第2款 原子力災害予防計画

1 計画の概要

原子力災害による被害並びに住民の健康の保護及び不安の軽減を図るために、町及び県等が実施する平常時における原子力災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 活動体制等	
2 モニタリングの実施	① 平常時におけるモニタリング
3 防災体制の整備	① 通信連絡体制の整備 ② 避難等の体制の整備 ③ 防災訓練等の実施
4 原子力災害医療体制等の整備	① 原子力災害医療体制の整備 ② 避難退域時検査等実施体制の整備
5 防災知識の普及等	① 放射線に関する知識の普及 ② 原子力災害に関する防災知識の普及 ③ 防災業務関係者に対する教育・研修 ④ 住民相談体制の整備

3 活動体制等

町及び県は、2に掲げる項目について、各々の役割に応じて活動体制を整備するとともに、防災知識の普及等の活動に当たる。

4 モニタリングの実施

(1) 平常時におけるモニタリング

県は、県内における環境及び食品・水道水の放射性物質の状況を把握するため、平常時より環境中及び食品・水道水中のモニタリング（以下「モニタリング」という。）を行う。

ア モニタリング体制等の整備

県は、平常時におけるモニタリングを実施するため、モニタリングポスト、サーベイメータ、ゲルマニウム半導体検出器等（以下「モニタリング機器」という。）を整備し、維持管理を行う。

なお、モニタリング機器の整備不足や故障を想定し、放射能濃度測定的外部委託等機器の調達先をあらかじめ把握しておくものとする。

また、町は、空間の放射線線量率（以下「空間放射線量」という。）に係るモニタリングを実施するための機器の整備に努めるとともに、県が実施するモニタリングに協力するものとする。

イ 平常時におけるモニタリング

県は、平常時より、空間放射線量の測定や環境試料・流通食品・

水道水中の放射性物質濃度の検査を行う。

ウ モニタリング結果の公表

県は、平常時におけるモニタリングの結果を定期的に公表する。

なお、測定結果に異常が確認された場合は、速やかに公表する。

5 防災体制の整備

(1) 通信連絡体制の整備

県は、特に隣接県災害対策本部、防災関係機関等との緊急時における連絡が円滑に実施できるよう体制を整備する。

町は、住民に正確な情報を迅速に伝達するため、緊急時における同報系防災行政無線及び広報車等の広報設備及び機器等の整備を推進する。

(2) 避難等の体制の整備

町及び県は、国が示す緊急事態の初期対応段階の区分に応じた注意喚起・避難等の体制を整備する。なお、情報連絡、住民等の屋内退避・避難等については、一般的な防災対策との共通性又は類似性があるため、これらを活用することで効率的かつ実効的に実施するものとする。

ア 町及び県は、隣接県の原子力施設に係る警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）等に応じた県民への注意喚起体制を整備するものとする。

イ 町及び県は、隣接県の原子力施設に係る全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態であり、原災法第15条第1項の規定による原子力緊急事態宣言に係る事象をいう。以下同じ。）における注意喚起及び屋内退避が的確かつ迅速に実施されるよう、屋内退避指示、情報伝達方法等を記載した屋内退避に関するマニュアルを策定するものとする。

(3) 防災訓練等の実施

町及び県は、緊急時通信連絡訓練、住民に対する情報伝達訓練等を定期的に実施する。

6 原子力災害医療体制等の整備

(1) 資機材等の整備

県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供を受け、放

射線測定用資機材、簡易除染資機材、医療用資機材等の整備に努めるものとする。

(2) 避難退域時検査等実施体制の整備

県は、避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、関係機関も含め協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。また、事故発生地域からの避難者に対する健康相談を行うための体制を整備するものとする。

7 防災知識の普及等

(1) 放射線に関する知識の普及

県は、国や町と協力して、放射線に関する正しい知識の普及と啓発を行うとともに、町が行う普及と啓発に関し必要な助言を行う。

ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること

イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

ウ その他必要と認める事項に関すること

(2) 原子力災害に関する防災知識の普及

ア 防災広報

県は、国、原子力発電所所在道府県、町及び関係機関と協力して、原子力災害に関する防災知識の普及と啓発のため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、町が行う防災知識の普及と啓発に関し必要な助言を行う。

(ア) 全国の原子力発電所の稼働、休止等の概要に関すること

(イ) 原子力災害とその特性に関すること

(ロ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること

(ハ) 緊急時における情報及び指示の伝達方法に関すること

(ニ) 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項等に関する
こと

(ホ) その他必要と認める事項に関すること

イ 防災教育

町の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

(3) 防災業務関係者に対する教育・研修

ア 町は、応急対策の円滑な実施を図るため、国、県及び防災関係機関の協力を得て、原子力防災業務に携わる者に対する教育・研修を必要に応じて実施する。

(ア) 原子力防災体制及び組織に関する知識

- (イ) 全国の原子力発電所施設の稼働、休止等の概要に関すること
 - (ロ) 原子力災害とその特性に関すること
 - (エ) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
 - (オ) 緊急時における県や国等が講じる対策の内容に関すること
 - (カ) 放射線及び放射性物質の測定に関すること
 - (キ) 緊急時医療に関すること
 - (ク) 危機管理に関すること
 - (ケ) その他必要と認める事項に関すること
- (4) 住民相談体制の整備

町は、住民からの様々な相談、問い合わせに対応できるよう、県と連携し必要な地域に総合的な相談窓口を設置するための体制整備を図る。

第3款 原子力災害応急計画

1 計画の概要

原子力災害による被害を軽減するため、隣接県の原子力発電所で大規模な事故が発生した場合に、町及び県が実施する緊急時における原子力災害応急対策について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 モニタリングの強化及び対応	① 緊急時におけるモニタリングの実施 ② 基準値超過食品の流通防止措置 ③ 水道水の摂取制限等の措置
2 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施	① 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の住民への注意喚起 ② 全面緊急事態の際の住民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導の防護活動の実施
3 原子力災害医療活動等の実施	
4 住民への情報伝達等	① 住民に対する広報及び指示伝達 ② 住民相談の実施
5 自治体の区域を越えた避難者の受入活動	

3 モニタリングの強化及び対応

(1) 緊急時におけるモニタリングの実施

県は、環境放射線の状況に関する情報収集、O I L (※)に基づく防護措置の実施の判断、原子力災害による住民等と環境への放射線影響把握のため、隣接県の原子力施設における施設敷地緊急事態の段階からモニタリングの準備を開始するとともに、全面緊急事態の段階において、平常時におけるモニタリング体制から緊急時におけるモニタリング体制に切り替える。

なお、モニタリングの実施に際しては、国、関係地方公共団体、原子力事業者が公表するモニタリング結果、放出源の情報、気象情報等を参考にする。

※<O I L>

原子力災害発生時の防護措置の実施を判断する基準として、空間放射線量率や環境試料中の放射性物質の濃度等の原則計測可能な値で表される運用上の介入レベル

ア 緊急時におけるモニタリング

(ア) 空間放射線モニタリング

町及び県は、初期段階においてはO I Lによる防護措置の判断

に必要な空間放射線量率の測定を重視する。施設敷地緊急事態の段階において測定地点を決定し、全面緊急事態の段階において、モニタリング機器によるモニタリングを強化する。

(1) 放射性物質の検査

県は、空間放射線モニタリング結果及び国の指示等を踏まえながら、環境試料、食品・水道水等の放射性物質の検査を行う。

イ モニタリングの結果の公表

県は、緊急時におけるモニタリングの結果については、その都度、報道機関にプレスリリースを行うとともに、県のホームページにより公表を行う。

(2) 基準値超過食品の流通防止措置

ア 県は、県内流通食品の放射性物質検査の結果、当該食品に含まれる放射性物質が食品衛生法で定める基準値（以下「基準値」という。）を超えた場合は、当該食品の廃棄・回収等の措置を講じるほか、加工食品が基準値を超えた場合は、原因を調査し、必要に応じ原料の生産地におけるモニタリング検査の強化等の対策を講ずる。

イ 県は、緊急時におけるモニタリングの結果、県産農林水産物等の放射性物質濃度が、O I Lや基準値を超えたこと等により、国の原子力災害対策本部から摂取制限・出荷制限の指示を受けた場合、関係市町村、関係事業者及び住民に対し摂取及び出荷を差し控えるよう要請する。

ウ 町は、県から摂取及び出荷制限の要請を受けた場合、農林水産物の生産者、関係事業者及び住民等に対し摂取及び出荷を差し控えるよう周知する。

(3) 水道水の摂取制限等の措置

ア 水道事業者は、水道水の放射性物質検査の結果、当O I Lや管理目標値を超えた場合は、直ちに浄水場及び水道原水中の放射性物質濃度及び濁度の検査結果並びにろ過設備の運転状況に基づいて超過原因を究明するとともに、その旨を水道利用者に周知する。

また、管理目標値を超える状態が長期間継続することが見込まれる場合は、他の水道水源への振替、摂取制限等の措置を講じ、その旨を水道利用者及び関係機関に周知する。浄水中の濁度が水道水質基準を超過する等の衛生上の問題が回避できない場合には、給水停止の措置を講ずる。

なお、原子力緊急事態宣言が発出され、原子力災害対策本部が設置されている間については、同本部の指示又は厚生労働省からの要

請に基づいて摂取制限を行う。

イ 県は、水道事業者に対し適切な措置を講ずるよう要請する。

また、国及び県は、必要に応じて水道事業者に対する給水停止命令等の措置を講ずる。

4 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

県は、隣接県の原子力施設に係る緊急事態の初期対応段階の区分に応じた防護活動を実施するものとする。

(1) 警戒事態及び施設敷地緊急事態の際の住民への注意喚起

町及び県は、原子力災害による本県への影響が懸念される場合に、住民の不安を解消し正しい情報に基づき適切に対応してもらうため、屋内退避の指示が出された場合の留意事項について、早い段階から周知を図り、住民に対して注意喚起を行う。

(2) 全面緊急事態の際の住民への注意喚起及び屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施

町及び県は、本県への影響が懸念される場合に、早い段階から注意喚起を行うとともに、本県に対して原災法第15条第3項の規定に基づく指示があった場合には、住民に対して屋内退避等の指示を行う。

なお、原子力緊急事態（※）が発生した場合には、原災法第15条第3項の規定及び原子力災害対策指針に定める基準に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、住民等に屋内退避や避難に関する指示を行うべきことの指示を行うこととなっている。

複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

※＜原子力緊急事態＞

原子力事業者の原子炉の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外へ放出された事態

ア 県は、内閣総理大臣の指示があった場合には、関係市町村に対し、住民に対する屋内退避又は避難指示（緊急）を以下の情報伝達の方法により行うものとし、屋内退避準備又は避難・高齢者等避難開始の伝達についても同様とする。

(ア) 報道機関に対する緊急放送等の要請

(イ) 防災行政無線による広報

- (ウ) 広報車などによる広報
- (エ) 学校、保育所、病院、社会福祉施設等、特に屋内退避にあたり配慮を要する者を対象とする施設に対する伝達
- (オ) 鉄道事業者、バス事業者の協力による広報

イ 県は、市町村の区域を越えた広域避難を要する市町村が生じた場合は、必要に応じて避難先、移動手段、移動経路等の広域避難に関する事項について調整を行う。なお、県外への広域避難が必要な場合は、県が避難先の都道府県と協議し調整を行う。

調整に際しては、特に入院患者等避難行動要支援者の避難方法、避難先等について配慮するものとし、移動が困難な者については、屋内退避も検討するものとする。

ウ 町は、内閣総理大臣又は知事から屋内退避又は避難指示（緊急）を受けたときは、要避難者を把握し、避難先の指定を行ったうえで、あらかじめ定めた手順により、住民を屋内退避又は避難させる。

エ 県は、避難者の収容対策として、様々な手段により応急的な住宅を確保し、暫定的な住生活の安定を図る。

5 原子力災害医療活動等の実施

県は、事故発生地域からの避難者の健康相談に応じるとともに、必要に応じて避難退域時検査や簡易除染を行う。

なお、県は、避難退域時検査の結果、専門的診断及び治療が必要と判断される場合には、原子力災害医療協力機関、原子力災害拠点病院等に移送すべく対処する。

6 住民への情報伝達等

(1) 住民に対する広報及び指示伝達

ア 県が行う広報及び指示伝達

県は、住民に対して、テレビ、ラジオ等による緊急報道や県のホームページなど様々な広報媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、関係市町村に対し、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

- (ア) 事故の概要
- (イ) 災害の現況
- (ウ) 放射線の状況に関する今後の予測
- (エ) 県及び関係市町村並びに防災関係機関の対策状況
- (オ) 屋内退避、避難など住民のとるべき措置及び注意事項
- (カ) その他必要と認める事項

イ 町が行う広報及び指示伝達

町は、住民に対して、防災行政無線や広報車など様々な媒体を活用して、次の事項について情報の提供を行うとともに、住民の行動に関する必要な事項の指示を行う。

(ア) 事故の概要

(イ) 災害の現況

(ウ) 放射線の状況に関する今後の予測

(エ) 町、県及び防災関係機関の対策状況

(オ) 屋内退避、避難など住民のとるべき措置及び注意事項

(カ) その他必要と認める事項

(2) 住民相談の実施

町は県と連携し、状況に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等、必要な地域に総合的な相談窓口を設置し、住民からの様々な相談、問い合わせに対応し、安全性に関する情報等の積極的な提供に努める。

7 自治体の区域を越えた避難者の受入活動

自治体の区域を越えた避難者の受入等活動については、「第2編第2章第1節第4款 広域避難受入計画」に準ずる。

また、避難指示に基づかない自主避難者については、町及び県が連携して受入活動にあたる。

第4款 災害復旧計画

1 計画の概要

住民生活の早期安定を図るため、原子力緊急事態解除宣言が発出された後における放射性物質による汚染の除去等や各種制限措置等の解除について定め、事態の収束後における早期復旧を目指す。

2 計画の体系

項目	概要
1 活動体制	
2 制限措置等の解除	① 各種制限措置等の解除
3 モニタリングの継続及び汚染の除去等	① モニタリングの継続 ② 放射線物質による汚染の除去等 ③ 健康に関する相談への対応
4 風評被害の軽減及び損害賠償請求等	① 風評被害等の影響の軽減 ② 損害賠償の請求等

3 活動体制

町及び県は、2に掲げる項目について、各々の役割に応じて活動を実施するものとする。

4 制限措置等の解除

(1) 各種制限措置等の解除

ア 各種指示の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、関係市町村に対し避難等の指示を解除するよう指示する。当該関係市町村は、住民に対しその旨を伝達する。

イ 各種制限措置の解除

県は、緊急時モニタリングによる測定結果等に基づき、国の派遣する専門家等の助言を踏まえ、住民への放射性物質による影響の懸念がなくなったと認められるときは、原子力災害応急対策として実施された立入制限、交通規制等の解除を関係機関に対し指示する。また、県は、解除実施状況を確認する。

また、摂取及び出荷制限を指示された県産農林水産物等については、県が管理計画を作成するとともに、国に対して制限の解除を要請する。

5 モニタリングの継続及び汚染の除去等

(1) モニタリングの継続

県は、原子力緊急事態解除宣言後においても、必要に応じてモニタ

リングを継続して行い、その結果を速やかに公表する。

(2) 放射性物質による汚染の除去等

県は、モニタリングにより基準又はO I Lを超える空間放射線量率が確認され、県民の健康に影響を及ぼすおそれがある場合には、国、関係市町村、原子力事業者その他防災関係機関とともに、放射性物質に汚染されたものの除去及び除染作業など状況に即した適切な措置を講ずる。

(3) 健康に関する相談への対応

町及び県は、住民等からの心身の健康に関する相談に応じる。

6 風評被害の軽減及び損害賠償請求等

(1) 風評被害等の影響の軽減

県は、国、町及び関係団体等と連携し、原子力災害による風評被害等を未然に防止し、又は影響を軽減するため、応急対策時に引き続き地元農林水産物や地元企業が製造する製品等の適正な流通の促進と観光客の減少の防止のための広報活動等必要な対策を行う。

(2) 損害賠償の請求等

町及び県等は、将来の損害賠償請求等に資するため、原子力災害に伴い発生した業務及びその経費について諸記録を作成・保存するものとする。

庄内町地域防災計画

発行日 令和3年3月

発行 山形県 庄内町

〒999-7781

山形県東田川郡庄内町余目字町 132-1

TEL: 0234-43-0246

FAX: 0234-42-0893

企画・編集 庄内町 環境防災課 危機管理係
